

NEXT NOTES

- NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN
- NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN
- NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETN
- NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN
- NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN
- NEXT NOTES 金先物 ベア ETN
- NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETN
- NEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETN
- NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジETN
- NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジETN
- NEXT NOTES 東証グロース市場250 ETN
- NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50 (円、ネットリターン) ETN
- NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETN
- NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETN
- NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETN
- NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN
- NEXT NOTES 野村日本株高配当70 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN
- NEXT NOTES 日本株配当貴族 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN
- NEXT NOTES 東証REIT (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN
- NEXT NOTES 野村AIビジネス70 (ネットリターン) ETN
- NEXT NOTES 高ベータ30 (ネットリターン) ETN
- NEXT NOTES 低ベータ50 (ネットリターン) ETN
- NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株 (ネットリターン) ETN

— 発 行 者 —

NOMURA

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ

この目論見書が対象とするノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ（この特記事項において、以下「発行会社」といいます。）が発行者となるNEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN、NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN、NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES 金先物 ベア ETN、NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETN、NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジETN、NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジETN、NEXT NOTES 東証グロース市場250 ETN、NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）ETN、NEXT NOTES S&P500 配当貴族（ネットリターン）ETN、NEXT NOTES S&P シンガポール リート（ネットリターン）ETN、NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN、NEXT NOTES 野村日本株高配当70（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN、NEXT NOTES 日本株配当貴族（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN、NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN、NEXT NOTES 野村AIビジネス70（ネットリターン）ETN、NEXT NOTES 高ベータ30（ネットリターン）ETN、NEXT NOTES 低ベータ50（ネットリターン）ETNおよびNEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株（ネットリターン）ETNに係る受益権の募集につきましては、発行会社は、金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2023年10月10日に関東財務局長に提出しており、2023年10月26日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条第1項の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を2023年10月30日、2023年11月7日、2023年11月15日、2023年12月22日、2024年2月1日、2024年2月15日、2024年4月15日、2024年4月30日、2024年5月8日、2024年5月17日、2024年6月27日、2024年7月31日および2024年8月15日に提出しております。

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年10月10日
2023年10月30日訂正届出書提出
2023年11月7日訂正届出書提出
2023年11月15日訂正届出書提出
2023年12月22日訂正届出書提出
2024年2月1日訂正届出書提出
2024年2月15日訂正届出書提出
2024年4月15日訂正届出書提出
2024年4月30日訂正届出書提出
2024年5月8日訂正届出書提出
2024年5月17日訂正届出書提出
2024年6月27日訂正届出書提出
2024年7月31日訂正届出書提出
2024年8月15日訂正届出書提出

【会社名】 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ
(Nomura Europe Finance N.V.)

【代表者の役職氏名】 社長兼業務執行取締役
(President & Managing Director)
久保田 健太郎
(Kentaro Kubota)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 アムステルダム市1096HA
アムステルプライン1 レンブラント・タワー19階
(Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam,
The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人
弁護士 森田 翔

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1107
03-6775-1664

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 申込期間（2023年11月4日から2024年12月3日まで）
各本受益権（以下に定義する。）ごとに、500億円を上限とする。
*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「発行会社」、「当社」または「NEF」は、法人所在地をアムステルダムとするノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイを指し、「保証会社」または「野村ホールディングス」は、野村ホールディングス株式会社を指し、「野村グループ」は、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社を指す。
- (注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、
- ・「香港ドル」は、中華人民共和国香港特別行政区の法定通貨を指し、
 - ・「米ドル」は、アメリカ合衆国の法定通貨を指し、
 - ・「韓国ウォン」は、大韓民国の法定通貨を指し、
 - ・「ユーロ」は、欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合の加盟国の統一通貨を指し、
 - ・「インドネシアルピア」は、インドネシア共和国の法定通貨を指し、
 - ・「マレーシアリンギット」は、マレーシアの法定通貨を指し、
 - ・「フィリピンペソ」は、フィリピン共和国の法定通貨を指し、
 - ・「シンガポールドル」は、シンガポール共和国の法定通貨を指し、
 - ・「タイバーツ」は、タイ王国の法定通貨を指し、
 - ・「インドルピー」は、インド共和国の法定通貨を指し、
 - ・「円」は、日本国の法定通貨を指す。
- (注3) 本書において使用される各用語は、別段の記載がある場合または文脈上別異に解される場合を除き、各本受益権に係る上場信託受益権信託契約および発行会社に係る契約に関する基本契約書（以下「基本契約」という。）、上場信託受益権信託契約および発行会社に係る契約条項（以下「信託契約条項」という。）ならびに上場信託受益権信託契約および発行会社に係る契約に関する個別契約書（以下「個別契約」という。）（以下、基本契約、信託契約条項および個別契約を総称して「信託契約」という場合がある。）に定める意味を有する。

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
1【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】	1
2【新規発行による手取金の使途】	307
(1)【新規発行による手取金の額】	307
(2)【手取金の使途】	307
第2【売出要項】	307
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	308
第3【第三者割当の場合の特記事項】	343
第4【その他】	343
1【法律意見】	343
第二部【公開買付けに関する情報】	344
第三部【追完情報】	345
第四部【組込情報】	346
有価証券報告書	347
第五部【提出会社の保証会社等の情報】	550
第1【保証会社情報】	550
第2【保証会社以外の会社の情報】	550
第3【指数等の情報】	551
第六部【特別情報】	557
【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	557

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

本「第1 募集要項」には23の異なる種類の有価証券信託受益証券についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの有価証券信託受益証券ごとに異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの有価証券信託受益証券ごとに記載内容を分けて記載している。かかる記載方法による場合は、かかる見出しの下で定義された用語は当該有価証券信託受益証券の関係でその定義された意味を有する。一方、それぞれの有価証券信託受益証券の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの有価証券信託受益証券に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。

1【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

銘柄

	銘柄(注1)	受託有価証券(注2)
1	NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN	ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債
2	NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN	ハンセン指数・ショートインデックス連動債
3	NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETN	韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債
4	NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN	韓国総合株価指数200(先物)・インバースインデックス連動債
5	NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN	日経・JPX金レバレッジ指数連動債
6	NEXT NOTES 金先物 ベア ETN	日経・JPX金インバース指数連動債
7	NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETN	日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3
8	NEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETN	日経・JPX原油インバース指数連動債
9	NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジETN	ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ・プライスリターン)連動債(以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数連動債」という。)
10	NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジETN	ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ・トータルリターン)連動債(以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数連動債」という。)
11	NEXT NOTES 東証グロース市場250 ETN	東証グロース市場250指数連動債

12	NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50 (円、ネットリターン) ETN	STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン) 連動債
13	NEXT NOTES S&P500 配当貴族 (ネットリターン) ETN	S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債
14	NEXT NOTES S&P シンガポール リート (ネットリターン) ETN	S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債
15	NEXT NOTES インドNifty・ ダブル・ブル ETN	Nifty レバレッジ(プライスリターン)指数連動債
16	NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN	Nifty デイリーインバース (トータルリターン)指数連動債
17	NEXT NOTES 野村日本株高配当70 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN	野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数 (ネットトータルリターン) 連動債
18	NEXT NOTES 日本株配当貴族 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN	S&P/JPX 配当貴族指数 (米ドルヘッジ、課税後配当込み) 連動債
19	NEXT NOTES 東証REIT (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN	税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債
20	NEXT NOTES 野村AIビジネス70 (ネットリターン) ETN	野村AIビジネス70 (ネットリターン) 連動債
21	NEXT NOTES 高ベータ30 (ネットリターン) ETN	野村日本株高ベータ・セレクト30 (ネットリターン) 連動債
22	NEXT NOTES 低ベータ50 (ネットリターン) ETN	野村日本株低ベータ・セレクト50 (ネットリターン) 連動債
23	NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株 (ネットリターン) ETN	ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパン エンタープライズ指数 (課税後配当込み) 連動債

(注1) 以下、第1から第23までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託を個別にまたは総称して「本信託」という。

(注2) 以下、各本受益権に係る本信託の信託財産である第1から第23までの受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。また、第5から第8までの受託有価証券を個別にまたは総称して「日経・JPX指数連動債」、第9および第10の受託有価証券を個別にまたは総称して「ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債」、第13および第14の受託有価証券を個別にまたは総称して「S&P指数(課税後配当込み)連動債」、第15および第16の受託有価証券を個別にまたは総称して「Nifty指数連動債」ということがある。

(注3) 本外国指標連動証券の元本その他の支払は、野村ホールディングス株式会社により保証される。

(注4) 本書の提出会社であるノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイは、第1から第23までの本受益権に係る有価証券届出書を2022年9月9日に関東財務局長に提出している。

発行価額の総額

各本受益権について、500億円を上限とする。

なお、第1から第4までの本受益権は2013年2月18日に、第5から第8までの本受益権は2013年4月19日に、第9から第11までの本受益権は2013年10月28日に、第12の本受益権は2014年3月12日に、第13から第16までの本受益権は2014年11月18日に、第17の本受益権は2015年3月16日に、第18および第19の本受益権は2016年12月1日に、第20から第22までの本受益権は2017年3月1日に、また第23の本受益権は2019年7月10日に、それぞれ東京証券取引所に上場された。

発行価格

各本受益権について、1口当たり、申込受付日（以下に定義する。）現在の本外国指標連動証券1券面の額面金額（1万円。ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は100円）当たりの償還価額（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 用語の定義」に定義する。）を受益権付与率（以下に定義する。）で除することにより算出される価額（小数点以下は切り上げる。）（以下「発行価格」という。）とする。なお、申込手数料が別途必要となる。

本書において、「申込受付日」とは、(i)申込みを受け付けた日の午前10時までに本信託の委託者である野村證券株式会社（以下かかる地位において「委託者」という。）が受理した申込みについては、当該申込みを受け付けた日をいい、(ii)申込みを受け付けた日の午前10時より後に委託者が受理した申込みについては、当該申込みを受け付けた日の翌日（以下に定義する申込不可日を除く。）とする。また、本書において、「受益権付与率」とは、各本受益権の口数を各本外国指標連動証券の口数で除した比率をいい、当初の受益権付与率は100%である。

申込単位は、各本受益権について20,000口以上1口単位とする。

申込手数料は、1口当たり、発行価格に販売会社である野村證券株式会社（以下かかる地位において「販売会社」という。）が独自に定める率を乗じた額（※）とする。当該手数料には、消費税等の相当額が含まれる。

※ 詳細は、販売会社まで問い合わせされたい。

利率

本受益権に利息は付されない。

申込期間

申込期間：2023年11月4日から2024年12月3日までとする。

*なお、申込期間は、上記申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

委託者は、原則として、次の期日または期間（以下「申込不可日」という。）における各本受益権の取得申込みの受け付けを停止する。

- (1) 銀行営業日（以下に定義する。）以外の日
- (2) ロンドンおよびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日以外の日
- (3) 本指数（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 用語の定義」に定義する。）に関連する本取引所（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 用語の定義」に定義する。）の取引所営業日（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 用語の定義」に定義する。）以外の日
- (4) 本信託の計算期日（以下に定義する。）前の一定期間であって、受託者（下記「申込取扱場所 (2) その他申込み等に関する事項」に定義する。）が本信託の決算事務の都合上各本受益権の取得申込みの受け付けを停止する必要があると判断する期間
- (5) オランダ王国において発行会社の年次決算または未監査中間決算が公表される等、金融商品取引法に基づく開示が行われる必要がある事由が発生してからかかる開示が行われるまでの期間
- (6) その他類似の理由により、本外国指標連動証券の取得またはその信託設定が困難である日
- (7) 下記「申込取扱場所 (2) その他申込み等に関する事項」に記載の事由が生じている日

本書において、「銀行営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められ、または休日とすることが認められた日以外の日をいう。また、本書において、「計算期日」とは、毎年4月30日および本信託終了日をいう。

申込証拠金

該当事項なし。

申込取扱場所

販売会社である野村証券株式会社において申込みの取扱いを行う。その他の申込取扱場所（販売会社）については、下記の照会先まで問い合わせされたい。

<照会先>

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(1) 申込みの方法

販売会社所定の方法で申し込むものとする。

(2) その他申込み等に関する事項

販売会社は、以下のいずれかの事由に該当する場合には、本受益権の取得申込みの受付を停止することまたはすでに受け付けた本受益権の取得申込みの受付を取り消すことができる。その場合、販売会社、委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（以下「受託者」という。）または受託者が選定し本外国指標連動証券の保管業務を委託した外国所在の者（以下「カストディアン」という。）のいずれも、当該受付の停止または取消しにより投資家に生じた損害について責任を負わない。

① 以下のいずれかの事由により本受益権または本外国指標連動証券の適正な条件での取得が困難な場合または遅延する場合

- ・ 国内外の金融商品取引所等における取引の停止または遅延
- ・ 決済機能の停止または遅延
- ・ 外国為替取引の停止または遅延
- ・ 申込みに係る口数が極めて多いものと販売会社が合理的に判断した場合

② 天災地変または政治、経済、軍事、通貨等に係る非常事態が発生した場合、その他販売会社、委託者、受託者またはカストディアンの支配を超えた事由により、本受益権または本外国指標連動証券の適正な条件での調達または取得が困難な場合または遅延する場合

払込期日

各申込受付日の追加の信託設定に係る発行価格の総額は、販売会社を通じて、申込受付日の6決済営業日（以下に定義する。）後または委託者の指定するそれ以降の日（以下本項において「払込期日」という。）に、委託者の指定する口座に払い込まれる。本書において、「決済営業日」とは、商業銀行および外国為替市場が東京において支払決済および一般業務を行い、かつ証券保管振替機構および各本外国指標連動証券の関連する決済システム（原則としてユーロクリア（下記「本外国指標連動証券の概要 3 支払 (a) 支払に関する一般規定に定義する。）」が決済指図の受理および実行のために稼動している日をいう。

ただし、投資家は、取得申込みを行った販売会社の指定する日までに申込代金を当該販売会社に支払うものとする。なお、販売会社所定の方法により、払込期日以前に申込代金を支払う必要がある場合がある。

権利の内容

各本受益権に係る権利の内容は、以下のとおりである。

分配金

本外国指標連動証券について利息が支払われる場合、受託者は、受益者に対して分配金を支払うため、次の方法により、本受益権1口当たりの信託分配単価の算出を行う。本受益権1口当たりの信託分配単価は、入金された利息の総額を、本受益権の総口数で除して算出するものとする。

受託者は、分配金に係る権利確定日現在の受益者に対して、上記の本受益権1口当たりの信託分配単価を基準に、本受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税（地方税を含む。）を適用される範囲で控除した残額を分配する。

転換請求権（解約による信託財産等の交付）

受益者は、自己の有する本受益権につき、本信託の全部または一部を解約し、受託者から当該本受益権の表章する信託財産である本外国指標連動証券の交付を受けることはできない。これに代わる換金手段として、下記の委託者に対する買取請求権の他、本受益権を上場することで、金融商品取引所により流通市場を提供するものである。

委託者に対する買取請求権

受益者は、本受益権が上場している間、自己の有する本受益権の全部または一部に関して、委託者に対して、買取を請求することができる。ただし、本受益権の買取の請求は、1回の請求につき、同一銘柄につき20,000口（受益権付与率が変更された場合その他必要と認める場合には、委託者は東京証券取引所にあらかじめ開示した上で、当該口数を変更することがある。）以上1口単位とする。

委託者は、受益者より上記の請求（以下「委託者買取請求」という。）が行われた場合、5東証営業日（以下に定義する。）を上回らない期間内の東証営業日（請求除外日（以下に定義する。）を除く。）に当該委託者買取請求を受け付ける。委託者買取請求に基づく委託者による本受益権の買取価額は、本受益権1口当たり、以下に定める日（ただし、当該日が請求除外日である場合、または当該日において市場混乱事由（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 用語の定義」に定義する。）、追加障害事由（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (d) 本指数の調整 (ロ) 調整事由」に定義する。）もしくは指数調整事由（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (d) 本指数の調整 (ロ) 調整事由」に定義する。）が発生した場合には、その直後の請求除外日ではない日であって当該事由が発生していない日とする。）現在の本外国指標連動証券1口当たりの償還価額の99.95%に受益権付与率で除して算定される価額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

- (1) 当該委託者買取請求が行われた日の午前10時までに委託者が受理した当該委託者買取請求については、当該委託者買取請求が行われた日
- (2) 当該委託者買取請求が行われた日の午前10時より後に委託者が受理した当該委託者買取請求については、当該委託者買取請求が行われた日の翌東証営業日

委託者買取請求に係る手続（委託者買取請求が完了する日数を含み、以下「委託者買取請求手続」という。）および委託者買取請求において受益者が負担すべき手数料（以下「委託者買取請求手数料」という。）については、委託者が別途定める。

本書において、「東証営業日」とは、東京証券取引所が休業日としている日以外の日をいう。また、本書において、「請求除外日」とは、以下の日をいう。

- (1) 銀行営業日以外の日
- (2) ロンドンおよびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日以外の日
- (3) 本指数に関連する本取引所の取引所営業日以外の日

上記にかかわらず、委託者は、以下に掲げる事由に該当する場合には、委託者買取請求の受付を停止することまたは委託者買取請求を受け付けた後における委託者買取手続を中断もしくは中止することができる。

- (1) 本外国指標連動証券の1口当たりの償還価額が算出されない場合
- (2) 委託者買取請求手数料および委託者買取請求手数料に係る消費税等の相当額の入金、委託者において確認できない場合
- (3) 委託者買取請求手続において委託者による受益者を確認する手続が完了しない場合
- (4) 東京証券取引所における本受益権の取引の停止、清算または決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるため委託者買取請求手続が実施できない場合

委託者が委託者買取請求の受付を停止したときは、受益者は、当該受付停止の当日に行った委託者買取請求のうち、当該受付停止前に行った委託者買取請求を撤回することができる。受益者がその委託者買取請求を撤回しない場合には、当該委託者買取請求は、当該受付停止を解除した後の最初の東証営業日に受け付けたものとみなす。

受益者は、委託者買取請求を行った場合には、上記の場合を除き、当該委託者買取請求を撤回、取消または中断することはできない。

信託変更に係る異議申述権および本受益権の買取請求権

受益者は、一定の事由に該当する信託の変更がなされる場合には、異議を述べることができる。また、当該信託の変更がなされる場合には、一定の要件を満たす受益者は、受託者に対して、自己の有する本受益権を取得することを請求できる。

具体的な要件や行使方法等は、以下のとおりである。

- (1) 受託者は、信託の目的に反しないことが明らかであるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、その裁量により、信託契約条項の内容を変更（適用ある法令等の改正または解釈の変更その他事情の変更により、受託者の責任、負担もしくは受託者が行うべき事務が加重されまたは受託者の権利が制限される場合に行う変更であって、信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適合することが明らかであるときを含む。）することができる。なお、受託者は、かかる変更後遅滞なく、委託者および受益者に対し、変更後の信託契約条項の内容を東京証券取引所で開示するが、信託法第149条第2項に定める通知は行わない。
- (2) 上記(1)にかかわらず、①本信託について信託法第103条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に係る信託の変更（ただし、信託法第103条第1項第4号に掲げる受益債権の内容の変更については、本信託の商品としての同一性を失わせ、受益者の利益を害する変更に限りに、かかる変更以外の変更については上記(1)に従うものとする。（以下「重要な信託の変更」という。））がなされる場合および②かかる重要な信託の変更には該当しないものの、次のいずれかに関する変更であって本信託の商品としての同一性を失わせることとなる変更（以下「非軽微な信託の変更」という。）がなされる場合には、受託者は、あらかじめ、変更内容および変更について異議ある受益者は一定の期間（ただし、1箇月以上とする。）内にその異議を述べるべき旨等を、日本経済新聞へ掲載する方法により公告し、または知っている受益者に対して催告し、当該期間内に異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が総受益権口数の2分の1を超えなかったときには、信託契約条項の内容を変更することができる。
 - ・ 受益者に関する事項
 - ・ 受益証券に関する事項
 - ・ 指数に関する事項
 - ・ 信託財産の給付に関する事項

- ・ 信託期間、その延長および信託期間中の解約に関する事項
 - ・ 計算期間に関する事項
 - ・ 受託者の受ける信託報酬（ただし、第一管理信託報酬（以下に定義する。）について受託者と委託者が信託契約条項第56条第1項に従って別途定める事項を除く。）その他の手数料の計算方法ならびにその支払の方法および時期に関する事項
本書において、「第一管理信託報酬」とは、受託者が委託者から收受する信託報酬であって、委託者と受託者が別途定める信託報酬とする。
 - ・ 受託者の辞任および解任ならびに新たな受託者の選任に関する事項
 - ・ 信託の元本の追加に関する事項
 - ・ 受益権の買取請求に関する事項（ただし、委託者買取請求手続および委託者買取請求手数料を除く。）
 - ・ その他受益者の利益を害するおそれのある事項
- (3) 本信託について重要な信託の変更がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者（ただし、信託の目的の変更および受益権の譲渡の制限に係る信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しない。）は、東証営業日（請求除外日を除く。）に受託者に対し、自己の有する本受益権を、本受益権1口当たり、以下に定める日（ただし、当該日が請求除外日である場合、または当該日において市場混乱事由、追加障害事由もしくは指数調整事由が発生した場合には、その直後の請求除外日ではない日であって当該事由が発生していない日とする。）現在の本外国指標連動証券1口当たりの償還価額の99.95%に受益権付与率で除して算定される価額（1円未満の端数は切り上げる。）で取得することを請求することができる。
- (i) 当該取得請求が行われた日の午前10時までに受託者が受理した当該取得請求については、当該取得請求が行われた日
- (ii) 当該取得請求が行われた日の午前10時より後に受託者が受理した当該取得請求については、当該取得請求が行われた日の翌東証営業日
- ただし、重要な信託の変更に賛成する旨の意思を表示した受益者はこの限りではない。非軽微な信託の変更がなされる場合には、上記(2)の一定の期間（以下「異議期間」という。）内に受託者に異議を述べた受益者に限り、受託者に対し、自己の有する本受益権を異議期間の最終日の翌東証営業日（ただし、同日が請求除外日である場合、または当該日において市場混乱事由、追加障害事由もしくは指数調整事由が発生した場合には、その直後の請求除外日ではない日であって当該事由が発生していない日とする。）現在の本外国指標連動証券1口当たりの償還価額の99.95%に受益権付与率で除して算定される価額（1円未満の端数は切り上げる。）で取得することを請求することができる。

受益者決議手続実施請求権

各本受益権の総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項および受益者決議手続が必要となる合理的な理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができる。具体的な行使方法等については、下記の照会先まで問い合わせされたい。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

信託終了時の残余財産の給付

本信託が終了した場合には、受益者は金銭で残余財産の給付を受ける。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有する。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできない。

なお、信託契約条項に定める場合を除いて、発行会社、委託者、受託者または受益者のいずれも本信託を終了させることはできない。

本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由または以下に掲げる事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了する。

- (1) 本外国指標連動証券が全てまたは一部償還されたとき（繰上償還を含むが、下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」に従った投資家の請求に基づく本外国指標連動証券の期限前償還を除く。）。
- (2) 本受益権の東京証券取引所での上場が廃止されたとき。
- (3) 法令等（オランダ王国および英国の法令等を含む。）または裁判所もしくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。
- (4) 個別契約の当事者（受託者を除く。）が信託契約条項または個別契約上の義務につき重大な違反を犯したとき。
- (5) 受託者の辞任もしくは解任または解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (6) 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令または免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき。
- (7) 委託者または発行会社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが14日以内に却下されずまたは取り下げられなかったとき。
- (8) 信託費用または信託報酬が信託契約条項および個別契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (9) 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止しまたは取りやめたとき。
- (10) 本信託が法人税法第2条第29号ハに規定する特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。
- (11) 本受益権が金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。
- (12) 純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回ったときであって、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき。
- (13) 法令等（オランダ王国および英国の法令等を含む。）またはその解釈の変更等により、委託者による転換請求が不可能または著しく困難になったとき。
- (14) 前各号に定める場合以外の事由により本信託の継続が困難であると受託者が判断し、本信託の終了につき信託契約条項第41条の規定に従って受益者の承認が得られたとき。

権利行使請求の方法・条件

上記「権利の内容」を参照のこと。

決済の方法

上記の他、決済の方法については以下を参照されたい。

本受益権の取得日

取得申込みが行われた各本受益権は、申込受付日の6決済営業日後または委託者の指定するそれ以降の日において、当該投資家の指定した口座に振り替えられる。

名義書換の手續等

(1) 受益証券の発行等について

本受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第127条の2第1項に規定する振替受益権である。

受益証券は、振替法で定められた例外的な場合を除き発行されず、本受益権には、無記名式や記名式の別はない（ただし、受益証券が発行される場合には、その受益証券は無記名式である。）。

(2) 本受益権の譲渡

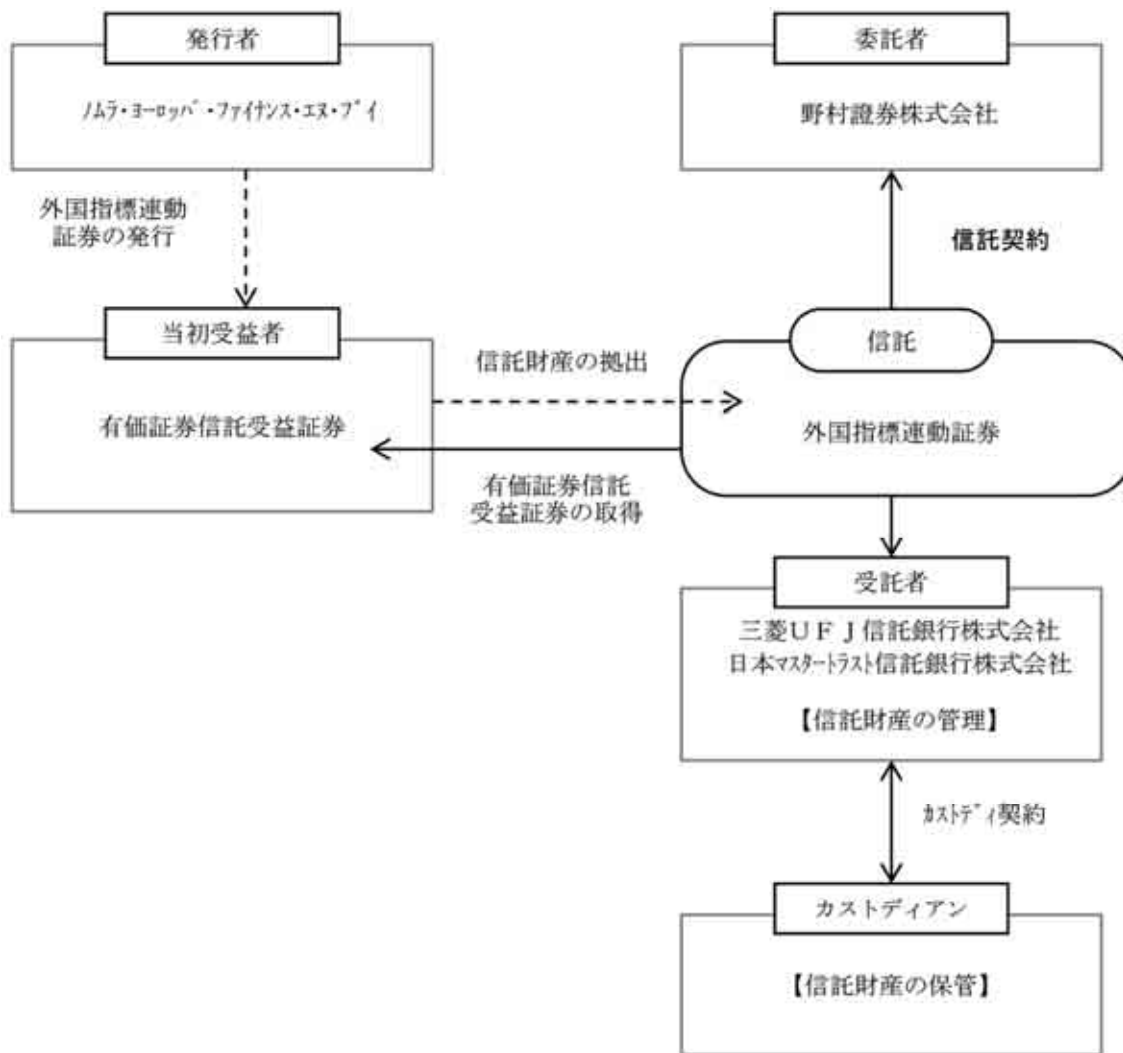
- ① 受益者は、自己の有する本受益権を譲渡する場合には、譲渡を行う本受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等（振替法第2条第5項に規定する振替機関等をいう。以下同じ。）に振替の申請をするものとする。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の有する本受益権の口数の減少および譲受人の有する本受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとする。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含む。）に対して、譲受人の振替先口座に本受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとする。
- ③ なお、受益者は、信託終了日後は、本受益権の譲渡はできない。

取得格付

各本受益権に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

有価証券信託受益証券の発行の仕組み

委託者と受託者との間で本受益権を発行する旨を定めた信託法による信託契約が締結され、受託者は、当該信託契約に基づき、委託者が当初の信託設定および追加信託により拠出した本外国指標連動証券を管理および処分し、委託者が当初受益者として指定する者（以下「当初受益者」という。）が本受益権を取得する。本受益権は、信託法に規定する受益証券発行信託の受益権であり、有価証券として金融商品取引法の適用を受ける。金融商品取引法第2条第5項および金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第14条第2項第3号に基づき、受託有価証券である本外国指標連動証券の発行者（ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ）が本受益権の発行者である。



<NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES 香港ハンセン・ペア ETN、NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES 韓国KOSPI・ペア ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2033年2月7日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合： 東京、香港およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。 韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合： 東京、ソウルおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営

「管理費用」とは、
「関連取引所」とは、

んでいる日をいう。

0.80% (=0.008) をいう。

計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。

「規定通貨」とは、
「原指数」とは、

日本円をいう。

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

ハンセン指数をいう。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

韓国総合株価指数200をいう。

「最終評価日」とは、

満期償還日の10営業日前の日をいう。

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるハンセン指数・レバレッジインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、ハンセン指数・レバレッジインデックスは、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。ハンセン指数・レバレッジインデックスが最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したハンセン指数・レバレッジインデックスを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートが、最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートを適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

ハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるハンセン指数・ショートインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、ハンセン指数・ショートインデックスは、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。ハンセン指数・ショートインデックスが最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したハンセン指数・ショートインデックスを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートが、最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートを適用為替レートを算出し、最終評価日にお

ける償還価額を決定するものとする。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスは、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスが最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートが、最終評価日の8営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人はその単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートを適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスは、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスが最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートが、最終評価日の8営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人はその単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートを適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

日本円、香港ドルおよび/または米ドルをいう。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

日本円、韓国ウォンおよび/または米ドルをいう。

「市場混乱事由」とは、

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に原指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の原指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該有価証券に起因する原指数の水準の部分と(y)原指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由(早期終了を除く。)をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常取引時間に取引を行うことができないか(関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの)、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」とは、

当初評価日(当日を除く。)から最終評価日(当日を除く。)までの期間をいう。

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債の場合：

(i)償還価額を算出するために使用されるハンセン指数・レバレッジインデックスを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたハンセン指数・レバレッジインデックスを用いて、かかる日における償還価額を決定することができる(ただし、決定する必要はない。)

(ii)償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートを適用為替レートを計算し、かかる日における償還価額を決定することができる(ただし、決定する必要はない。)

ハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

(i)償還価額を算出するために使用されるハンセン指数・ショートインデックスを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日

でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたハンセン指数・ショートインデックスを用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスを用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスを用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口

座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があるとして計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2013年2月14日をいう。

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるハンセン指数・レバレッジインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたハンセン指数・レバレッジインデックスを用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

ハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるハンセン指数・ショートインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたハンセン指数・ショートインデックスを用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスを用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

	<p>(i) 償還価額を算出するために使用される韓国総合株価指数200(先物)・インバースインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された韓国総合株価指数200(先物)・インバースインデックスを用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。</p>
	<p>(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、当初評価日における償還価額を決定するものとする。</p>
<p>「取引所営業日」とは、</p>	<p>本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。</p>
<p>「取引日」とは、</p>	<p>2013年1月25日をいう。</p>
<p>「評価時刻」とは、</p>	<p>本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。</p>
<p>「ヘッジ・カウンターパーティー」とは、</p>	<p>NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがそれを通じてヘッジ取引を締結している会社を含む(ただし、これらに限られない)あらゆる法域の当事者をいう。</p>
<p>「ヘッジコストの増加」とは、</p>	<p>NEFおよび/またはその関連会社が、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために(取引日現在の状況と比較して)著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料(仲介手数料を除く。)を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび/またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。</p>
<p>「ヘッジ障害」とは、</p>	<p>NEFおよび/またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。</p>
<p>「ヘッジ取引」とは、</p>	<p>NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。</p>
<p>「ヘッジ・ポジション」とは、</p>	<p>NEFおよび/またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。</p>

「法令変更」とは、

取引日以降、(i)適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。

「本指数」とは、

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債の場合：

ハンセン指数・レバレッジインデックス (HSI Leveraged Index) をいう。

ハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

ハンセン指数・ショートインデックス (HSI Short Index) をいう。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債の場合：

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス (KOSPI200 Leverage) をいう。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス (F-KOSPI200 Inverse) をいう。

「本取引所」とは、

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

香港証券取引所 (Hong Kong Stock Exchange) をいい、その承継取引所を含むものとする。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

韓国証券取引所 (Korean Stock Exchange) をいい、その承継取引所を含むものとする。

「予定取引所営業日」

とは、

本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。

「予定終了時刻」とは、

本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

「FKOSPI2I[t]」または

「韓国総合株価指数200

（先物）・インバース

インデックス」とは、

ブルームバーグの「FKOSPI2I Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの終値をいう。

「FKOSPI2I[0]」とは、

当初評価日における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスをいう。

「FX[t]」または「適用為替

レート」とは、

以下の算式により算出される為替レートをいい、ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合、小数点第3位未満を四捨五入し、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合、小数点第5位未満を四捨五入する。

$$FX[t] = \frac{FX2}{FX1}$$

「FX1」または「参照通貨
為替レート」とは、

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショート
インデックス連動債の場合：

計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイ
ター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information
Services）の「WMRSPOT12」のページの「Hong Kong Dollar」の欄または計算代
理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示され
る香港ドル／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりの香港ドルの値として
表示される。）をいう。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数
200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイ
ター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information
Services）の「WMRSPOT13」のページの「South Korean Won」の欄または計算代
理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示され
る韓国ウォン／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりの韓国ウォンの値と
して表示される。）をいう。

「FX2」または「日本円／
米ドル為替レート」
とは、

計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイ
ター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information
Services）の「WMRSPOT12」のページの「Japanese Yen」の欄または計算代理人
が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される日
本円／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりの日本円の値として表示され
る。）をいう。

「FX[0]」とは、

当初評価日における適用為替レートをいう。

「HSILI[t]」または「ハン
セン指数・レバレッジ
インデックス」とは、

ブルームバーグの「HSILI Index」のページまたは計算代理人が決定する後継も
しくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のハン
セン指数・レバレッジインデックスの終値をいう。

「HSILI[0]」とは、

当初評価日におけるハンセン指数・レバレッジインデックスをいう。

「HSISI[t]」または「ハン
セン指数・ショート
インデックス」とは、

ブルームバーグの「HSISI Index」のページまたは計算代理人が決定する後継も
しくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のハン
セン指数・ショートインデックスの終値をいう。

「HSISI[0]」とは、

当初評価日におけるハンセン指数・ショートインデックスをいう。

「IL_t」または「償還価額」とは、

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のい
ずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をい
う。

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(HSILI[t] \times FX[t])}{(HSILI[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

ハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(HSISI[t] \times FX[t])}{(HSISI[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(KOSPI2LG[t] \times FX[t])}{(KOSPI2LG[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(FKOSPI2I[t] \times FX[t])}{(FKOSPI2I[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、

「KOSPI2LG[t]」または

「韓国総合株価指数200・

レバレッジインデック

ス」とは、

「KOSPI2LG[0]」とは、

「t」とは、

100をいう。

ブルームバーグの「KOSPI2LG Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの終値をいう。

当初評価日における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスをいう。

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同じもしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしれないもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成株式および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。）、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」という。）が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、償還金額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由（以下に定義する。）に対応するための相応な調整（もしあれば）を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額（下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。）を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。）、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

本指数は、ハンセン・データ・サービスズ・リミテッド (Hang Seng Data Services Limited) からのライセンスに基づきハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッド (Hang Seng Indexes Company Limited) により公表かつ編纂されている。本指数のマークおよび名称に係る権利は、ハンセン・データ・サービスズ・リミテッドが保有している。ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービスズ・リミテッドは、本外国指標連動証券に関してノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイが本指数を利用しかつ参照することに合意しているが、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービスズ・リミテッドのいずれも、本外国指標連動証券のブローカーもしくは所持人またはその他いかなる者に対しても、(i)本指数の正確性もしくは完全性および本指数に関する計算もしくは情報、(ii)本指数もしくは本指数の要素もしくはデータの目的適合性、または(iii)目的の如何を問わず、本指数もしくは本指数の要素もしくはデータの使用による結果について、いかなる保証も表明も行わず、また、本指数に関して、いかなる種類の保証も表明も行われず、その示唆もなされない。本指数の計算および編纂の手順および根拠ならびに関連する算式、指数構成銘柄および要素はいずれも、通知なしにハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドにより随時変更または修正されることがある。適用ある法律により認められる範囲で、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドまたはハンセン・データ・サービスズ・リミテッドは、(i)本外国指標連動証券に関するノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイによる本指数の利用および／もしくは参照について、(ii)本指数の計算におけるハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドによる誤り、脱漏、間違いもしくは過失について、(iii)本指数の計算に関連して用いた、他の者により提供された情報の誤り、脱漏、間違い、過失もしくは不完全性について、または(iv)上記の結果として、本外国指標連動証券のブローカーもしくは所持人もしくは本外国指標連動証券を取り扱う他の者が直接的もしくは間接的に被った経済的損失その他の損失について、いかなる責任も義務も負わず、また、ブローカー、所持人もしくは本外国指標連動証券を取り扱う他の者は、いかなる方法においても、本外国指標連動証券に関して、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよび／またはハンセン・データ・サービスズ・リミテッドに対していかなる請求、訴訟または法的手続も行行うことができない。したがって、ブローカー、所持人または本外国指標連動証券を取り扱う他の者は、本免責事項を完全に理解して本外国指標連動証券を取り扱い、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービスズ・リミテッドに対していかなる依拠もできない。疑義を避けるために付言すると、本免責事項は、ブローカー、所持人またはその他の者とハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよび／

またはハンセン・データ・サービスズ・リミテッドとの間にいかなる契約関係またはそれに準じた関係も生じさせるものではなく、また、かかる関係を生じさせるものとして解釈されてはならない。

- (i) 投資家は、本外国指標連動証券の申込みまたは購入を行うことによって本免責事項を認め、理解し、同意したものとみなされ、かつそれに拘束されるものとし、
- (ii) 本外国指標連動証券のための当該本指数の水準は、いかなる時点においても、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドがその単独の裁量により算出する水準とする。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

1. 韓国証券取引所（以下本号において「KRX」という。）は、本指数または本指数に含まれる一切のデータの正確性および／または完全性を保証するものではなく、本指数に含まれるいかなる過失、脱漏または障害についても責任を負うものではない。
2. KRXは、野村ホールディングス株式会社（以下本号において「ライセンシー」という。）、本指数に連動する金融商品の購入者、または本指数もしくは本指数に含まれる一切のデータを利用するその他のいかなる者もしくは事業者に対しても、本指数または本指数に含まれる一切のデータの正確性および／または完全性を保証するものではない。
3. KRXは、本指数または本指数に含まれる一切のデータにつき、明示的にも黙示的にも保証するものではなく、その目的または利用に係る商品性または適合性につき一切の保証責任を明示的に否認する。
4. 上記にかかわらず、KRXは、当該損害について通知された場合であっても、いかなる場合においても、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果的な損害（逸失利益を含む。）につき責任を負うものではない。
5. KRXは、本指数に連動する金融商品の所有者または一般の者に対して、有価証券全般もしくは特定の商品への投資の妥当性について、または本指数が株式市場全体のパフォーマンス（利益性）に連動する能力について、明示的にも黙示的にも表明または保証を行うものではない。
6. KRXのライセンシーに対する唯一の関係は、KRXおよび本指数の特定の登録商標および商標名につき利用許諾を与えることであり、KRXは、本指数の決定、作成および計算を、ライセンシーまたは本外国指標連動証券の内容を考慮に入れずに行う。
7. KRXは、本指数の決定、作成および計算において、ライセンシーまたは本指数に連動する金融商品の所有者の要求を考慮に入れる義務を負うものではない。KRXは、本指数に連動する金融派生商品の発行もしくは販売の時期の決定、または本指数に連動する金融派生商品を現金に換算する算式の決定もしくは計算について責任を負わず、また、これらに参与していない。
8. KRXは、本指数に連動する金融商品の所有者に対し、本外国指標連動証券の管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を負うものではない。
9. 本号に基づくKRXの免責は、本指数のライセンス契約の終了後も有効に存続する。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）

により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

- (i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b）本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次回の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、
- (ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われぬものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、以下の意味を有する。

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

東京、ロンドンおよび香港において、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

東京、ロンドンおよびソウルにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2011年7月29日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担

保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i)当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディベンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

(a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。

(b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標

連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEF および保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。

- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社はその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。
- (g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社はその旨主張する場合）。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算

するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後
に最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

- (a) （NEFおよび保証会社の意見において）本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。
- (b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証

券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (ii) 貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。
- (iii) 欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (iv) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。
- (v) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は、あらゆる場合において、内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服する。源泉徴収または控除された金額は、本外国指標連動証券に関するあらゆる目的において支払われたものとみなされ、かかる源泉徴収または控除に関して追加額は支払われない。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本

外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディー

ド・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

- (vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。
- (b) 承継債務会社による引受け
上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。
- (c) 書類の預託
本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。
- (d) 承継通知
書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。
- (e) 承継債務会社
「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。
- (ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本

外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付または交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村証券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2012年7月27日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記され

ている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

(iv) 欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ ((i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合 (上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従い定義される。) には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに) 効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、(本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく) 本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点 (またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点) において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

ハンセン指数

ハンセン指数は、香港取引所のメインボードに上場している銘柄のうち、時価総額が大きく、流動性の高い銘柄で構成される指数である。ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドは、構成銘柄数を2022年半ばまでに80銘柄に増やし、最終的に100銘柄に固定することを目標としている。浮動株調整後の時価総額加重平均指数であり、1964年7月31日を基準日とし、基準値は100として算出される。一方、ハンセン指数（配当込指数）は、1990年1月2日の指数値を2,838.07ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200

韓国総合株価指数200は、韓国証券取引所上場の主要200銘柄からなる浮動株調整後の時価総額加重平均指数である。1990年1月3日を基準日とし、その日の基準値を100として算出される。

韓国総合株価指数200（先物）

韓国総合株価指数200（先物）は、韓国総合株価指数200先物市場に上場している直近限月の価格の値動きに連動した指数である。2007年1月2日を基準日とし、その日の基準値を1,000として算出される。

（※ロール時は直近限月と翌限月を加重平均、またロールオーバーコスト込み指数である。）

ハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス、韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス

ハンセン指数・レバレッジインデックスは、日々の騰落率をハンセン指数の騰落率の2倍として計算された指数で、2006年1月3日の指数値を14,944.77ポイントとして計算されている。

ハンセン指数・ショートインデックスは、日々の騰落率をハンセン指数（配当込指数）の騰落率の-1倍として計算された指数で、2006年1月3日の指数値を26,650.28ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200の騰落率の2倍として計算された指数で、2010年2月22日の指数値を217.81ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200（先物）の騰落率の-1倍として計算された指数で、2009年9月16日の指数値を1,062.83ポイントとして計算されている。

ハンセン指数・レバレッジインデックスの計算方法

$$HSILI(T) = HSILI(T-1) \times [1 + \{K \times (HSI(T)/HSI(T-1) - 1) - (K-1) \times (HIBOR/365) \times D(T, T-1) - K \times (K-1) \times |(HSI(T)/HSI(T-1) - 1)| \times \text{Stamp Duty} \}]$$

HSILI(T)：指数計算時点(T)におけるハンセン指数・レバレッジインデックス値

HSILI(T-1)：指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・レバレッジインデックス終値

K：2

D(T, T-1)：TからT-1までの実日数

HIBOR：前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（% 年率）

HSI(T)：現在のハンセン指数値

HSI(T-1)：前日のハンセン指数値

Stamp Duty：印紙税率

※ハンセン指数・レバレッジインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

ハンセン指数・ショートインデックスの計算方法

$$\text{HSISI}(T) = \text{HSISI}(T-1) \times [1 + \{-K \times (\text{TRHSI}(T)/\text{TRHSI}(T-1) - 1) + (K+1) \times (\text{HIBOR}/365) \times D(T, T-1) - K \times (K+1) \times |(\text{TRHSI}(T)/\text{TRHSI}(T-1) - 1)| \times \text{Stamp Duty} \}]$$

HSISI(T)：指数計算時点(T)におけるハンセン指数・ショートインデックス値

HSISI(T-1)：指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・ショートインデックス終値

K: 1

D(T, T-1)：TからT-1までの実日数

HIBOR：前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（% 年率）

TRHSI(T)：現在のハンセン指数値（配当込指数値）

TRHSI(T-1)：前日のハンセン指数値（配当込指数値）

Stamp Duty：印紙税率

※ハンセン指数・ショートインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの計算方法

$$L(T) = L(T-1) \times [1 + \{K \times (S(T)/S(T-1) - 1) - (K-1) \times (r/365) \times D(T, T-1)\}]$$

L(T)：指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

L(T-1)：指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

K: 2

D(T, T-1)：TからT-1までの実日数

r: 91日満期CDの金利（% 年率）

S(T)：現在の韓国総合株価指数200指数値

S(T-1)：前日の韓国総合株価指数200指数終値

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの計算方法

$$I(T) = I(T-1) \times [1 + \{K \times (F(T)/F(T-1) - 1) + (1 - |K| \times M) \times (r/365) \times D(T, T-1)\}]$$

I(T)：指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

I(T-1)：指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

K: -1

M: 先物マージン・レート

D(T, T-1)：TからT-1までの実日数

r: 91日満期CDの金利（% 年率）

F(T)：現在の韓国総合株価指数200（先物）指数値

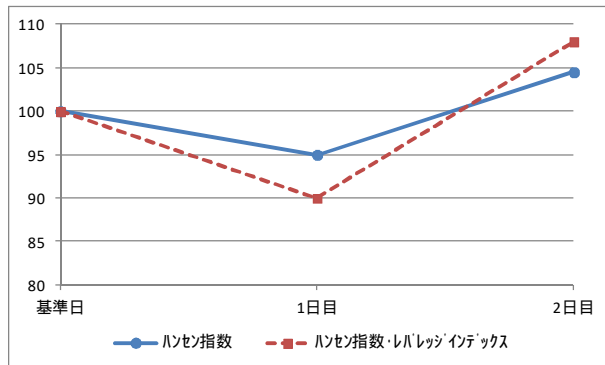
F(T-1)：前日の韓国総合株価指数200（先物）指数終値

レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意すべきである。

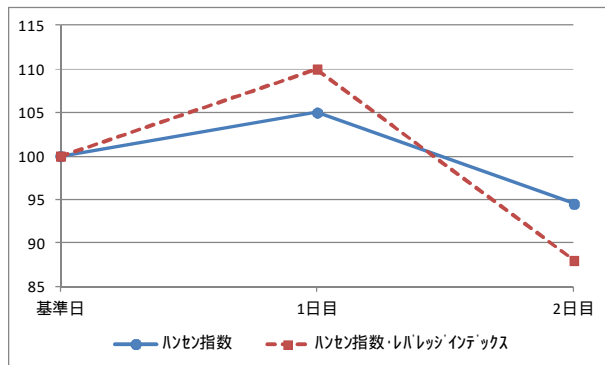
< 1 > ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ハンセン指数	-5%	10%		ハンセン指数	-5%	4.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	20%		ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	8%



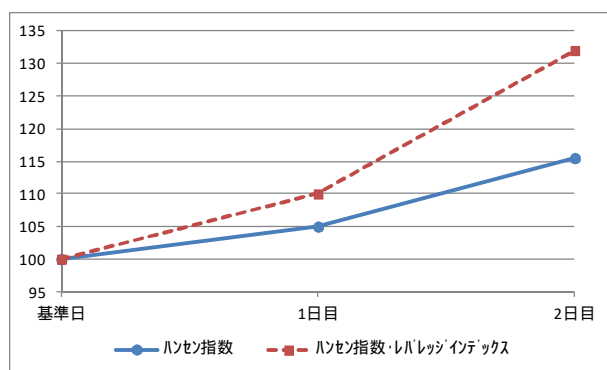
< 2 > ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ハンセン指数	5%	-10%		ハンセン指数	5%	-5.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	-20%		ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	-12%



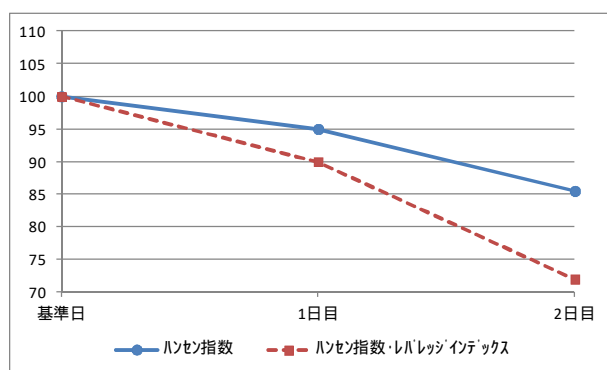
< 3 > ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ハンセン指数	5%	10%	ハンセン指数	5%	15.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	32%



< 4 > ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ハンセン指数	-5%	-10%	ハンセン指数	-5%	-14.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	-20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	-28%



※これらの例示は、ハンセン指数の値動きとハンセン指数・レバレッジインデックスの値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

インバース（ショート）指数の値動きについて

インバース（ショート）指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の-1（マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース（ショート）指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「-1倍」とならないので、十分留意すべきである。

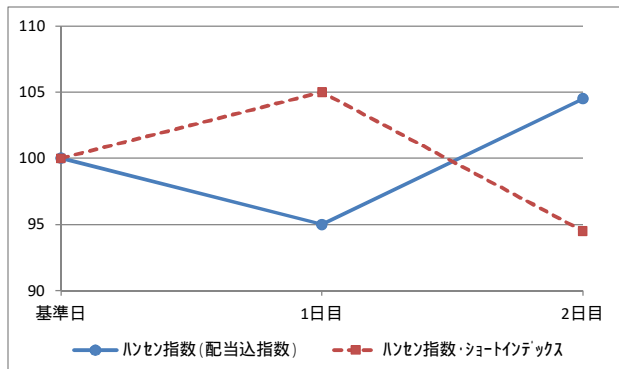
< 5 > ハンセン指数（配当込指数）が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	-5%	10%
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	-10%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	-5%	4.5%
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	-5.5%



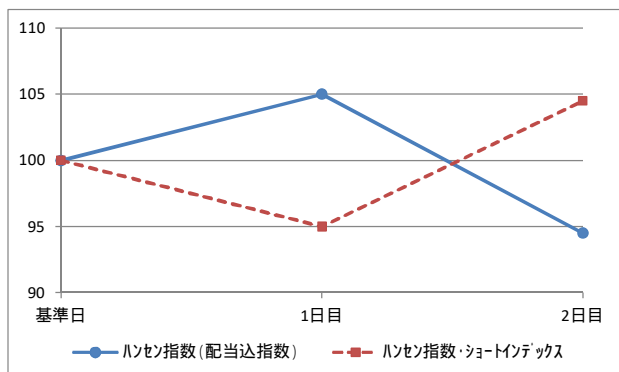
< 6 > ハンセン指数（配当込指数）が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	5%	-10%
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	10%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	5%	-5.5%
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	4.5%



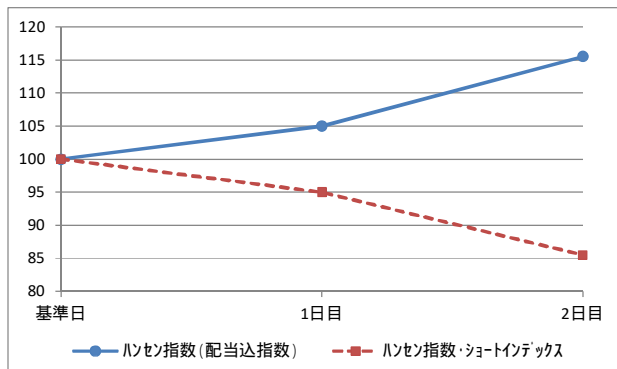
< 7 > ハンセン指数（配当込指数）が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	5%	10%
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	-10%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	5%	15.5%
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	-14.5%



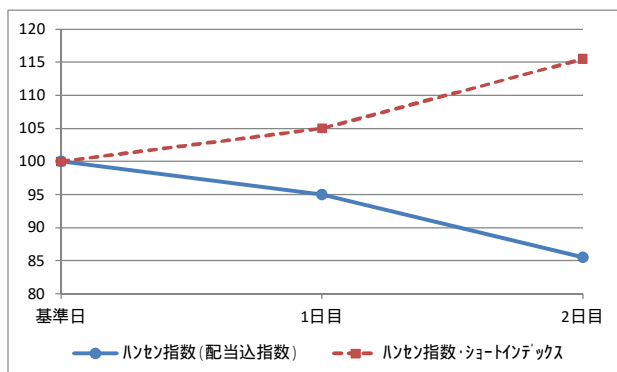
< 8 > ハンセン指数（配当込指数）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	-5%	-10%
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	10%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	-5%	-14.5%
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	15.5%



※これらの例示は、ハンセン指数（配当込指数）の値動きとハンセン指数・ショートインデックスの値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標であるハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスおよび韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス（以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されているリスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権 1 口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券 1 券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

本受益権に係る為替リスク

各本外国指標連動証券および／または各本受益権は、香港ドル建て指数であるハンセン指数・レバレッジインデックスおよびハンセン指数・ショートインデックスを円換算したパフォーマンス、また韓国ウォン建て指数である韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスおよび韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスを円換算したパフォーマンスに連動しているため、為替相場の変動により影響を受ける。これにより、本受益権の価額が、投資元本を割り込むことがある。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行

会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、いずれかのシリーズの本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、そのシリーズの満期時または償還時に当該シリーズの本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、当該シリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかのシリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

レバレッジ・インデックス、インバース（ショート）・インデックスと対象指数との利益・損失の違い

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算されるので、対象指数と比べて利益・損失の額が大きくなる。

一方、インバース（ショート）・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「-1倍」（マイナス1倍）となるよう計算されるので、対象指数と反対の利益・損失の額となる。

レバレッジ・インデックス、インバース（ショート）・インデックスの対象指数について

レバレッジ・インデックスの対象指数は、それぞれハンセン指数または韓国総合株価指数200であるが、インバース（ショート）・インデックスの対象指数は、それぞれハンセン指数または韓国総合株価指数200（先物）であり、レバレッジ・インデックスとインバース（ショート）・インデックスで対象指数は異なる。

レバレッジ・インデックスに内在する性質に関する注意点

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の2倍とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の2倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

また、一般的に配当を加味していない株価指数は、配当を加味した株価指数に比して配当落ち分だけ減価する。当該レバレッジ・インデックスの対象指数は配当を加味していない指数であるため、レバレッジ・インデックスも配当落ちの影響を受ける。

インバース（ショート）・インデックスに内在する性質に関する注意点

インバース（ショート）・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「-1倍」（マイナス1倍）となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるインバース（ショート）・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の「-1倍」とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるインバース（ショート）・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の「-1倍」倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETNおよびNEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

<NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES 金先物 ベア ETN、NEXT NOTES ドバイ原油先物
ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合：

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2033年2月7日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合：

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2033年2月7日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額100円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$100円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0} \times 100$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・
スポンサー」とは、

本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。

「営業日」とは、	東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。
「管理費用」とは、	日経・JPX指数連動債の場合： 0.80%（=0.008）をいう。
「関連取引所」とは、	日経・JPX指数連動債の場合： 東京証券取引所、および、計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。
「原指数」とは、	日経・JPX金レバレッジ指数連動債および日経・JPX金インバース指数連動債の場合： 日経・JPX金指数をいう。 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3および日経・JPX原油インバース指数連動債の場合： 日経・JPX原油指数をいう。
「最終評価日」とは、	日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合： 満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される日経・JPX金レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、日経・JPX金レバレッジ指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。 日経・JPX金レバレッジ指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日経・JPX金レバレッジ指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。 日経・JPX金インバース指数連動債の場合： 満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される日経・JPX金インバース指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、日経・JPX金インバース指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。 日経・JPX金インバース指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日経・JPX金インバース指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合： 満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される日経・JPX原油レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、日経・JPX原油レバレッジ指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。 日経・JPX原油レバレッジ指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日経・JPX原油レバレッジ指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、
「市場混乱事由」とは、

日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される日経・JPX原油インバース指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、日経・JPX原油インバース指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。日経・JPX原油インバース指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日経・JPX原油インバース指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

日本円をいう。

日経・JPX指数連動債の場合：

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に原指数に含まれる構成銘柄に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該構成銘柄の原指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該構成銘柄に起因する原指数の水準の部分と(y)原指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する構成銘柄に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する構成銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」とは、

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX金レバレッジ指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX金レバレッジ指数を用いて、かかる日における償還価額を決定

することができる（ただし、決定する必要はない。）。

日経・JPX金インバース指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX金インバース指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX金インバース指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX原油レバレッジ指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX原油レバレッジ指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX原油インバース指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX原油インバース指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2013年4月17日をいう。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX金レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX金レバレッジ指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

日経・JPX金インバース指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX金インバース指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX金インバース指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX原油レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX原油レバレッジ指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX原油インバース指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX原油インバース指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

「取引所営業日」とは、

本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「取引日」とは、

2013年4月2日（ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は2020年5月11日）をいう。

「評価時刻」とは、

本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。

「ヘッジ・カウンター
パーティー」とは、

NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがそれを通じてヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。

「ヘッジコストの増加」とは、

NEFおよび／またはその関連会社が、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。

「ヘッジ障害」とは、

NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。

「ヘッジ取引」とは、

日経・JPX指数連動債の場合：

NEF、その関連会社またはノミニイーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約または(ii)その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「ヘッジ・ポジション」

とは、

日経・JPX指数連動債の場合：

NEFおよび/またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約または(ii)その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「法令変更」とは、

取引日以降、(i)適用法令(税法を含むが、これらに限られない。)の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更(税務当局が講じた一切の措置を含む。)により、計算代理人が、(a)NEFおよび/もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび/もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる(NEFおよび/もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。)と判断する場合をいう。

「本指数」とは、

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

日経・JPX金レバレッジ指数(Nikkei-JPX Leveraged Gold Index)をいう。

日経・JPX金インバース指数連動債の場合：

日経・JPX金インバース指数(Nikkei-JPX Inverse Gold Index)をいう。

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合：

日経・JPX原油レバレッジ指数(Nikkei-JPX Leveraged Crude Oil Index)をいう。

日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

日経・JPX原油インバース指数(Nikkei-JPX Inverse Crude Oil Index)をいう。

「本取引所」とは、

日経・JPX金レバレッジ指数連動債および日経・JPX金インバース指数連動債の場合：

株式会社大阪取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3および日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

株式会社東京商品取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。

「予定取引所営業日」

とは、

本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。

「予定終了時刻」とは、

本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

「CRUDE OILIN[t]」または

「日経・JPX原油イン

バース指数」とは、

「CRUDE OILIN[0]」とは、

ブルームバーグの「NTCS11IV」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の日経・JPX原油インバース指数の終値をいう。

当初評価日における日経・JPX原油インバース指数をいう。

「CRUDE OILLV[t]」または「日経・JPX原油レバレッジ指数」とは、
「CRUDE OILLV[0]」とは、
「GOLDIN[t]」または「日経・JPX金インバース指数」とは、
「GOLDIN[0]」とは、
「GOLDLV[t]」または「日経・JPX金レバレッジ指数」とは、
「GOLDLV[0]」とは、
「IL_t」または「償還価額」とは、

ブルームバーグの「NTCS11LV」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の日経・JPX原油レバレッジ指数の終値をいう。

当初評価日における日経・JPX原油レバレッジ指数をいう。

ブルームバーグの「NTCCS4IV」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の日経・JPX金インバース指数の終値をいう。

当初評価日における日経・JPX金インバース指数をいう。

ブルームバーグの「NTCCS4LV」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の日経・JPX金レバレッジ指数の終値をいう。

当初評価日における日経・JPX金レバレッジ指数をいう。

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のいずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(GOLDLV[t])}{(GOLDLV[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

日経・JPX金インバース指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(GOLDIN[t])}{(GOLDIN[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(CRUDE OILLV[t])}{(CRUDE OILLV[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(CRUDE OILIN[t])}{(CRUDE OILIN[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、
「t」とは、

100をいう。

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成銘柄および資本構成

ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。)、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合(以下「本指数の取消し」という。)、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合(本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。)、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害(以下それぞれを「追加障害事由」という。)が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、償還金額および/または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由(以下に定義する。)に対応するための相応な調整(もしあれば)を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額(下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。)を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および/または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合(ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。)、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

日経・JPX金レバレッジ指数連動債、日経・JPX金インバース指数連動債、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3および日経・JPX原油インバース指数連動債の場合:

1. 本指数は、株式会社日本経済新聞社および株式会社JPX総研によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社および株式会社JPX総研は、本指数自体および本指数を算定する手法、さらには、本指数の算定の基礎になる原指数に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
2. 本指数を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社、株式会社日本取引所グループおよび株式会社JPX総研に帰属している。
3. 本外国指標連動証券は、NEFの責任・信用力のもとで発行・償還されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社JPX総研は、その発行・償還および受益証券発行信託の組成・取引に関して、一切の責任を負わない。
4. 株式会社日本経済新聞社および株式会社JPX総研は、本指数および原指数を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負わない。
5. 株式会社日本経済新聞社および株式会社JPX総研は、本指数および原指数の計算方法など、その内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合、額面金額2億円以上1万円単位、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合、額面金額200万円以上100円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

(i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b）本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、当該課税管轄（下記「8 課税上の取扱い」に定義する。））の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次回の支払期日において、（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、本外国指標連動証券に基づく次回の支払期日において、本外国指標連動証券に基づく支払から徴収または控除されることが要求される金額に関し、）下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、または（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には）それぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

(ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には）上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われぬものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、）NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には）上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除（以下、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、「第871(m)条源泉徴収」という。）もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。さらに、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、NEFは、本外国指標連動証券について支払われる金額に関して課される第871(m)条源泉徴収の金額を決定する際に、いかなる「配当同等物」（内国歳入法第871(m)条において定義される。）も、適用ある法令に基づいて可能となるかかる源泉徴収からの免除または源泉徴収の減額にかかわらず、かかる支払に適用されうる最も高い税率にて、源泉徴収することができるものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、土曜日および日曜日を除く。）をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2011年7月29日付保証状（ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は2019年7月19日付保証状）（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i)当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないこと

を保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディベンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

- (a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。
- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。
- (c) 残元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意し

た場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。

- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。
- (g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社がその旨主張する場合）。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合、代理契約は、(i)代理契約に従って招集および開催された集会において、当該決議に投じられた議決権の4分の3以上の過半で採択された決議、(ii)本外国指標連動証券の元本残高の額面金額4分の3以上を保有する者によりまたはかかる者に代わって署名された書面による決議、または(iii)本外国指標連動証券の元本残高の額面金額4分の3以上を保

有する者によりまたはかかる者に代わって（代理人が満足する様式で）関連する決済システムを通じて電子的同意により与えられた同意は、いずれの場合も、本外国指標連動証券の所持人の特別決議として効力を有することを規定する。）社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

(a) (NEFおよび保証会社の意見において) 本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび/または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。

(b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび/または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、課税管轄）によりまたはそれら（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、課税管轄）に代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

(i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(ii) 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には、貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。

(iii) 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には、欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を

回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(iv) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。

(v) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(vi) 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、(x)内国歳入法第1471(b)条に記載の契約により、もしくは内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈に従い、または(y)内国歳入法第871(m)条に従い、かかる源泉徴収または控除が要求される場合。

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は、あらゆる場合において、内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服する。源泉徴収または控除された金額は、本外国指標連動証券に関するあらゆる目的において支払われたものとみなされ、かかる源泉徴収または控除に関して追加額は支払われない。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味し、「課税管轄」とは、NEFまたは（場合により）保証会社による本外国指標連動証券に係る元本の払込が一般に服する、オランダもしくはその行政区画もしくは課税当局（NEFによる支払の場合）または日本もしくはその行政区画もしくは課税当局（保証会社による支払の場合）またはいずれの場合もそれらのその他の管轄もしくはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額

の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には、保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法

律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。

(viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。

(ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付または交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保

証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF（ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合はNEFおよび野村グローバル・ファイナンス株式会社）、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村証券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2012年7月27日付の変更および改訂済代理契約（ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は2020年4月9日付の変更および改訂済代理契約）（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合、1万円、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合、100円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセン

ブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。)。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

(iv) 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には、欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該

指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ（(i)支払不能の場合、または(ii)支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈（もしくは（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には）かかる条項に関する政府間の提案を施行する法律）に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合（もしくは（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には）「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されるようにならないかもしくは同日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されなくなる場合）（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈（もしくは（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には）かかる条項に関する政府間の提案を施行する法律）に従い定義される。）には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに）効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

日経・JPX金指数

日経・JPX原油指数

日経・JPX金指数と日経・JPX原油指数は、日経・JPXサブ商品指数（※1）として、算出される指数である。

日経・JPX金指数の構成銘柄は金のみ、また日経・JPX原油指数の構成銘柄は原油のみであり、「中心限月を対象限月とする」、「月初第5取引日から第9取引日までの5取引日間で5分の1ずつ5番限月から6番限月へ限月切り替えを行う（※ただし、貴金属市場およびアルミニウム市場の偶数限月の商品については、奇数月のみ限月の切り替えを行う。）」指数である。

日経・JPXサブ商品指数は、帳入値段（※2）にて、1日1回算出・公表される。

※1. 日経・JPXサブ商品指数とは、市場ごとまたは商品ごとのベンチマークとなることを目指し、基本的に日経・JPX商品指数（Nikkei-JPX Commodity Index）（※3）と同様の計算方法に基づく指数である。

※2. 大阪取引所が取り扱う各構成銘柄においては、「帳入値段」は「清算値段」を意味する。

※3. 「日経・JPX商品指数」は、2002年5月31日を基準日として（同日の帳入値段に基づく指数値を100.00とする）、構成銘柄ごとの配分比率に当該銘柄の価格騰落率を乗じ、それを全銘柄分合計して算出される。

「日経・JPX商品指数」は、当初「東京工業品取引所商品指数」として2006年7月24日より公表を開始し、その後、名称を2009年4月1日算出分から「日経・東工取商品指数」に変更し、2013年2月12日付で「日経・東商取商品指数」に変更し、2020年7月27日付で「日経・JPX商品指数」に変更したものである。

日経・JPX金レバレッジ指数

日経・JPX原油レバレッジ指数

日経・JPX金レバレッジ指数は、日経・JPX金指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日清算値段ベースの原指数値と当日清算値段ベースの原指数値とを比較して算出）を2倍したものを、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・JPX原油レバレッジ指数は、日経・JPX原油指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値段ベースの原指数値と当日帳入値段ベースの原指数値とを比較して算出）を2倍したものを、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・JPX金レバレッジ指数および日経・JPX原油レバレッジ指数は2012年12月3日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、1日1回、大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引および東京商品取引所の商品先物取引の日中立会終了後に算出される。

日経・JPX金インバース指数

日経・JPX原油インバース指数

日経・JPX金インバース指数は、日経・JPX金指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日清算値段ベースの原指数値と当日清算値段ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・JPX原油インバース指数は、日経・JPX原油指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値段ベースの原指数値と当日帳入値段ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・JPX金インバース指数および日経・JPX原油インバース指数は2012年12月3日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、1日1回、大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引および東京商品取引所の商品先物取引の日中立会終了後に算出される。

日経・JPXレバレッジ指数（日経・JPX金レバレッジ指数、日経・JPX原油レバレッジ指数）の計算方法

日経・JPXレバレッジ指数は、以下の算式に従って算出される。

（日経・JPX商品指数および各日経・JPXサブ商品指数のレバレッジ指数（日経・JPX金レバレッジ指数、日経・JPX原油レバレッジ指数を含む）を総称して、「日経・JPXレバレッジ指数」という。）

$$\text{Lev. Index}_{t,d} = \text{Lev. Index}_{s,d-1} \times \max\{1 + 2 \times ((\text{Index}_{t,d} / \text{Index}_{s,d-1}) - 1), 0.1\}$$

ただし、

$\text{Lev. Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・JPXレバレッジ指数

$\text{Lev. Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段（※）に基づく原指数値より算出した日経・JPXレバレッジ指数

$\text{Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、 $\text{Index}_{t,d}$ は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

$\text{Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値

※大阪取引所が取り扱う各構成銘柄においては、「帳入値段」は「清算値段」を意味する。

日経・JPXインバース指数（日経・JPX金インバース指数、日経・JPX原油インバース指数）の計算方法

日経・JPXインバース指数は、以下の算式に従って算出される。

（日経・JPX商品指数および各日経・JPXサブ商品指数のインバース指数（日経・JPX金インバース指数、日経・JPX原油インバース指数を含む）を総称して、「日経・JPXインバース指数」という。）

$$\text{Inv. Index}_{t,d} = \text{Inv. Index}_{s,d-1} \times \max\{1 - 1 \times ((\text{Index}_{t,d} / \text{Index}_{s,d-1}) - 1), 0.1\}$$

ただし、

$\text{Inv. Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・JPXインバース指数

$\text{Inv. Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値より算出した日経・JPXインバース指数

$\text{Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、 $\text{Index}_{t,d}$ は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

$\text{Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値

日経・JPXレバレッジ指数の値動きについて

日経・JPXレバレッジ指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・JPXレバレッジ指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意する必要がある。

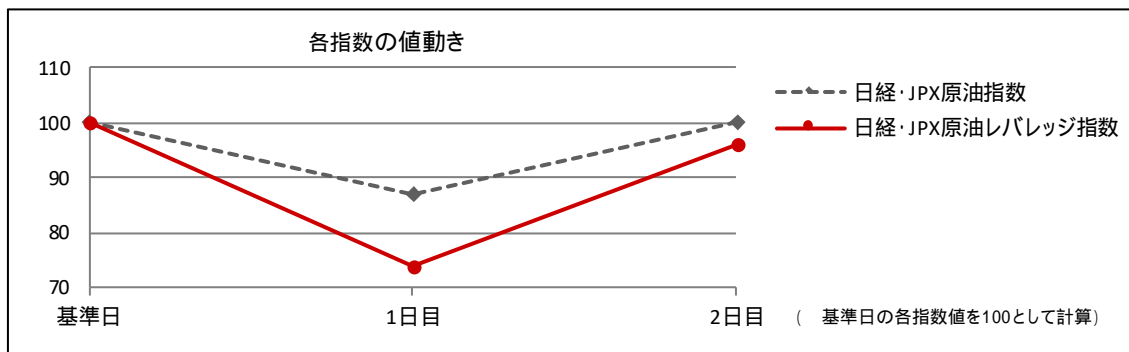
< 1 > 日経・JPX原油指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-13%	15%
日経・JPX原油レバレッジ指数	-26%	30%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-13%	<u>0.0%</u>
日経・JPX原油レバレッジ指数	-26%	<u>-3.8%</u>



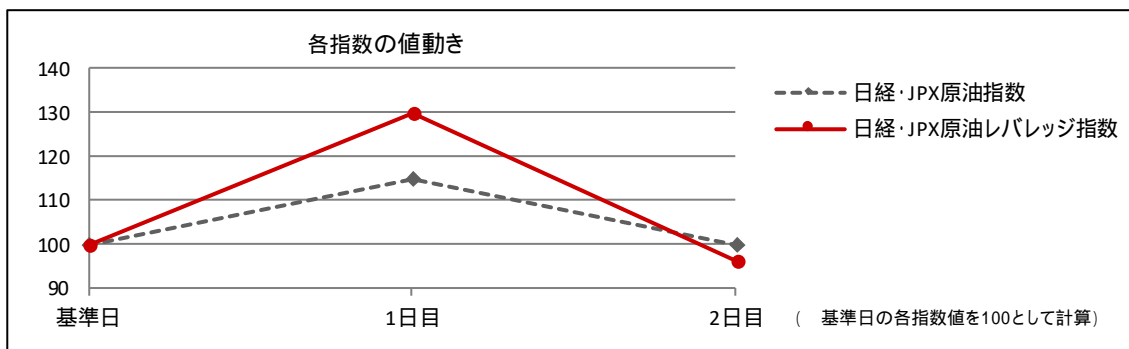
< 2 > 日経・JPX原油指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	-13%
日経・JPX原油レバレッジ指数	30%	-26%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	<u>0.0%</u>
日経・JPX原油レバレッジ指数	30%	<u>-3.8%</u>



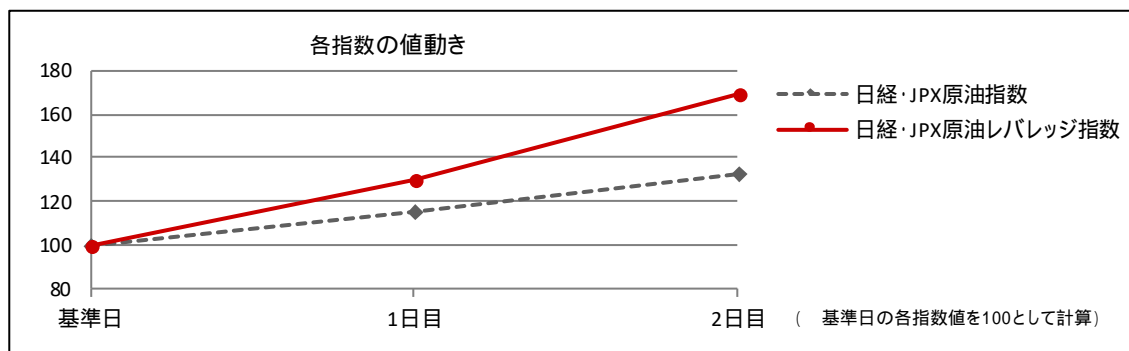
< 3 > 日経・JPX原油指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	15%
日経・JPX原油レバレッジ指数	30%	30%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	32.3%
日経・JPX原油レバレッジ指数	30%	69.0%



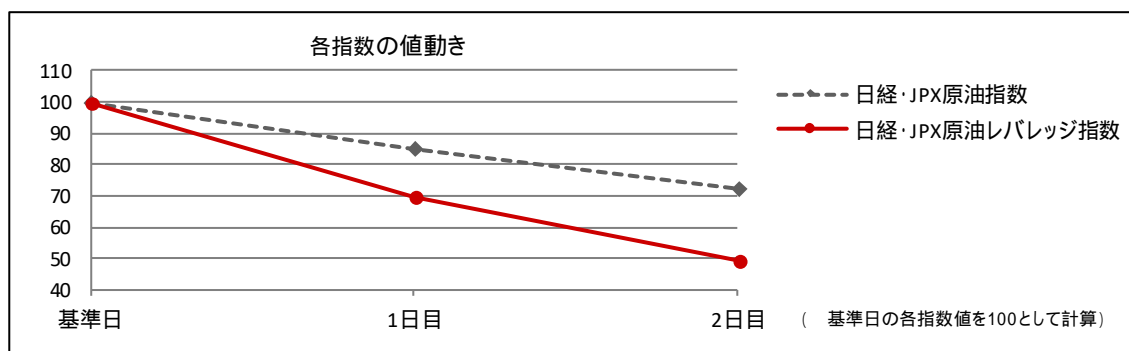
< 4 > 日経・JPX原油指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-15%	-15%
日経・JPX原油レバレッジ指数	-30%	-30%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-15%	-27.8%
日経・JPX原油レバレッジ指数	-30%	-51.0%



※これらの例示は、日経・JPX原油指数の値動きと日経・JPX原油レバレッジ指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

日経・JPXインバース指数の値動きについて

日経・JPXインバース指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の-1（マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・JPXインバース指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「-1倍」とならないので、十分留意する必要がある。

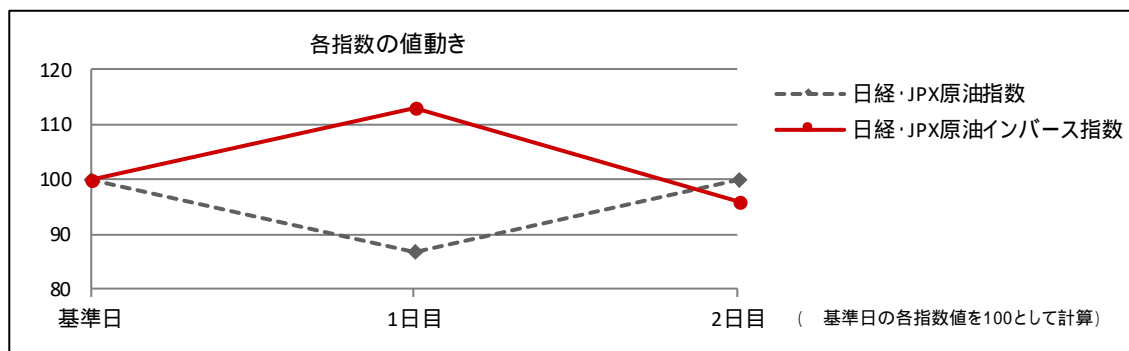
< 5 > 日経・JPX原油指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-13%	15%
日経・JPX原油インバース指数	13%	-15%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-13%	0.0%
日経・JPX原油インバース指数	13%	-4.0%



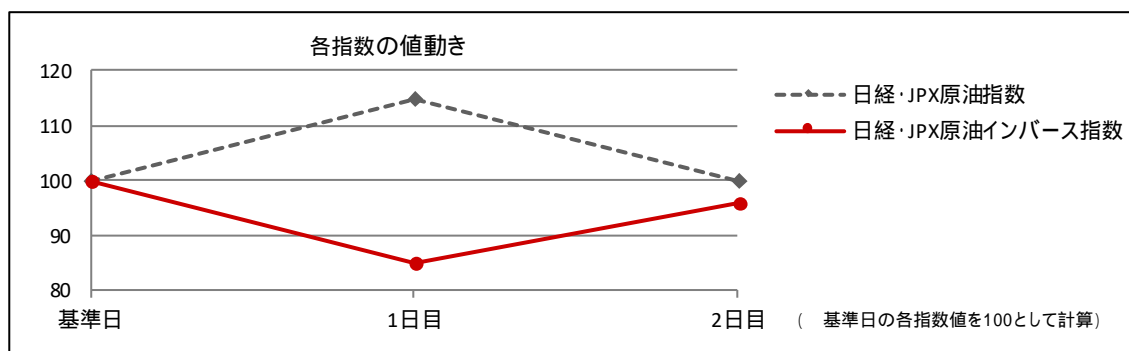
< 6 > 日経・JPX原油指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	-13%
日経・JPX原油インバース指数	-15%	13%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	0.0%
日経・JPX原油インバース指数	-15%	-4.0%



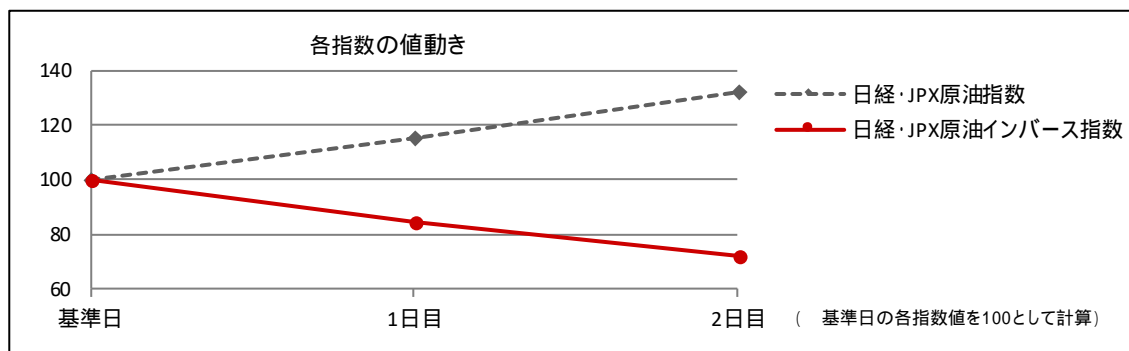
< 7 > 日経・JPX原油指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	15%
日経・JPX原油インバース指数	-15%	-15%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	32.3%
日経・JPX原油インバース指数	-15%	-27.8%



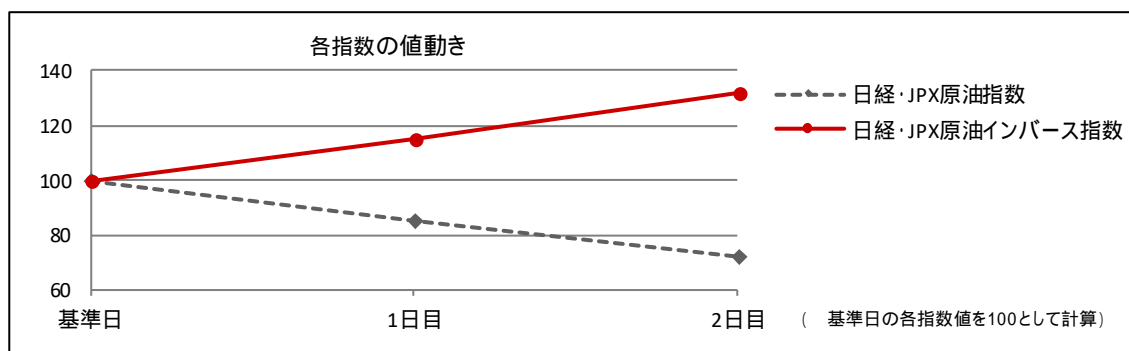
< 8 > 日経・JPX原油指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-15%	-15%
日経・JPX原油インバース指数	15%	15%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-15%	-27.8%
日経・JPX原油インバース指数	15%	32.3%



※これらの例示は、日経・JPX原油指数の値動きと日経・JPX原油インバース指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標である日経・JPX金レバレッジ指数、日経・JPX金インバース指数、日経・JPX原油レバレッジ指数および日経・JPX原油インバース指数（以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されているリスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付

けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、その満期時または償還時に本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかの本外国指標連動証券および／または本受

益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

レバレッジ・インデックス、インバース・インデックスと対象指数との利益・損失の違い

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算されるので、対象指数と比べて利益・損失の額が大きくなる。

一方、インバース・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「-1倍」（マイナス1倍）となるよう計算されるので、対象指数と反対の利益・損失の額となる。

レバレッジ・インデックスに内在する性質に関する注意点

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の2倍とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の2倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

インバース・インデックスに内在する性質に関する注意点

インバース・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「-1倍」（マイナス1倍）となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるインバース・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の「-1倍」とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

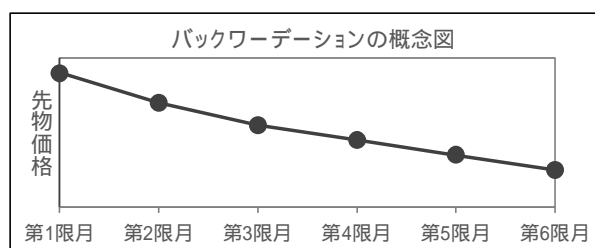
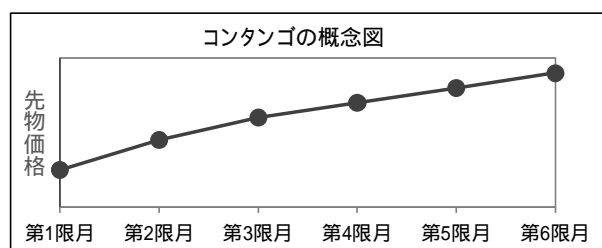
2営業日以上離れた期間におけるインバース・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の「-1倍」倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES 金先物 ベア ETNおよびNEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

商品先物価格を参照する指数に内在する性質に関する注意点

日経・JPXレバレッジ指数および日経・JPXインバース指数の原指数は、商品先物価格を参照する指数であり、商品現物価格の値動きとは差異がある。

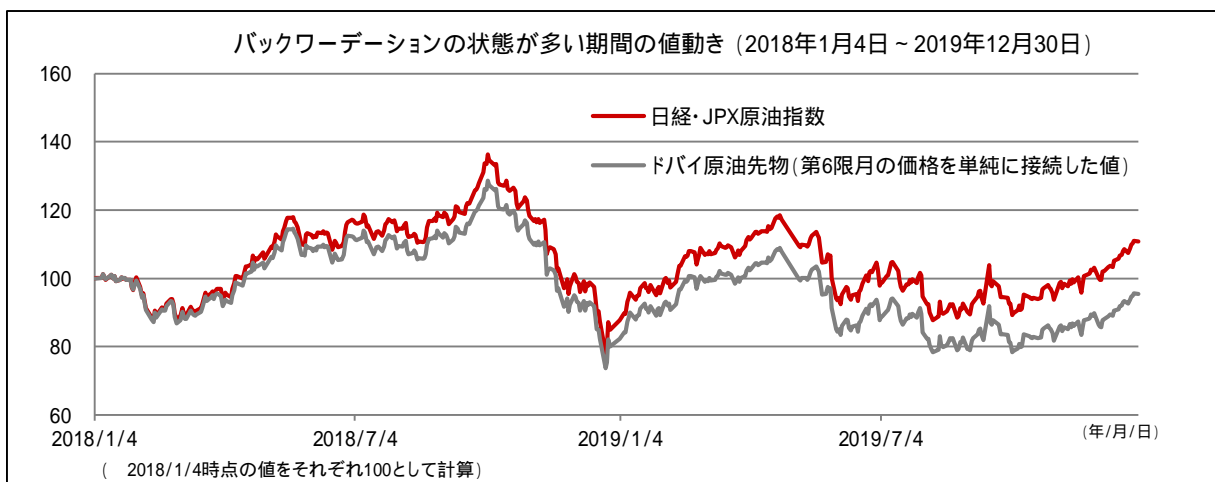
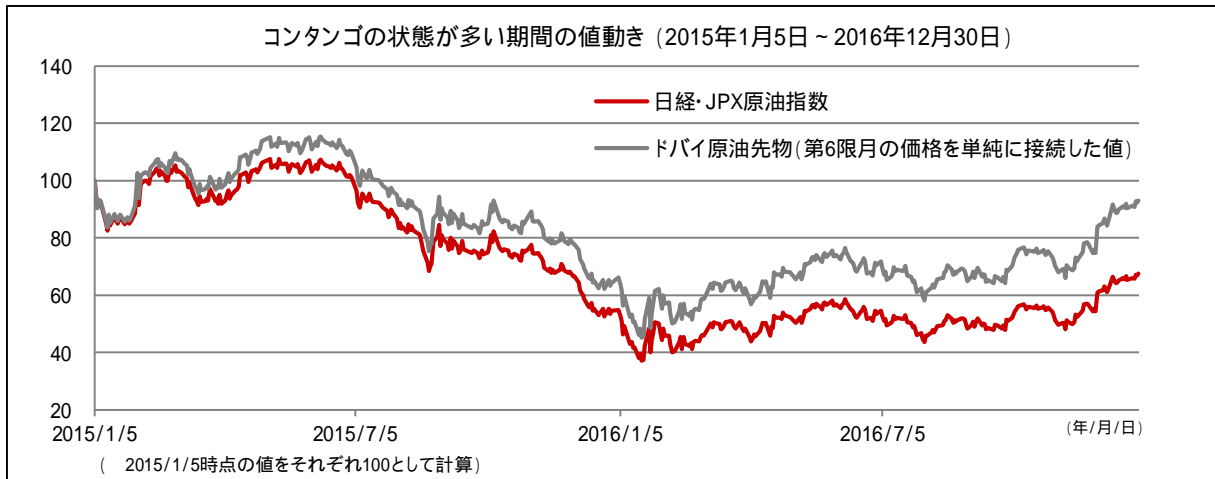
また、通常、商品先物は在庫などの需給や保管コスト等を反映した限月間の価格差がある。先物の各限月の価格形状には、以下の図に示すように、期近の先物価格よりも期先の先物価格が高い状態（以下「コンタンゴ」という。）と、期近の先物価格よりも期先の先物価格が低い状態（以下「バックワーデーション」という。）がある。期近の先物価格に大きな変動がない場合、時間の経過に伴い、コンタンゴでは期先の先物価格は徐々に低下し、バックワーデーションでは期先の先物価格は徐々に上昇する傾向がある。



なお、これらの図は先物の各限月の価格形状を説明するために示した概念図であり、過去の価格形状を表したのではなく、将来の価格形状を示唆するものでもない。

原指数は、商品先物の中心限月（最も取引高が多い限月）を対象限月とした指数であり、毎月月初第5取引日から第9取引日までの5取引日間で5分の1ずつ次限月への切り替え（ロールオーバー）が行われる。限月の切り替え前後で原指数の値は連続的に推移するのに対し、商品先物（中心限月）価格は限月交代の際に、コンタンゴの場合は不連続に上振れし、バックワーデーションの場合は不連続に下振れする。その結果、原指数の値動きは、コンタンゴの場合は商品先物（中心限月）の値動きから下方乖離が生じ、バックワーデーションの場合は上方乖離が生じる。このような乖離は、商品先物の限月間の価格差が大きくなるほど、また、限月の切り替えを繰り返すほど拡大する可能性がある。

次のグラフは、コンタンゴの状態が多かった期間と、バックワーデーションの状態が多かった期間のそれぞれについて、原指数と先物価格の過去の値動きを例として示したものである。ただし、これらのグラフは将来の値動きを示唆・保証するものではない。



このような原指数の特性について、NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES 金先物 ベア ETN、NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETNに投資を行う場合には留意が必要である。

<NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジETN、NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジETNおよびNEXT NOTES 東証グロース市場250 ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2033年8月8日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合： 東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。 東証グロース市場250指数連動債の場合： 東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「管理費用」とは、	<p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合： 0.80% (=0.008) をいう。</p> <p>東証グロース市場250指数連動債の場合： 0.50% (=0.005) をいう。</p>
「関連取引所」とは、	<p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合： 計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。</p> <p>東証グロース市場250指数連動債の場合： 計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。</p>
「規定通貨」とは、	日本円をいう。
「原指数」とは、	ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債に関して、ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数をいう。
「最終評価日」とは、	<p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数連動債の場合： 満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。</p> <p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数連動債の場合： 満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。</p> <p>東証グロース市場250指数連動債の場合： 満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される東証グロース市場250指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、東証グロース市場250指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。東証グロース市場250指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した東証グロース市場250指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。</p>
「参照通貨」とは、	<p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合： 日本円および米ドルをいう。</p> <p>東証グロース市場250指数連動債の場合： 日本円をいう。</p>

「市場混乱事由」とは、

ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合：

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の中のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に原指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の原指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該有価証券に起因する原指数の水準の部分と(y)原指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはそのほか許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の中のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはそのほか許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」とは、

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用されるダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用されるダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される東証グロース市場250指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された東証グロース市場250指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2013年10月24日をいう。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用されるダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用されるダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される東証グロース市場250指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された東証グロース市場250指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

「取引所営業日」とは、

本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「取引日」とは、

2013年10月8日をいう。

「評価時刻」とは、

本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。

「ヘッジ・カウンター
パーティー」とは、

NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがそれを通じてヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。

「ヘッジコストの増加」とは、

NEFおよび／またはその関連会社が、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。

「ヘッジ障害」とは、

NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。

「ヘッジ取引」とは、

NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは

	取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「ヘッジ・ポジション」 とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「法令変更」とは、	取引日以降、(i)適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。
「本指数」とは、	<p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数連動債の場合： ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ（2倍）・インデックス（円ヘッジ・プライスリターン）（DJIA PR JPY-Monthly Hedged Leveraged (x2) Index）をいい、かかる指数を本書において「ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数」ということがある。</p> <p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数連動債の場合： ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース（-1倍）・インデックス（円ヘッジ・トータルリターン）（DJIA TR JPY-Monthly Hedged Inverse (x1) Index）をいい、かかる指数を本書において「ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数」ということがある。</p> <p>東証グロース市場250指数連動債の場合： 東証グロース市場250指数（Tokyo Stock Exchange Growth Market 250 Index）をいう。</p>
「本取引所」とは、	<p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合： ニューヨーク証券取引所およびナスダック株式市場をいい、その承継取引所を含むものとする。</p> <p>東証グロース市場250指数連動債の場合： 株式会社東京証券取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。</p>
「予定取引所営業日」 とは、	本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。
「予定終了時刻」とは、	本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。
「DJIAIN[t]」または 「ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース指数」とは、	ブルームバーグの「DJIAIJT Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数の終値をいう。
「DJIAIN[0]」とは、	当初評価日におけるダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数をいう。
「DJIALV[t]」または 「ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ指数」とは、	ブルームバーグの「DJIA2LJP Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数の終値をいう。
「DJIALV[0]」とは、	当初評価日におけるダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数をいう。

「IL_t」または「償還価額」とは、当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のいずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(DJIALV[t])}{(DJIALV[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(DJIAIN[t])}{(DJIAIN[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

東証グロース市場250指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(TSEMOTHR[t])}{(TSEMOTHR[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、
「t」とは、

100をいう。
当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

「TSEMOTHR[t]」または
「東証グロース市場250指数」と
は、
「TSEMOTHR[0]」とは、

ブルームバーグの「TSEMOTHR Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の東証グロース市場250指数の終値をいう。
当初評価日における東証グロース市場250指数をいう。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成株式および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。）、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」という。）が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、償還金額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由（以下に定義する。）に対応するための相応な調整（もしあれば）を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額（下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。）を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。）、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合：

本指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシー（S&P Dow Jones Indices LLC）またはその関連会社（以下「SPDJ」 という。）の商品であり、これを利用するライセンスが野村証券株式会社（以下本項において「ライセンシー」という。）に付与されている。ダウ・ジョーンズ®（Dow Jones®）は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エルエルシー（Dow Jones Trademark Holdings LLC）（以下「ダウ・ジョーンズ」という。）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに付与され、さらにライセンシーが特定の目的のためにこれらを利用するサブライセンスが付与されている。本外国指標連動証券は、SPDJ、ダウ・ジョーンズ、スタンダード・アンド・プアーズまたはそれぞれの関連会社（以下「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」と総称する。）がスポンサーとなっているものではなく、また、それらによって、保証、販売または宣伝されているものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本外国指標連動証券の所有者または公衆に対して、有価証券一般または本外国指標連動証券が投資に適するものであるかという点、または本指数が市場全体のパフォーマンスに対応したパフォーマンスをあげられるかという点に関して、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明または保証もしていない。本指数に関するS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとライセンシーとの間の関係は、本指数およびS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスまたはそのライセンシーの商標、サービスマークまたは商号に関するライセンスの付与だけである。本指数は、ライセンシーまたは本外国指標連動証券とは関係なく、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによって決定、構成および計算される。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本指数の決定、構成または計算において、ライセンシーまたは本外国指標連動証券の所有者の要求を考慮する義務を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本外国指標連動証券の価格および数量もしくは本外国指標連動証券の発行もしくは販売のタイミングの決定、または本外国指標連動証券が将来換金、譲渡または償還される計算式の決定もしくは計算に関して責任を負わず、

またこれらに関与していない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本外国指標連動証券の管理、販売または取引に関して、いかなる義務または責任も負わない。本指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスに正確に対応したパフォーマンスをあげるかまたはプラスの投資収益を提供するという保証はない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーは投資顧問会社ではない。ある指数に株式が含まれることは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスがかかる株式の売り、買いまたは保有を推奨していることを意味するものではなく、また、投資することの助言とみなしてはならない。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本指数またはその関連データもしくはそれらに関する口頭または書面の通信（電子通信も含む。）を含むがこれらに限定されないあらゆる通信について、その適切性、正確性、適時性または完全性を保証するものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、かかる通信に含まれる誤謬、欠落または遅延に対して、いかなる義務または責任も負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、本指数またはそれに関連するデータの商品性、特定の目的もしくは使用への適合性またはそれらを使用することによってライセンサー、本外国指標連動証券の所有者もしくはその他の個人または法人により得られる結果について、あらゆる保証を行うことを明示的に否認する。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、利益の逸失、営業損失および時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的損害、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害または派生的損害に関して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約責任、不法行為責任または厳格責任のいずれの形態であっても、一切の責任を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンサーを除き、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとライセンサーとの間の契約または取決めの第三者受益者は存在しない。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

- (i) 東証グロース市場250指数の指数値および東証グロース市場250指数に係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下本項において「J P X」と総称する。）の知的財産であり、東証グロース市場250指数の指数値の算出、公表および利用など東証グロース市場250指数に関するすべての権利・ノウハウならびに東証グロース市場250指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有する。
- (ii) J P Xは、東証グロース市場250指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証グロース市場250指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証グロース市場250指数に係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができる。
- (iii) J P Xは、東証グロース市場250指数の指数値および東証グロース市場250指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証グロース市場250指数の指数値について、何ら保証または表明をするものではない。
- (iv) J P Xは、東証グロース市場250指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性または完全性を保証するものではない。また、J P Xは、東証グロース市場250指数の指数値の算出の誤謬、公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。
- (v) 東証グロース市場250指数の指数値に関連する金融商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではない。
- (vi) J P Xは、東証グロース市場250指数の指数値に関連する金融商品の購入者または公衆に対し、東証グロース市場250指数の指数値に関連する金融商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負わない。

(vii) J P Xは、特定の銘柄または銘柄群を選定したり、当社または東証グロース市場250指数の指数値に関連する金融商品の購入者のニーズを東証グロース市場250指数の指数値の計算に考慮したりするものではない。

(viii)以上の項目を含むがこれらに限らず、J P Xは東証グロース市場250指数の指数値に関連する金融商品の発行および販売に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

(i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b) 本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次回の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

(ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われぬものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会

社の代表執行役)の署名ある証明書、およびNEF(または保証会社)が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む(ただし、これらに限られない。)費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の(取消不能の)通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部(一部は不可)を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社(以下に定義する。)は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人(下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。)に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社(1985年会社法第736条に定義される。)を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却(償還時を除く。)が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i)支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii)1986年合衆国内国歳入法(以下「内国歳入法」という。)第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する

法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合は、東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいい、東証グロース市場250指数連動債の場合は、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2013年8月5日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債

務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i) 当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii) 当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディベンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切

の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

- (a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。
- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。
- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を株式会社とする事業再編成または保証会社を株式会社傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の

全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。

(g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社はその旨主張する）場合。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

(a) （NEFおよび保証会社の意見において）本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。

(b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (ii) 貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくはは遵守のための法律もしくはは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。
- (iii) 欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (iv) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。
- (v) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。か

かる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。
- (ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。
- (あ) 承継債務会社
- (A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。
- (B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。
- (い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）
- (A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。
- (B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。
- (iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。
- (iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務

会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。
- (ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。
- (iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。
- (A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。
- (B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。
- (iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。
- (v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付または交付させること。
- (A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。
- (B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。
- (C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。
- (vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。
- (b) 承継保証会社による引受け
- 上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にそ

の名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かか

る事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。)において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる(この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。)。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人(合衆国内国歳入法に定義される。)は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人(発行代理人兼主支払代理人)、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人(発行代理人兼主支払代理人)

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク(ルクセンブルク) エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン 1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および/もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに/または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに/または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

- (i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。
- (ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。
- (iii) 代理人を常置すること。
- (iv) 欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ（(i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従い定義される。）には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに）効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

ダウ・ジョーンズ工業株価平均™ (Dow Jones Industrial Average™ - DJIA-)

1896年に誕生したこの指数はダウ®の名称でも呼ばれており、米国を代表する優良企業30銘柄の株価加重指数である。この指数は、輸送株および公共株を除く全ての業種をカバーしている（輸送株および公共株については、ダウ・ジョーンズ 輸送株価平均™およびダウ・ジョーンズ 公共株価平均™でカバーされている）。銘柄選択は定量的なルールに従ったものではないが、採用銘柄は主として、企業の評判が高く、持続的な成長を達成し、多くの投資家が高い関心を示すものに限定されている。また、銘柄選択においては指数内で適切なセクター配分を維持できることも考慮されている。

指数の計算

この指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの全ての株価指数において使用される除数メソッドロジックに従って計算される。

この指数が最初に構築されたときには、指数の価値は単純に構成銘柄の株価を合計し、構成銘柄の数で除することにより計算された。今日では、除数を調整することで、株式分割やその他の構成銘柄変更の影響を抑え、指数の連続性を維持している。

構成銘柄の選出方法

ウォール・ストリート・ジャーナルの編集担当者たちが、構成する銘柄を選出する。工業 (industrial) という意味に対しては広範な考えを持ち、鉄道と公共事業以外の会社であれば、全ての会社が対象となる。（ダウ・ジョーンズ平均株価には工業株の他に鉄道株、公共株の指数がある。）ダウ平均に加える新しい企業の選出にあたっては膨大な数の企業の中から、企業の継続的な成長性や投資家たちの関心を考慮に入れて選出する。ただし、指数の連続性を維持するため、構成銘柄の変更は稀であり、通常は構成銘柄の企業のコア・ビジネスにおいて買収やその他の重大な変化があった場合に構成銘柄が変更される。そうしたイベントにより、一つの銘柄を入れ替える必要が生じた場合、指数全体が審査されて、その結果、いくつかの構成銘柄の変更が同時に行われることもある。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)およびダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)では、標準的な方法を適用することにより、為替リスクのヘッジを行い、ダウ・ジョーンズ工業株価平均に対するレバレッジもしくはインバース・エクスポージャーを提供する。

為替ヘッジ指数

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの標準為替ヘッジ指数は、1ヶ月ごとにロールオーバーされる先渡取引を利用し、期初におけるバランスをヘッジすることで計算される。ヘッジされる額は毎月調整される。

毎月の為替ヘッジ指数の計算

m = 計算における月、0、1、2などの数字で示される。

SPI_EH_m = m月の末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

SPI_EH_{m-1} = 前月(m-1)末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

SPI_E_m = m月の末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準（外貨建て）
 SPI_E_{m-1} = 前月 (m-1) 末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準（外貨建て）
 SPI_EL_{m-1} = 前月 (m-1) 末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準（現地通貨建て）
 HR_m = m月におけるヘッジ・リターン（%）
 S_m = m月の末における現地通貨に対する外貨のスポット・レート（FC/LC）
 F_m = m月の末における現地通貨に対する外貨の先渡レート（FC/LC）

m = 1 の月の末において

$$SPI_EH_1 = SPI_EH_0 \times (SPI_E_1 / SPI_E_0 + HR_1)$$

m月の末において

$$SPI_EH_m = SPI_EH_{m-1} \times (SPI_E_m / SPI_E_{m-1} + HR_m)$$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$$HR_m = (S_{m-1} / F_{m-1}) - (S_{m-1} / S_m)$$

日次のリターンはスポット価格と先渡価格の間で内挿することにより計算される。

各m月について、 $d=1,2,3, \dots, D$ の暦日がある。

md はm月におけるd日であり、 $m0$ はm-1月における最終日である。

F_I_{md} = m 月のd 日時点における内挿された先渡レート

$$F_I_{md} = S_{md} + (D-d)/D \times (F_{md} - S_{md})$$

m 月のd 日において

$$SPI_EH_{md} = SPI_EH_{m0} \times (SPI_E_{md} / SPI_E_{m0} + HR_{md})$$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$$HR_m = (S_{m0} / F_{m0}) - (S_{m0} / F_I_{md})$$

レバレッジ指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのレバレッジ指数は、対象指数の複数倍のリターンを生み出すように設計されており、投資家はキャッシュ・ポジションを超えたエクスポージャーを得るために資金を借り入れる。アプローチとしては、まず対象指数を計算し、その次にレバレッジ指数の日次リターンを計算し、最後に、日次リターンにより前回の価値を増加させることにより、レバレッジ指数の現在の価値を計算する。

レバレッジ指数の日次リターンは2つの部分から構成される：（1）対象指数のトータル・ポジションのリターンから、（2）レバレッジのための借入コストを減じる：

レバレッジ指数の数式は以下ようになる：

$$\text{レバレッジ指数のリターン} = K \times [\text{対象指数}(t) / \text{対象指数}(t-1) - 1] - (K-1) \times (\text{借入金利}/360) \times D(t, t-1)$$

上記の式で、借入金利がレバレッジ指数に適用されている。これは、借入資金を表す。これを踏まえ、時間tにおけるレバレッジ指数価値は以下のように計算される：

$$\text{レバレッジ指数の価値}(t) = (\text{レバレッジ指数の価値}(t-1)) \times (1 + \text{レバレッジ指数のリターン})$$

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下のようになる：

$$\begin{aligned} \text{レバレッジ指数の価値}(t) &= (\text{レバレッジ指数の価値}(t-1)) \\ &\times [1 + [K \times [\text{対象指数}(t) / \text{対象指数}(t-1) - 1] - (K-1) \times (\text{借入金利}/360) \times D(t, t-1)]] \end{aligned}$$

K = レバレッジ・レシオ

$$K = 2, \text{ エクスポージャリー} = 200\%$$

借入金利 = 3ヶ月日本円TIBOR(TI0003M)

Dt, t-1 = t とt-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIA2LJP)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(プライス・リターン、円ヘッジ)(DJIHJP)の2倍のレバレッジがかかっており、DJIA2LJPの数式は以下のようになる。

DJIA2LJP(t)=

$$\text{DJIA2LJP}(t-1) \times [1 + [2 \times [\text{DJIHJP}(t) / \text{DJIHJP}(t-1) - 1] - (2-1) \times [\text{TI0003M}/360] \times D(t, t-1)]]$$

インバース指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのインバース指数は、対象指数のショート・ポジションを保有することにより、対象指数と反対のパフォーマンスを提供するように設計されている。投資家がショート・ポジションを保有する場合、借株の配当と金利を支払う必要がある。指数の計算はレバレッジ指数と同様の一般的なアプローチに従っており、いくつか調整が行われる：第一に、対象指数のリターンはプラスマイナスが逆となり、対象指数のトータル・リターンに基づくものとなるため、配当や価格の動きが含まれる。第二に、借株コストは含まれないが、初期投資から得られる金利と、対象指数の証券の空売りから生じる収益から得られる金利を反映するために調整が行われる。こうした前提は業界における通常の慣習を反映している。(借株コストを含めるため、或いは空売りによる収益から得られる金利や初期投資から得られる金利を除外するため、単純な調整を行うことができる。)

インバース指数のリターンを計算するための一般的な数式は：

インバース指数のリターン＝

$$-K \times [\text{対象指数のトータルリターン}(t) / \text{対象指数のトータルリターン}(t-1) - 1] \\ + (K+1) \times (\text{貸出金利}/360) \times D(t, t-1)$$

ここで、右辺の最初の項は対象指数のトータル・リターンを示し、右辺の2つ目の項は初期投資から得られる金利および空売りによる収益から得られる金利を示している。

時間tにおけるインバース指数価値は以下のように計算される：

$$\text{インバース指数の価値}(t) = (\text{インバース指数の価値}(t-1)) \times (1 + \text{インバース指数のリターン})$$

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下のようになる：

$$\text{インバース指数の価値}(t) = (\text{インバース指数の価値}(t-1)) \\ \times [1 - [K \times [\text{対象指数のトータルリターン}(t) / \text{対象指数のトータルリターン}(t-1) - 1] \\ - (K+1) \times (\text{貸出金利}/360) \times D(t, t-1)]]$$

K = レバレッジ・レシオ

$$K = 1, \text{ エクスポージャリー} = 100\%$$

貸出金利 = 3ヶ月日本円TIBOR(TI0003M)

Dt, t-1 = t とt-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIAIJT)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(トータル・リターン、円ヘッジ)(DJIHJT)のインバース・バージョンである。DJIAIJTの数式は以下のようになる。

DJIAIJT(t)=

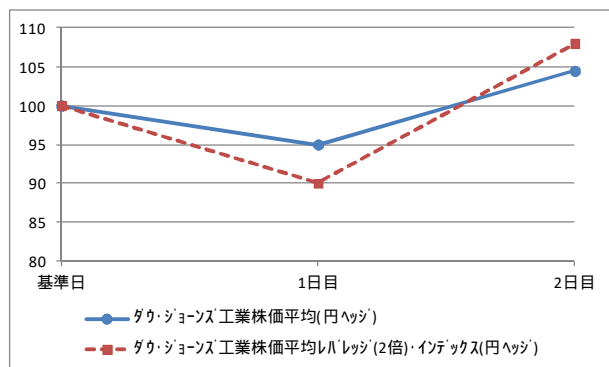
$$\text{DJIAIJT}(t-1) \times [1 - [1 \times [\text{DJIHJT}(t) / \text{DJIHJT}(t-1) - 1] - (1+1) \times [\text{TI0003M}/360] \times D(t, t-1)]]$$

レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意すべきである。

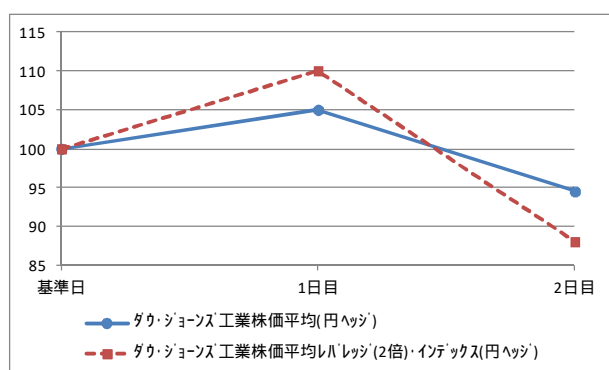
< 1 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	4.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	20%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	8%



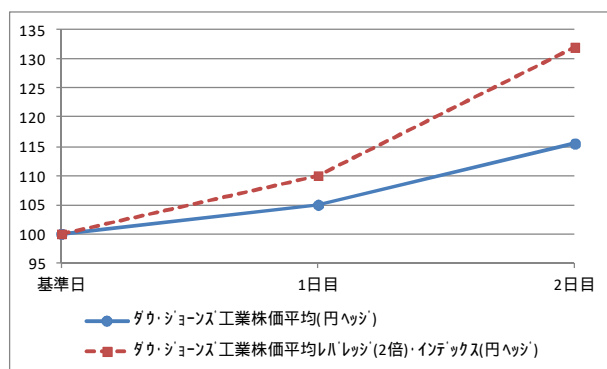
< 2 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-5.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	-20%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	-12%



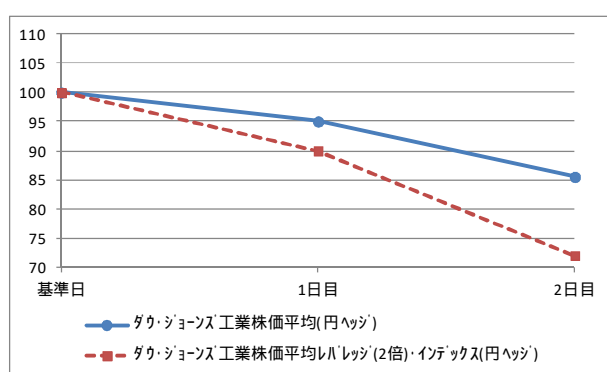
< 3 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	10%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	15.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	20%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	32%



< 4 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-10%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-14.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	-20%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	-28%



※これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス（円ヘッジ）の値動きの関係を示したものでない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

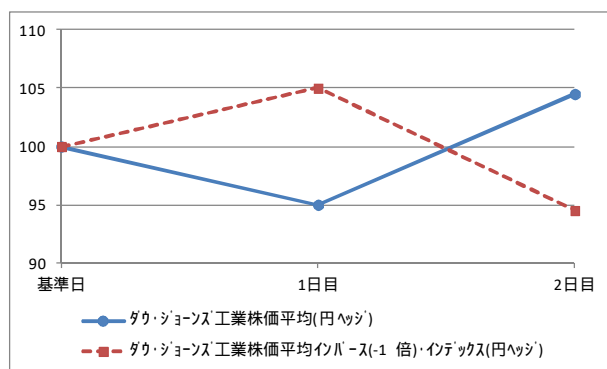
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の-1（マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「-1倍」とならないので、十分留意すべきである。

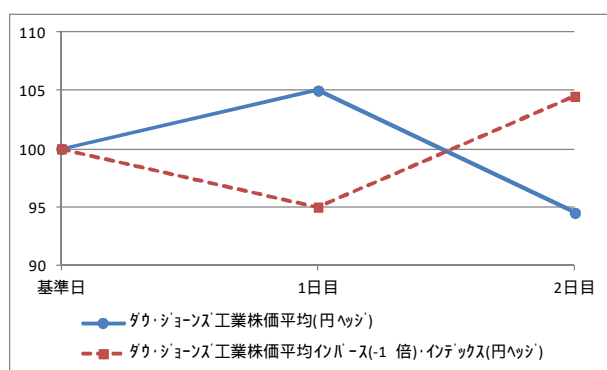
< 5 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	4.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	-5.5%



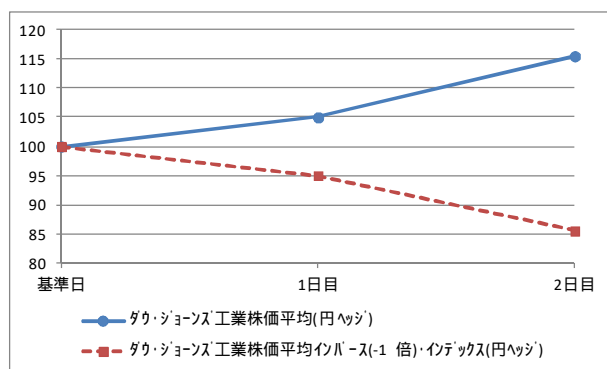
< 6 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-5.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	4.5%



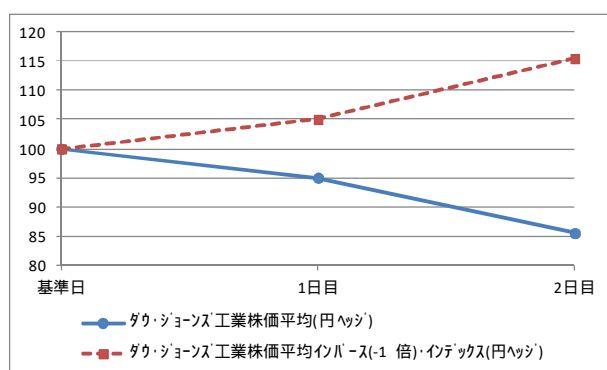
< 7 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	15.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	-14.5%



< 8 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-14.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	15.5%



※これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース（-1倍）・インデックス（円ヘッジ）の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

東証グロース市場250指数

東証グロース市場250指数は、東証グロース市場指数の算出対象を母集団とし、上場時価総額を基準としてJ P X総研が選定した銘柄を算出対象とする浮動株調整後時価総額加重型の株価指数である。基準日は2003年9月12日、基準値は1,000ポイントである。

東証グロース市場250指数の算出に用いる浮動株比率は、後述のキャップ調整係数および移行係数考慮後の値を用いる。

個別銘柄のウエイト上限は20%である。キャップ調整に係るウエイト計算における基準日（以下本項において「ウエイト基準日」という。）における浮動株時価総額ウエイトが上限を超える銘柄については、10月最終営業日にキャップ調整係数を設定する。その後に株価の変動等により上限を超える場合も翌年の10月最終営業日までキャップ調整係数は変更しないものとする。

算出対象の追加・除外

- ・算出対象の定期入替は毎年1回（10月最終営業日）行われる。
- ・定期入替に係る基準日（以下本項において「定期入替基準日」という。）およびウエイト基準日は、毎年8月最終営業日とし、以下の手順により構成銘柄が決定される。
 - ▽ 定期入替基準日時点における東証グロース市場指数の構成銘柄を母集団とする。ただし、以下のいずれかに該当する銘柄は母集団から除外する。
 - ⊕ 定期入替基準日において、整理銘柄に指定されていること。
 - ⊕ 定期入替基準日において、特設注意市場銘柄に指定されていること。
 - ⊕ 定期入替基準日において、上場市場を変更することが公表されていること。
 - ⊕ 定期入替基準日において、TOPIX（東証株価指数）の構成銘柄に含まれていること。
 - ▽ 母集団からの除外の条件は、原則として、定期入替基準日から定期入替結果の発表までの間に該当することが判明した銘柄を含む。
 - ▽ 基準日における上場時価総額の大きい順に250銘柄を構成銘柄として選定する。ただし、母集団の総数が300を下回る場合、母集団の総数から50を減じた銘柄数を選定する。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標であるダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)、ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)および東証グロス市場250指数(以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。)のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されているリスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えられるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権 1 口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券 1 券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、その満期時または償還時に本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場

合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

レバレッジ・インデックス、インバース・インデックスと対象指数との利益・損失の違い

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算されるので、対象指数と比べて利益・損失の額が大きくなる。

一方、インバース・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「-1倍」（マイナス1倍）となるよう計算されるので、対象指数と反対の利益・損失の額となる。

レバレッジ・インデックスに内在する性質に関する注意点

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の2倍とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の2倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

インバース・インデックスに内在する性質に関する注意点

インバース・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「-1倍」（マイナス1倍）となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるインバース・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の「-1倍」とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるインバース・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の「-1倍」倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

為替ヘッジ指数の留意点

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)およびダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)の対象となる為替ヘッジ指数は、米ドルと日本円の為替レートの変動にともなう為替リスクの回避（ヘッジ）を目指した指数であるものの、現地米国市場の投資家が現地通貨で確保できる指数のリターンと全く等しいリターンになるとは限らない。それは、為替ヘッジ指数がその算出の際に想定している毎月の先渡取引のロールオーバーが、完全なヘッジとはならないこと、また、日米の金利差等によりヘッジコストが生じる場合があることによる。

また、現地通貨と投資家の自国通貨の間の為替レートの変動により、為替ヘッジ指数戦略の結果とヘッジされていない戦略の結果は異なるものとなる。過去においては、1999年にはユーロが下落したため、欧州の投資家にとって、ヘッジされていないS&P500指数のリターンは40.0%となったが、米ドルのエクスポージャーをヘッジしていた欧州の投資家のリターンは17.3%にとどまった。その反対の例として、2003年にユーロが上昇した際には、欧州の投資家にとって、ヘッジされていないS&P500指数のリターンは5.1%となったが、米ドルのエクスポージャーをヘッジしていた欧州の投資家のリターンは27.3%となったことがある。

<NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、本外国指標連動証券は、NEFにより、2034年2月6日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。
「管理費用」とは、	0.80%（=0.008）をいう。
「関連取引所」とは、	計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。
「最終評価日」とは、	満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）の決定にあたり、かか

る日が予定取引所営業日でない場合、STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、

インドネシアルピア、日本円、マレーシアリングット、フィリピンペソ、シンガポールドル、タイバツおよび／または米ドルをいう。

「市場混乱事由」とは、

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に本指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の本指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該有価証券に起因する本指数の水準の部分と(y)本指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」

とは、

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。償還価額を算出するために使用されるSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i)計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはそ

の関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2014年3月10日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）を用いて、当初評価日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

「取引所営業日」とは、

本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「取引日」とは、

2014年2月17日をいう。

「評価時刻」とは、

本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。

「ヘッジ・カウンターパーティー」とは、

NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがそれを通じてヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。

「ヘッジコストの増加」とは、

NEFおよび／またはその関連会社が、(i) 本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii) かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。

「ヘッジ障害」とは、

NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i) 本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii) かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。

「ヘッジ取引」とは、

NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、

NEFおよび/またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「法令変更」とは、

取引日以降、(i)適用法令(税法を含むが、これらに限られない。)の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更(税務当局が講じた一切の措置を含む。)により、計算代理人が、(a)NEFおよび/もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび/もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる(NEFおよび/もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。)と判断する場合をいう。

「本指数」とは、

STOXX アセアン好配当50(円、ネットリターン)(STOXX ASEAN-Five Select Dividend 50(Net Return JPY))をいう。

「本取引所」とは、

フィリピン証券取引所、マレーシア証券取引所、タイ証券取引所、シンガポール取引所およびインドネシア証券取引所をいい、それらの承継取引所を含むものとする。

「予定取引所営業日」とは、

本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。

「予定終了時刻」とは、

本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

「IL_t」または「償還価額」とは、

当初評価日(当日を含む。)から最終評価日(当日を含む。)までの期間のいずれかの暦日(t)において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(SXAE5DJN[t])}{(SXAE5DJN[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、

100をいう。

「SXAE5DJN[t]」または

ブルームバーグの「SXAE5DJN Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のSTOXX アセアン好配当50(円、ネットリターン)の終値をいう。

「STOXX アセアン好配当50(円、ネットリターン)」

とは、

「SXAE5DJN[0]」とは、

当初評価日におけるSTOXX アセアン好配当50(円、ネットリターン)をいう。

「t」とは、

当初評価日(当日を含む。)から最終評価日(当日を含む。)までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同じもしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数(以下「承継指数」という。)は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合(構成株式および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。)、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合(以下「本指数の取消し」という。)、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合(本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。)、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害(以下それぞれを「追加障害事由」という。)が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、償還金額および/または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由(以下に定義する。)に対応するための相応な調整(もしあれば)を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額(下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。)を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および/または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合(ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。)、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

ストックス・リミテッド(STOXX Ltd.) (以下本項において「STOXX」という。)および同社のライセンサー(以下本項において「ライセンサー」という。)は、本外国指標連動証券に関連して本指数および関連商標を利用するライセンスを付与することを除き、野村証券株式会社(以下本項において「ライセンシー」という。)と一切関係をもっていない。STOXXおよびライセンサーは、以下のことを行わない。

- (i) 本外国指標連動証券に対して支援、支持、販売または宣伝をすること
- (ii) 本外国指標連動証券やその他の証券への投資を勧めること
- (iii) 本外国指標連動証券に関するタイミング、数量または価格について責任または義務を負ったり、これらについての意思決定をしたりすること
- (iv) 本外国指標連動証券の管理、運営またはマーケティングについて責任または義務を負うこと
- (v) 本指数の決定、組成または計算にあたり、本外国指標連動証券へのニーズもしくは本外国指標連動証券の保有者を考慮することまたはそのような考慮をすべき義務を負うこと

STOXXおよびライセンサーは、本外国指標連動証券に関連していかなる責任も負わない。具体的には、STOXXおよびライセンサーは、以下について明示または黙示の保証をせず、あらゆる保証責任を否認する。

- (i) 本指数の利用およびそれに包含されるデータの利用に関連し、本外国指標連動証券、その保有者またはその他いかなる者が得るべき成果
- (ii) 本指数およびそのデータの正確性または完全性
- (iii) 本指数およびそのデータの商品性および特定の目的または使用への適合性

STOXXおよびライセンサーは、本指数およびそのデータに関するエラー、遺漏または中断について一切の責任を負わない。STOXXまたはライセンサーは、どのような状況の下でも、あらゆる逸失利益または間接的、懲罰的、特殊もしくは結果的な損害もしくは損失について一切の責任を負わない。このことは、たとえSTOXXまたはライセンサーがそうした損失が発生しうることを知っていた場合でも同様である。

ライセンサーとSTOXXとの間のライセンス契約は専ら両者の利益をはかるものであって、本外国指標連動証券の保有者またはその他いかなる第三者の利益をはかるものではない。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

- (i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b）本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次回の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、
- (ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われぬものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2013年8月5日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i) 当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当

該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディバンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

- (a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。
- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。
- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダも

しくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。

- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。
- (g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社その旨主張する場合）。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含

む。)、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

- (a) (NEFおよび保証会社の意見において) 本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび/または保証状の条項の修正(上記に述べた場合を除く。)(本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。)
 - (b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび/または保証状についての(NEFおよび保証会社の意見において)形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。
- かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ(NEFの場合)もしくは日本(保証会社の場合)またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは(場合により)保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (ii) 貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。
- (iii) 欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(iv) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。

(v) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

- (iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。
- (iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付または交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前

7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。)

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。)

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。)

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村証券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・イー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理

人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

(iv) 欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ（(i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従い定義される。）には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに）効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係の有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下で

の代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン)

STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン) では、東南アジア諸国 (ASEAN) の企業を構成銘柄とする投資ユニバースから、最も配当が多い50社を選択することを目指している。対象国は、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアで、ベトナムはこのインデックスの投資ユニバースに入っていない。

このインデックスは、日本円建てインデックスであり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資するネットリターン・インデックスである。

投資ユニバース： 配当利回りで選択した投資可能なユニバースの全ての株式銘柄。

加重スキーム： このインデックスは、浮動株の時価総額に従って加重されている。

基準価額と基準日： 2004年3月31日時点の数値を1,000としている。

インデックス構成銘柄の見直し

構成銘柄の選択と35-70バッファ・ルール

この投資ユニバースは、STOXX Asia Total Marketインデックス中の、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアに属する全ての株式銘柄である。(STOXX Asia Total Marketインデックスとは、アジア地域に存在する13ヶ国の株式市場の動きを全体的に反映することを目的にした株価指数であり、各対象国の浮動株時価総額の95%をカバーした国別の指数をもとに構築されている。2011年1月31日を基準日として100を基準値としている。)

以下の株式は、この投資ユニバースから外されている。

- ・ 3ヶ月平均の日次取引金額が、150万米ドル未満の銘柄
- ・ セクター「351020」-不動産投資信託 (REIT) 企業に指定されている銘柄
- ・ 配当性向が0%未満か、80%を超える銘柄

残りの全ての株式は、過去12ヶ月間の配当利回りでランク付けされる。選択銘柄は1ヶ国当たり最大15銘柄とし、1ヶ国当たりの最少銘柄数は設定されていない。選択リスト中、上位35銘柄がまず選択される。残りの15銘柄は、36位から70位の間ランク付けされた株式銘柄の中から、既存の構成銘柄をランク上位から順に選択される。このようにして選択した株式銘柄数がまだ50銘柄未満の場合、50銘柄になるまで、残りの株式銘柄からランク順に選択される。

構成銘柄の見直し頻度： このインデックスは毎年3月に見直される。第1金曜日に構成銘柄を発表し、第3金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

株式数と浮動株調整係数については、四半期ごとに更新される。変更は全て3月、6月、9月、12月の第3金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

ウェイト調整係数： 各構成銘柄のウェイトが最大10%になるよう、四半期ごとに調整係数が設定される。ウェイト調整係数は、見直し月の第2金曜日に公表される。その際、木曜日 (第2金曜日の前日) の終値が使用される。

期中のメンテナンス

銘柄の置き換え：上場廃止等の銘柄の除外により、インデックス構成銘柄数が45銘柄未満に減少した場合、選択リストに掲載されている最上位の非構成銘柄と、除外された銘柄が置き換えられる。選択リストは年1回、インデックスの年次見直し時に更新される。

臨時除外：なし

臨時追加：なし

スピンオフ：スピンオフした株式銘柄は、インデックスに恒久的に追加されるわけではない。次回の構成銘柄見直し時に条件を満たす場合のみ、見直し後も継続してインデックスにとどまる。

配信のタイミング

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）は、インデックス配信期間中、15秒ごとに計算して配信され、また1日1回、インデックス配信期間の最後に計算して配信される。

為替レート

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）では、以下の為替レートが使用される。

- ・ CET（中央欧州時間）00:00から11:15までは、アジア太平洋地域のインデックスを計算する為替レートとして、直近リアルタイムの買値と売値の仲値が使用され、CET（中央欧州時間）17:30からは、固定為替レートを使用して、インデックスが計算される（The World Markets Company PLC（以下「WM社」という。）のCET17:00時点の固定為替レートを使用）。

固定為替レートは、WM社が提供している。詳しくはロイターの「WMRSPOT01」ページまたはブルームバーグの「WMCO」ページを参照のこと。

インデックス計算式

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。

時価総額加重指数

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。

$$\text{Index}_t = \frac{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot \text{ff}_{it} \cdot \text{cf}_{it} \cdot x_{it})}{D_t} = \frac{M_t}{D_t}$$

上の式のうち、

t = インデックスの計算時点

n = インデックスの構成銘柄数

p_{it} = (t)時点における銘柄(i)の株価

s_{it} = (t)時点における銘柄(i)の株式数

ff_{it} = (t)時点における銘柄(i)の浮動株係数
 cf_{it} = (t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数
 x_{it} = (t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート
 M_t = (t)時点におけるインデックスの浮動株時価総額
 D_t = (t)時点におけるインデックスの除数

インデックスの除数計算

時価総額加重指数

各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。資本異動によるウェイトの変動は、インデックス構成銘柄全体に比例配分される。インデックスの除数は、以下のように計算される。

$$D_{t+1} = D_t \cdot \frac{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it}) \pm \Delta MC_{t+1}}{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it})}$$

上の式のうち、

D_{t+1} = (t+1)時点の除数

D_t = (t)時点の除数

n = インデックスの構成銘柄数

p_{it} = (t)時点における銘柄(i)の株価

s_{it} = (t)時点における銘柄(i)の株式数

ff_{it} = (t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

cf_{it} = (t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

x_{it} = (t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

ΔMC_{t+1} = インデックスの終値時価総額と調整済み終値時価総額の差額：

(t+1)時に有効となる資本異動がある銘柄の場合、浮動株時価総額は、調整済み終値、(t+1)時点における新しい株数、(t+1)時点の浮動株係数から計算した時価総額から、(調整前)終値、(t)時点の株数、(t)時点の浮動株係数で計算した時価総額を差し引いて算出する。

円建てのインデックス

円建てインデックス：まず非ユーロ建ての株価がユーロに換算される。次にユーロ建ての株価と共に日本円に換算して、インデックス計算が行われる。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標であるSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）（以下本項において「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されているリスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付

けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、その満期時または償還時に本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかの本外国指標連動証券および／または本受

益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

<NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETN、NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETN、NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES インドNifty・ベア ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2034年11月6日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、

本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。

「営業日」とは、

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

東京、シンガポールおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

Nifty指数連動債の場合：
東京、ムンバイおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「管理費用」とは、 S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債およびNifty指数連動債の場合：
0.85% (=0.0085) をいう。

「関連取引所」とは、 S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：
0.95% (=0.0095) をいう。

S&P指数(課税後配当込み)連動債の場合：
計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。

Nifty指数連動債の場合：
計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。

「規定通貨」とは、 日本円をいう。

「原指数」とは、 Nifty指数連動債に関して、NIFTY 50指数をいう。

「最終評価日」とは、 満期償還日の10営業日前の日をいう。

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：
(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、適用為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した適用為替レートを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：
(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8 営業

日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

Nifty レバレッジ(プライスリターン)指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

Nifty デイリーインバース(トータルリターン)指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

日本円および／または米ドルをいう。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

日本円、シンガポールドルおよび／または米ドルをいう。

Nifty指数連動債の場合：

日本円、米ドルおよび／またはインドルピーをいう。

「市場混乱事由」とは、

S&P指数(課税後配当込み)連動債の場合：

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1 時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在しているこ

と、または早期終了をいう。本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に本指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の本指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該有価証券に起因する本指数の水準の部分と(y)本指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはそのほか許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

Nifty指数連動債の場合：

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に原指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の原指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該有価証券に起因する原指数の水準の部分と(y)原指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはそのほか許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」とは、

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートをを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

Nifty レバレッジ(プライスリターン)指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

Nifty デイリーインバース(トータルリターン)指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および/または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2014年11月13日をいう。

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートをを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日

の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートを適用為替レートを計算し、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

Nifty レバレッジ(プライスリターン)指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートを適用為替レートを計算し、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

Nifty デイリーインバース(トータルリターン)指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび/または日本円/米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円/米ドル為替レートを適用為替レートを計算し、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

「取引所営業日」とは、

本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「取引日」とは、

2014年10月27日をいう。

「評価時刻」とは、

本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。

「ヘッジ・カウンター
パーティー」とは、

NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがそれを通じてヘッジ取引を締結している会社を含む(ただし、これらに限られない)あらゆる法域の当事者をいう。

「ヘッジコストの増加」とは、

NEFおよび/またはその関連会社が、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取

「ヘッジ障害」とは、	引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。
「ヘッジ取引」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、（i）本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または（ii）かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う（i）有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、（ii）株式貸借取引または（iii）その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「法令変更」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う（i）有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、（ii）株式貸借取引または（iii）その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「本指数」とは、	取引日以降、（i）適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または（ii）正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、（a）NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または（b）本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。
「本指数」とは、	<p>S&P500 配当貴族指数（課税後配当込み）連動債の場合： S&P500 配当貴族指数（課税後配当込み）（S&P 500 Dividend Aristocrats Net Total Return Index）をいう。</p> <p>S&P シンガポールREIT指数（課税後配当込み）連動債の場合： S&P シンガポールREIT指数（課税後配当込み）（S&P Singapore REIT Net Total Return Index）をいう。</p> <p>Nifty レバレッジ（プライスリターン）指数連動債の場合： Nifty50 レバレッジ（2倍）インデックス（プライスリターン）（Nifty50 PR 2x Leverage Index）をいう。</p> <p>Nifty デイリーインバース（トータルリターン）指数連動債の場合： Nifty50 デイリーインバースインデックス（トータルリターン）（Nifty50 Total Returns (TR) Daily Inverse Index）をいう。</p>
「本取引所」とは、	S&P500 配当貴族指数（課税後配当込み）連動債の場合： ニューヨーク証券取引所（New York Stock Exchange）およびナスダック株式市場（NASDAQ Stock Market）をいい、それらの承継取引所を含むものとする。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

シンガポール取引所 (Singapore Exchange Ltd.) をいい、その承継取引所を含むものとする。

Nifty指数連動債の場合：

インド・ナショナル証券取引所 (National Stock Exchange of India Ltd.) をいい、その承継取引所を含むものとする。

「予定取引所営業日」

とは、

「予定終了時刻」とは、

本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。

本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

「FX[t]」または「適用為替レート」とは、

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

計算代理人が決定した日の午後4時(ロンドン時間)頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ (Thomson Reuters Information Services) の「WMRSPOT12」のページの「Japanese Yen」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される日本円/米ドルの為替相場の仲値(1米ドル当たりの日本円の値として表示される。)をいう。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債およびNifty指数連動債の場合：

以下の算式に従って算出される為替レートをいい、S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合、小数点第3位未満を四捨五入し、Nifty指数連動債の場合、小数点第4位未満を四捨五入する。

$$FX[t] = \frac{FX2}{FX1}$$

「FX1」または「参照通貨為替レート」とは、

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

計算代理人が決定した日の午後4時(ロンドン時間)頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ (Thomson Reuters Information Services) の「WMRSPOT13」のページの「Singapore Dollar」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示されるシンガポールドル/米ドルの為替相場の仲値(1米ドル当たりのシンガポールドルの値として表示される。)をいう。

Nifty指数連動債の場合：

計算代理人が決定した日の午後4時(ロンドン時間)頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ (Thomson Reuters Information Services) の「WMRSPOT12」のページの「Indian Rupee」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示されるインドルピー/米ドルの為替相場の仲値(1米ドル当たりのインドルピーの値として表示される。)をいう。

「FX2」または「日本円/米ドル為替レート」

とは、

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債およびNifty指数連動債に関して、計算代理人が決定した日の午後4時(ロンドン時間)頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ (Thomson Reuters Information Services) の「WMRSPOT12」のページの「Japanese Yen」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される日本円/米ドルの為替相場の仲値(1米ドル当たりの日本円の値として表示される。)をいう。

「FX[0]」とは、

当初評価日における適用為替レートをいう。

「IL_t」または「償還価額」とは、

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のいずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

S&P500 配当貴族指数（課税後配当込み）連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(SPDAUDN[t] \times FX[t])}{(SPDAUDN[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

S&P シンガポールREIT指数（課税後配当込み）連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(SPSGDRSN[t] \times FX[t])}{(SPSGDRSN[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

Nifty レバレッジ（プライスリターン）指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NPR2XL[t] \times FX[t])}{(NPR2XL[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

Nifty デイリーインバース（トータルリターン）指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NTR1XI[t] \times FX[t])}{(NTR1XI[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、

「NPR2XL[t]」または「Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス

(プライスリターン)」とは、

「NPR2XL[0]」とは、

「NTR1XI[t]」または

「Nifty50 デイリーインバースインデックス

(トータルリターン)」

とは、

「NTR1XI[0]」とは、

「SPDAUDN[t]」または

「S&P500 配当貴族指数

(課税後配当込み)」とは、

「SPDAUDN[0]」とは、

「SPSGDRSN[t]」または

「S&P シンガポールREIT指数

(課税後配当込み)」とは、

「SPSGDRSN[0]」とは、

「t」とは、

100をいう。

ブルームバーグの「NPR2XL Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の終値をいう。

当初評価日におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)をいう。

ブルームバーグの「NTR1XI Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の終値をいう。

当初評価日におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)をいう。

ブルームバーグの「SPDAUDN Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)の終値をいう。

当初評価日におけるS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)をいう。

ブルームバーグの「SPSGDRSN Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)の終値をいう。

当初評価日におけるS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)をいう。

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数(以下「承継指数」という。)は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合(構成株式および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。)、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合(以下「本指数の取消し」という。)、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合(本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。)、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害(以下それぞれを「追加障害事由」という。)が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、満期償還額および/または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由(以下に定義する。)に対応するための相応な調整(もしあれば)を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額(下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。)を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および/または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合(ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。)、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

< 免責事項 >

S&P指数(課税後配当込み)連動債の場合:

本指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシー(S&P Dow Jones Indices LLC)(以下「SPDJI」という。)の商品であり、これを利用するライセンスが野村証券株式会社に付与されている。スタンダード・アンド・プアーズ®(Standard & Poor's®)およびS&P®は、スタンダード・アンド・プアーズ・ファイナンシャル・サービシズ・エルエルシー(Standard & Poor's

Financial Services LLC) (以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。)の登録商標、ダウ・ジョーンズ® (Dow Jones®) は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エルエルシー (Dow Jones Trademark Holdings LLC) (以下「ダウ・ジョーンズ」という。)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに付与され、さらに野村証券株式会社に特定の目的のためにサブライセンスが付与されている。本外国指標連動証券は、SPDJI、ダウ・ジョーンズ、スタンダード・アンド・プアーズまたはそれぞれの関連会社がスポンサーとなっているものではなく、また、それらによって、保証、販売または宣伝されているものではない。また、SPDJI、ダウ・ジョーンズ、スタンダード・アンド・プアーズまたはそれぞれの関連会社は、かかる商品が投資に適するものであるかという点に関して、いかなる表明もしておらず、本指数に係る誤謬、欠落または中断に対して、いかなる責任も負わない。

Nifty指数連動債の場合：

本外国指標連動証券は、NSE Indices Limitedがスポンサーとなっているものではなく、また、NSE Indices Limitedによって、保証、販売または宣伝されているものではない。NSE Indices Limitedは、本外国指標連動証券の所有者または公衆に対して、有価証券一般または本外国指標連動証券が投資に適するものであるかという点、または本指数がインドにおける株式市場全体のパフォーマンスに対応したパフォーマンスをあげられるかという点に関して、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明または保証もしていない。NSE Indices Limitedとノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ (以下「NEF」という。)との間の関係は、NEFまたは本外国指標連動証券とは関係なくNSE Indices Limitedにより決定、構成および計算される本指数ならびに本指数に関連する商標および商号に関するライセンスの付与だけである。NSE Indices Limitedは、本指数の決定、構成または計算において、NEFまたは本外国指標連動証券の所有者の要求を考慮する義務を負わない。NSE Indices Limitedは、本外国指標連動証券の発行される時期、価格もしくは数量の決定、または本外国指標連動証券が将来換金される計算式の決定もしくは計算に関して責任を負わず、またこれらに関与していない。NSE Indices Limitedは、本外国指標連動証券の管理、販売または取引に関して、いかなる義務または責任も負わない。

NSE Indices Limitedは、本指数またはそれに含まれるデータについて、その正確性および/または完全性を保証するものではなく、また、NSE Indices Limitedは、それらに含まれる誤謬、欠落または中断に対して、いかなる責任も負わない。NSE Indices Limitedは、本指数またはそれに含まれるデータを使用することによりNEF、本外国指標連動証券の所有者またはその他の個人もしくは法人が得る結果について、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もしない。NSE Indices Limitedは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、本指数またはそれに含まれるデータの商品性、特定の目的もしくは使用への適合性について、あらゆる保証を行うことを明示的に否認する。上記を制限することなく、NSE Indices Limitedは、たとえかかる損害の可能性について通知されていたとしても、あらゆる直接的損害、特別損害、懲罰的損害、間接的損害または派生的損害 (逸失利益を含む。)を含む、本外国指標連動証券に起因もしくは関連する請求、損害または損失に関する一切の責任を明示的に否認する。

投資家は、本外国指標連動証券の申込みまたは購入を行うことによって本免責事項を認め、理解し、同意したものとみなされ、かつそれに拘束されるものとする。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日 (以下に定義する。)に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の

選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

- (i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b）本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次回の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、
- (ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われぬものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、

当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、以下の意味を有する。

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

東京、ロンドンおよびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

東京、ロンドンおよびシンガポールにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

Nifty指数連動債の場合：

東京、ロンドンおよびムンバイにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2014年8月1日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i)当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディベンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

(a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。

- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。
- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社はその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。

(g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社はその旨主張する）場合。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

(a)（NEFおよび保証会社の意見において）本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。

(b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (ii) 貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。
- (iii) 欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (iv) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。
- (v) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本

外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディー

ド・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

- (vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。
- (b) 承継債務会社による引受け
上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。
- (c) 書類の預託
本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。
- (d) 承継通知
書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。
- (e) 承継債務会社
「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。
- (ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本

外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付または交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・イー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記され

ている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての恒久大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

(iv) 欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ ((i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合 (上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従い定義される。) には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに) 効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、(本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく) 本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点 (またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点) において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み) (以下本「指数の概要 S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」において「本指数」という。)は、S&P500® (※)の構成銘柄のうち、25年以上連続して増配方針に従っている株式の均等加重パフォーマンスを測定している株式指数である。

本指数は米ドル建ての指数であり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

※S&P500®は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が開発した株式インデックスで、ニューヨーク証券取引所 (NYSE Arca、NYSE Americanを含む。) 、NASDAQおよびCboeに上場している銘柄から同指数の算出要領により選ばれた500銘柄で構成される指数で、米国株式市場を測定する代表的なベンチマークである。

指数適格性

本指数に採用されるためには、銘柄は毎年の年次リバランス時点で次の基準を満たしている必要がある。

1. S&P500の構成銘柄であること。
2. 少なくとも25年間連続で毎年1株当たり配当総額を増やしていること。
3. リバランス参照日 (毎年12月の最終営業日をいう。以下本「指数の概要 S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」において同じ。) 時点で最低浮動株調整後時価総額が30億米ドル以上であること。
4. リバランス参照日までの3ヶ月間の1日当たり平均売買代金が5百万米ドル以上であること。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、指数適格性および選択の目的上、配当支払企業が普通配当として公表する現金配当支払 (源泉税控除前) のみを考慮する。配当支払企業が特別配当として公表する現金配当支払 (反復的な特別現金配当を含む。) は考慮されない。

構成銘柄の選択

指数構成銘柄の選択は以下の手順で行われる。

1. 当初の選択ユニバースは、S&P500の全ての構成銘柄から構成される。
2. 選択ユニバース内において、適格性基準を満たす全ての企業が指数を形成する。
3. 2で選択された構成銘柄数が40未満の場合、20年以上にわたり連続して増配した実績を有し、上記の時価総額および流動性に関する基準も満たしている銘柄が、配当利回りの高い順に本指数の構成銘柄数が40に達するまで指数に追加される。
4. 3が終了した後に、構成銘柄数が依然として40未満の場合、上記の時価総額および流動性に関する基準を満たしているS&P500の残りの構成銘柄が、配当利回りの高い順に本指数の構成銘柄数が40に達するまで指数に追加される。
5. 2～4が終了した後に、特定のGICS (世界産業分類基準) セクターのウェイトが30%を超えていた場合、20年以上にわたり連続して増配した実績を有し、上記の時価総額および流動性に関する基準も満たしている銘柄が、配当利回りの高い順に、いかなるGICSセクターも30%のウェイトを占めないようになるまで指数に追加される。
6. 5が終了した後に、特定のGICSセクターのウェイトが依然として30%を超えていた場合、時価総額および流動性に関する基準を満たしているS&P500の残りの構成銘柄が、配当利回りの高い順に、いかなるGICSセクターも30%のウェイトを占めないようになるまで指数に追加される。

構成銘柄のウェイト付け

指数構成銘柄は、各四半期のリバランス時点で指数内において均等に加重される。さらに、年次リバランスの一環として、GICSの各セクターの指数ウェイトは30%以下に抑えられる。

リバランス

年次リバランス：本指数の構成銘柄は毎年1回見直しされ、変更は1月の最終営業日の取引終了後に有効となる。

四半期リバランス：指数構成銘柄は四半期ごとに均等ウェイトに再加重され、1月、4月、7月および10月の最終営業日の取引終了後に有効となる。四半期リバランスの参照日は、四半期リバランスを行う月の最終営業日の5営業日前となる。

本指数への追加：特定の条件を満たしたスピノフ（企業が社内の1部門を切り離し1企業として分離・独立させることをいう。）の場合を除いて、年次リバランスの間に指数への新たな銘柄の追加は行われない。

本指数からの除外：S&P500から除外された構成銘柄は、同時に本指数から除外される。

月次の配当レビュー：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは指数構成銘柄を月次ベースでレビューする。以下いずれかの場合、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの裁量により、翌月の最初の営業日の取引開始前に指数構成銘柄から除外される場合がある。

- ・予定されていた配当支払が見送られたとき。
- ・企業が期間を定めずに配当支払を停止することを発表したとき。
- ・企業が減配を発表し、その結果、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが次の指数再構築時点で指数にもはや適格でないと判断したとき。

継続的適格性の判断や、次の指数再構築時点で指数に適格であるかどうかの判断は、指数委員会の裁量で行われる。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、企業が予定されていた配当金の支払を先送りまたは延期するものの取り消さなかった場合、企業がさらなる発表を行うか、または指数がリバランスされるかのいずれか早い方まで、通常は何も行わない。継続的適格性のレビューは、企業が当月21日（2月は18日）まで（同日を含む。）に公表した情報に基づき実施する。指数の変更は、翌月第1営業日の取引開始前に有効となり、5営業日前までに通知される。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)（以下本「**指数の概要 S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)**」において「**本指数**」という。）は、S&Pグローバル不動産指数（※¹）のサブ指数である、S&P 先進国REIT指数（※²）の国別指数のうち、シンガポールに上場する不動産投資信託を対象にした時価総額加重型の指数である。

本指数はシンガポールドル建ての指数であり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

※¹S&Pグローバル不動産指数は、世界的に投資可能な全ての株式市場の銘柄へのあらゆる投資機会を測定するように意図されているS&Pグローバル総合指数（S&P Global BMI）の構成銘柄の中で、GICS（世界

産業分類基準)における不動産セクターに属する銘柄、またはGICSにおけるエクイティ不動産投資信託産業グループに属する銘柄で構成されている。

※²S&P 先進国REIT指数は、先進国市場における不動産投資信託のパフォーマンスを測定する指数である。

指数の構成方法

本指数の構成銘柄は、S&Pグローバル総合指数の適格性基準を満たす必要がある。基準を満たした銘柄は、それぞれの浮動株調整後時価総額の比率に従って配分され、毎年9月に見直しが行われる。

指数への追加基準

- ・ S&Pグローバル総合指数の適格性基準を満たしていること。
- ・ 不動産投資信託 (REIT) であること。ただし、森林REIT、モーゲージREIT、モーゲージ担保REITは除外される。

指数からの除外基準

- ・ S&Pグローバル総合指数の構成銘柄から除外されること。
- ・ 合併、買収、被買収、倒産による上場廃止。
- ・ GICSの産業分類が不動産投資信託 (REIT) から外れること。

NIFTY 50指数(プライスリターン)およびNIFTY 50トータルリターン指数

NIFTY 50指数(プライスリターン)およびNIFTY 50トータルリターン指数は、インド・ナショナル証券取引所に上場する大手企業からなる主要株価指数で、市場の複数のセクターを代表する50銘柄で構成される浮動株調整時価総額加重平均指数である。NIFTY 50指数(プライスリターン)は、1995年11月3日を基準日とし、その日の時価総額を1,000として算出される。一方、NIFTY 50トータルリターン指数は、1999年6月30日の指数値を1,256.38ポイントとして計算されている。

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)は、日々の騰落率をNIFTY 50指数(プライスリターン)の騰落率の2倍として計算された指数で、2009年4月2日の指数値を1,000ポイントとして計算されている。

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)は、日々の騰落率をNIFTY 50トータルリターン指数の騰落率の-1倍として計算された指数で、2009年4月2日の指数値を1,000ポイントとして計算されている。

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の計算方法

$$\text{NPR2XL}(T) = \text{NPR2XL}(T-1) \times (1 + \text{NPR2XL_RETURN})$$

$$\text{NPR2XL_RETURN} = 2 \times (\text{NIFTY_PR}(T) / \text{NIFTY_PR}(T-1) - 1) - (\text{TREPS}(T-1) / 360) \times D(T, T-1)$$

NPR2XL(T) : 指数計算日(T)におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)値

NPR2XL(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)値

NIFTY_PR(T) : 指数計算日(T)におけるNIFTY 50指数(プライスリターン)値

NIFTY_PR(T-1)：指数計算日(T)の前日におけるNIFTY 50指数(プライスリターン)値

D(T, T-1)：TからT-1までの実日数

TREPS(T-1)：指数計算日(T)の前日のTREPSレート (% 年率)

TREPSレート：貸借取引に適用されるオーバーナイト金利 (% 年率)

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の計算方法

$NTR1XI(T) = NTR1XI(T-1) \times (1 + NTR1XI_RETURN)$

$NTR1XI_RETURN = -1 \times (NIFTY_TR(T) / NIFTY_TR(T-1) - 1) + 2 \times (TREPS(T-1) / 360) \times D(T, T-1) - (TREPS(T-1) / 360) \times D(T, T-1)$

NTR1XI(T)：指数計算日(T)におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)値

NTR1XI(T-1)：指数計算日(T)の前日におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)値

NIFTY_TR(T)：指数計算日(T)におけるNIFTY 50トータルリターン指数値

NIFTY_TR(T-1)：指数計算日(T)の前日における NIFTY 50トータルリターン指数値

D(T, T-1)：TからT-1までの実日数

TREPS(T-1)：指数計算日(T)の前日のTREPSレート (% 年率)

TREPSレート：貸借取引に適用されるオーバーナイト金利 (% 年率)

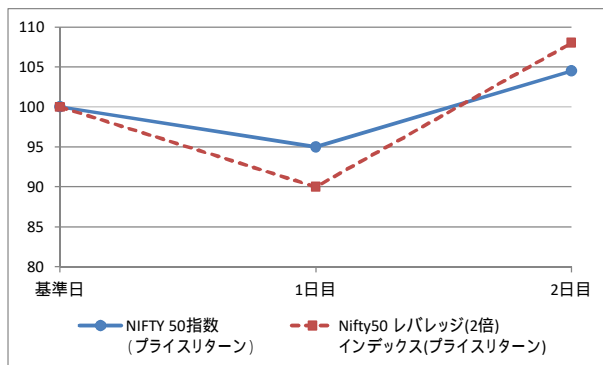
レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意する必要がある。

< 1 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

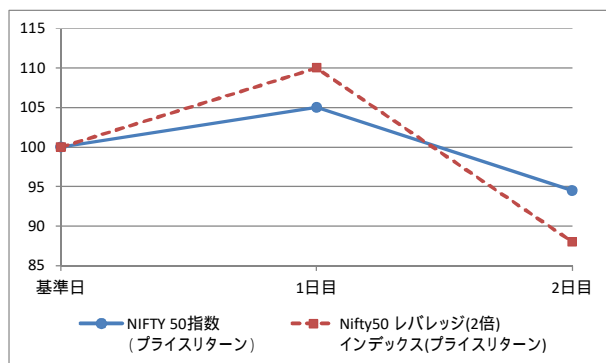
日々の値動き	基準日からの値動き	
	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	10%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	20%

基準日からの値動き	基準日からの値動き	
	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	4.5%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	8%



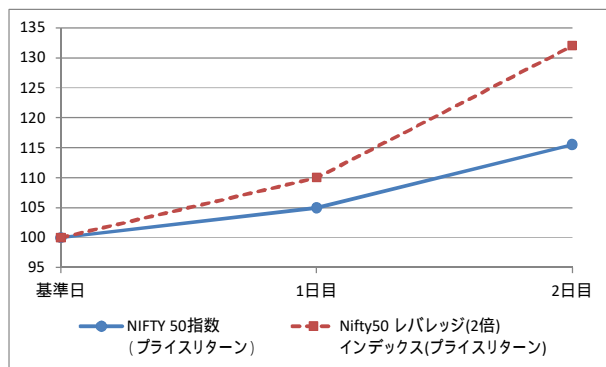
< 2 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き	1日目		2日目		基準日からの値動き	1日目		2日目	
NIFTY 50指数 (プライスリターン)		5%		-10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)		5%		-5.5%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)		10%		-20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)		10%		-12%



< 3 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

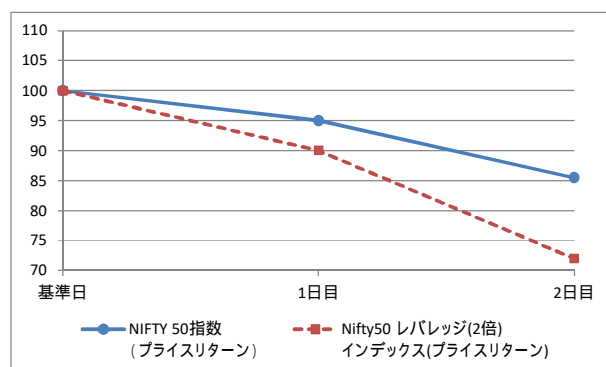
日々の値動き	1日目		2日目		基準日からの値動き	1日目		2日目	
NIFTY 50指数 (プライスリターン)		5%		10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)		5%		15.5%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)		10%		20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)		10%		32%



< 4 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き	基準日からの値動き	
	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	-10%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	-20%

日々の値動き	基準日からの値動き	
	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	-14.5%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	-28%



※これらの例示は、NIFTY 50指数(プライスリターン)の値動きとNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の値動きの関係の説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

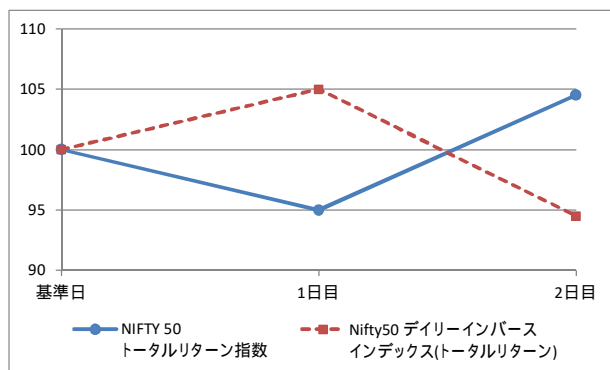
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の-1（マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「-1倍」とならないので、十分留意する必要がある。

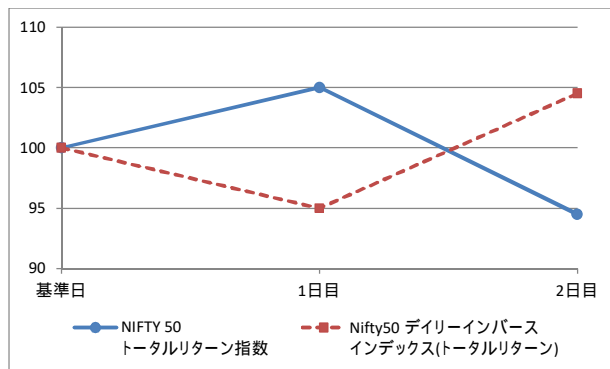
< 5 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の運動き			基準日からの運動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	10%	NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	4.5%
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	-10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	-5.5%



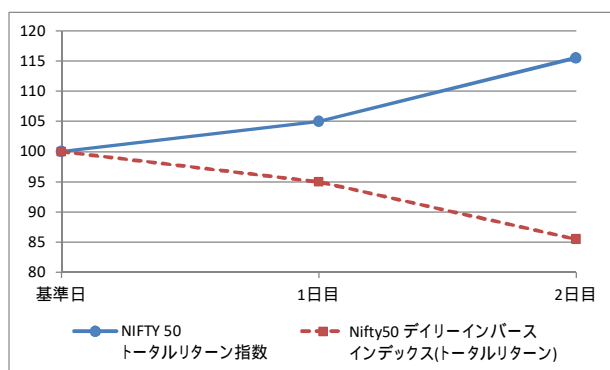
< 6 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の運動き			基準日からの運動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	5%	-10%	NIFTY 50トータルリターン指数	5%	-5.5%
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	4.5%



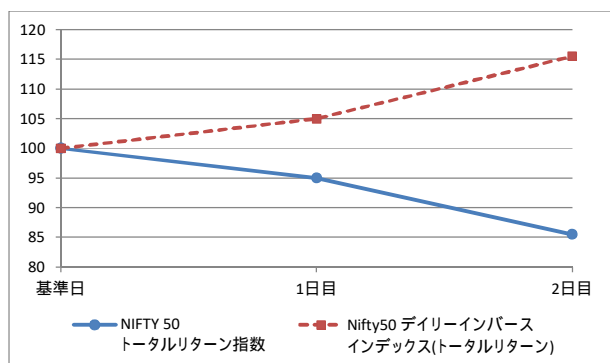
< 7 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	5%	10%	NIFTY 50トータルリターン指数	5%	15.5%
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	-10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	-14.5%



< 8 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	-10%	NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	-14.5%
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	15.5%



※これらの例示は、NIFTY 50トータルリターン指数の値動きとNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の値動きの関係の説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標であるS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)、S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)およびNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン) (以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。)のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されているリスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資元本の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

本受益権に係る為替リスク

各本外国指標連動証券および／または各本受益権は、米ドル建て指数であるS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)を円換算したパフォーマンス、シンガポールドル建て指数であるS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)を円換算したパフォーマンス、またインドルピー建て指数であるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)およびNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)を円換算したパフォーマンスに連動しているため、為替相場の変動により影響を受ける。これにより、本受益権の価額が、投資元本を割り込むことがある。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因(その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。)が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態(本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。)
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額により期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額

は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人がかかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを正確に予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、いずれかのシリーズの本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、そのシリーズの満期時または償還時に当該シリーズの本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、当該シリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかのシリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

レバレッジ・インデックス、インバース・インデックスと対象指数との利益・損失の違い

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算されるので、対象指数と比べて利益・損失の額が大きくなる。

一方、インバース・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「-1倍」（マイナス1倍）となるよう計算されるので、対象指数と反対の利益・損失の額となる。

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)およびNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の対象指数について

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の対象指数は、NIFTY 50指数(プライスリターン)であるが、Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の対象指数は、NIFTY 50トータルリターン指数であり、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)とNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)で対象指数は異なる。

レバレッジ・インデックスに内在する性質に関する注意点

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の2倍とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の2倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

また、一般的に配当を加味していない株価指数は、配当を加味した株価指数に比して配当落ち分だけ減価する。NIFTY 50指数(プライスリターン)は配当を加味していない指数であるため、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)も配当落ちの影響を受ける。

インバース・インデックスに内在する性質に関する注意点

インバース・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「-1倍」（マイナス1倍）となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるインバース・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の「-1倍」とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるインバース・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の「-1倍」倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES インドNifty・ベア ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

<NEXT NOTES 野村日本株高配当70 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2035年2月6日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。
「管理費用」とは、	0.85%（=0.0085）をいう。
「関連取引所」とは、	計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。
「最終評価日」とは、	満期償還日の10営業日前の日をいう。 (i)償還価額を算出するために使用される野村日本株高配当70・米ドルヘッジ

指数（ネットトータルリターン）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、適用為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した適用為替レートを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、
「市場混乱事由」とは、

日本円および/または米ドルをいう。
取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に本指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の本指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該有価証券に起因する本指数の水準の部分と(y)本指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」とは、

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

(i) 償還価額を算出するために使用される野村日本株高配当70・米ドルヘッジ

指数（ネットトータルリターン）を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2015年3月12日をいう。

(i) 償還価額を算出するために使用される野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

「取引所営業日」とは、

本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「取引日」とは、

2015年2月24日をいう。

「評価時刻」とは、

本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。

「ヘッジ・カウンター パーティー」とは、	NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。
「ヘッジコストの増加」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。
「ヘッジ障害」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。
「ヘッジ取引」とは、	NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「法令変更」とは、	取引日以降、(i)適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。
「本指数」とは、	野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）（Nomura Japan Equity High Dividend 70, Net Total Return US Dollar Hedged Index）をいう。
「本取引所」とは、	株式会社東京証券取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。
「予定取引所営業日」とは、	本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。

「予定終了時刻」とは、

本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

「FX[t]」または「適用為替レート」とは、

計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information Services）の「WMRSPOT12」のページの「Japanese Yen」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される日本円/米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりの日本円の値として表示される。）をいう。

「FX[0]」とは、

当初評価日における適用為替レートをいう。

「IL_t」または「償還価額」とは、

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のいずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NMRIUHHD[t] \times FX[t])}{(NMRIUHHD[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、

100をいう。

「NMRIUHHD[t]」または「野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）」とは、

ブルームバーグの「NMRIUHHD Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の終値をいう。

「NMRIUHHD[0]」とは、

当初評価日における野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）をいう。

「t」とは、

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成銘柄および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。）、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」とい

う。)が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、満期償還額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由(以下に定義する。)に対応するための相応な調整(もしあれば)を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額(下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。)を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合(ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。)、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

本指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」という。)が公表している指数で、その知的財産権およびその他一切の権利はNFRCに帰属する。なお、NFRCは、本指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、本指数の利用者およびその関連会社が本指数を用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負わない。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日(以下に定義する。)に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額(以下に定義する。)により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日(当日を含む。)から満期償還日(当日を含まない。)までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由(下記「6 債務不履行事由」に定義する。)が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取

り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

(i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b）本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次回の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

(ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われぬものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2014年8月1日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i) 当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当

該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディバンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

- (a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。
- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。
- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダも

しくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。

- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。
- (g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社その旨主張する場合）。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含

む。)、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

(a) (NEFおよび保証会社の意見において) 本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび/または保証状の条項の修正(上記に述べた場合を除く。)(本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。)

(b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび/または保証状についての(NEFおよび保証会社の意見において)形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ(NEFの場合)もしくは日本(保証会社の場合)またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは(場合により)保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

(i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(ii) 貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。

(iii) 欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(iv) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。

(v) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかると通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

- (iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。
- (iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付または交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前

7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。)

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書(かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。)

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書(かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。)

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社(または前任の承継保証会社)に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社(またはかかる前任の承継保証会社)は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村証券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・イー・ロンドン(以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。)、代理契約に記載のその他の支払代理人(代理

人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての恒久大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

(iv) 欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ（(i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従い定義される。）には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに）効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下で

の代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

野村日本株高配当70

野村日本株高配当70は、日本株の高配当利回り70銘柄を構成銘柄とする等金額型の指数である。継続的な高配当収入獲得を狙う戦略をパッシブ運用で実現するように設計されている。配当継続性と投資可能性を考慮しつつ、国内上場普通株式の中から今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択している。

銘柄選定方法

野村日本株高配当70の採用銘柄は、原則として、毎年12月第1営業日の前々月15日時点（休日の場合は前営業日）における国内普通株式の全上場銘柄の中から選択される。ただし、下記の銘柄スクリーニング基準とリバランスバンドを考慮した上で、今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択する。定期入替は年1回12月第1営業日（以下「定期入替日」という。）に行われる。定期入替日の前月第5営業日を入替基準日とし、入替基準日時点におけるデータを用いて計算した結果をもとに、定期入替後の構成銘柄と指数組入株数が決定される。

銘柄スクリーニング基準

配当継続性に懸念がある銘柄や浮動株調整時価総額が小さい銘柄などの低流動性銘柄の組入れを抑制するためのルールである。入替基準日時点において下記の条件を満たす銘柄を投資対象とする。

- ・過去3年間の実績経常利益が全て非負の銘柄
- ・今期予想決算期が3、6、9、12月の銘柄
- ・浮動株調整時価総額上位85%に含まれる銘柄
- ・過去60日平均売買代金上位500位以内の銘柄

リバランスバンド

今期予想配当利回りの微小な差による頻繁な銘柄入替を抑制するためのルールである。銘柄スクリーニング基準を満たす銘柄の中から、下記の手順によって指数構成銘柄を選定する。

- ・入替基準日時点の今期予想配当利回り上位50銘柄については無条件で採用する。
- ・次に今期予想配当利回りの上位51位～90位（リバランスバンド）に含まれる既採用銘柄のみを70銘柄に達するまで採用する。
- ・もし上記の手順によって採用銘柄が70銘柄に満たない場合は、不足分を今期予想配当利回りの51位以降の未採用銘柄の中から順に採用する。

銘柄組入株数

上記の「銘柄選定方法」で選定した70銘柄を構成銘柄とし、入替基準日時点において各構成銘柄のウェイトが等しくなるようにして指数を構築する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）は、為替リスクを回避しつつ米ドル建てで原指数に投資する際のパフォーマンスを表す。月末時点の投資残高を1ヶ月のドル円為替フォワード取引を用いて毎月末ヘッジしたものととして算出される。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）で用いるドル円為替レートは、WMロイターのスポットレートおよび1ヶ月フォワードレートの終値（ロンドン時間16時の仲値、1米ドル当たりの円レート）を使用する。為替レートが取得できない場合には、前日値を用いて計算するものとする。野村日本株高配当70・米ドル

ヘッジ指数（ネットトータルリターン）の原指数としては、野村日本株高配当70の円建てネットトータルリターン指数（以下「円建て原指数」という。）を使用する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の配当に対する税率は国内非居住者に対する税率に従って計算する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の計算方法

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）(md) =

$$\text{野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）(m0)} \times (1 + \text{ヘッジ前指数リターン(md)} + \text{ヘッジリターン(md)})$$

（各月をmとし、m0は前月末営業日、mdはm月の第d日とする）

ヘッジ前指数リターン(md) =

$$(\text{円建て原指数(md)}/\text{円建て原指数(m0)}) \times (\text{スポットレート(m0)}/\text{スポットレート(md)}) - 1$$

ヘッジリターン(md) =

$$(\text{スポットレート(m0)}/\text{フォワードレート(m0)}) - (\text{スポットレート(m0)}/\text{線形補間されたフォワードレート(md)})$$

線形補間されたフォワードレート(md) =

$$\text{スポットレート(md)} + (D' - d)/D \times (\text{フォワードレート(md)} - \text{スポットレート(md)})$$

(d：当月経過暦日日数、D：当月暦日総数、D'：当月最終営業日までの暦日総数)

円建て原指数の計算方法

円建て原指数(t) = 円建て原指数(t-1) × (1 + リターン(t))

リターン(t) = ((時価総額(t) + 課税考慮済配当総額(t))/課税考慮済基準時価総額(t)) - 1

課税考慮済基準時価総額(t) =

$$\text{時価総額(t-1)} + \text{修正時価総額(t)} - \text{課税考慮済修正配当総額(t)}$$

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）（以下本項において「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されている各リスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資金額の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付

けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

本受益権に係る為替リスク

本外国指標連動証券および／または本受益権は、米ドル建て指数である本指数を円換算したパフォーマンスに連動しているため、為替相場の変動により影響を受ける。これにより、本受益権の価額が、投資元本を割り込むことがある。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを正確に予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人および販売会社との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、その満期時または償還時に本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場

合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

また、本受益権の販売会社である野村証券株式会社（以下「野村証券」という。）は本指数のインデックス・スポンサーであり、当該指数の値の算出および公表を行う。したがって、当該指数の構成および運用に潜在的な利益相反が存在する、または野村証券およびその関連会社等による通常の業務の過程において潜在的な利益相反が存在する可能性がある。野村証券およびその関連会社等は、通常の業務の一環として、当該指数およびその構成要素に連動する金融商品の売買、販売および販売促進を行う可能性がある。

<NEXT NOTES 日本株配当貴族(ドルヘッジ、ネットリターン)ETNおよびNEXT NOTES 東証REIT(ドルヘッジ、ネットリターン)ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2036年11月6日(以下「満期償還日」という。)に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額(0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。)により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日(下記「(c)用語の定義」に定義する。)またはその直後に、計算代理人(下記「12 その他(3)代理契約」に定義する。)は、NEFおよび代理人(下記「12 その他(3)代理契約」に定義する。)に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a)満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間(下記「(c)用語の定義」に定義する。)中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合(かかる日を、以下「早期終了日」という。)、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法(もしあれば)を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に(直接またはその代理人を通じて)かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務(外国為替取引および外貨預金取引を含む。)を営んでいる日をいう。
「管理費用」とは、	0.85%(=0.0085)をいう。
「関連取引所」とは、	計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。

「最終評価日」とは、

満期償還日の10営業日前の日をいう。

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、適用為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した適用為替レートを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、適用為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した適用為替レートを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、

日本円および／または米ドルをいう。

「市場混乱事由」とは、

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1 時間間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に本指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の本指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該有価証券に起因する本指数の水準の部分と(y)本指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはそのほか許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に

関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」

とは、

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）連動債の場合：当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートをを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債の場合：

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

(i) 償還価額を算出するために使用される税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートをを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および/または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2016年11月29日をいう。

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

「取引所営業日」とは、

本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「取引日」とは、

2016年11月10日をいう。

「評価時刻」とは、

本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。

「ヘッジ・カウンター
パーティー」とは、

NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。

「ヘッジコストの増加」とは、

NEFおよび／またはその関連会社が、(i) 本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関する

NEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために(取引日現在の状況と比較して)著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料(仲介手数料を除く。)を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび/またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。

「ヘッジ障害」とは、

NEFおよび/またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。

「ヘッジ取引」とは、

NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式等貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、

NEFおよび/またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式等貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「法令変更」とは、

取引日以降、(i)適用法令(税法を含むが、これらに限られない。)の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更(税務当局が講じた一切の措置を含む。)により、計算代理人が、(a)NEFおよび/もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび/もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる(NEFおよび/もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。)と判断する場合をいう。

「本指数」とは、

S&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)連動債の場合：
S&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み) (S&P/JPX Dividend Aristocrats Index USD Hedged NTR) をいう。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債の場合：

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数(Tokyo Stock Exchange REIT Net Total Return US Dollar Hedged Index) をいう。

「本取引所」とは、

株式会社東京証券取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。

「予定取引所営業日」とは、

本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。

「予定終了時刻」とは、

本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

「FX[t]」または「適用為替

計算代理人が決定した日の午後4時(ロンドン時間)頃にトムソン・ロイ

レート」とは、	ター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information Services）の「WMRSPOT12」のページの「Japanese Yen」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される日本円／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりの日本円の値として表示される。）をいう。
「FX[0]」とは、	当初評価日における適用為替レートをいう。
「IL _t 」または「償還価額」とは、	当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のいずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。
	S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）連動債の場合：
	$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(SPJXDHUN[t] \times FX[t])}{(SPJXDHUN[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$
	税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債の場合：
	$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(TSERTNUH[t] \times FX[t])}{(TSERTNUH[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$
「IL ₀ 」とは、	100をいう。
「SPJXDHUN[t]」または「S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）」とは、	ブルームバーグの「SPJXDHUN Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の終値をいう。
「SPJXDHUN[0]」とは、	当初評価日におけるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）をいう。
「t」とは、	当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。
「TSERTNUH[t]」または「税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数」とは、	ブルームバーグの「TSERTNUH Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の終値をいう。
「TSERTNUH[0]」とは、	当初評価日における税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数をいう。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成銘柄および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii)インデックス・スポンサー

が本指数の算出および公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。）、または(iii) 計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」という。）が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、満期償還額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由（以下に定義する。）に対応するための相応な調整（もしあれば）を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額（下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。）を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。）、計算代理人は、(i) かかる訂正、(ii) 計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii) かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）連動債の場合：

S&P/JPX配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）（以下本項において「当指数」という。）はS&P Dow Jones Indices LLC（以下本項において「SPDJI」という。）、株式会社日本取引所グループ（以下本項において「JPX」という。）および株式会社JPX総研（以下本項において「JPX総研」という。）の商品であり、これを利用するライセンスが野村証券株式会社に付与されている。Standard & Poor's[®]およびS&P[®]はStandard & Poor's Financial Services LLC（以下本項において「S&P」という。）の登録商標で、Dow Jones[®]はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下本項において「Dow Jones」という。）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが野村証券株式会社にそれぞれ付与されている。JPX[®]はJPXの登録商標であり、これを利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが野村証券株式会社に付与されている。TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、JPX総研の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利はJPX総研が有する。本外国指標連動証券は、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたは／もしくはそれぞれの関連会社、JPXまたはJPX総研によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負わない。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債の場合：

- (i) 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値および税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数に係る標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下本項において「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数に関するすべての権利・ノウハウおよび税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数に係る標章または商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- (ii) J P X は、税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値の算出もしくは公表の停止または税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数に係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができる。
- (iii) J P X は、税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値および税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- (iv) J P X は、税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。
- (v) NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではない。
- (vi) J P X は、NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN の購入者または公衆に対し、NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNの説明または投資のアドバイスをする義務を負わない。
- (vii) J P X は、当社またはNEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNの購入者のニーズを税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではない。
- (viii) 以上の項目に限らず、J P X はNEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取

り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

(i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b）本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

(ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われぬものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2016年9月16日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i) 当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当

該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディバンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

- (a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。
- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。
- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダも

しくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。

(e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。

(f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。

(g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社はその旨主張する場合）。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含

む。)、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

- (a) (NEFおよび保証会社の意見において) 本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび/または保証状の条項の修正(上記に述べた場合を除く。)(本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。)
- (b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび/または保証状についての(NEFおよび保証会社の意見において)形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。
かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ(NEFの場合)もしくは日本(保証会社の場合)またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは(場合により)保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (ii) 関連日(以下に定義する。)後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券(ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。)
- (iii) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領

され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所に於いて、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

- (iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。
- (b) 承継債務会社による引受け
- 上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。
- (c) 書類の預託
- 本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において

承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付または交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の

法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約（以

下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。)に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、(満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず)本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点(本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。)において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる(この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。)。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての恒久大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人(合衆国内国歳入法に定義される。)は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人(発行代理人兼主支払代理人)、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人(発行代理人兼主支払代理人)

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)
エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟
(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー
(Nomura International plc)
ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1
(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

- (i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。
- (ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。
- (iii) 代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後のみ（(i)支払不能の場合、または(ii)支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合もしくは「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されるようにならないかもしくは同日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従い定義される。）には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに）効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変

更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）

S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）（以下本「指数の概要 S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」において「本指数」という。）は、東証株価指数（以下本「指数の概要 S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」において「TOPIX」という。）の構成銘柄のうち、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持している最も配当利回りの高い企業のパフォーマンスを測定する株式指数であり、さらに株式の配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの株式指数である。

適格性基準

本指数の採用銘柄は、TOPIXの構成銘柄のうち、下記の適格性ファクターおよび安定性基準を原則として満たす必要がある。

・適格性ファクター

時価総額：リバランス参照日（毎年6月の最終営業日をいう。以下本「指数の概要 S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」において同じ。）時点のTOPIXにおける浮動株調整後時価総額が500億円以上であること。

流動性：リバランス参照日までの3ヶ月間の1日当たり平均売買代金が、新たに選定される銘柄は3億円以上、既存の指数構成銘柄が継続して指数に残るためには2億5,000万円以上であること。

・安定性基準

配当の成長性：新たに選定される銘柄は、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持していること。既存の本指数構成銘柄は、7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持していること。

配当性向：配当性向が100%以下であること、また、マイナスにならないこと（年間の1株当たり利益（EPS）がマイナスになったときに、配当性向がマイナスになったものとみなされる。配当性向は、リバランス参照日までの12ヶ月間の1株当たり配当を直近12ヶ月間の1株当たり利益（EPS）で除することで計算される。）。

配当利回り：リバランス参照日時点で直近12ヶ月の配当利回りが10%以下であること（配当利回りは、リバランス参照日までの12ヶ月間の1株当たり配当金総額をリバランス参照日時点の株価で除することで計算される。）。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、指数の適格性および選択の目的上、配当支払企業が普通配当として公表する現金配当支払（源泉税控除前）のみを考慮する。配当支払企業が特別配当または記念配当として公表する現金配当支払（反復的な特別現金配当および記念現金配当などを含む。）は考慮されない。

本指数の構築方法とリバランス

まず本指数構成銘柄の選択が行われ、次に本指数内の構成銘柄のウェイト付けが行われる。本指数の構成銘柄は毎年7月にリバランスされ、各リバランス時には、銘柄のウェイトを修正し、個別の銘柄やセクター全体にわたる分散を確保する。

・本指数構成銘柄の選択

本指数の適格性基準を満たす全銘柄をリバランス参照日時点における直近12ヶ月の配当利回りに基づいてランク付けした上で、20銘柄のバッファを使い、次の手順で直近12ヶ月の配当利回りが最も高い50銘柄を本指数の構成銘柄として選択する。

1. 適格性基準を満たす全銘柄から、配当利回りの高い順で上位30銘柄を構成銘柄として選択する。
2. 上位70位までにランク付けされた既存の指数構成銘柄から、構成銘柄数が50に達するまでランクの上位から選択する。
3. 2までで構成銘柄数が50に達しなかった場合、その他の銘柄から、50銘柄に達するまでランクの上位から選択する。

・銘柄分散基準

各リバランス時点では、最低40の構成銘柄数が必要となるが、仮に適格性基準を満たす構成銘柄数が40を下回った場合には、以下の順序でその基準が緩和される。

①時価総額基準の緩和

浮動株調整後時価総額が300億円以上で、かつその他全ての本指数の適格性基準を満たしているTOPIXの構成銘柄が、40の構成銘柄数に達するまで、配当利回りの高い順に本指数に追加される。

②配当の成長性に関する基準の緩和

①の緩和によって、構成銘柄数が40に達していない場合、配当の成長性に関する基準が緩和される。浮動株調整後時価総額が300億円以上で、過去において7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持しており、かつその他全ての本指数の適格性基準を満たしているTOPIXの構成銘柄が、40の構成銘柄数に達するまで、配当利回りの高い順に本指数に追加される。

・構成銘柄のウェイト付け

本指数構成銘柄は配当利回りにより加重される。各リバランス時点で、各本指数構成銘柄のウェイトには5%の上限が適用され、GICS（世界産業分類基準）の各セクターのウェイトには30%の上限が適用される。各銘柄の上限を超えたウェイト部分は、上限を超えていない全ての構成銘柄に按分により再配分される。

・リバランス

年次リバランス：本指数は毎年1回全面的にリバランスされ、7月の最終営業日の取引終了後に有効となる。

半期レビュー：年次リバランスと月次の配当レビューに加え、構成銘柄のウェイト付け基準が遵守されているかを確認するために、二次的な見直しを実施する。構成銘柄のウェイト付け基準を遵守するために、各ウェイトを調整する必要がある場合、ウェイトの超過部分は、構成銘柄の現在のウェイトに基づいてその他の銘柄の間で再配分される。新たな構成銘柄のウェイトは、1月の最終営業日の取引終了後に有効となる。レビューの参照日は12月の最終営業日の取引終了後とする。

本指数構成銘柄への追加

特定の条件を満たしたスピノフ（企業が社内の1部門を切り離し1企業として分離・独立させることをいう。）の場合を除いて、各リバランスの間に指数への新たな銘柄の追加は行われない。

本指数構成銘柄からの除外

買収、合併、スピンオフまたは破綻もしくは取引停止により、除外が生じる場合がある。指数構成銘柄がTOPIXから除外された場合、それらの銘柄は各リバランスの間であっても本指数から除外される。各リバランスの間に除外される構成銘柄はその他の銘柄に置き換えられない。

月次の配当レビュー

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは指数構成銘柄を月次ベースでレビューする。

以下いずれかの場合、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの裁量により、翌月の最初の営業日の取引開始前に指数構成銘柄から除外される場合がある。

- ・ 予定されていた配当支払が見送られたとき。
- ・ 企業が期間を定めずに配当支払を停止することを発表したとき。
- ・ 企業が減配を発表し、その結果、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが次の指数再構築時点で指数にもはや適格でないと判断したとき。

継続的適格性の判断や、次の指数再構築時点で指数に適格であるかどうかの判断は、指数委員会の裁量で行われる。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、企業が予定されていた配当金の支払を先送りまたは延期するものの取り消さなかった場合、企業がさらなる発表を行うか、または指数がリバランスされるかのいずれか早い方まで、通常は何も行わない。継続的適格性のレビューは、企業が当月21日（2月は18日）まで（同日を含む。）に公表した情報に基づき実施する。指数の変更は、翌月第1営業日の取引開始前に有効となり、5営業日前までに通知される。

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）（以下本「指数の概要 S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）」において「本指数」という。）はS&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）の米ドル建ての指数であり、日本円以外の通貨で投資を行う事を考慮して、本指数構成銘柄のリスクヘッジを行うのではなく、為替リスクをヘッジした場合のリターンを表象する指数である。そのリターンは、本指数が保有するポートフォリオを1ヶ月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出される。保有するポートフォリオにおける為替リスクのヘッジ割合は100%である。よって、本指数構成銘柄全体の為替リスクがヘッジされていることになる。ただし、あくまでも一定時点のポートフォリオ残高を月次でヘッジしているものであり、為替変動を完全にヘッジしているわけではない。

本指数の計算方法

各月をmとし、各日をd=1, 2, 3, …, Dとする。（mdは、m月の第d日、m⁰は前月の最終営業日、mr⁰は前月の最終営業日の前営業日とする。）

m月d日のS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の指数値

$$EH_{md} = EH_{m^0} \times (E_{md} / E_{m^0} + HR_{md})$$

ただし、

$$E_{md} = EL_{md} / S_{md}$$

$$HR_{md} = (S_{mr^0} / F_{m^0} - S_{mr^0} / F_{I_{md}}) \times MAF_m$$

EH：S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の指数値

E：S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）（米ドル建て）の指数値

EL：S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）（日本円建て）の指数値

HR : ヘッジリターン (%)

S : スポットレート (1米ドル当たり日本円)

F : フォワードレート (1米ドル当たり日本円)

F_Imd : m月の第d日における線形補間されたフォワードレート

$$F_Imd = Smd + ((D - d) / D) \times (Fmd - Smd)$$

MAFm : m月におけるS&P/JPX 配当貴族指数 (米ドルヘッジ、課税後配当込み) の月次調整係数

$$MAFm = EHmr^0 / EHm^0$$

とする。

税引後配当込東証REIT指数

東証REIT指数は、東京証券取引所に上場するREIT (不動産投資信託) の全銘柄を対象とした浮動株調整後時価総額加重型の指数であり、基準日である2003年3月31日の基準値を1,000として計算されている。

また、税引後配当込東証REIT指数は、配当落日に、税引後の予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し基準時価総額の修正を行うことで算出される指数である。仮に配当落日に使用した予想配当金と決算短信で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄については配当落金額の調整が行われる。基準時価総額の算出に用いる配当税率は、修正日時点での上場株式等の配当に係る源泉徴収税率 (地方税除く。) とする。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数は税引後配当込東証REIT指数の米ドル建ての指数であり、日本円以外の通貨で投資を行うことを考慮して、指数構成銘柄のリスクヘッジを行うのではなく、為替リスクをヘッジした場合のリターンを表象する指数である。そのリターンは、指数が保有するポートフォリオを1ヶ月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出される。保有するポートフォリオにおける為替リスクのヘッジ割合は100%である。よって、指数構成銘柄全体の為替リスクがヘッジされていることになる。ただし、あくまでも一定時点のポートフォリオ残高を月次でヘッジしているものであり、為替変動を完全にヘッジしているわけではない。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の計算方法

各月をmとし、各日をd=1, 2, 3, …, Dとする。(mdは、m月の第d日、m⁰は前月の最終営業日、mr⁰は前月の最終営業日の前営業日とする。)

m月d日の税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値

$$EHmd = EHm^0 \times (Emd / Em^0 + HRmd)$$

ただし、

$$Emd = ELmd / Smd$$

$$HRmd = (Smr^0 / Fm^0 - Smr^0 / F_Imd) \times MAFm$$

EH : 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値

E : 税引後配当込東証REIT指数 (米ドル建て) の指数値

EL : 税引後配当込東証REIT指数 (日本円) の指数値

HR : ヘッジリターン (%)

S : スポットレート (1米ドル当たり日本円)

F : フォワードレート (1米ドル当たり日本円)

F_Imd : m月の第d日における線形補間されたフォワードレート

$$F_Imd = Smd + ((D - d) / D) \times (Fmd - Smd)$$

MAFm : m月における税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の月次調整係数

$$MAFm = EHmr^0 / EHm^0$$

とする。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標であるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）および税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数（以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されている各リスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資金額の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付

けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

本受益権に係る為替リスク

各本外国指標連動証券および／または各本受益権は、米ドル建て指数であるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）および税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数を円換算したパフォーマンスに連動しているため、為替相場の変動により影響を受ける。これにより、本受益権の価額が、投資元本を割り込むことがある。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを正確に予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、いずれかのシリーズの本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、そのシリーズの満期時または償還時に当該シリーズの本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、当該シリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算

出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかのシリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

<NEXT NOTES 野村AIビジネス70 (ネットリターン) ETN、NEXT NOTES 高ベータ30 (ネットリターン) ETNおよびNEXT NOTES 低ベータ50 (ネットリターン) ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2037年2月6日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。
「管理費用」とは、	0.85%（=0.0085）をいう。
「関連取引所」とは、	計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。

「最終評価日」とは、

満期償還日の10営業日前の日をいう。

野村AIビジネス70（ネットリターン）連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

野村日本株高ベータ・セレクト30（ネットリターン）連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

野村日本株低ベータ・セレクト50（ネットリターン）連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、

日本円をいう。

「市場混乱事由」とは、

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時

「障害日」とは、

「早期償還決定期間」
とは、

「通貨関連障害」とは、

刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか(関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの)、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

当初評価日(当日を除く。)から最終評価日(当日を除く。)までの期間をいう。

野村AIビジネス70(ネットリターン)連動債の場合:

償還価額を算出するために使用される野村AIビジネス70(配当課税考慮済指数)を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村AIビジネス70(配当課税考慮済指数)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

野村日本株高ベータ・セレクト30(ネットリターン)連動債の場合:

償還価額を算出するために使用される野村日本株高ベータ・セレクト30(配当課税考慮済指数)を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村日本株高ベータ・セレクト30(配当課税考慮済指数)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

野村日本株低ベータ・セレクト50(ネットリターン)連動債の場合:

償還価額を算出するために使用される野村日本株低ベータ・セレクト50(配当課税考慮済指数)を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村日本株低ベータ・セレクト50(配当課税考慮済指数)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i)計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および/または存在していること。

(a)慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b)参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c)規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d)参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e)規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii)参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

	<p>参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。</p>
「当初評価日」とは、	<p>2017年2月27日をいう。</p> <p>野村AIビジネス70（ネットリターン）連動債の場合： 償還価額を算出するために使用される野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。</p> <p>野村日本株高ベータ・セレクト30（ネットリターン）連動債の場合： 償還価額を算出するために使用される野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。</p> <p>野村日本株低ベータ・セレクト50（ネットリターン）連動債の場合： 償還価額を算出するために使用される野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。</p>
「取引所営業日」とは、	<p>本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。</p>
「取引日」とは、	<p>2017年2月9日をいう。</p>
「評価時刻」とは、	<p>本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。</p>
「ヘッジ・カウンターパーティー」とは、	<p>NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。</p>
「ヘッジコストの増加」とは、	<p>NEFおよび／またはその関連会社が、（i）本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または（ii）かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。</p>
「ヘッジ障害」とは、	<p>NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、（i）本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または（ii）かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。</p>

「ヘッジ取引」とは、

NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、

NEFおよび/またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「法令変更」とは、

取引日以降、(i)適用法令(税法を含むが、これらに限られない。)の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更(税務当局が講じた一切の措置を含む。)により、計算代理人が、(a)NEFおよび/もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび/もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる(NEFおよび/もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。)と判断する場合をいう。

「本指数」とは、

野村AIビジネス70(ネットリターン)連動債の場合:

野村AIビジネス70(配当課税考慮済指数)(Nomura AI Companies 70, Net Total Return)をいう。

野村日本株高ベータ・セレクト30(ネットリターン)連動債の場合:

野村日本株高ベータ・セレクト30(配当課税考慮済指数)(Nomura Japan Equity High Beta Select 30, Net Total Return)をいう。

野村日本株低ベータ・セレクト50(ネットリターン)連動債の場合:

野村日本株低ベータ・セレクト50(配当課税考慮済指数)(Nomura Japan Equity Low Beta Select 50, Net Total Return)をいう。

「本取引所」とは、

株式会社東京証券取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。

「予定取引所営業日」とは、

本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。

「予定終了時刻」とは、

本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

「IL_t」または「償還価額」とは、

当初評価日(当日を含む。)から最終評価日(当日を含む。)までの期間のいずれかの暦日(t)において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

野村AIビジネス70(ネットリターン)連動債の場合:

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NMRCNRAI[t])}{(NMRCNRAI[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

野村日本株高ベータ・セレクト30(ネットリターン)連動債の場合:

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NMRCNRHB[t])}{(NMRCNRHB[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

野村日本株低ベータ・セレクト50（ネットリターン）連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(\text{NMRCNRLB}[t])}{(\text{NMRCNRLB}[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、
「NMRCNRAI[t]」または
「野村AIビジネス70
（配当課税考慮済指数）」

100をいう。
ブルームバーグの「NMRCNRAI Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）の終値をいう。

とは、
「NMRCNRAI[0]」とは、
「NMRCNRHB[t]」または
「野村日本株高ベータ・
セレクト30
（配当課税考慮済指数）」

当初評価日における野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）をいう。
ブルームバーグの「NMRCNRHB Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）の終値をいう。

とは、
「NMRCNRHB[0]」とは、
「NMRCNRLB[t]」または
「野村日本株低ベータ・
セレクト50
（配当課税考慮済指数）」

当初評価日における野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）をいう。
ブルームバーグの「NMRCNRLB Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）の終値をいう。

とは、
「NMRCNRLB[0]」とは、
「t」

当初評価日における野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）をいう。
当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成株式および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。）、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」とい

う。)が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、満期償還額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由(以下に定義する。)に対応するための相応な調整(もしあれば)を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額(下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。)を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合(ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。)、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

野村AIビジネス70(ネットリターン)連動債の場合:

本指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」という。)が公表している指数で、その知的財産権およびその他一切の権利はNFRCに帰属する。なお、NFRCは、本指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、本指数の利用者およびその関連会社が本指数を用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負わない。

また、指数算出において、電子計算機の障害または天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、指数算出を延期または中止することがある。

本指数は株式会社日本経済新聞社とは無関係であり、かつ何ら株式会社日本経済新聞社が推奨および保証するものではない。

野村日本株高ベータ・セレクト30(ネットリターン)連動債および野村日本株低ベータ・セレクト50(ネットリターン)連動債の場合:

本指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」という。)が公表している指数で、その知的財産権およびその他一切の権利はNFRCに帰属する。なお、NFRCは、本指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、本指数の利用者およびその関連会社が本指数を用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負わない。

また、指数算出において、電子計算機の障害または天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、指数算出を延期または中止することがある。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

- (i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b）本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次回の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、
- (ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われぬものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、

かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バン

キング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

(i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。

(ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。

(iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。

(iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2016年9月16日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三

者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i)当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディベンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

(a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。

(b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標

連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。

- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社はその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。
- (g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社はその旨主張する場合）。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算

するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後
に最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

- (a) (NEFおよび保証会社の意見において) 本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび/または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。
- (b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび/または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証

券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

(i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(ii) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。

(iii) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発

行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務)は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争(本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。)を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続(以下「訴訟手続」と総称する。)が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国(本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1)に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社(下記「(e) 承継債務会社」に定義する。)に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書(以下「捺印証書」という。)およびその他の書類(もしあれば)(捺印証書とあわせて以下「書類」という。)を作成し、当該書類の下で、(上記の一般性を制限することなく)承継債務会社が、NEF(または全ての前任の承継債務会社)に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項(下記(b)に記載の方法による修正を含む。)ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および/または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

- (B)書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。
- (い)保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）
- (A)かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。
- (B)書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。
- (iii)本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。
- (iv)NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (v)NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (vi)承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (vii)保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (viii)保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理

人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。)を、保管のため交付または交付させること。

(ix)本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i)かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii)承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii)保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A)かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B)保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

- (iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。
- (v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付または交付させること。
- (A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。
- (B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。
- (C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。
- (vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。
- (b) 承継保証会社による引受け
- 上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。
- (c) 保証会社承継書類の預託
- 本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。
- (d) 承継通知
- 保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・イー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての恒久大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後のみ（(i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合もしくは「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されるようにならないかもしくは同日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に

関する政府間の提案を施行する法律に従い定義される。)には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに)効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、(本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく)本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点(またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点)において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）

野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）（以下本「指数の概要 野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）」において「本指数」という。）は、AI（人工知能）に関するビジネスについてマスメディアを通して報道された企業70銘柄を構成銘柄とする、等金額型の指数である。本指数の組入対象となる銘柄は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式から、ニュース、雑誌、新聞等の各種メディアにおける記事検索結果を基にした定量的な評価指標により選定される。記事検索には「人工知能」と、AIを活用して選んだ複数の関連キーワードを用いる。

本指数の指数値の基準日は2001年11月30日とし、基準日の指数値（基準値）を10,000とする。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

定期入替え

定期入替日を12月第1営業日（前営業日の引け後）の年1回とし、直前の10月15日（休日の場合は前営業日）を定期入替基準日とする。

銘柄選定母集団

銘柄選定母集団は、定期入替基準日の直前の3月末時点における国内金融商品取引所に上場する全ての銘柄のうち、定期入替基準日における浮動株調整時価総額上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、新設合併銘柄および定期入替基準日の直前の4月から9月末までに新規上場した銘柄のうち、浮動株調整時価総額上位約85%に相当する銘柄は銘柄選定母集団に含まれるものとし、定期入替基準日時点の外国株式等の銘柄は除外される。その中で過去60日の平均売買代金上位90%を満たす銘柄を対象にスコアを計算する。

指数構成銘柄の選定方法

- 人工知能順位スコア（※1）が小さい銘柄から順に、10銘柄まで採用する。ただし、同じスコアの銘柄があった場合は、過去60日平均売買代金が高い順に最大70銘柄まで採用する。
- 上記で採用された銘柄が70銘柄に達していない場合は、続いて人工知能順位スコアと関連キーワード順位スコア（※2）の平均順位スコアが小さい銘柄から順に、上記で採用された銘柄と合わせて70銘柄となるまで採用する。ただし、同じ平均順位スコアの銘柄があった場合は、人工知能順位スコアが小さい順に70銘柄まで採用する。その際、同じ人工知能順位スコアの銘柄があった場合には、過去60日平均売買代金が高い順に70銘柄まで採用する。

（※1）人工知能順位スコア

- スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対して人工知能に関する記事を検索する。入替基準日の前日から1年前の入替基準日までの期間に対して記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「直近年の人工知能記事スコア」とする。
- 1年前の入替基準日の前日から2年前の入替基準日までの期間に対して、人工知能に関する記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「1年前の人工知能記事スコア」とする。
- （直近年の人工知能記事スコア×2）＋（1年前の人工知能記事スコア）によって重み付けしたスコアが大きい方から付けた順位（昇順）を、スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対する「人工知能順位スコア」とする。

(※2) 関連キーワード順位スコア

- ・スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対して関連キーワードに関する記事を検索する。入替基準日の前日から1年前の入替基準日までの期間に対して、関連キーワードに関する記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「直近年の関連キーワード記事スコア」とする。
- ・1年前の入替基準日の前日から2年前の入替基準日までの期間に対して記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「1年前の関連キーワード記事スコア」とする。
- ・(直近年の関連キーワード記事スコア×2) + (1年前の関連キーワード記事スコア) によって重み付けしたスコアが大きい方から付けた順位(昇順)を、スコア計算対象となる銘柄選定母集団銘柄に対する「関連キーワード順位スコア」とする。
- ・なお、関連キーワードは毎年6月15日(休日の場合は前営業日)に見直しを検討する。5年前の4月1日から直前の3月31日までの5年間の政府官公庁、研究機関の人工知能に関する公表資料等に基づいて、人工知能と関連性が高いキーワードを年1回選定する。

構成銘柄の組入比率

定期入替基準日において、「指数構成銘柄の選定方法」に基づき選定した70銘柄を構成銘柄とし、各構成銘柄のウェイトが等しくなるようにして本指数を構築する。

野村日本株ベータ・セレクト指数

野村日本株ベータ・セレクト指数は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式の中から、日本株市場リターンおよびドル円為替レートリターンに対するベータ値(感応度)等に基づいた定量的な指標の上位30銘柄を組み入れた「野村日本株高ベータ・セレクト30」と、下位50銘柄を組み入れた「野村日本株低ベータ・セレクト50」という2種類の指数の総称であり、いずれも浮動株調整時価総額加重型(個別銘柄のウェイト上限5%)の指数である。

野村日本株ベータ・セレクト指数の指数値の基準日は2000年12月29日とし、基準日の指数値(基準値)を10,000とする。

定期入替え

定期入替日を、6月第1営業日(5月最終営業日の引け後)および12月第1営業日(11月最終営業日の引け後)の年2回とし、定期入替日の前月第5営業日を定期入替基準日とする。

銘柄選定母集団

銘柄選定母集団は、6月の定期入替日の場合は、前年の3月末時点、12月の定期入替日の場合は、直前の3月末時点における国内金融商品取引所に上場する全ての銘柄のうち、定期入替日の直前の10月15日時点(休日の場合は前営業日)における浮動株調整時価総額上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、新設合併銘柄および12月の定期入替日の場合は、直前の4月から9月末、6月の定期入替日の場合は、前年4月から直前の3月末までに新規上場した銘柄のうち、浮動株調整時価総額上位約85%に相当する銘柄は銘柄選定母集団に含まれるものとし、定期入替基準日時点の外国株式等の銘柄は除外される。その中で定期入替基準日時点における大型銘柄(銘柄選定母集団の浮動株調整時価総額上位85%相当)で、かつ過去60日の平均売買代金上位500銘柄を満たす銘柄を対象にスコアを計算する。

指数構成銘柄の選定方法

野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）

「野村日本株高ベータ・セレクト30」は、市場連動性等を表す3つのスコア（市場ベータ、為替ベータ、モメンタム）に基づいた定量的な指標値が高い30銘柄を組み入れる。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）

「野村日本株低ベータ・セレクト50」は、市場連動性等を表す3つのスコア（市場ベータ、為替ベータ、銘柄固有リスク）に基づいた定量的な指標値が低い50銘柄を組み入れる。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

・市場ベータ

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰係数を「市場ベータ」スコアとする。

・為替ベータ

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次ドル円為替レートリターンで線形回帰した際の回帰係数を「為替ベータ」スコアとする。

・モメンタム

定期入替基準日における過去11ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰切片を「モメンタム」スコアとする。

・銘柄固有リスク

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰残差の標準偏差を「銘柄固有リスク」スコアとする。

構成銘柄の組入比率

野村日本株ベータ・セレクト指数の指数構成銘柄の組入ウェイトは、定期入替基準日時点の浮動株調整時価総額に比例した比率とする。ただし、組入ウェイトの上限を5%とし、上限超過分を浮動株調整時価総額に応じて他の銘柄に比例配分する。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標である野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）、野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）および野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）（以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されている各リスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資金額の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権 1 口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券 1 券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを正確に予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、いずれかのシリーズの本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人および販売会社との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、そのシリーズの満期時または償還時に当該シリーズの本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、当該シリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算

出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかのシリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

また、本受益権の販売会社である野村証券株式会社（以下「野村証券」という。）は本指数のインデックス・スポンサーであり、当該指数の値の算出および公表を行う。したがって、当該指数の構成および運用に潜在的な利益相反が存在する、または野村証券およびその関連会社等による通常の業務の過程において潜在的な利益相反が存在する可能性がある。野村証券およびその関連会社等は、通常の業務の一環として、当該指数およびその構成要素に連動する金融商品の売買、販売および販売促進を行う可能性がある。

<NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株（ネットリターン）ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2039年5月6日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。
「管理費用」とは、	0.85%（=0.0085）をいう。
「関連取引所」とは、	計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。

「最終評価日」とは、

満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、

日本円をいう。

「市場混乱事由」とは、

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはそのほか許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上合理的に可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」

とは、

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i)計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはそ

の関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2019年7月8日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

「取引所営業日」とは、

本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「取引日」とは、

2019年6月19日をいう。

「評価時刻」とは、

本取引所における予定終了時刻をいう。本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻はその通常の取引時間における実際の終了時刻とする。

「ヘッジ・カウンターパーティー」とは、

NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。

「ヘッジコストの増加」とは、

NEFおよび／またはその関連会社が、(i) 本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii) かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。

「ヘッジ障害」とは、

NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。

「ヘッジ取引」とは、

NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、

NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「法令変更」とは、

取引日以降、(i)適用法令(税法を含むが、これらに限られない。)の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更(税務当局が講じた一切の措置を含む。)により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる(NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。)と判断する場合をいう。

「本指数」とは、

ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数(課税後配当込み)(FactSet Global Niche Top Japanese Enterprise Index, NTR)をいう。

「本取引所」とは、

株式会社東京証券取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。

「予定取引所営業日」とは、

本取引所および関連取引所のいずれもがそれぞれの通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。

「予定終了時刻」とは、

本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

「FDSGNTN[t]」または「ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数(課税後配当込み)」

ブルームバーグの「FDSGNTN Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数(課税後配当込み)の終値をいう。

とは、

「IL_t」または「償還価額」とは、

当初評価日(当日を含む。)から最終評価日(当日を含む。)までの期間のいずれかの暦日(t)において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(FDSGNTN[t])}{(FDSGNTN[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、
「t」とは、

100をいう。
当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成株式および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。）、または(iii)計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」という。）が生じたと判断した場合、NEFは、その単独かつ完全な裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、その単独かつ完全な裁量により、満期償還額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由（以下に定義する。）に対応するための相応な調整（もしあれば）を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額（下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。）を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。）、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株（ネットリターン）ETN（以下「本商品」という。）は FactSet UK Limited（以下「FactSet」という。）が支援、保証、販売もしくは販売促進しているものではない。FactSetは本商品の保有者または公衆に対し、有価証券への一般的な投資または本商品への投資の妥当性、またはファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）の株式市場全体のパフォーマンスを追従する能力に関して、明示または黙示を問わずいかなる表明または保証をしているものではない。FactSetと野村證券株式会社（以下「ライセンシー」という。）との関係は、FactSetによって決定、構成および計算され、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によってライセンスされた指数作成モデルに基づいて作成された本指数のライセンスを付与することに限定され、本商品および関連商標とは無関係である。FactSetは本指数の決定、構成または計算において、ライセンシーまたは本商品の所有者の要求を考慮に入れる義務を負わない。FactSetは本商品の価格と数量、新規設定または販売のタイミングの特定、あるいは換金の際に用いる数式の決定または計算に対して責任を負うことはなく、その作業にも関与しない。FactSetは本商品の管理、マーケティングまたは取引に関連する義務や責任を一切負わない。

FactSetは、本指数またはこれに含まれるデータの正確性および／または完全性についての保証をせず、また情報の誤り、欠落、中断に対して一切責任を負わない。FactSetはライセンシー、本商品の所有者、または他の人物もしくは団体が本指数またはこれに含まれるデータを使用することで入手した結果について、明示的にも黙示的にも一切保証しない。FactSetは、商品性もしくは特定目的への適合性、または本指数もしくはこれに含まれるデータの使用について、明示的にも黙示的にも一切保証せず、あらゆる保証について明確に放棄する。上記を一切制限することなく、FactSetはいかなる場合においても特別損害、懲罰的損害、間接的損害、派生的損害（逸失利益を含む。）について、たとえかかる損害の可能性について通知されていても一切責任を負わない。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

- (i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証 (b) 本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、当該課税管轄（下記「8 課税上の取扱い」に定義する。）の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、本外国指標連動証券に基づく支払から徴収または控除されることが要求される金額に関し、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかまたは生じうる場合であり、
- (ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務が生じる最初の日の90日以前は行われないものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証

券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除（以下「第871(m)条源泉徴収」という。）もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。さらに、NEFは、本外国指標連動証券について支払われる金額に関して課される第871(m)条源泉徴収の金額を決定する際に、いかなる「配当同等物」（内国歳入法第871(m)条において定義される。）も、適用ある法令に基づいて可能となるかかる源泉徴収からの免除または源泉徴収の減額にかかわらず、かかる支払に適用されうる最も高い税率にて、源泉徴収することができるものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2018年9月14日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i) 当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当

該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディバンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

- (a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。
- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。
- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは日本にお

いて適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。

- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。
- (g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社その旨主張する場合）。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含

む。)、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

(a) (NEFおよび保証会社の意見において) 本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび/または保証状の条項の修正(上記に述べた場合を除く。)(本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。)

(b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび/または保証状についての(NEFおよび保証会社の意見において)形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、課税管轄によりまたは課税管轄に代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは(場合により)保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

(i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(ii) 関連日(以下に定義する。)後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券(ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。)

(iii) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(iv) (x)内国歳入法第1471(b)条に記載の契約により、もしくは内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈に従い、または(y)内国歳入法第871(m)条に従い、かかる源泉徴収または控除が要求される場合。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味し、「課税管轄」とは、NEFまたは（場合により）保証会社による本外国指標連動証券に係る元本の払込が一般に服する、オランダもしくはその行政区画もしくは課税当局（NEFによる支払の場合）または日本もしくはその行政区画もしくは課税当局（保証会社による支払の場合）またはいずれの場合もそれらのその他の管轄もしくはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかると通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

- (iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。
- (iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付または交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前

7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。)

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書(かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。)

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書(かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。)

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社(または前任の承継保証会社)に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社(またはかかる前任の承継保証会社)は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのNEFおよび野村グローバル・ファイナンス株式会社、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村証券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・イー・ロンドン(以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。)、代理契約に記載のその他の支払代理人(代理人とあわせて以下

「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2018年9月14日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上に記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての恒久大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク (ルクセンブルク) エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ ((i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合もしくは「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されるようにならないかもしくは同日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されなくなる場合 (上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従い定義される。) には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに) 効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係の有しない。ただし、(本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく) 本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属

させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）

ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）は、特定のニッチ産業において高いグローバル・マーケット・シェアを持つ、日本の中小型株のパフォーマンスを表すよう設計された指数である。

指数値の基準日は2015年1月30日とし、基準日の指数値（基準値）を1,000とする。本指数は配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

定期入替え

毎年1月の最終営業日の終了後、定期入替えが行われる（定期入替日）。指数を構成するために使用されるデータは、毎年12月の最終営業日の終了時点（定期入替基準日）のものとする。

構成銘柄の選定方法

- ・日本国内の取引所に上場する、日本国内の銘柄の普通株式（ただし、日本銀行と不動産投資法人（REIT）は除く。）を対象とする。
- ・定期入替基準日における時価総額の降順でランク付けされ、1位から400位、および1001位以降は除外し、さらに過去3ヶ月間の平均日次売買代金の下位10%にランクされている銘柄も除外した結果残った銘柄群から、グローバル競争力ランキング(※)に基づいて100銘柄を選定する。
- ・毎年の定期入替では、グローバル競争力ランキング上位50銘柄を無条件に指数採用銘柄とする。上位51位から150位にランクされた銘柄を採用候補とし、採用候補のうち既採用銘柄を上位から順に100銘柄に達するまで採用する。既採用銘柄を採用した後に、採用銘柄が100銘柄に達しない場合には、不足分を採用候補のうち未採用銘柄の上位から順に採用する。

(※)グローバル競争力ランキング

FactSet RBICS (Revere Business Industry Classification System: リビア業種・産業分類基準) でカバーされるグローバル銘柄から、定期入替基準日の直近2会計年度において、年度末が4月1日から3月31日に到来する最新の決算報告書情報から計算されたデータを使用する。

以下の数式に基づいて各企業の「グローバル・マーケット・シェア (%)」(RBICSレベル5を用いる)を計算する。ここでの「セグメント別売上高」はRBICSレベル5を用いた売上高である。企業の売上高データはFactSetの財務データベースに基づいており、平均為替レートに基づいて米国ドルに換算される(マイナスまたはゼロの売上高の企業は分析から除外される。)。また、企業は1つ以上のRBICSレベル5業種へのエクスポージャーを持つことがあり、1つ以上の「グローバル・マーケット・シェア (%)」を持つことがある。

$$\text{Global Market Share (\%)} = \frac{\text{Segment sales of company } i \text{ within industry}}{\sum \text{segment sales of all company within industry}}$$

各企業の「グローバル・マーケット・シェア (%)」がRBICSレベル5内で計算されると、「グローバル・マーケット・シェア (%)」第1位の企業から昇順にランキングされる。これが「グローバル・マーケット・シェア・ランキング」の基礎となる。

特定のRBICSレベル5の中で同順位が存在する場合、より大きな「セグメント売上高比率」を有する企業が上位にランキングされる。「グローバル・マーケット・シェア (%)」と「セグメント売上高比率」の両方で同順位の場合は絶対的な「セグメント売上高」が大きい企業が上位とみなされる。

次に複数のRBICSレベル5に対してエクスポージャーがあるために複数の「グローバル・マーケット・シェア・ランキング」を持つ企業の場合は、以下の手順を実行して独自のランキングを割り当てる。

ステップ1：「法人・その他未配分売上高」および「一般・複数業種売上高」と呼ばれるRBICSレベル5の業種を除外する。

ステップ2：企業における収益が10%未満のRBICSレベル5の業種を除外する。

ステップ3：企業における最も高い「グローバル・マーケット・シェア・ランキング」を選択する。

ステップ4：「グローバル・マーケット・シェア・ランキング」において同順位がある場合は、より大きな「グローバル・マーケット・シェア (%)」を有する方を選択する。

構成銘柄の組入比率

選定された100銘柄を浮動株調整時価総額に基づいて加重する。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標であるファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）（以下本項において「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されている各リスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資金額の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付

けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを正確に予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、その満期時または償還時に本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場

合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

< 共通事項 >

信託報酬

受託者が委託者から收受する信託報酬として、委託者と受託者が定めるもの（第一管理信託報酬）については、委託者がこれを負担する。

租税の取扱い

本受益権に関する租税の取扱いは以下のとおりである。ただし、本受益権が租税特別措置法上、上場株式等に該当しないこととなる場合の個人の受益者に対する課税については、この限りでない。租税の取扱いについては、各受益者において、税務専門家等に確認されたい。また、税法が改正された場合等には、下記の内容が変更されることがある。

(i) 個人の受益者に対する課税

< 本受益権の売却時 >

本受益権を売却する場合（受益者による委託者買取請求に基づく売却も含む。以下同じとする。）には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる（ただし、2037年12月31日までは、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる。）。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる（原則として、確定申告は不要である。）。

差損（譲渡損）については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等ならびに上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限る。）と損益通算が可能である。

< 償還金の受取時 >

本信託の終了により交付を受ける金銭（以下「償還金」という。）の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるため、取得価額との差益（譲渡益）は譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率（ただし、2037年12月31日までは、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる。）による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要である。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる（原則として、確定申告は不要である。）。

差損（譲渡損）については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等ならびに上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限る。）と損益通算が可能である。また、償還金の受取時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能である。

(ii) 法人の受益者に対する課税

< 本受益権の売却時 >

通常の株式の売却時と同様に、本受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税される。

<償還金の受取時>

償還金の全額と取得価額との差益（譲渡益）が、通常の株式の売却時と同様に、他の法人所得と合算して課税される。

2【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1兆1,500億円(注1)	4億円(注2)	1兆1,496億円(注1)

(注1) 当該金額は、上限金額である。

(注2) 当該金額は、各本受益権が上限金額まで発行された場合の発行諸費用の見積概算額である。

（２）【手取金の使途】

各本受益権に係る信託の信託財産として抛出された本外国指標連動証券の発行に係る手取金は、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社に対する貸付資金に充当する予定である。

第2【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本「募集又は売出しに関する特別記載事項」には、本受益権、またはその信託財産である本外国指標連動証券（本項では以下「本指標連動債」という。）のそれぞれについて、主な投資リスクや連動対象となる指標の概要等を記載している。

<NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN（銘柄コード：2031）
連動対象となる指標	円換算した「ハンセン指数・レバレッジインデックス」
連動対象となる指標の概要	<p>連動対象となる指標は、日々の騰落率がハンセン指数の日々の騰落率の2倍から金利・印紙税相当分を控除して計算されたハンセン指数・レバレッジインデックス（香港ドル建て）を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTES ウェブサイト（https://nextnotes.com/（またはその承継 URL））をご参照下さい。</p> <p>なお、ハンセン指数は、香港取引所のメインボードに上場している銘柄のうち、時価総額が大きく、流動性の高い銘柄で構成される指数です。ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドは、構成銘柄数を2022年半ばまでに80銘柄に増やし、最終的に100銘柄に固定することを目標としています。</p>
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が香港ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>

連動対象となる 指標に関する 注意点	ハンセン指数・レバレッジインデックスの2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間のハンセン指数の騰落率の2倍とは、通常は一致しません。 ハンセン指数の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。
本指標連動債の 償還、または 信託の終了	<p>《満期償還日》2033年2月7日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN (銘柄コード：2032)
連動対象となる指標	円換算した「ハンセン指数・ショートインデックス」
連動対象となる指標の概要	<p>連動対象となる指標は、日々の騰落率がハンセン指数（配当込指数）の日々の騰落率の－1倍に金利相当分を加算し印紙税相当分を控除して計算されたハンセン指数・ショートインデックス（香港ドル建て）を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTESウェブサイト (https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。</p> <p>なお、ハンセン指数は、香港取引所のメインボードに上場している銘柄のうち、時価総額が大きく、流動性の高い銘柄で構成される指数です。ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドは、構成銘柄数を2022年半ばまでに80銘柄に増やし、最終的に100銘柄に固定することを目標としています。</p>
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が香港ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
連動対象となる指標に関する注意点	<p>ハンセン指数・ショートインデックスの2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間のハンセン指数（配当込指数）の騰落率の－1倍とは、通常は一致しません。</p> <p>ハンセン指数（配当込指数）の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。</p>

<p>本指標連動債の償還、または信託の終了</p>	<p>《満期償還日》2033年2月7日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>
---------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETN (銘柄コード：2033)
連動対象となる指標	円換算した「韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス」
連動対象となる指標の概要	<p>連動対象となる指標は、日々の騰落率が韓国総合株価指数200の日々の騰落率の2倍から金利相当分を控除して計算された韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス（韓国ウォン建て）を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTES ウェブサイト（https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。</p> <p>なお、韓国総合株価指数200は、韓国証券取引所上場の主要200銘柄で構成される指数です。</p>
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が韓国ウォン建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
連動対象となる指標に関する注意点	<p>韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の韓国総合株価指数200の騰落率の2倍とは、通常は一致しません。</p> <p>韓国総合株価指数200の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。</p>

<p>本指標連動債の償還、または信託の終了</p>	<p>《満期償還日》2033年2月7日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>
---------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN (銘柄コード: 2034)
連動対象となる指標	円換算した「韓国総合株価指数200 (先物) ・インバースインデックス」
連動対象となる指標の概要	<p>連動対象となる指標は、日々の騰落率が韓国総合株価指数200 (先物) の日々の騰落率の-1倍に金利相当分を加算して計算された韓国総合株価指数200 (先物) ・インバースインデックス (韓国ウォン建て) を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTESウェブサイト (https://nextnotes.com/ (またはその承継URL)) をご参照下さい。</p> <p>なお、韓国総合株価指数200 (先物) は、韓国総合株価指数200先物市場に上場している直近限月の価格の値動きに連動した指数 (ロールオーバーコスト込み) です。</p>
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が韓国ウォン建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
連動対象となる指標に関する注意点	<p>韓国総合株価指数 200 (先物) ・インバースインデックスの2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の韓国総合株価指数 200 (先物) の騰落率の-1倍とは、通常は一致しません。</p> <p>韓国総合株価指数 200 (先物) の価格変動性 (ボラティリティ) が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。</p>

<p>本指標連動債の償還、または信託の終了</p>	<p>《満期償還日》2033年2月7日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>
---------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN (銘柄コード：2036)
連動対象となる指標	日経・JPX金レバレッジ指数
連動対象となる指標の概要	<p>連動対象となる指標は、日々の騰落率が日経・JPX金指数の日々の騰落率の2倍として計算された指数です。指数値が前日の値の10%未満にならないよう、一定の制限があります。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/ (またはその承継URL)) をご参照下さい。</p> <p>なお、日経・JPX金指数は、大阪取引所上場の金先物価格を用いて、中心限月から翌限月の乗り換えを行いながら算出される指数です。</p>
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
連動対象となる指標の計算に用いられる先物指数に関する注意点	<p>金先物価格 (中心限月) と、金先物価格をもとに計算された日経・JPX金指数の値動きは、必ずしも一致しません。</p> <p>また、長期保有を行うことで、金先物価格 (中心限月) と日経・JPX金指数の値動きの乖離が大きくなり、期待した投資成果が得られない可能性があります。</p>
連動対象となる指標に関する注意点	<p>日経・JPX 金レバレッジ指数の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の日経・JPX 金指数の騰落率の2倍とは、通常は一致しません。</p> <p>日経・JPX 金指数の価格変動性 (ボラティリティ) が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。</p>

<p>本指標連動債の償還、または信託の終了</p>	<p>《満期償還日》2033年2月7日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>
---------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 金先物 ベア ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 金先物 ベア ETN (銘柄コード：2037)
連動対象となる指標	日経・JPX金インバース指数
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率が日経・JPX金指数の日々の騰落率の-1倍として計算された指数です。指数値が前日の値の10%未満にならないよう、一定の制限があります。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/ (またはその承継URL)) をご参照下さい。 なお、日経・JPX金指数は、大阪取引所上場の金先物価格を用いて、中心限月から翌限月の乗り換えを行いながら算出される指数です。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
連動対象となる指標の計算に用いられる先物指数に関する注意点	金先物価格（中心限月）と、金先物価格をもとに計算された日経・JPX金指数の値動きは、必ずしも一致しません。 また、長期保有を行うことで、金先物価格（中心限月）と日経・JPX金指数の値動きの乖離が大きくなり、期待した投資成果が得られない可能性があります。
連動対象となる指標に関する注意点	日経・JPX 金インバース指数の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の日経・JPX 金指数の騰落率の-1倍とは、通常は一致しません。 日経・JPX 金指数の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。

<p>本指標連動債の償還、または信託の終了</p>	<p>《満期償還日》2033年2月7日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>
---------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブルETN（銘柄コード：2038）
連動対象となる指標	日経・JPX原油レバレッジ指数
連動対象となる指標の概要	<p>連動対象となる指標は、日々の騰落率が日経・JPX原油指数の日々の騰落率の2倍として計算された指数です。指数値が前日の値の10%未満にならないよう、一定の制限があります。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。</p> <p>なお、日経・JPX原油指数は、東京商品取引所上場の原油先物価格を用いて、中心限月から翌限月の乗り換えを行いながら算出される指数です。</p>
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
連動対象となる指標の計算に用いられる先物指数に関する注意点	<p>原油先物価格（中心限月）と、原油先物価格をもとに計算された日経・JPX原油指数の値動きは、必ずしも一致しません。</p> <p>また、長期保有を行うことで、原油先物価格（中心限月）と日経・JPX原油指数の値動きの乖離が大きくなり、期待した投資成果が得られない可能性があります。</p>
連動対象となる指標に関する注意点	<p>日経・JPX 原油レバレッジ指数の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の日経・JPX 原油指数の騰落率の2倍とは、通常は一致しません。</p> <p>日経・JPX 原油指数の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。</p>

<p>本指標連動債の償還、または信託の終了</p>	<p>《満期償還日》2033年2月7日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>
---------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES ドバイ原油先物 ベアETN（銘柄コード：2039）
連動対象となる指標	日経・JPX原油インバース指数
連動対象となる指標の概要	<p>連動対象となる指標は、日々の騰落率が日経・JPX原油指数の日々の騰落率の－1倍として計算された指数です。指数値が前日の値の10%未満にならないよう、一定の制限があります。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。</p> <p>なお、日経・JPX原油指数は、東京商品取引所上場の原油先物価格を用いて、中心限月から翌限月の乗り換えを行いながら算出される指数です。</p>
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
連動対象となる指標の計算に用いられる先物指数に関する注意点	<p>原油先物価格（中心限月）と、原油先物価格をもとに計算された日経・JPX原油指数の値動きは、必ずしも一致しません。</p> <p>また、長期保有を行うことで、原油先物価格（中心限月）と日経・JPX原油指数の値動きの乖離が大きくなり、期待した投資成果が得られない可能性があります。</p>
連動対象となる指標に関する注意点	<p>日経・JPX 原油インバース指数の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の日経・JPX 原油指数の騰落率の－1倍とは、通常は一致しません。</p> <p>日経・JPX 原油指数の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。</p>

<p>本指標連動債の償還、または信託の終了</p>	<p>《満期償還日》2033年2月7日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>
---------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジ ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジ ETN (銘柄コード: 2040)
連動対象となる指標	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率が、米ドル/円ヘッジされたダウ・ジョーンズ工業株価平均 (プライス・リターン) の日々の騰落率の2倍から金利相当分を控除して計算されたものです。その値動きはNEXT NOTESウェブサイト (https://nextnotes.com/ (またはその承継URL)) をご参照下さい。 なお、ダウ・ジョーンズ工業株価平均は、米国の代表的な企業 (輸送業と公共事業を除く) の株式30銘柄で構成される指数です。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が米ドル/円の為替ヘッジを目指した指数であるものの、為替変動リスクを完全に排除できるとは限らず、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。また、日米の金利差等により、ヘッジコストが生じる場合があります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
連動対象となる指標に関する注意点	<p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の米ドル/円ヘッジされたダウ・ジョーンズ工業株価平均 (プライス・リターン) の騰落率の2倍とは、通常は一致しません。</p> <p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (プライス・リターン) の価格変動性 (ボラティリティ) が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。</p>

<p>本指標連動債の償還、または信託の終了</p>	<p>《満期償還日》2033年8月8日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>
---------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES NYダウ・ペア・ドルヘッジ ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES NYダウ・ペア・ドルヘッジ ETN (銘柄コード：2041)
連動対象となる指標	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率が、米ドル/円ヘッジされたダウ・ジョーンズ工業株価平均 (トータル・リターン) の日々の騰落率の-1倍に金利相当分を加算して計算されたものです。その値動きはNEXT NOTESウェブサイト (https://nextnotes.com/ (またはその承継URL)) をご参照下さい。 なお、ダウ・ジョーンズ工業株価平均は、米国の代表的な企業 (輸送業と公共事業を除く) の株式30銘柄で構成される指数です。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が米ドル/円の為替ヘッジを目指した指数であるものの、為替変動リスクを完全に排除できるとは限らず、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。また、日米の金利差等により、ヘッジコストが生じる場合があります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
連動対象となる指標に関する注意点	<p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の米ドル/円ヘッジされたダウ・ジョーンズ工業株価平均 (トータル・リターン) の騰落率の-1倍とは、通常は一致しません。</p> <p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (トータル・リターン) の価格変動性 (ボラティリティ) が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。</p>

<p>本指標連動債の償還、または信託の終了</p>	<p>《満期償還日》2033年8月8日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>
---------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 東証グロース市場250 ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 東証グロース市場250 ETN（銘柄コード：2042）
連動対象となる指標	東証グロース市場250指数
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、東証グロース市場指数の算出対象を母集団とし、上場時価総額を基準として JPX 総研が選定した銘柄を算出対象とする時価総額加重型の株価指数です。その値動きは NEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/ （またはその承継 URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
本指標連動債の償還、または信託の終了	<p>《満期償還日》2033年8月8日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）ETN （銘柄コード：2043）
連動対象となる指標	STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、アセアン5ヶ国（シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン）の株式のうち、配当利回りが高い50銘柄で構成される課税後配当込み指数です。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト（ https://nextnotes.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が、現地通貨建ての株価を円換算して計算されたものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
本指標連動債の償還、または信託の終了	<p>《満期償還日》2034年2月6日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETN (銘柄コード：2044)
連動対象となる指標	円換算した「S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、米国の代表的な株価指数「S&P500 [®] 」の構成銘柄のうち、25年以上連続して増配している銘柄で構成される「S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」(米ドル建て)を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/ (またはその承継URL)) をご参照下さい。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が米ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
本指標連動債の償還、または信託の終了	<p>《満期償還日》2034年11月6日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額(5億円)を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETN (銘柄コード：2045)
連動対象となる指標	円換算した「S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、シンガポール取引所に上場する REIT (不動産投資信託) のうち、時価総額と流動性等の基準を満たす銘柄で構成される S&P シンガポール REIT 指数(課税後配当込み) (シンガポール・ドル建て) を円換算したものです。その円換算前の値動きは NEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/ (またはその承継 URL)) をご参照下さい。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標がシンガポール・ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
本指標連動債の償還、または信託の終了	<p>《満期償還日》2034年11月6日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額(5億円)を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETN (銘柄コード: 2046)
連動対象となる指標	円換算した「Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)」
連動対象となる指標の概要	<p>連動対象となる指標は、日々の騰落率が NIFTY 50 指数(プライスリターン)の日々の騰落率の2倍から金利相当分を控除して計算された、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン) (インドルピー建て) を円換算したものです。その円換算前の値動きは NEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/ (またはその承継 URL)) をご参照下さい。</p> <p>なお、NIFTY 50指数(プライスリターン)は、インド・ナショナル証券取引所に上場する主要な株式50銘柄で構成される指数です。</p>
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標がインドルピー建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
連動対象となる指標に関する注意点	<p>Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間のNIFTY50指数(プライスリターン)の騰落率の2倍とは、通常は一致しません。</p> <p>NIFTY 50指数(プライスリターン)の価格変動性(ボラティリティ)が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。</p>

<p>本指標連動債の償還、または信託の終了</p>	<p>《満期償還日》2034年11月6日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>
---------------------------	--

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES インドNifty・ベア ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN (銘柄コード: 2047)
連動対象となる指標	円換算した「Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)」
連動対象となる指標の概要	<p>連動対象となる指標は、日々の騰落率が NIFTY 50 トータルリターン指数の日々の騰落率の-1倍に金利相当分を加算して計算された、Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン) (インドルピー建て) を円換算したものです。その円換算前の値動きは NEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/ (またはその承継 URL)) をご参照下さい。</p> <p>なお、NIFTY 50トータルリターン指数は、インド・ナショナル証券取引所に上場する主要な株式50銘柄で構成される指数です。</p>
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標がインドルピー建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
連動対象となる指標に関する注意点	<p>Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の NIFTY 50 トータルリターン指数の騰落率の-1倍とは、通常は一致しません。</p> <p>NIFTY 50 トータルリターン指数の価格変動性 (ボラティリティ) が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。</p>

<p>本指標連動債の償還、または信託の終了</p>	<p>《満期償還日》2034年11月6日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>
---------------------------	--

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 野村日本株高配当70 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 野村日本株高配当70 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN (銘柄コード: 2048)
連動対象となる指標	円換算した「野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数 (ネットトータルリターン)」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、為替リスクを回避しつつ米ドル建てで野村日本株高配当70の課税後配当込み指数に投資する際のパフォーマンスを表す、「野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数 (ネットトータルリターン)」を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/ (またはその承継URL)) をご参照下さい。 なお、野村日本株高配当70は、国内上場の普通株式のうち、今期予想配当利回りの高い70銘柄で構成される等金額型の指数です。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が米ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
本指標連動債の償還、または信託の終了	<p>《満期償還日》2035年2月6日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額(5億円)を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 日本株配当貴族（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 日本株配当貴族（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN （銘柄コード：2065）
連動対象となる指標	円換算した「S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、為替リスクを回避しつつ米ドル建てで「S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」に投資する際のパフォーマンスを表す「S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）」を円換算したものです。その円換算前の値動きは NEXT NOTES ウェブサイト（ https://nextnotes.com/ （またはその承継 URL））をご参照下さい。 なお、S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）は、TOPIX（東証株価指数）構成銘柄のうち、10 年以上、毎年増配または安定配当を行っている配当利回りの高い 50 銘柄で構成される指数です。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が米ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
本指標連動債の償還、または信託の終了	<p>《満期償還日》2036 年 11 月 6 日</p> <p>《早期償還》満期償還日の 10 営業日前までに償還価額が 0 以下となった場合、本指標連動債は 0 円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5 億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第 1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN （銘柄コード：2066）
連動対象となる指標	円換算した「税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、為替リスクを回避しつつ米ドル建てで「税引後配当込東証 REIT 指数」に投資する際のパフォーマンスを表す「税引後配当込東証 REIT 米ドルヘッジ指数」を円換算したものです。その円換算前の値動きは NEXT NOTES ウェブサイト（ https://nextnotes.com/ （またはその承継 URL））をご参照下さい。 なお、東証 REIT 指数は、東京証券取引所に上場する REIT（不動産投資信託）の全銘柄を対象とした浮動株調整後時価総額加重型の指数です。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が米ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
本指標連動債の償還、または信託の終了	<p>《満期償還日》2036年11月6日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 野村AIビジネス70（ネットリターン）ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 野村AIビジネス70（ネットリターン）ETN（銘柄コード：2067）
連動対象となる指標	野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、AI（人工知能）に関するマスメディアの報道記事に基づいて選定された国内上場企業 70 銘柄で構成される、課税後配当込みの株価指数です。その値動きは NEXT NOTES ウェブサイト（ https://nextnotes.com/ （またはその承継 URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
本指標連動債の償還、または信託の終了	<p>《満期償還日》2037年2月6日</p> <p>《早期償還》満期償還日の 10 営業日前までに償還価額が 0 以下となった場合、本指標連動債は 0 円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 高ベータ30 (ネットリターン) ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 高ベータ30 (ネットリターン) ETN (銘柄コード: 2068)
連動対象となる指標	野村日本株高ベータ・セレクト30 (配当課税考慮済指数)
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、国内上場の普通株式のうち、市場連動性等を表す3つのスコア (市場ベータ、為替ベータ、モメンタム) に基づいた定量的な指標値が高い 30 銘柄で構成される、課税後配当込みの株価指数です。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/ (またはその承継 URL)) をご参照下さい。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
本指標連動債の償還、または信託の終了	<p>《満期償還日》2037年2月6日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額 (5億円) を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 低ベータ50 (ネットリターン) ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 低ベータ50 (ネットリターン) ETN (銘柄コード : 2069)
連動対象となる指標	野村日本株低ベータ・セレクト50 (配当課税考慮済指数)
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、国内上場の普通株式のうち、市場連動性等を表す3つのスコア (市場ベータ、為替ベータ、銘柄固有リスク) に基づいた定量的な指標値が低い 50 銘柄で構成される、課税後配当込みの株価指数です。その値動きは NEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/ (またはその承継 URL)) をご参照下さい。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
本指標連動債の償還、または信託の終了	<p>《満期償還日》2037年2月6日</p> <p>《早期償還》満期償還日の 10 営業日前までに償還価額が 0 以下となった場合、本指標連動債は 0 円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額 (5 億円) を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第 1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株（ネットリターン）ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株（ネットリターン）ETN（銘柄コード：2050）
連動対象となる指標	ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日本国内の取引所に上場する、中小型の国内普通株式のうち、特定のニッチ産業において高いグローバル・マーケット・シェアを持つ100銘柄で構成される、課税後配当込みの株価指数です。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト（ https://nextnotes.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	<p>《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。</p> <p>《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。</p> <p>《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。</p> <p>《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。</p>
本指標連動債の償還、または信託の終了	<p>《満期償還日》2039年5月6日</p> <p>《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。</p> <p>また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。</p> <p>《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。</p>

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他】

1【法律意見】

発行会社のオランダにおける法律顧問であるデ・ブラウ・ブラックストーン・ウエストブルック・ロンドン・ビー・ブイ（De Brauw Blackstone Westbroek London B.V.）より、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。ただし、一定の前提および留保に服する。

- (1) 発行会社は、日本国財務省関東財務局長に対する有価証券届出書の提出を授権するために必要な一切の行為を行った。
- (2) 有価証券届出書により予定されている有価証券信託受益証券の募集は、オランダの法律または発行会社の定款に違反しない。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

発行会社が2024年8月14日に関東財務局長に提出した有価証券報告書に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正届出書提出日（2024年8月15日）までの間に生じた変更およびその他の事由はない。

また、当該有価証券報告書中には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正届出書提出日（2024年8月15日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

2 有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

該当事項なし。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを添付する。

(1) 有価証券報告書

事業年度（2024年3月期） 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

2024年8月14日 関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

該当事項なし。

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本書の添付書類としている。

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月14日
【事業年度】	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
【会社名】	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ (Nomura Europe Finance N.V.)
【代表者の役職氏名】	社長兼業務執行取締役 (President & Managing Director) 久保田 健太郎 (Kentaro Kubota)
【本店の所在の場所】	オランダ王国 アムステルダム市1096HA アムステルプライン1 レンブラント・タワー19階 (Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam, The Netherlands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 柴田 弘典
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 安藤 紘人 弁護士 森田 翔
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1107 03-6775-1664
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「提出会社」、「当社」または「NEF」は、法人所在地をアムステルダムとするノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイを指し、「保証会社」または「野村ホールディングス」は野村ホールディングス株式会社を指し、「野村グループ」は野村ホールディングスおよびその連結子会社を指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「インド・ルピー」は、全てインド共和国の法定通貨を指し、
- ・「メキシコ・ペソ」は、全てメキシコ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「トルコ・リラ」は、全てトルコ共和国の法定通貨を指し、
- ・「ブラジル・レアル」は、全てブラジル連邦共和国の法定通貨を指し、
- ・「南アフリカ・ランド」は、全て南アフリカ共和国の法定通貨を指し、
- ・「ユーロ」は、全て欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合の加盟国の統一通貨を指し、
- ・「米ドル」は、全てアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「円」は、全て日本国の法定通貨を指す。

(注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

(注4) 本書において将来に関する事項が記載されている場合、当該事項は本書の対象となる当社の事業年度末現在において判断したものである。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

オランダにおける会社設立の方法

オランダ法は、有限責任株式公開会社 (*naamloze vennootschap* または *N.V.*) および有限責任株式非公開会社 (*besloten vennootschap met beperkte aansprakelijkheid* または *B.V.*) を含む様々な法人についての法的枠組みを規定している。オランダ法はまた、上場 *N.V.* について特定の規定を定めている。本項では、非上場 *N.V.* に適用される一定の規定に関して説明し、「会社」とは、非上場 *N.V.* のみを指す。

オランダ法の下に設立された会社はその法人所在地をオランダ国内に置く必要がある。オランダ法においては、会社の国籍決定につき設立地主義を採用しており、会社がその主たる事業をオランダ国外で行うことによってその国籍を失うことはない。

会社は定款 (*statuten*) を含む設立の公正証書 (*akte van oprichting*) を作成することにより設立される。

設立によって会社は法人となる。

会社は、主にオランダ民法典第2編に含まれるオランダ会社法および定款の規定に従って統治される。定款はオランダ法の強行規定に反してはならない。

現在、オランダ民法典第2編では、会社の定款中において少なくとも以下の項目を記載していなければならないとされる。

(i) 名称

(ii) 所在地

(iii) 目的

(iv) 授権株式資本ならびに株式の数および額面金額

(v) 執行取締役がその義務の履行を怠る (*ontstentenis*) かまたは妨げられた (*belet*) 場合の規定

会社の法人所在地はオランダ国内でなくてはならない。会社は、法人所在地以外の場所に、業務上の住所および／または本社を置くことができる。オランダ法に従って、全ての会社は商業登記簿に所定の法定事項を届け出る必要がある。会社の商号および商業登記簿ナンバーは、会社の特定の書類（電報および広告を除く。）に記載されなければならない。

会社の目的は会社の主たる事業の簡潔な記述で足りる。目的の項は定款の変更によって変更することができる。定款の変更は、会社の株主総会の決議を必要とし、変更の公正証書を作成することにより効力を生じる。会社が当該目的の実現に資する行為を行わない場合には、会社または破産管財人は、取引を無効とする越権行為の原則 (*ultra vires doctrine*) を主張することができる。

オランダ会社法は、各会社が期限の定めなく存続することを規定している。

執行取締役会および監督取締役会

会社は、原則として、後述のいわゆる「大会社制 (Large Company Regime)」が適用されない限り、執行取締役会 (*bestuur*) による経営構造になっている。「大会社制」の場合、監督取締役会 (*raad van commissarissen*) または後述の一層制取締役会 (*one-tier board*) という追加的機関を置くことが、オランダ法により義務付けられている。その他の場合においては、会社は監督取締役会という追加的機関の設置を選択することができる。監督取締役会の代わりに、会社は、業務執行取締役および非業務執行取締役がともに選任される一層制取締役会の設置を選択することができる。後述のいわゆる「大会社制」が適用される場合を除き、定款において株主総会以外では執行取締役会のみを設置する旨を定めることができる。

監督取締役会は自然人のみで構成されるが、執行取締役会は自然人、法人のいずれも構成員となることができる。同様に、一層制取締役会の非業務執行取締役は自然人のみが就くことができる一方で、業務執行取締役は、自然人、法人のいずれもが就くことができる。監督取締役会は、定款またはオランダ法によりその他の権限が付与されている場合を除き、監督・助言機能を有する。一層制取締役会の業務執行取締役および非業務執行取締役の職務は、定款の規定によりまたは

定款に基づき割り当てられる。ただし、取締役が業務執行取締役または非業務執行取締役のいずれに選任されるかについては、株主総会がこれを決定し、さらに、取締役による任務の遂行を監督するという非業務執行取締役の職務については、非業務執行取締役から奪うことはできない。

会社が人員数および資本規模において特定の要件を3年間連続で満たしている場合、当該会社は、オランダ法に従い、法定規則を遵守し、とりわけ、執行取締役会に加え、監督取締役会または業務執行取締役および非業務執行取締役の両取締役から成る一層制取締役会を設置しなければならない（「大会社制」）。この場合、執行取締役会の構成員は、一般的に監督取締役会により選任および解任され、一層制取締役会の場合、非業務執行取締役により選任または解任される。

取締役と会社との間に利益相反が生じた場合、当該取締役は、関連のある議題に関する協議および意思決定プロセスに参加することができない。

株式資本

オランダ会社法では、「授権資本」、「発行済資本」および「払込済資本」を区別している。株式資本と負債の比率については、オランダ会社法上の規定はない。定款は授権資本の規定を有していなくてはならず、授権資本は、定款の変更がない限りそれを超えて株式を発行できない限度を定めている。授権資本の限度内であれば、会社の発行済資本はオランダ民法典第2編および定款所定の手続によって下記のとおり増加させることができる。授権資本は、定款に基づき発行される株式の最大額面金額である。授権資本は、発行済資本の5倍を超えてはならない。各株式は、定款に規定される額面金額でなければならない。定款は、額面金額の異なる様々な株式の種類を定めることができる。

発行済および払込済資本の最低金額は45,000ユーロ以上でなければならない。一般に、発行済株式は全額払込済であり、かかる場合発行済資本および払込済資本は同一であるが、定款に定めのある場合には、少なくとも発行済株式の額面金額の25%を払い込む一部払込済株式が認められる。ただし、かかる払込金額は、45,000ユーロ以上であることを条件とする。

法規定に基づき、株式の各発行に関して定められた条件として、払込の繰延およびオランダ通貨以外の対価を定めることができる。一般に、全額払込済ではない株式を譲渡する株主は、残額の支払について会社に対し引き続き責任を負う。さらに、オランダ会社法は、全額払込済ではない株式の譲渡に関し、一定の追加的手続を課している。

会社の定款において、会社の株式資本は、ユーロでのみ表示することができる。株式に係る支払は、現金または現物で行うことができる。

会社の資本の記名式株式の譲渡は、オランダ民法典第2編第86条の規定に従い、公正証書の作成により効力を生じるものとされている。株式を譲渡された会社が譲渡の当事者でない場合、書面による承認書がかかる会社へ供されなければならない。

資本増加

株主総会は、株式発行を決議する権限ならびにかかる株式の発行価額およびその他の発行条件を決定する権限を有し、また、一定の条件の下で株式を発行する執行取締役会等の会社における別の機関を指定することができる。株主総会は、上記の指定を5年以内の特定の期間においてのみ行うことができ、かかる指定は5年以内の期間で随時延長することができる。かかる指定は、株主総会が株式発行の権限を委任する決議において当該指定を取り消す権限を留保する場合にのみ取り消すことができる。

原則として、既存の株主は、株式発行において先買権がある。これらの先買権は、株主総会の決議または先買権を制限もしくは除外するために指定された機関により、制限または除外することができる。先買権を制限または除外するための株主総会による機関の指定も5年以内の特定の期間において行うことができ、かかる指定は5年以内の期間で随時延長することができる。

会社の資本は、株式の額面金額の増額によっても増加させることができ、かかる増額には定款の変更が必要となる。定款は、オランダ法および定款に従い、株主総会の決議によってのみ変更することができる。

授権資本もまた、定款の変更により増加させることができる。

資本減少

オランダ会社法および定款の規定に従い、株主総会は、(i)株式の消却、または(ii)定款の変更を通じて株式の額面金額を減額することにより、発行済株式資本の減少を決議することができる。

株式の買戻

会社は、全額払込済株式のみ自己資金で取得することができる。会社が対価の支払を要しない場合、または全ての (*onder algemene titel*) 株式が取得される場合、無制限に行うことができる。会社の資本および剰余金に関する特定の条件を満たさなければならず、1株を除く全株式を買い戻すことができる。株主総会は、取得価格の支払により株式が取得される場合、執行取締役会に授権を行わなければならない。株主総会による授権は、最長5年間にわたって付与することができる。かかる授権は、オランダ会社法に規定される一定の詳述が含まれなければならない。

買い戻された株式は引き続き発行済であるが、会社により自己保有株式として保有される。株式は、原則として、会社から第三者に譲渡することができる。

分配

定款に別段の定めのない限り、利益は株主総会において処分される。利益の処分権限が株主総会の権限となる場合、株主総会は、利益を剰余金に組み入れ、分配される配当金額を決定する権限を有する。あるいは、利益の剰余金への割当を行う権限を、執行取締役会または監督取締役会等の他の機関に付与する旨を定款に規定することができる。

オランダ法の規定にかかわらず、分配は利益または会社の剰余金から行うことができる。分配は、会社の株主資本が、オランダ法および定款に基づき会社が維持しなければならない剰余金により増加した発行済資本のうち、払込済部分の金額を超える範囲でのみ行うことができる。定款に別段の定めのない限り、配当は、株主に対しその所有株式の額面金額のうち必要な払込済部分に応じて支払われる。また、会社は、上記記載の要件ならびにオランダ民法典および会社の定款の規定に従い、中間配当を行うことができる。

株主およびその権限

オランダ会社法は、オランダの株主と外国の株主とで区別を設けていない。

オランダ会社法の主な原則の一つは、同じ状況にいる全ての株主は、同等に扱われなければならないということである。オランダ法に基づく制約に従い、各株主は、会社において株主総会に出席する権利、株主総会で発言する権利および議決権を行使する権利を有する。一般に、株主には同等に情報が与えられなければならない。

株主総会において、オランダ法または会社の定款が別段決定しない限り、決議は議決権の絶対多数により可決される。

オランダ会社法は、少数株主が利用可能な特定の権利および救済方法について規定している。これらの権利は、とりわけ会社の業務の実施方法に少数株主が反対する場合に関連する。

オランダ法の下で、株主は他の株主に対し受託者としての義務を負わない。原則として、オランダ法の下で、株主は自身の利益のみを追求することができる。しかし、オランダの判例法においては、株主は他の株主の利益を害してはならないと判断されている。

株主総会は会社の機関である。オランダ法により特定の権限を付与されており、多くの場合、当該権限は定款により補足される。オランダ法または定款により他の会社の機関に対して付与されていない権限は、株主総会によって行使される。しかし、株主総会は会社の最高機関ではない。したがって、株主総会は、とりわけ以下の事項を行うことはできない。

- (i) 会社の執行機関として行為すること。(これは執行取締役会の固有の権能である。)
- (ii) 執行取締役会に詳細な指示を与えること。(オランダ民法典第2編第129条第4項に従い規定される指示を除く。)
- (iii) オランダ法または定款が監督取締役会に決定権を授権した場合に、監督取締役会の決定を却下すること。

株主総会

株主総会は、定款に定められたオランダ国内の場所においてのみ物理的に開催される。オランダ法の下で、完全なオンライン形式の株主総会を開催することはできないが、ハイブリッド形式の株主総会は認可される。株主総会がその他の場

所で開催される場合、有効な決議は会社の全ての発行済株式がかかる株主総会において代表される場合にのみ採択することができる。株主総会は、年一回以上開催されなければならない、年次株主総会と呼ばれる。年次株主総会は、定款中に短縮した期間が定められていない限り、会社の事業年度の終了から6ヶ月以内に開催されなければならない。執行取締役会および監督取締役会は、株主総会を招集する権利があり、また、定款も他の者に招集の権利を与えている。

株主総会招集通知は、オランダの日刊新聞に発表されなければならない。かかる通知は、株主総会の日の15日前までに発表されなければならない。株主総会が適正な方法により招集されない場合、有効な決議はかかる株主総会において会社の発行済株式資本の全てが代表される場合にのみ採択することができる。株主総会招集通知は株主総会の議題を含み、少なくともかかる株主総会の最中に議論される事項、場所および日時ならびに代理人選任届による参加手順を含まなければならないものとする。

議案にない事項に関する決議は、会社の全ての発行済株式を代表する全ての株主の全員一致の場合のみ有効となる。

実務上、定款には監督取締役会（もしあれば）の会長または執行取締役会の会長が株主総会の議長となる旨がしばしば規定される。通常、議長は議事録の保管および出席者名簿の作成のために秘書役を指名することができる。

定款は、株主総会の特定の決議について過半数ではなく大多数によって採用されると規定することができ、一定の定足数の要件も課すことができる。

（2）【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の株式資本

当社の授権資本は、1株当たり454ユーロである普通株式（以下「普通株式」という。）315,000株、合計143,010,000ユーロである。2024年8月9日付の商業登記簿抄本によると、当社の発行済および払込済株式資本は51,302,000ユーロであり、普通株式113,000株から成る。

株式の形式

普通株式は、記名式株式である。

株式発行

普通株式は、株主総会の決議に従って発行することができる。株主総会は、上述のとおり、その決議により普通株式発行の権限を最長5年間にわたり執行取締役会に委任することができる。かかる委任が行われた場合、当該委任期間中、普通株式発行の権限を有さない。

普通株式を発行する決議を行う権限を与えられた機関（すなわち、株主総会または執行取締役会）は、発行価額およびその他の発行条件を決定する。普通株式は、発行時に全額払い込まなければならない。各株主は、発行される普通株式に関し先買権を有する。

原則として、各株主は普通株式が発行されるときはいつでも、その保有普通株式の合計金額に比例して、発行される普通株式に関し先買権を有する。

執行取締役会

執行取締役会は、当社の業務および経営について責任を負っている。執行取締役会は、株主総会により決定される1人または複数の構成員数から構成される。執行取締役会の全ての構成員は株主総会により選任および解任される。当社の定款（以下「当社定款」という。）には執行取締役の任期に係る定めはない。株主総会は、執行取締役の報酬およびその他の事項について決議することができる。

当社定款には執行取締役会の正式な会合の数、定足数または決議手続についての定めはない。ただし、執行取締役会の決議は投票数の絶対多数をもって採択される。しかし、当社定款には、取締役会は執行取締役が望む頻度で開催されると明記されており、さらに執行取締役会が内部規定を管理する文書化されたルールを採用できることについても規定している。執行取締役会は、内部の意思決定手続のためのルールを含むかかる文書化されたルールを採用した。執行取締役が可

否同数の場合、株主総会が決定投票を行う。株主総会は、承認を条件として、執行取締役会の明確に確定した決定を行う決議を行うことができる。

当社定款は、監督取締役会について規定していない。

執行取締役会に加え、執行取締役会の各構成員は、個々に当社を代表する権限を有している。

株主総会

年次株主総会は、当社の事業年度の終了から6ヶ月以内に開催されなければならない。臨時株主総会は、執行取締役会が必要と判断したときに開催される。株主総会は、ハーレム、アムステルダム、ロッテルダムまたはハーレマミアー（スキポール）で開催される。その他の場所で開催される株主総会においては、全ての発行済株式が代表される場合にのみ、有効な決議を採択することができる。

株主本人またはその代理人は、株主総会に出席することができる。株主総会の決議は、当社定款またはオランダ法に別段の定めがない限り、行使された議決権の絶対多数により採択される。当社定款およびオランダ法に基づき、執行取締役会が事前に内容を知らされていて、さらに決議が全会一致である場合、株主総会は、総会を開催しなくとも、書面による決議を採択することができる。

当社定款に基づき、年次株主総会の議題は、年次計算書類の承認および利益の配当を含む特定の議題を含んでいなければならない。

議決権

当社の株式資本の各株式には、1議決権が付与されている。

配当受領権

当社定款およびオランダ法に従い、株主総会は、普通株式についての配当の有無および利益の分配方法について決議することができる。

自由に配当可能な剰余金がある限り、当社定款およびオランダ法に従って、株主総会は、執行取締役会による提案後、中間配当を行うことを決議することができる。

会計

当社の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までである。

執行取締役会は、毎事業年度末から5ヶ月以内（ただし、特別な事態に応じて、かかる期間が株主総会により最長5ヶ月延長された場合を除く。）に年次決算書を作成し、株主に公開するものとする。また、執行取締役会は、オランダ法により義務付けられている場合は、同期間内に管理報告書を作成するものとする。

2【外国為替管理制度】

現在、オランダ国内で効力を有するオランダ会社法の規定または当社定款上の規定の中に、オランダの居住者でない普通株式を保有する株主への送金を制限するものはない。普通株式に関するユーロによる現金配当は適法にオランダの銀行口座から送金でき、ユーロからいかなる交換可能通貨にも交換することができる。しかし、他通貨への交換および／またはオランダ国外への送金は、1994年対外財政関係法 (*Wet financiële betrekkingen buitenland 1994*)、マネー・ロンダリングおよびテロリズム融資防止法 (*Wet ter voorkoming van witwassen en financieren van terrorisme*)、1977年制裁法 (*Sanctiewet 1977*) または国際的制裁により制限される可能性がある。

さらに、1994年対外財政関係法に従い、オランダ中央銀行は、オランダ王国の居住者に対する国外からの支払またはオランダ王国の居住者から国外への支払に対し一定の報告要件を課すことがある。オランダ中央銀行により課される特定の要件によって、かかる居住者は、2022年一般報告指令 (*Rapportagevoorschriften betalingsbalansrapportages 2022 (RV 2022)*) に従い、オランダ中央銀行に国外への支払を報告するよう求められる場合がある。これらの報告要件は、主にオランダ中央銀行が国際収支統計 (*betaalingsbalans*) を編成できるようにすることならびに国際収支統計および対外投資残高統計の観点からオランダ中央銀行が欧州中央銀行に対する義務を履行することを保証することを目的としている。オランダ中央銀行が要求するデータおよび情報はオランダ王国の対外投資残高を決定するためにも使用される。報告要件は、支払義務の相殺にも適用される場合がある。

3 【課税上の取扱い】

(1) オランダの租税制度

以下は、概要であり、ここに記載されたオランダの課税上の取扱いは本社債権者に適用されない可能性がある。以下「本社債」とは、150億米ドルのユーロ・ノート・プログラムに基づきNEFが発行した社債をいう。

この概要は、本社債の取得、所有および処分に関連するオランダにおける主たる課税上の取扱いのみを対象とするものであり、特定の社債権者に関連する税制について全ての側面について説明することを意図していない。この概要は、2024年オランダ最低課税法（EUにおける多国籍企業グループおよび大規模な国内グループに対するグローバルな最低課税水準の確保に関する2022年12月14日付理事会指令（EU）2022/2523のオランダにおける実施）に起因するオランダの税務上の検討事項または影響については記載していない。税務は複雑であり、特定の当社債権者に対する発行に関する課税上の取扱いは部分的に当該社債権者の事情に左右される。したがって、社債権者はその発行に対するオランダの税法の適用および効果を含む課税上の取扱いについて十分な理解を得るため、自身の税務顧問に助言を求めるべきである。

この概要において、オランダの概念に言及するために英語による用語および表現が使用されている場合、当該用語および表現に与えられた意味は、オランダの税法に基づき相当するオランダの概念に与えられた意味を有するものとする。この概要において「オランダ」および「オランダの」という用語が使用される場合、オランダ王国の欧州部分のみを指す。

この概要は、本書の日付現在に有効なオランダの税法（未公表の判例は含まない。）に基づいている。この概要が基準としているかかる税法は、変更される可能性があり、遡及的效果を伴う可能性もある。かかる変更は、この概要（当該変更を反映するために更新されることはない。）の内容を無効にする可能性がある。

オランダの税制に係る本項目における概要は、以下に該当する当社債権者に対するオランダにおける課税上の取扱いを述べたものではない。

- (i) オランダの税法における特定の法的帰属規則に基づき、オランダの税制の目的において本社債の所有者であるとみなされることのある者。
- (ii) 原則的にはオランダの法人所得税に服するものとしながらも、その全部または一部において、本社債による収益に関しては特別に免税されている者。
- (iii) 1969年オランダ法人所得税法に定義される投資機関。
- (iv) 原則的にはオランダの法人所得税に服するものとしながらも、その全部または一部において、オランダの法人所得税を免税されている企業体。
- (v) 執行取締役会もしくは監督取締役会の一員としての関係、雇用関係、みなし雇用関係、または経営的役割において本社債を所有する者。
- (vi) 当社に対し相当程度持分を有し、またはオランダの税制の目的上相当程度の持分を有するとみなされる者。一般に、相当程度の持分を有する者とは、(a) 単独で、もしくは個人の場合には血縁もしくは婚族を問わずそのパートナーもしくはその直系の親族（里子を含む。）、もしくはオランダの税制上の目的におけるそのパートナーと共同で、直接的もしくは間接的に、当社のいずれかの株式もしくは種類株式の5%以上を、もしくはかかる当社の株式持分を直接的もしくは間接的に取得する権利を、もしくは、当社の年間利益の5%以上もしくは清算手取金の5%以上に関連する利益参加証書を保有もしくは保有しているとみなされる者、または(b) 当社に関するかかる者の株式、株式を取得する権利、もしくは利益参加証書が非認識規定の適用に基づき保有される場合をいう。
- (vii) オランダの税制の目的上、企業体およびアルバ、キュラソーまたはシント・マールテンの居住者として課税対象となる者。

源泉徴収税

本社債に係る一切の支払は、オランダまたはオランダ国内における下部行政主体もしくは税務当局により課税、徴収、源泉徴収または賦課されるあらゆる租税（性質の如何を問わない。）のまたはそれに係る源泉徴収または控除を受けない。ただし、(i) 当社によって行われた、もしくは行われたとみなされる利息の支払に関して、(a) 毎年更新されるオランダの規則に明確に記載される低税率のもしくは非協力的な法域に居住する関連当事者、(b) 当該利息

が帰属する当該法域に恒久的施設を有する関連当事者、(c)オランダの居住者でも低税率のもしくは非協力的な法域の居住者でもなく、かつ他者の源泉徴収税を回避することを主目的もしくは主目的の1つとして利息を得る権利を有する関連当事者、(d)ハイブリッド事業体である関連当事者、もしくは(e)いずれの法域にも居住していない関連当事者に対して利息の支払が行われる、もしくは行われたとみなされる場合において、2021年オランダ源泉徴収税法の意味において、オランダの源泉徴収税が適用される可能性がある場合、または(ii)かかる本社債をオランダ税制の目的上当社の株主資本と分類することができる発行条件に基づき本社債が発行される場合もしくは1969年オランダ法人所得税法第10条第1項第d号の意味において実際に当社の株主資本として機能している場合で、かつ本社債が当社もしくは当社に関連する事業体により発行されたかもしくは発行される予定の株式もしくはその他の持分金融商品と引き換えに償還可能であるか、それらに転換可能であるかもしくはそれらに連動している場合を除く。

所得税およびキャピタル・ゲイン税

非居住者である本社債権者

個人

オランダの所得税の目的上オランダの居住者またはみなし居住者のいずれにも該当しない個人の当社債権者は、本社債からまたは本社債に関連して得ているかまたは得ているとみなされる一切の利益について、オランダの所得税は課税されない。ただし、以下の場合を除く。

- (i) 同個人が企業家としてまたは当該企業の純価値に対する共同権利に従ってを問わず、企業から利益を得ている場合（株主として得る場合を除く。）であって、かかる企業の全部または一部がオランダ国内における恒久的施設または恒久的代理人を通じて営まれており、かつ同個人の当社債がかかる恒久的施設または恒久的代理人に帰属する場合。
- (ii) 同個人が、本社債からまたは本社債に関連してオランダ国内で操業される雑業務による収益として課税される利益を得ているか、または利益を得ているとみなされる場合。
- (iii) 同個人が、オランダ国内にて実質的に運営されている企業の利益分配の権利に従った利益を得ており（有価証券の所持人として得る場合を除く。）、かつ同個人の当社債がかかる企業に帰属する場合。

企業体

本社債権者がオランダの法人所得税の目的上オランダの居住者またはみなし居住者のいずれにも該当しない企業体、または組合、パートナーシップおよびミューチュアル・ファンドを含む企業体として課税対象となる事業体である場合には、本社債からまたは本社債に関連して得ているかまたは得ているとみなされる利益について、オランダの法人所得税は課税されない。ただし、以下の場合を除く。

- (i) その全部または一部がオランダ国内における恒久的施設または恒久的代理人を通じて営まれている企業から直接利益を得ており、かつ同本社債権者の社債がかかる恒久的施設または恒久的代理人に帰属する場合。
- (ii) オランダ国内にて運営されている企業の純価値に対する共同権利に従った利益を得ており（有価証券の所持人として得る場合を除く。）、かつ同本社債権者の社債がかかる企業に帰属する場合。

一般

本社債権者は、本社債の発行に関する書類の調印および／もしくは執行または本社債もしくはかかる書類に基づく当社の義務の履行のみの理由においてオランダの税制の目的上オランダの居住者とはみなされない。

本社債権者がオランダの居住者またはみなし居住者のいずれにも該当しない場合、かかる本社債権者は本社債の発行に関する書類の調印および／もしくは執行またはかかる書類もしくは本社債に基づく当社の義務の履行のみの理由において、オランダの税制の目的上、オランダにおける恒久的施設また恒久的代理人を通じて企業を全体または部分的にも運営せず、または運営しているとはみなされない。

贈与税および相続税

オランダの贈与税または相続税の目的上オランダの居住者またはみなし居住者に該当しない本社債権者による贈与またはその死亡により本社債を取得または取得したとみなされる場合には、オランダの贈与税または相続税は課税されない。ただし、オランダの贈与税または相続税の目的上オランダの居住者またはみなし居住者に該当しない本社債権者による贈与の場合には、かかる本社債権者がかかる贈与の日付から180日以内にオランダの居住者またはみなし居住者となり死亡した場合を除く。

オランダの贈与税または相続税の目的のため、停止条件に基づく本社債の贈与は、停止条件が満たされた場合に行われるとみなされる。

付加価値税

本社債の発行に関する支払、または当社による本社債の元利金の支払に関連してオランダの付価値税は課税されない。

登録税

本社債の発行に関する文書の調印および／もしくは執行（法的手続によるものおよびオランダの裁判所における外国判決の執行を含む。）、かかる文書もしくは本社債に基づく当社の義務の履行、または本社債の譲渡に関連して、オランダの登録税、譲渡税、印紙税もしくはその他の類似の文書税（裁判所費用を除く。）はオランダにおいて課税されない。ただし、オランダに所在する不動産、オランダに所在する不動産として適格な資産（の持分）、もしくはオランダの不動産譲渡税の目的上オランダに所在する不動産に対する権利（の持分）を本社債に関連して取得する場合、または本社債がオランダの不動産譲渡税の目的上オランダに所在する不動産として適格な資産（の持分）を表章する発行条件に基づき本社債が発行される場合、オランダの不動産譲渡税が本社債権者に対して課される場合がある。

(2) 日本の租税制度

居住者または内国法人に対して支払われた本社債に関する利息は、通常現行の租税法規に基づき日本における課税の対象となる。居住者または内国法人がかかる利息を国内における支払の取扱者を通じて交付される場合、支払われた利息は、通常20%（所得税および地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））が源泉徴収される。上記にかかわらず、居住者である個人が支払を受ける本社債の利息は、20%（所得税および地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の申告分離課税の対象となる。

内国法人による本社債の譲渡から生じる利益は益金の額に算入されるが、居住者による本社債の譲渡から生じる利益は、一定の場合を除き、日本における課税の対象とはならない。上記にかかわらず、居住者である個人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20%（所得税および地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の申告分離課税の対象となる。

居住者または内国法人が本社債の償還を受けたことによって得た利益は、通常現行の租税法規に基づき日本における課税の対象となる。上記にかかわらず、居住者である個人が本社債の償還を受けた場合の償還差益は、20%（所得税および地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の申告分離課税の対象となる。

居住者である個人について生じる、本社債に係る利子所得、譲渡損益および償還差損益は、一定の条件のもとにこれらの所得間および一定の他の有価証券に係る所得または損失との損益通算および繰越控除が認められる。

本社債に関して非居住者または外国法人に対して支払われた利息は、通常日本の課税の対象とはならない。非居住者または外国法人による本社債の日本における譲渡から生じる利益は、日本において恒久的施設を有する非居住者または外国法人による譲渡の場合を除き、通常日本の課税の対象とならない。ただし、非居住者または外国法人に納税義務が課される場合も、租税条約の適用ある規定により、限定または免除される場合がある。本社債に関して非居住者または

外国法人が本社債の償還を受けたことによって得た利益も、通常日本の課税の対象とはならない。(ただし、租税条約の規定の適用があればそれに従う。)

4 【法律意見】

当社のオランダにおける法律顧問であるデ・ブラウ・ブラックストーン・ウエストブルック・エヌ・ブイ (De Brauw Blackstone Westbroek N.V.) より、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。ただし、一定の仮定および留保に服する。

本書中の記載は、オランダの法律（オランダ税法を除く。）に関する限りにおいて正確である。

当社のオランダにおける法律顧問であるロイエンズ・アンド・ルフ・エヌ・ブイ (Loyens & Loeff N.V.) より、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

本書の「3 課税上の取扱いー(1) オランダの租税制度」という表題の項に含まれている、本社債の取得、保有および売却に関し適用されるオランダ税制の法令に関する記述は、全ての重要な点において真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

当社は、2020年3月31日現在においてもその後の期間においても子会社または関連会社を有していないため、2020年3月31日、2021年3月31日、2022年3月31日、2023年3月31日および2024年3月31日に終了した各年度については、連結財務書類の作成は要求されていない。

(2) 提出会社の事業年度に係る主要な経営指標等の推移

決算期		2020年3月31日 終了事業年度	2021年3月31日 終了事業年度	2022年3月31日 終了事業年度	2023年3月31日 終了事業年度	2024年3月31日 終了事業年度
IFRS(注1)						
受取利息および 類似収益	百万円	28,334	18,402	16,679	30,780	45,619
税引前利益/ (損失)	百万円	9,759	1,067	1,748	354	966
当期純利益/ (損失)	百万円	7,411	1,006	1,313	257	707
当期包括利益/ (損失)	百万円	11,610	(1,672)	2,752	3,902	(2,722)
発行済および 払込済株式資本 (注2)	百万円	6,117	6,658	6,991	7,433	8,366
発行済株式総数	株	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000
株主資本合計	百万円	42,825	35,853	38,605	42,507	39,785
資産合計	百万円	2,827,759	2,758,918	2,507,250	2,173,250	2,524,842
1株当たり株主資本	円	378,982	317,283	341,637	376,168	352,080
1株当たり当期純利益 (損失)	円	65,584.07	8,902.65	11,619.47	2,274.34	6,256.64
1株当たり当期包括利 益(損失)	円	102,743.36	(14,796.46)	24,353.98	34,530.97	(24,088.50)
自己資本比率	%	1.51	1.30	1.54	1.96	1.58
自己資本利益率	%	20.02	2.56	3.53	0.63	1.72
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	(38,482)	278,897	222,623	284,332	254,536
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	-	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	38,332	(278,974)	(222,952)	(284,146)	(254,641)
現金および現金同等物 の期末残高	百万円	600	557	241	444	380

(注1) 欧州連合が採用した国際財務報告基準。

(注2) 1株当たり額面金額454ユーロの株式113,000株を各期末日のレートにて円換算した金額。「第5 提出会社の状況-1 株式等の状況-(1)株式の総数等」を参照のこと。

2【沿革】

当社は、1990年7月20日に野村証券株式会社（現野村ホールディングス）の子会社であるノムラ・ヨーロッパ・ピー・エル・シーの全額出資金融子会社として、オランダ法に基づき有限責任株式公開会社（N.V.）の形態で設立された。

1994年9月にノムラ・ヨーロッパ・ピー・エル・シー（同上）から野村証券株式会社（同上）へ当社の全株式が譲渡され、当社は野村証券株式会社（同上）の子会社となった。1998年1月に野村証券株式会社（同上）が英国に全額出資金融子会社のノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーを設立し、当社の全株式が現物出資されたことに伴い、当社はノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーの子会社となった。その後、2011年6月29日付で、ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーが保有していた当社の全株式が野村ホールディングスに譲渡されたことに伴い、当社は野村ホールディングスの子会社となった。

当社は、当社の発行に係る外国指標連動証券を信託財産とする有価証券信託受益証券を、東京証券取引所に上場している。

3【事業の内容】

(1) 提出会社

当社の主な事業内容は、社債の発行、野村グループからの借入等により資金調達を行い、野村グループへ資金供給を図ることである。

(2) 親会社

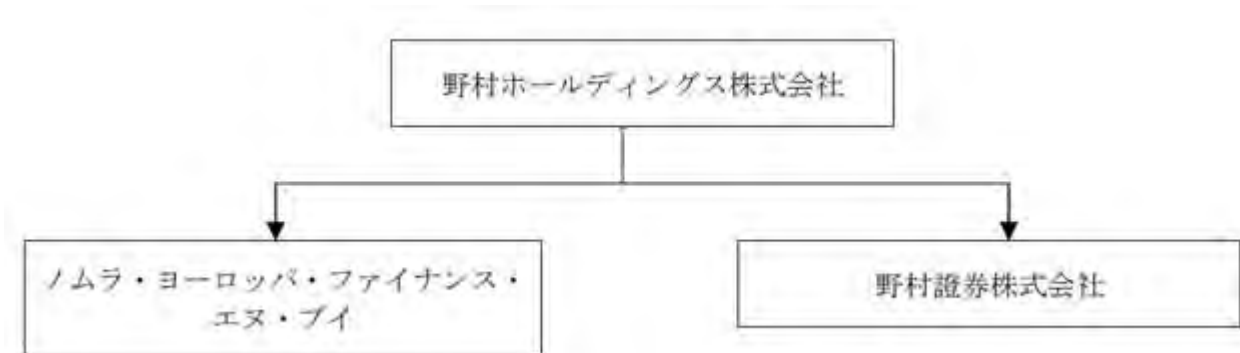
野村ホールディングスおよびその連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体、2024年3月末現在1,529社）の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、日本をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供することである。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでいる。なお持分法適用会社は2024年3月末現在14社である。

(3) 子会社

該当事項なし。

本書提出日現在の企業集団の概要は以下のとおりである。

<企業集団の概要>



4【関係会社の状況】

(1) 親会社

- (a) 名称 野村ホールディングス株式会社
- (b) 所在地 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
- (c) 資本の額 594,493百万円(2024年3月31日現在)
- (d) 業種 持株会社
- (e) 株式の所有割合 100%
- (f) 提出会社との営業上の関係

当社は野村ホールディングスの金融子会社である。同社は、当社が発行する社債に関して保証を行っており、ファシリティ・アグリーメントに基づく金銭の貸借取引を行っている。

- (g) 野村ホールディングスは有価証券報告書提出会社である。

(2) 子会社

該当事項なし。

(3) 関連会社

該当事項なし。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の従業員数

本書提出日現在の従業員数は15人である。

(2) 提出会社の従業員の平均年齢、平均勤続年数および平均年間給与

当社の従業員の平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与はそれぞれ44.5歳、8.7年および13.8百万円である。

(3) 労働組合の状況等

該当事項なし。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

下記の記載のほか、下記「3 事業等のリスク」中、＜当社固有のリスク＞の記載を参照のこと。

当社に求められている大きな役割は、当社による野村グループの海外における資金調達機能である。したがって、当社は、野村グループの業務が円滑に行われるように、グローバルに安定的な資金供給を図るため、当社が設定しているユーロ・ノート・プログラムの下、資金調達を継続的に行う必要がある。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、親会社である野村ホールディングスの傘下会社の一つとして、グループ一体となった連結経営の下で会社運営が行われており、下記に掲げる考え方および取組みは、企業集団としての考え方および取組みを記載している。

(1) 野村グループにおけるサステナビリティに関する考え方(戦略)

野村グループでは、創業以来、幅広い金融サービスの提供を通じ、リスクマネーを循環させ、金融資本市場の発展、お客様への最適なソリューションの提供を通じて、経済的価値だけではなく、社会的価値の創造にも取り組んできた。

野村グループは、サステナビリティを、「金融サービスグループとしてお客様や多様なステークホルダーのサステナビリティへの取組みをサポートする」ということ、「野村グループがサステナブルな存在であるために環境負荷の

低減、人権の尊重、ガバナンスの高度化といった活動を推進する」ということ、という2つの観点で捉え、取組みを進めている。

- ・金融サービスグループとして、お客様や多様なステークホルダーのサステナビリティへの取組みをサポートする取組み

金融サービスグループとして核となるのは、資金や資本の流れを通じたお客様のサポートである。事業会社や金融機関が発行するグリーンボンドやソーシャルボンドなどの引受けや、M&Aなどの戦略的アドバイザリーサービスの提供、ESG商品ラインアップと称する投資商品の個人投資家への提供を通じたサステナブルな資金循環の促進といった機能を強化することは、野村グループをお客様にとってのパートナーとして選んでいただくうえでも重要であると同時に、野村グループにとってサービス、ソリューション提供の機会が広がることでもあり、ビジネス機会として捉えている。特にサステナブル・ファイナンスへの取組みを強化・促進するため2021年度から2026年3月までの5年間に国内外で1250億米ドルのサステナブル・ファイナンス案件に関与するという目標を設定し、取組みを進めている。

加えて、野村グループが長年培ってきた事業承継のサポート機能や、地方創生や農業・医療分野でのイノベーション推進機能、調査分析の分野における専門性や知見も活かしながら、社会課題解決のためのソリューション提供に、グループとしての総合力、強みを発揮していく。また、野村グループでは、他社に先駆け1990年代から20年以上にわたり、小学生から大人まで幅広い世代に金融経済教育を提供してきた。日本政府が「資産運用立国実現プラン」を掲げ、預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、さらなる投資や消費に繋がる「成長と分配の好循環」の実現を目指す中、日本における金融リテラシーの向上は非常に重要な課題である。学校教育現場を中心とした金融経済教育のみならず、勤労世代に対する職場を通じた資産形成支援にも積極的に取り組み、社会全体の金融リテラシーの向上に貢献し、サステナブルな資金循環を通じて、金融資本市場の発展に取り組んでいく。

- ・野村グループ自身がサステナブルな存在であるための取組み

野村グループは、持続可能な社会の実現において、環境課題への取組み、人権尊重への取組みは欠かすことのできない重要な要素の1つと認識している。

野村グループは、2030年までに野村グループの拠点で排出する温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ネットゼロ」の達成、および2050年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロ達成を表明し、その取組みを進めている。また、「野村グループ 人権方針」に基づき、人権に係る課題への取組みの向上・改善、人権尊重の推進に、各種体制整備や研修の実施などを通じて、積極的に取り組んでいる。これらの取組みは後述するサステナビリティ委員会にて定期的に審議するとともに、適切な情報開示に努めている。

野村ホールディングスは国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が発足させた国際的枠組みであるネット・ゼロ・バンキング・アライアンス（Net Zero Banking Alliance、以下「NZBA」という。）のほかさまざまなイニシアティブへの参画を通じて、持続可能な社会の実現にむけた取組みを一層推進していく。

社会課題の解決を通じた持続的成長と企業価値向上の実現においては人材マネジメント戦略の進化が不可欠である。そのため、野村グループでは、採用・育成・評価・配置および登用という人材マネジメントサイクルの差別化、DEI（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）の推進、多様な働き方を可能とする環境整備、ウェルビーイングおよび帰属意識の高度化への取組みを進め、野村グループの競争力の源泉である「人」がさらに活躍し、高い付加価値の提供につながるサイクルを構築していく。（詳細は、「(5) 野村グループの人的資本に関する戦略」を参照のこと。）

(2) サステナビリティに関するガバナンス

野村ホールディングスは指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を切り離し、コーポレート・ガバナンスの高度化を図っている。気候変動を含むサステナビリティに関するリスクや機会の認識、種々の施策の推進、リスク管理についても、監督と執行がそれぞれの役割を果たすことで、適切に取り組んでいる。

① 取締役会

取締役会は、「野村グループ企業理念に則り、さまざまな事業活動を通じて金融資本市場の発展に貢献するとともに、野村ホールディングスの持続的成長、社会課題の解決および持続可能な社会の実現に向けた活動に積極的に取り組む」というサステナビリティに関する基本的な方針のもと、野村ホールディングスのサステナビリティへの取り組みに係る執行からの報告に対し、助言を行っている。また、社外取締役が野村ホールディングスの事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項について定期的に議論するための社外取締役会議、複数の取締役および執行役から構成される内部統制委員会、監査委員会においても、サステナビリティに関する意見交換が行われている。2023年度は、人権方針の策定やサステナビリティ関連の情報開示の在り方等のテーマを取り扱った。

② サステナビリティ委員会

サステナビリティ推進に係る戦略等について審議・決定する場として、経営会議メンバーを含むグループCEOが指名するメンバーから構成され、グループCEOを委員長とするサステナビリティ委員会を設置している。チーフ・サステナビリティ・オフィサーは、サステナビリティ委員会における議論をリードし、野村ホールディングスのサステナビリティに関する知見の集約、戦略策定・推進の加速を図っている。2023年度は人権方針の策定やサステナビリティ関連の情報開示、ネットゼロに向けた取り組み、イニシアティブへの参画等のテーマを取り扱った。

③ サステナビリティ・フォーラム

サステナビリティについてより機動的かつ実質的な議論の機会を確保するため、部門や地域を横断した役員による議論の場として、2023年度より、「サステナビリティ・フォーラム」を設置している。これは、2021年8月に設置した「サステナビリティ・カウンスル」を発展的に改組したものであり、事業活動との関連性の強いテーマを取り扱う「ビジネス・サステナビリティ・フォーラム」と、情報開示や各種方針策定等を取り扱う「コーポレート・サステナビリティ・フォーラム」に分かれて、運営を行っている。フォーラムでは、取り扱うテーマに応じて、参加メンバーを変更するなど機動的な体制を構築している。2023年度は、NZBAの枠組みに基づく投融資ポートフォリオにおける排出量削減の考え方、人権方針の内容等について、議論を行った。

(3) サステナビリティに関するリスク管理

サステナビリティの分野に注目が高まる中、野村グループはこれらの領域における指針および業務能力を継続的に発展させ、株主、顧客、および社会全体を含むステークホルダーに対して積極的にその態勢を示すことが必要となっている。サステナビリティを取り巻く環境の変化は速く、事業活動において環境政策、人権、DEIを含むサステナビリティへの配慮が充分でない場合、レピュテーション、経営成績や財政状態に影響が及ぶ可能性があると考えている。

特に、気候変動リスクについては、中長期的に影響を及ぼす可能性のあるリスクとして認識しており、適切な管理体制のもとそのリスクを管理している。

① 気候変動にともなうリスクに対する野村ホールディングスの認識

野村ホールディングスは、気候変動問題の顕在化による環境の変化について、関連するリスクを特定し、ビジネスに与える影響を想定している。気候変動に起因するリスクには、大型の台風、干ばつ、酷暑といった異常気象によって人的被害や財産上の損害が生じるリスク（物理的リスク）と、脱炭素社会への移行に向けた各国政府の政策変更や急速な技術革新にともなう変化に対応できず取り残されるリスク（移行リスク）がある。野村ホールディングスは、気候変動にともなう物理的リスク、移行リスクとして、例えば、以下のリスクを特定している。

- ・取引先の気候変動への対応が不十分なために財務が棄損し、信用力の低下につながるリスク、または義務を履行できないリスク
- ・気候変動が市場の変動要因として顕在化した際に、保有する金融資産の市場価格の変動によって、野村ホールディングスが損失を被るリスク

- ・野村グループおよび取引先の気候変動への対応が不十分な場合に、野村グループのレピュテーションが棄損するリスク
- ・気候変動に関する内部プロセス・システム・役職員の行動が不適切であること、機能しないことにより、野村ホールディングスが財務上の損失を被るリスクもしくは野村グループのレピュテーションが棄損するリスク
- ・競合他社と比較した際に、戦略が不十分であること、あるいはその戦略の遂行の失敗に関連するリスク、戦略とリソースとの乖離を含む戦略遂行リスク

② 気候変動リスクに関するアプローチ

気候変動リスクは、実現した場合に悪影響を及ぼす可能性があるリスクの1つとして位置づけ、特定の独立したリスク分野ではなく、多様なリスク分野に影響を及ぼす要因として認識している。そのため、それぞれのリスク分野における既存の管理フレームワークに、気候変動の要素を考慮した新たな対応を追加することで、包括的なリスク管理フレームワークを構築している。

(4) 指標および目標

野村ホールディングスでは、サステナビリティに関する取組みのうち、気候変動にかかるリスクならびに機会を測定・管理するため、また、パリ協定への整合やネットゼロ達成に向けた取組みを着実に進めていくため、温室効果ガス排出量等に関して、サステナビリティ委員会の承認を得て以下の指標と目標を設定し、その進捗を管理する。その進捗状況は、定期的に、取締役会にも報告している。

各指標の2024年3月期の実績値については、2024年8月末発行予定の統合報告書において記載予定である。

#	指標	目標	2022年3月期実績値	2023年3月期実績値
1	自社温室効果ガスの排出量 (Scope 1、2) (※1)	2030年ネットゼロ	Scope 1 : 1,924 t-CO2 Scope 2 : 31,710 t-CO2	Scope 1 : 2,473 t-CO2 Scope 2 : 24,183 t-CO2
2	投融資ポートフォリオの温室効果ガスの排出量 (Scope 3 Category15) (NZBAの枠組みに基づく) (※2)	2050年ネットゼロ	電力セクター 温室効果ガス : 3,647 (1,250) ktCO2e 経済的排出原単位 : 3,458 (1,186) tCO2e/\$m 注 : 2022年3月末時点	電力セクター 温室効果ガス : 4,662 (1,673) ktCO2e 経済的排出原単位 : 3,422 (1,229) tCO2e/\$m 注 : 2023年3月末時点
3	サステナブル・ファイナンス関与額 (※3)	2021年から2026年3月までの5年間で合計1,250億米ドル	214億米ドル	251億米ドル

※1. Scope 2の排出量はGHG Protocolに基づくMarket-based手法を用いて算出。Market-based (マーケット基準) 手法とは、企業が購入している電気の契約内容を反映して、Scope 2排出量を算定する手法。契約内容を反映した排出係数を使用するため、再生可能エネルギー起源の電力など、低炭素電力メニューを調達していれば、その効果を反映することができる。

※2. 表中の括弧内の値は、2023年6月以前のPartnership for Carbon Accounting Financials (PCAF) の排出係数を使用して算出。

※3. サステナブル・ファイナンス関与額の目標には、公募・私募による株式・債券・メザニン債などを通じた資金調達案件、インフラストラクチャー・プロジェクト・ファイナンス案件などを含む。

(各目標設定における考慮要素)

- ・自社温室効果ガスの排出量に関しては、省エネルギーへの取組み実績、再生可能エネルギーの普及、導入比率等を総合的に考慮勘案して目標を設定。

- ・投融資ポートフォリオの温室効果ガスの排出量に関しては、対象資産を特定したうえで、NZBAの枠組みに基づき、国際エネルギー機関の“Net Zero Emissions by 2050 Scenario”、PCAFが提供する排出係数データベース等を参照して目標を設定。
- ・サステナブル・ファイナンス関与額に関しては、外部ベンダーが提供するサステナブル・ファイナンスの想定市場規模等を参照して目標を設定。

(5) 野村グループの人的資本に関する戦略

① 人材マネジメント戦略の進化によるパーパスの追求と企業価値の向上

野村グループは「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」ことをグループのパーパスとして掲げている。このパーパスを追求し企業価値向上を実現するためには、戦略的な成長投資による自己資本利益率（ROE）の向上が求められる。そのためには、野村グループの人材（人的資本）が、社会課題に対する最適解を追求するプロフェッショナル集団として付加価値を最大限に生み出し、生産性の向上、新たな価値の創造、リスク管理の高度化を追求し続けることが不可欠と考える。

野村グループは、長期的な視点で人材マネジメント戦略を進化させることにより、人材のエンゲージメントを向上させ、人的資本がチームとしてもたらす知的資本の差別化を図り、野村グループが提供する付加価値を更に強化していくことを目指す。

(注) 野村グループにおける知的資本とは、組織力、ノウハウ、顧客とのネットワーク、ブランド等、野村グループの競争力の源泉となるあらゆる無形資産を指す。

② 野村グループの人材マネジメント戦略

野村グループの人材マネジメント戦略は、企業理念に掲げる「挑戦」「協働」「誠実」という価値観を基礎として、採用・育成・評価・配置および登用という人材マネジメントサイクルの差別化と、DEI（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）、社員の働き方およびウェルビーイングの高度化を目的としている。

i 採用

採用に関しては、野村グループの「挑戦」「協働」「誠実」という価値観に賛同し、リスク管理の基礎となるリスクカルチャーを有する人材を獲得することを前提としている。その上で、入社後に高度な専門性を発揮できる人材を獲得・育成するために、日本を含むすべての地域、ならびに新卒採用およびキャリア採用の双方において、部門または職種別の採用を実践している。

また、専門分野における高度な知識・経験を持つプロフェッショナル人材の採用を行うべく、キャリア採用にも力を入れており、ここ数年は、採用者数の半数以上がキャリア採用者となる傾向が続いている。

さらに、2023年1月には、野村グループの退職者（アルムナイ）をネットワーク化し、グループの外で活躍するアルムナイとの交流を深めながら、アルムナイの再雇用を積極的に促す仕組みを導入している。2024年3月31日時点で、ネットワークサイトへの登録者数は約250名、前年比で約90名増加となっており、ネットワークの活用を進めている。

ii 育成

野村グループは、以下に掲げる人材育成方針のもと、社員の成長を支援している。

<人材育成方針>

野村グループは、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というパーパスを追求するため、新たな付加価値に挑み続けるプロフェッショナル集団の形成を通じて、野村グループ人材の差別化を目指している。

育成に関しては、プロフェッショナル人材、リーダーシップ人材の育成を促進するため、次の3つの分野に注力している。新入社員やマネージャー層に向けた階層別研修、社員のキャリア自律の観点から自律的な学習を促進する自己研鑽プログラム、そして専門知識・スキルを集中的に学ぶ部門別研修である。自己研鑽プログラムの一例としては、2023年度にデジタル人材育成プログラム「Digital IQ University」を開始し、IT業務に携わる社員に限らず多くの社員がデジタルに関する幅広い知識やスキルを身に付けることができる体系的な学習機会を提供している。部門別研修の一例としては、インベストメント・バンキングにおいて、M&Aユニバーシティというナレッジマネジメント基盤を用いて、社員がM&Aアドバイザー業務における専門知識を学び、実務に活かすことを可能としている。

また、経営リーダー候補の戦略的育成のために、段階的な学びを促進するさまざまな選抜研修プログラムを実施している。その中では、自己応募・選抜型で60年以上毎年派遣を続ける海外留学や、ベンチャー企業出向研修等の越境学習体験、経営リーダー候補向けフラッグシップ・プログラムである「野村経営塾」のほか、「野村マネジメント・スクール」をはじめとする国内外の外部機関が提供するリーダーシップ開発プログラムなど、通常業務を超えた新たな視座・視野の獲得機会を提供している。

iii 評価

評価に関しては、日本を含むすべての地域・部門・職種において、各社員の業務内容に期待される生産性の水準に対する外部評価も参考に、適正な評価に基づくペイ・フォー・パフォーマンスの更なる徹底を図っている。国内では、原則すべての管理職に職務給を導入している。

また、グローバルに360度フィードバックを導入しており、その結果について対象者と評定者との間で対話を行うことにより、対象者の成長支援やリーダーシップ開発につなげている。さらに、組織全体に行動規範の考え方を浸透させ、リスク管理の高度化を図るため、ERCCレーティング（コンプライアンス・コンダクト評価）も導入している。

iv 配置および登用

配置に関しては、社員の挑戦マインドおよび自律的なキャリア形成を尊重している。以前よりグローバルに社内公募制度を有していたが、日本において2020年度より同制度の適用範囲を大幅に拡大している。コーポレートタイトルを問わず、多くの社員が部門の垣根を超えて同制度に応募し、新たなキャリアにチャレンジするための異動を能動的に実現している。

また、グループ内の重要なポジションへの人材の登用とそのため後継者育成という観点から、重要なポジションを担う可能性を有する人材プールをグローバルに管理している。これらの人材プールに対してアセスメントを実施し、各社員のリーダーシップ適性に応じて、さまざまなリーダーシップ開発プログラムを該当社員に提供している。

v DEI（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）

約90の国籍の社員が働く野村グループでは、多様な人材こそが競争力、イノベーション、高度なリスク管理の源泉と考え、2016年7月に「グループ・ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言」を採択し、すべての社員が自分の持つ独自の強みを最大限発揮できる職場環境づくりに取り組んでいる。また、2019年9月にはダイバー

シティ経営の更なる推進を目指して、「ダイバーシティ&インクルージョン ステートメント」を制定し、2022年10月には「エクイティ=公平性」を追加して「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン ステートメント」に改定した。エクイティ(Equity)とは、すべての人に同じ支援や機会を提供する(=平等、Equality)のではなく、個人ごとに異なる状況やニーズに応じて最適なリソースや機会を提供することで、一人ひとりが目標を達成するための公平な環境を作ることを意味する。多様な人材に公平な機会を提供し、社員一人ひとりが帰属意識を持って活躍できる職場づくりを目指している。

また、執行役、執行役員ならびにグループ各社およびグローバル各地域の代表で構成されるDEI推進ワーキンググループにおいてトップダウンでグループ全体の環境づくりを進めるとともに、DEI社員ネットワークを通じてボトムアップによる取組みも行われている。

2023年度には、DEI推進の取組みをより一層加速させるため、主要な子会社である野村証券株式会社においてDEIへの理解を深め、推進する取組みを新たに評価項目とした。特にマネージャーに対して、多様性が受容される職場環境の整備、男性社員の育児休業取得の推奨やそのための環境整備、女性活躍推進に向けた女性社員の能力伸長に関する取組み等を必須課題とした。また、国内の各子会社(合弁会社など一部を除く)において、男性社員の育児休業の取得促進のため「育児休業取得奨励金」を導入し、性別問わず連続1か月以上の育児休業を取得した社員に奨励金を支給している。

vi 働き方

働き方に関しては、2022年度より時間や場所の制約に縛られることなくパフォーマンスを最大限発揮できる環境を整えることを目的として、グループ・グローバルのプロジェクト「Nomura Ways of Working」を開始している。カルチャー、ピープル、ワークプレイス、テクノロジーの4つの軸から地域横断的にアプローチし、グループ全体での変化を促進させていく。

2023年度には、COMPASS(コンパス)という、野村グループに新しく入社する社員と迎える社員の双方をサポートするプログラムを開始している。入社初日から100日目までの間に、社員がスムーズに組織に定着し、十分に実力を発揮できるよう、役立つツールやサポートを提供している。

vii ウェルビーイング

野村グループは、以下に掲げる社内環境整備方針のもと、社員のウェルビーイングの実現に取り組んでいる。

<社内環境整備方針>

野村グループの最大の財産は、人材である。社員一人ひとりがもつ独自の強みを十分に発揮し、活躍するためには、心身ともに健康であることが重要である。

野村グループは、適正な労働条件と快適な職場環境の整備をはじめ、社員が意欲をもって働き続けられるよう、育児・介護支援等の福利厚生諸制度の充実や、社員の健康保持・増進に力を入れている。

ウェルビーイングに関しては、まずは社員自身が肉体的にも精神的にも、社会的にも満たされた状態になるために「アブゼンティーイズムの低減」「プレゼンティーイズムの低減」「ワークエンゲージメントの向上」が必要との認識に基づき、これらを社員の健康保持・増進に取り組むうえでの指標とし、下記のとおり目標を定めている。

(指標および目標)

指標	実績値			目標値 (2025年度)
	2021年度	2022年度	2023年度	
アブセンティーズム (百万円)	1109.7	794.7	794.7	—
プレゼンティーズム (%)	15.2	16.1	16.4	10
ワークエンゲージメント	53.4	53.7	53.3	60

- (注1) アブセンティーズム：傷病による欠勤にともなう損失額。当事業年度の平均年収に社員数と傷病休暇利用率を乗じて算出している。ウェルビーイングの取組みを推進することにより低減させることが目標ではあるが、体調不良時に休みやすい環境整備も必要であるため、現時点では目標値は出さずモニタリングに努める。
- (注2) プレゼンティーズム：何らかの疾患や症状を抱えながら出勤し、業務遂行能力や生産性が低下している状態を示す値。測定尺度の1つであるSPQ (Single-Item Presenteeism Question 東大1項目版) に基づき、健康意識調査における回答を平均し、100%から当該平均値を控除して算出している。
- (注3) ワークエンゲージメント：仕事から活力を得て誇りを感じ、従業員がいきいきと仕事をしている状態を示す値。ストレスチェック (新職業性ストレス簡易調査票) における回答を平均し、全国平均を50とした偏差値に換算して算出している。
- (注4) 上記の目標値は野村グループ、実績値は主要な連結子会社である野村証券株式会社の数値になる。

また、社員が経済的に健全な状態 (ファイナンシャル・ウェルネス) を保つため、従業員持株会や確定拠出年金制度など社員に対して資産形成に資する制度を提供している。これらの制度をより効果的に活用できるよう、2023年度は、野村証券株式会社において、退職金や年金制度について短時間に理解を深めることができる動画コンテンツ (野村ファイナンシャル・ウェルネス・プログラム) や確定拠出年金の勉強会を提供している。

viii エンゲージメントサーベイ

人材マネジメント戦略の効果を常に検証・改善するために、2013年度より「野村グループ従業員サーベイ」を実施している。2023年度の同サーベイにおける「私は、野村ホールディングスで働くことを誇りに思う」という設問に対して、回答者のうち8割以上が好意的回答を行っている。また、同サーベイの結果を受けて、マネジメントから社員に対するメッセージを発信している。

また、2023年度からは四半期ごとに、社員の中からランダムに選ばれた対象者に意識調査を行う「パルスチェックサーベイ」を開始しており、頻度をあげて定期的に社員の声を聞くことで、働き方や満足度向上を目指している。

ix リテンション

近年は、金融業界に限らず多くの産業において世界的に人材の流動性が高まり、野村グループにおいても人材の離職率が高まる傾向が続いている。こうした離職率の上昇に対しては、組織に対するエンゲージメントを高めることが重要である。人材マネジメント戦略に基づく各取組みを行うとともに、エンゲージメントサーベイの結果を受けて、部門や組織ごとに職場環境の改善や労働生産性の向上などの具体的なアクションに繋げている。

3【事業等のリスク】

以下に述べるリスクが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性がある。これらは、本書提出日現在で当社が判断したものであるが、現時点では確認できていない追加的リスクや現在は重要ではないと考えるリスクも当社に悪影響を与える可能性がある。

＜当社固有のリスク＞

(1) オペレーショナル・リスク

当社では、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクあるいは非財務的影響と定義している。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）およびレピュテーション・リスクは含まれないが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、野村グループ各社の評判の悪化に至ることもあるため、オペレーショナル・リスクとレピュテーション・リスクは密接に関連する。

なお、当社は、野村グループのオペレーショナル・リスク管理の枠組に全面的に統合されている。

(2) 市場リスク

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格）の変動により、保有する金融資産および金融負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクである。

ただし、当社は貸付金およびメディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ取引を行っており、市場リスクは最小限に抑えられている。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産に係る損失を含む。当該リスクはまた、カウンターパーティーの信用評価調整により損失を被るリスクを含む。

当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられている。

(4) 資金流動性リスク

信用力の低下もしくは市況環境の悪化等により必要な資金の確保が困難となる、または、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである。当社は、野村グループの資金調達会社としての主要な役割を果たすことから、当社の活動は野村グループの流動性リスク管理のフレームワークの中に統合されている。

(5) その他

収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスクであるビジネス・リスク、当局による規制の導入・改正・撤廃により新たな義務が課せられるまたは費用が発生する等のリーガル・リスクがある。

＜野村グループのリスク＞

当社の金融商品の取引相手先は野村グループのみであるため、野村グループの経営成績および財政状態の悪化は、当社のビジネスや経営に悪影響を与える可能性がある。当社が本書提出日現在において、野村グループのリスクとして認識している事項は以下のとおりである。

目次

経営環境に関するリスク

1. 野村グループのビジネスは日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向（地政学的イベント含む）により重大な影響を受ける可能性がある

- (1) 野村グループがビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある
- (2) 市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある

(3) 自然災害、テロ、武力紛争、感染症等により野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

2. 金融業界は激しい競争に晒されている

(1) 他の金融機関や非金融企業の金融サービス等との競争が激化している

(2) 金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化している

(3) 野村グループの海外ビジネスは激しい競争に晒されており、ビジネス・モデルの更なる見直しが必要となる可能性がある

3. 市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスク（地政学リスク含む）も野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある

4. 気候変動やそれに関わる各国の政策変更などを含む、サステナビリティの要素が野村グループの事業に影響を及ぼす可能性がある

事業に関するリスク

5. 野村グループのビジネスは業務遂行にあたってさまざまな要因により損失を被る可能性がある

(1) トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある

(2) 証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループは大きな損失を被る可能性がある

(3) ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある

(4) 野村グループのリスク管理方針や手続きがリスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある

(5) 市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある

(6) 野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある

(7) 野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある

6. 野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある

(1) 大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村グループに影響を及ぼす可能性がある

(2) 野村グループの信用リスクに関する情報の正確性、また信用リスク削減のために受け入れている担保の十分性については、必ずしも保証されたものではない

(3) 野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある

7. モデルに誤りがある場合、またはモデルを不正確もしくは不適切に使用した場合、意思決定を誤り、財務的損失を被る可能性や、顧客からの信頼低下を招く可能性がある

8. 野村ホールディングスは持株会社であり、野村ホールディングスの子会社からの支払に依存している

9. 投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある

10. 野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある

財務に関するリスク

11. 連結貸借対照表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある

12. 資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある

(1) 野村グループが無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合がある

(2) 野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある

(3) 信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある

13. 連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある

非財務リスク

14. オペレーショナル・リスクの顕在化により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある
15. 野村グループの財務報告に関する内部統制に開示すべき重要な不備が特定された。野村グループは改善策を策定し取り組んでいるが、今後も重要な不備が特定される可能性がある
16. 役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある
17. 利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある
18. 野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある
- (1) 野村グループのビジネス等に起因した法的責任が発生し、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある
 - (2) 規制による業務制限や、行政処分等による損失が発生し、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある
 - (3) 金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある
 - (4) 経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある
 - (5) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に適切に対処できなかった場合には、行政処分や罰金等の対象となる可能性がある
19. 野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある
20. 野村グループの情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある
21. 人材の確保・育成ができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

経営環境に関するリスク

1. 野村グループのビジネスは日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向（地政学的イベント含む）により重大な影響を受ける可能性がある

野村グループのビジネスや収益は、日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向により影響を受ける可能性がある。また、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、武力紛争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性がある。地政学的イベントには、米中対立、ロシアによるウクライナへの侵攻、中東やアジアにおける地政学的緊張のような事象を含む。仮に、このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村グループのビジネスに影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性がある。あるいは金融市場に限らず、例えば日本が直面する人口高齢化や人口減少の長期的傾向等の社会情勢は、野村グループの事業分野、特にリテールビジネスの分野において、需要を継続的に圧迫する可能性がある。なお、野村グループのビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれる。

(1) 野村グループがビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある

野村グループは、国内外の拠点網を通じて、グローバルにビジネスを展開している。したがって、野村グループがビジネスを行う国・地域において、政府・金融当局が財政および金融その他の政策を変更した場合、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。また、日本を含む多くの主要各国の中央銀行による金融政策が変更され、それにとまなう金利や利回りの変動等が進んだ場合、顧客向け運用商品の提供やトレーディング活動または投資活動等に影響を及ぼす可能性がある。近年では、日本銀行が2024年3月19日にマイナス金利政策を解除した。これまでのところ野村グループの事業は日本銀行のマイナス金利政策の解除による重大な影響を受けていないが、日本銀行の政策の先行きや、政策が野村グループの事業に与える影響については不確実である。

(2) 市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある

市場低迷が長期化すると、野村グループの業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下する。また、規制強化を背景とする金融機関の市場関連業務の縮小も市場の流動性に影響を与える。この結果、市場において、野村グループは、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性がある。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性がある。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予期しない損失を生じることがある。

野村グループは、これらの市場リスクおよび市場流動性リスク等を日々計測し、事前に設定したリミットを超過する場合は即座の対応をとる等のリスク管理体制を整備している。

(3) 自然災害、テロ、武力紛争、感染症等により野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの策定や役職員の安否確認訓練などの危機管理訓練を行っている。また実際に不測の事態が生じた際には、対策本部を設置し、役職員やその家族の安否確認、安全確保、被害拡大の防止、および業務継続態勢を維持するために適切な措置を講じる体制を整えることで、オペレーショナル・レジリエンス（システム障害、サイバー攻撃、自然災害等が発生しても、重要な業務を最低限維持すべき水準において提供し続ける能力）の確保に向けて取り組んでいる。しかしながら、想定を上回る規模の災害、テロ行為または武力紛争、広範囲の感染症の感染拡大等により、必ずしもあらゆる事態に対応できるとは限らず、野村グループの役職員、施設やシステムが被災し、業務の継続が困難になる可能性がある。例えば、2020年からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行とそれにとまなう各国政府による感染拡大防止策により、株価の急落・金利の乱高下・ボラティリティの高まり・クレジット・スプレッドの急拡大等の混乱などのリスクが顕在化した。

2. 金融業界は激しい競争に晒されている

野村グループのビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想される。野村グループは、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判（レピュテーション）、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面している。

(1) 他の金融機関や非金融企業の金融サービス等との競争が激化している

金融業界において、野村グループは多種多様な競合企業との激しい競争に直面している。独立系証券会社や、商業銀行系の証券会社、日本に限らず各国に拠点を置く証券会社と競合している。その結果、特に、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村グループのシェアや取引手数料等に影響を及ぼしている。上記に加え、オンライン証券会社の台頭の他、デジタルライゼーションやデジタル・トランスフォーメーション（DX）と呼ばれる潮流によりフィンテック企業の台頭や非金融企業の金融サービス参入など、従来の業界領域を超え、競争が一層激化の様相を呈している。野村グループはこうした競争環境の変化に対応するべく、既に多角的な取り組みを始動させている。しかしながら、激化する競争環境において、このような取り組みが野村グループのシェアの維

持拡大に効果を発揮できない場合、ビジネス獲得の競争力が低下し、野村グループのビジネスおよび経営成績に影響が及ぶ可能性がある。

(2) 金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化している

金融業界において、金融機関同士の統合・再編が進んでいる。特に、大手の商業銀行、その他幅広い業容を持つ大手金融グループは、その傘下における証券業の設置および獲得ならびに他金融機関との連携に取り組んでいる。これら大手金融グループが、総合的な金融サービスをワンストップで顧客に提供すべく、グループ内での事業連携を引き続き強化している。具体的には、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、この結果として金融グループの競争力が野村グループに対し相対的に高まる可能性がある。また、金融グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性がある。また、グループの垣根を越えた商業銀行と証券業との提携や、昨今では新興企業を含む事業会社との提携等、業態・業界を超えた連携へと広がる傾向も見られ、これらの大手金融グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村グループの市場シェアが低下する可能性がある。野村グループにおいても戦略的提携や出資、新規事業の立ち上げなど行っているが、事業戦略の構築・実施が想定通りにいかない場合等には、期待したとおりのシナジーその他の効果を得られない可能性がある。また新たな事業活動、より広範な顧客や取引先との取引、新たな資産クラスや新たな市場に関わることによりリスクが増加する可能性がある。

(3) 野村グループの海外ビジネスは激しい競争に晒されており、ビジネス・モデルの更なる見直しが必要となる可能性がある

海外には多くのビジネスの機会およびそれにとまなう競争が存在する。野村グループは、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において他金融機関と競合している。野村グループは、2019年4月以降、ビジネスポートフォリオの見直し、および顧客ビジネスと成長地域への注力を行うべく、ビジネスプラットフォームの再構築に取り組んでおり、2020年にグリーンテック・キャピタル・エル・エル・シー（以下「グリーンテック」という。）を買収したほか、2023年にはキャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック・カンパニー・リミテッドの持分売却を行うなど、オーガニックだけでなくインオーガニックにもビジネスプラットフォームを適宜見直してきた。今後も、競争環境を俯瞰しながらビジネスポートフォリオ全体の見直しは継続し、各種リスクを考慮のうえで戦略を実行していくが、スピードも意識する必要がある中で想定以上の費用がかさんだり、財務、経営その他の資源を想定以上に投じたりすることとなった場合などには、野村グループのビジネスおよび経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。また、戦略の土台となる想定が正しくなかった場合、得られる利益が想定以上に落ち込むなど、結果として野村グループのビジネスおよび経営成績に影響を与える可能性がある。さらに、戦略の実行にとまなう人員数や報酬の削減により、野村グループのビジネスの成功に必要な従業員の獲得および維持に悪影響が及ぶ可能性がある。また、経営体制の合理化が適切に行われなかった場合、野村グループがグローバルに展開するビジネスを適切に管理監督するための機能に影響を及ぼす可能性がある。

3. 市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスク（地政学リスク含む）も野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある

イベント・リスクとは、事前に予測が困難な出来事（例えば、自然災害、人災、流行病、テロ行為、武力紛争、政情不安、その他野村グループのビジネスや取引相手等に影響を与える出来事）によりマーケットに急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいう。これらには、2018年以降の米中通商摩擦やアジア全体の地政学的緊張、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大、2022年のロシアによるウクライナへの侵攻、および中東における地政学的緊張のような突然かつ想定外の貿易環境や安全保障政策の急変などの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれる。

- ・主要格付機関による、野村グループが保有するトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・野村グループのトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、金融規制、法律その他関連規則の突然の変更
- ・野村グループが関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村グループが受取るべき対価を受取れないこと、または野村グループがトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対する行政処分等

4. 気候変動やそれに関わる各国の政策変更などを含む、サステナビリティの要素が野村グループの事業に影響を及ぼす可能性がある

企業経営における脱炭素やコーポレート・ガバナンスの高度化、社会課題の解決などサステナビリティ分野への取組みに注目が高まる中、野村グループはこれらの領域における指針および業務能力を継続的に発展させ、株主、顧客、および社会全体を含むステークホルダーに対して積極的にその態勢を示すことが必要となっている。サステナビリティを取り巻く環境の変化は速く、事業活動において環境や、人権等への配慮が充分でない場合、脱炭素化やその他サステナビリティ関連の取組みなどを進めていく顧客に対して十分なサービス提供ができない可能性があるほか、レピュテーション、経営成績や財政状態に影響が及ぶ可能性がある。レピュテーション・リスクには、環境配慮に関する表示に対して実態をとまなわないことにかかるリスク（いわゆる「グリーン・ウォッシュ」と呼ばれるリスク）も含まれる。

野村グループは、気候変動を主要なグローバル課題の1つであると認識している。気候変動がもたらす直接的な影響と、それにとまなうビジネス環境の変化により野村グループは損失を被る可能性がある。気候変動に起因するリスクは、大型の台風、干ばつ、酷暑、霜といった異常気象や気候パターンの長期的変化、海面上昇などによって人的被害や財産上の損害が生じるリスク（物理的リスク）と、脱炭素社会への移行に向けた各国政府の政策変更や急速な技術革新、消費需要の変化に対応できず取り残されるリスク（移行リスク）があるといわれている。

事業に関するリスク

5. 野村グループのビジネスは業務遂行にあたってさまざまな要因により損失を被る可能性がある

(1) トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある

野村グループは顧客取引および自己売買のために、債券市場や株式市場等でトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有している。野村グループのポジションは金利、為替、クレジット、証券化商品、株式などさまざまな種類の資産によって構成されており、その中にはデリバティブ、レポ、およびローンなどの取引も含まれる。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産のポジションの価値に影響を及ぼす可能性がある。そのため、野村グループはさまざまなヘッジ手法を用いてポジションリスクの軽減に努めているが、それでも資産価格が大きく変動した場合、もしくは、金融システムに過大な負荷がかかることで市場が野村グループの予測していない動きをした場合、野村グループは損失を被る可能性がある。また、暗号資産の価格については、業界の動向や暗号資産の規制などさまざまな要因により大きく変動する可能性がある。

野村グループのビジネスは市場のボラティリティ水準の変化に影響を受けており、今後も継続して影響を受ける可能性がある。トレーディングや裁定取引の機会は市場のボラティリティに依存しており、ボラティリティが低下した場合は取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性がある。一方、ボラティリティが上昇した場合は取引量が増加し、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）で計測されるリスク量が増大することがある。また過度なボラティリティの上昇や価格スプレッドの拡大が生じた場合、野村グループはマーケットメイキングや自己勘定投資においてより高いリスクに晒される可能性がある。そのため、必要に応じてこれらのビジネスの既存ポジションまたは取引量を減らすことがある。

米国顧客とのプライム・ブローカレッジ取引に関する損失（以下「米国顧客取引に関する損失」（注）という。）への対応として、リスク管理活動の改善に向けた複数の施策を実施しているが、野村グループのビジネス・モデルには必然的に大口の取引が含まれており、その結果、将来的に再び大きな損失を計上する可能性がある。

資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務にともない比較的大きなポジションを保有することがある。また、野村グループが投資商品の開発を目的として試験的なファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的として資金を出資することがある。野村グループは市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性がある。

加えて、野村グループが担保を提供する取引においては、担保資産価値の大幅な下落や、野村グループの信用格付の引下げ等によって信用力低下にともなう追加担保の提供義務が生じた場合は、取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性がある。一方、担保の提供を受ける取引においては、担保資産価値や信用力の下落が顧客取引の減少につながり、それにとともなう収益性の低下を招く可能性がある。信用格付の低下に関しては下記「3 事業等のリスク 財務に関するリスク 12. 資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある（3）信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある」を参照のこと。

（注）米国顧客取引に関する損失の概要：

野村グループの米国子会社と米国顧客間において、(1) 顧客が原資産である個別の株式や指数を保有することなく、それらに対するロングまたはショートのエクスポージャーを保有することができるトータル・リターン・スワップ取引（以下「TRS取引」という。）と呼ばれるデリバティブ取引（以下「シンセティック・プライム・ブローカレッジ」という。）、および(2) 顧客の口座にある株式ポートフォリオに対する貸付（以下「キャッシュ・プライム・ブローカレッジ」という。）の取引を実施していた。一般に、野村グループではプライム・ブローカレッジ顧客の信用リスク水準を管理するために、同顧客に適用される証拠金比率および保有ポジションに応じた担保（以下「証拠金」という。）を野村グループに預託することを求めている。その証拠金比率は、取引先および取引先のポジション構成に関する内部リスク評価の結果に基づいて決定され、その比率に応じた市場動向の影響に基づいて追加証拠金の差入れを要求する場合がある。顧客とTRS取引を行った場合、野村グループはそのポジションに応じて個別の株式や指数のロング・ポジションやショート・ポジションの保有およびデリバティブ取引により市場リスクの観点からのヘッジを行う。

2021年1月から3月にかけて、市場価格の変動や当該顧客の新規ポジション取得により、当該顧客との取引額・取引量が大幅に増加した。2021年3月にはシンセティック・プライム・ブローカレッジにおいて大口ポジションを保有している一部銘柄の時価が大幅に下落したため、当該顧客との契約に基づき追加証拠金の差入れを要請したが、当該顧客による債務不履行となり、野村グループから契約解消を通知した。当該顧客が他の金融機関とも同様に大口のポジションを保有しており、また、それらの金融機関とも債務不履行を起こしていたことも次第に明らかになった。野村グループは市場への影響と野村グループの損失の最小化を図りながら当該TRS取引に紐づくヘッジおよびポジションの巻き戻しを進めたが、野村グループと他の金融機関による大量のポジション処理およびそれにとともなう市場価格の変動により、野村グループは2021年3月期第4四半期および通期のトレーディング損益において2,042億円の損失を計上するに至った。また、有価証券を担保とした顧客への貸付については、当該貸付分を回収できる可能性が低下したことから、2021年3月期第4四半期および通期のその他の費用に貸倒引当金繰入額として416億円を計上した。2021年5月17日までに当該顧客との取引をすべて解消し、ヘッジ取引を解消した結果、2022年3月期第1四半期および通期において654億円の追加損失を計上した。そのうち、561億円はトレーディング損失としてエクイティ収益に計上、93億円は貸倒引当金として費用認識した。

(2) 証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループは大きな損失を被る可能性がある

野村グループは、マーケット・メイク、ブロック取引、引受業務、証券化商品の組成、プライム・ブローカレッジ取引、または、顧客ニーズに対応した各種ファイナンスおよびソリューションビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、多額の資金をこれらのビジネスに投じている。その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがある。これらの資産の価格変動は、必要に応じたそれらポジションの処理・換金に重大な影響を与える可能性があり、米国顧客取引に関する損失において発生したような、大きなトレーディング損失を計上することがある。なお、一般に、取引相手としては商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向がある。

(3) ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある

野村グループはさまざまな金融商品や戦略を用いて、野村グループが顧客または自己のために行う金融取引から生じるリスク・エクスポージャーをヘッジしている。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村グループは損失を被る可能性がある。野村グループのヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いている。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っている。しかし野村グループは、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性がある。さらに、すべてのヘッジ戦略がすべての種類のリスクに対して有効であるわけではなく、リスクが適切に管理されていない場合には、特定の戦略がリスクを増加させる可能性がある。例えば、米国顧客取引に関する損失に至る取引の多くは、顧客に特定の株式に対するTRS取引のエクスポージャーを増大させていた。野村グループは、顧客へのトータル・リターン・スワップをヘッジするために、原資産を保有していた。しかしながら、この特定のヘッジ戦略は、顧客によるデフォルトのリスクや、変動の激しい市場環境において当該ポジションを処理する必要がある場面のリスクをヘッジすることを意図したのではなく、このようなリスクが顕在化した際、原資産を保有するというヘッジ戦略において市場の変動に晒され、損失を計上する可能性がある。

(4) 野村グループのリスク管理方針や手続きがリスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村グループの方針や手続きが十分な効果を発揮しない場合がある。例えば、野村グループのリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されているが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限らない。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性がある。また、野村グループが使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村グループが入手可能な情報の評価をよりどころとしている。これらの情報が正確、完全、最新でない、または正しく評価されていない場合には、野村グループは、リスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性がある。加えて、市場のボラティリティ等を要因として野村グループのリスク評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性がある。さらに、リスク管理の方針や手続きが定められていたとしても、それらが実際に有効に機能するためには、適切に遵守される必要がある。また、組織の構造やガバナンスの枠組みに潜在的な問題がある場合、リスク管理に係る役割や責任などについて意見の相違が生じる可能性がある。

例えば、米国顧客取引に関する損失においては、顧客のカウンターパーティ・リスクや、顧客とのプライム・ブローカレッジ取引の原資産である有価証券に関する市場リスクのエクスポージャーにより巨額の損失が生じた。野村グループは、リスク管理の方針・手続きおよびその実施状況を総合的に見直し、改定したほか、それらの運用を強化するための数多くの諸施策を実施し、殆ど完了している。しかしながら、これらの諸施策が完了したとしても、同種またはその他多くのビジネスにおいて、将来の損失を回避するための方針や手続きの効力を損なうリスク管理上の弱みを特定し、是正することができず、将来のリスクの回避に十分ではない可能性がある。

(5) 市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある

前述の野村グループのビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性がある。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがある。

また、野村グループが市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村グループの流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、野村グループの信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性がある。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村グループの顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、米国顧客取引に関する損失に見られるように顧客や取引相手に対する信用リスクが増加する可能性がある。

(6) 野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村グループが顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性がある。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村グループは顧客のポートフォリオを管理することで報酬を得ており、その報酬額はポートフォリオの価値に基づいている。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村グループがアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性がある。また、顧客の資産運用の趣向が変化し、預金などの安定運用や、相対的に低報酬率であるパッシブファンドなどへシフトすることで、これらの収入は減少する可能性がある。

(7) 野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢の変動によって、野村グループの行う引受業務やM&Aアドバイザー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性がある。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村グループの投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性がある。

6. 野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある

野村グループの取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、デリバティブなどの取引や契約により、野村グループに対して債務あるいは担保差入れ等の一定の義務を負うことがある。これら取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。米国顧客取引に関する損失では、米国のプライム・ブローカレッジ取引の顧客が、トレーディング業務に関して追加証拠金を差し入れる義務と、野村グループが保有する担保に対して貸し付けた金額を返済する債務を履行しなかった。このほか、当期においては、英国における当社子会社とブローカーである業者との取引における決済不履行にともなう貸倒引当（約140億円）の計上を行った。貸倒引当金の積立と維持は行っているが、当該引当金は、入手可能な限りの情報に基づく経営者の判断および仮定に基づいている。しかしながら、それらの情報が不正確または不完全であり、さらにそれらの情報に基づく判断および仮定が、場合によっては重大な誤りであると判明する可能性がある。

信用リスクは、第三者が発行する証券の保有、金融機関やヘッジファンドなどの野村グループの取引相手による未履行、決済機関・取引所・清算機関等のシステム障害などにより、証券・先物・通貨またはデリバティブ取引の執行が所定の期日に行われない場合からも生じる。

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれる。

(1) 大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村グループに影響を及ぼす可能性がある

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連している。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村グループが日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性がある。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村グループに影響を及ぼす可能性がある。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性の問題や支払能力の危機に直面した場合、野村グループの資金調達にも影響を及ぼす可能性がある。

(2) 野村グループの信用リスクに関する情報の正確性、また信用リスク削減のために受け入れている担保の十分性については、必ずしも保証されたものではない

野村グループは信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直している。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合がある。また、野村グループが取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない、あるいは情報を正確に管理・評価できない可能性がある。例えば、米国顧客取引に関する損失の原因となった債務不履行に陥った顧客に関する信用リスク評価では、顧客の取引活動の全容が十分に反映されていなかった。さらに、野村グループが担保提供を条件として与信をしている場合に、米国顧客取引に関する損失の場合において当該顧客に対して行った融資のように、当該担保の市場価格が急激に下落して担保価値が減少した場合、担保不足に陥る可能性がある。

(3) 野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクに影響を与える可能性がある。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村グループに対する債務の履行に影響を与える可能性がある。

7. モデルに誤りがある場合、またはモデルを不正確もしくは不適切に使用した場合、意思決定を誤り、財務的損失を被る可能性や、顧客からの信頼低下を招く可能性がある

野村グループでは、流動性の低いデリバティブ取引の評価や債務者の信用力の評価等を目的として、さまざまな業務でモデルを使用している。しかし、モデルは常に完璧とは限らず、モデルを使用することで、モデル・リスクが生じる可能性がある。モデルに誤りがある場合、またはモデルを不正確もしくは不適切に使用した場合、意思決定の誤り、財務的損失、または顧客からの信頼低下を招く可能性がある。野村グループは、モデルの開発、実装や使用に加え、有効なモデル検証プロセスやモデル・リスクを管理し、軽減するための体制を含むモデル・リスクの管理の枠組みを設置している。それにより、モデル・リスクの軽減に努めているが、それでも損失が出る可能性がある。

8. 野村ホールディングスは持株会社であり、野村ホールディングスの子会社からの支払に依存している

野村ホールディングスは持株会社であり、配当金の支払や負債の支払の資金について、野村ホールディングスの子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存している。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性がある。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けている。例えば、野村ホールディングスの主要なブローカー・ディーラー子会社である野村証券、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびノムラ・インターナショナル（ホンコン）リミテッドは、自己資本規制の適用を受けており、自己資本規制の変更や要求水準によっては、野村ホールディングスへの資金移動が制限される可能性がある。野村ホールディングスは、関連する法規制に基づき野村グループ間における資金移動について日々確

認し管理しているが、これらの法規制は野村ホールディングスの債務履行に必要となる資金調達の方法を制限する可能性がある。

9. 投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある

ある

野村グループは、プライベート・エクイティ投資を含む、多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有している。米国会計原則では、市場環境によってこれらの投資にかかる多額の損失が計上されることがあり、このことが野村グループの損益に大きな影響を与える。例えば、2020年3月期においては、新型コロナウイルスの感染拡大による市場の混乱により、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損失164億円および投資持分証券の評価損166億円を認識した。また、野村グループはこれらの投資持分証券・負債証券の売却を決定する可能性があるが、市場の環境によっては、これらの投資持分証券・負債証券を売却したい場合に、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性がある。

10. 野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある

がある

マネー・マーケット・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられている。しかし急激な金利上昇にともなうファンドの債券価格の下落による損失、債券のデフォルト、マイナス金利の適用による手数料チャージにより、元本割れを起こす場合がある。また、野村グループは運用による安定的な利回りが見込めないと判断した場合、これらのキャッシュ・リザーブ・ファンドに対し繰上償還や入金制限を行う可能性がある。

また、野村グループが提供した債券の発行体が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合がある。

上記事象の結果、野村グループは顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村グループが保管する顧客からの預かり資産の流出もしくは預かり資産増加の妨げとなる可能性がある。

財務に関するリスク

11. 連結貸借対照表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある

野村グループは、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村グループが有益と判断した場合にはこれらの活動を今後も継続して行う可能性がある。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村ホールディングスの連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしている。例えば、野村グループは2020年4月1日にグリーンテックの全持分を取得し12,480百万円を連結貸借対照表に計上している。また、その他にも有形・無形資産を所有している。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引にともなう損益が認識される可能性があり、野村グループの経営成績および財政状態に影響を与える可能性がある。

12. 資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある

可能性がある

資金流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村グループのビジネスにとって極めて重要である。野村グループでは、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義している。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村グループは、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマース・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な資金流動性の確保に努めている。しかし、野村グループは一定の環境の下で資金流動性の低下に晒されるリスクを負っている。その内容は以下のとおりである。

(1) 野村グループが無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合がある

野村グループは、借り換えも含めた日常の資金調達において、短期金融市場や債券発行市場での債券発行、銀行からの借入といった無担保資金調達を継続的に行っている。また、トレーディング業務のための資金調達活動として、レポ取引や有価証券貸借取引といった有担保資金調達を行っている。これらの資金調達ができない場合、あるいは通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされる場合、野村グループの資金流動性は大きく損なわれる可能性がある。例えば、野村グループの短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合である。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷にともなう野村グループの営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分
- ・信用格付の低下

上記に加え、市場金利の上昇、資金の出し手側の貸付余力の低下、金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通し、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方など、野村グループに固有でない要因によって、野村グループの資金調達が困難になることもある。

(2) 野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある

野村グループが資金を調達できない、もしくは資金流動性残高が大幅に減少するなどの場合、野村グループは期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければならない。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性がある。このような場合、野村グループは資産を売却することができなくなる可能性や資産を低い価格で売却しなければならない可能性があり、結果的に野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える場合がある。また、他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村グループの資産売却に影響を及ぼすことがある。

(3) 信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある

野村グループの資金調達は、信用格付に大きく左右される。格付機関は野村グループの格付の引下げや取下げを行い、または引下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがある。格付の引下げがあった場合、野村グループの資金調達コストが上昇する可能性や、資金調達自体が制約される可能性がある。その結果、野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性がある。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村グループに固有でない要因によっても、野村グループの資金調達が困難になることもある。

13. 連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある

米国会計基準に基づいて、野村グループは上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されている。野村グループが保有する関連会社の株式の市場価格が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村グループが判断したときには、野村グループは減損を認識しなければならない。このことは、野村グループの経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性がある。例えば、野村グループは2021年3月期に野村不動産ホールディングスに対する投資にかかる減損損失47,661百万円を計上した。

非財務リスク

14. オペレーショナル・リスクの顕在化により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・システム・役職員の行動が不適切であること、機能しないこと、もしくは外生的事象から生じる財務上の損失、または非財務的影響を被るリスクをいう。また、オペレーショナル・リスクには、コンプライアンス、リーガル、ITおよびサイバーセキュリティ、不正、外部委託先に関わるリスク、その他の非財務リスクが含まれる。かかるリスクが顕在化した場合には、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある。なお、オペレーショナル・リスクに関連する事項には、以下に記載したものも含まれる。

15. 野村グループの財務報告に関する内部統制に開示すべき重要な不備が特定された。野村グループは改善策を策定し取り組んでいるが、今後も重要な不備が特定される可能性がある

2024年3月期の第4四半期において、野村グループは提出済みの有価証券報告書に含まれる連結財務諸表に記載された連結キャッシュ・フロー計算書の一部の区分および表示に関する内部統制に重要な不備を特定した。これにより、野村グループは当該連結財務諸表および四半期連結財務諸表に含まれる連結キャッシュ・フロー計算書を訂正する必要性が生じた。野村グループは、これらの重要な不備に対処するための多くの改善策を策定し、将来開示する有価証券報告書に含まれる連結キャッシュ・フロー計算書およびその他の連結財務諸表で同様の不備の発生の防止に取り組んでいる。野村ホールディングスは2024年3月31日における野村ホールディングスの財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論を下したが、それらの対策にもかかわらず開示すべき重要な不備または問題が将来発生する可能性はあり、それにより野村グループが連結財務諸表およびその他財務情報において正確、迅速かつ信頼性のある方法で財務情報を提供することができない可能性や、連結財務諸表や他の定期的に行う開示において追加的な訂正が発生する可能性がある。これは、公表された財務諸表その他の情報に対する株主を含めた利用者の信頼を失わせることで、米国預託証券の価格を含めた株価を下落させる可能性だけでなく、資本市場へのアクセスが制限される可能性、顧客が野村グループとの取引を控える可能性、潜在的な規制当局の調査や制裁を受ける可能性がある。それが結果として野村グループの事業、業績、財務状況に対して重大で不利な影響を与える可能性がある。特定された財務報告に関する内部統制の不備、および不備への対処のために取られる措置についての詳細は内部統制報告書を参照のこと。

16. 役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループの役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による野村グループやその顧客の非公開情報の不適切な使用・漏洩その他の犯罪も含まれ、その結果、野村グループが行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村グループのレピュテーションや財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

また、野村グループは、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性がある。野村グループは、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合があり、こうした行為に巻き込まれることにより、野村グループの将来のレピュテーションや財政状態に影響が及び、野村グループが被る損失が多額になり、また野村グループに対する信頼が損なわれる等の悪影響を受けるおそれがある。

野村グループは、「野村グループ行動規範」を策定するとともに、コンプライアンス研修等の実施、内部通報制度での対応の充実等を通じて、その浸透と遵守を徹底することをはじめとする役職員や第三者による不正行為や詐欺的行為を防止または発見するための対策を講じているが、これらの実装済の対策または今後追加する対策により役職員や第三者による不正行為や詐欺的行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為や詐欺的行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限らない。そのような不正行為や詐欺的行為の結果として野村グループに対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村グループはビジネスの機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村グループとの取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失し、将来の収益や経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

17. 利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、多様な商品およびサービスを個人、企業、他の金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関である。それにともない、野村グループの日々の業務において利益相反が発生するおそれがある。利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供が野村グループの利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生する。また、適切な非公開情報の遮断措置または共有がされていない場合、特定の顧客との取引とグループ各社の取引または他の顧客との取引が競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより利益相反が発生するおそれがある。野村グループは利益相反を特定し対処するための「野村グループ利益相反管理方針」に基づく利益相反管理体制を整備しているが、利益相反を特定、開示し、適切に対処することができなかった場合、またはできていないとみなされた場合には、野村グループのレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失い、行政処分、または訴訟の提起を受けるリスクがあり、収益や経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

18. 野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある

野村グループが重大な法的責任を負うことまたは野村グループに対する行政処分がなされることにより、重大な財務上の影響を受け、または野村グループのレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通し、財務状況や経営成績に悪影響を与える可能性がある。また、野村グループや野村グループが業務を行う市場に適用される規制に重大な変更がなされた場合、これが野村グループのビジネスに悪影響を与える可能性がある。野村グループに対する主な訴訟その他の法的手続きについては、野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書（第120期）の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 19 コミットメント、偶発事象および債務保証」を参照のこと。

野村グループは、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されている。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村グループとの取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、業務提携先との間の紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれる。野村グループは、重大な法的責任が発生した場合、専門家や第三者機関等にも助言を求め、適切な方針を策定の上、これらへの対応を行っているが、紛争等の動向によっては、野村グループのレピュテーションや財政状態に影響が及び、経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

(1) 野村グループのビジネス等に起因した法的責任が発生し、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村グループに対する賠償請求等が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起される可能性がある。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟を提起されることにより野村グループのレピュテーションが悪化する可能性もある。例えば、2022年3月期においては、米国における世界金融危機（2007～2008年）以前の取引に関連して、約620億円の法的費用（将来的な損失発生軽減を目的とした一定の取引を含む。）が認識された。さらに、適法な取引であったとしても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もある。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もある。

(2) 規制による業務制限や、行政処分等による損失が発生し、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

金融業界は広範な規制を受けている。野村グループは、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けている。また、野村グループのビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性や、法改正によって、これらの規制が強化される可能性がある。さらに、金融規制の体系の複雑化が進み、ある一国の規制が、当該国以外の活動に域外適用される可能性も増加している。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村グル

ープの顧客および野村グループと取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村グループの活動を制限し、野村グループの収益に影響を与えることがある。この他、従来の金融関連法制に加え、広く国際的な政治経済環境や政府当局の規制・法執行方針等によっても、野村グループのビジネスに適用・影響する法令諸規制の範囲が拡大する可能性がある。とりわけ、金融業界に対する各国の政府機関や自主規制機関による調査手続きや執行については、近年件数が増加し、また、それらによる影響はより重大なものになっており、野村グループもそのような調査手続きや執行の対象となるリスクに晒されている。この点、野村グループは、法令諸規制を遵守するため、随時モニタリングや社内管理体制の構築といった対策を講じてはいるが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理体制の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性がある。野村グループが行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村グループのレピュテーションが悪化し、ビジネス機会の喪失や人材確保が困難になるといった悪影響を受ける可能性がある。また、それらの処分により、顧客（とりわけ公的機関）が野村グループとの金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村グループがビジネスの機会を喪失する可能性がある。さらに、野村グループが国際的な制裁の対象地域で事業活動を行う場合には、当該事業活動が制裁規制に違反していなくても、一部の市場関係者が野村グループへの投資や野村グループとの取引を控える可能性がある。

（３）金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

野村グループのビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村グループは、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがある。規制の導入・改正・撤廃により、野村グループの全部または一部の事業を継続することの経済合理性がなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性がある。

加えて、野村グループに適用される会計基準や自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等に関する規制の変更が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある。そうした新たな規制の導入または既存の規制の改正には、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）によるいわゆるバーゼルⅢと呼ばれる規制パッケージが含まれ、2017年12月には、バーゼルⅢの最終規則文書が公表された。また、2012年10月、バーゼル委員会は、国内のシステム上重要な銀行（以下「D-SIBs」という。）に関する評価手法およびより高い損失吸収力の要件に関する一連の原則を策定し、公表した。2015年12月、金融庁は野村ホールディングスをD-SIBsに指定し、2016年3月以降の追加的な資本賦課水準を3年間の経過措置はあるが0.5%とした。さらに、金融安定理事会（以下「FSB」という。）は、2015年11月にグローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIBs」という。）に対して破綻時の総損失吸収力（以下「TLAC」という。）を一定水準以上保有することを求める最終文書を公表した。これを受けて、金融庁は、2018年4月に、本邦G-SIBsに加え、本邦D-SIBsのうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関についても本邦TLAC規制の適用対象とする方針とし、2019年3月に当該方針に基づきTLAC規制にかかる告示等を公表した。野村ホールディングスは、現時点ではG-SIBsに選定されてはいないが、これにより、2021年3月末より本邦TLAC規制の適用対象に加えられることになった。これらの規制により、野村グループの資金調達コストが上昇する、あるいは野村グループのビジネス、資金調達活動や野村グループの株主の利益に影響を及ぼすような資産売却、資本増強もしくは野村グループのビジネスの制限を行わなければならない可能性がある。

（４）経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある

米国会計基準に基づいて、野村グループは、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として野村ホールディングスの連結貸借対照表に計上している。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、米国会計基準の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村ホールディングスの連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性がある。その結果、野村グループの経営成績およ

び財政状態に影響が生じる可能性がある。繰延税金資産の内訳については野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書（第120期）の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 14 法人所得税等」を参照のこと。

(5) マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に適切に対処できなかった場合には、行政処分や罰金等の対象となる可能性がある

近年、金融犯罪の手口は複雑化・高度化・多様化してきている。国際的にも武力紛争、テロ犯罪やサイバー攻撃の脅威が増す中、犯罪者やテロリスト等につながる資金を断つことの重要性は極めて高く、世界的に金融業界は対応の強化が求められている。野村グループではこのような状況に適切に対応するため、金融活動作業部会（FATF）の勧告や金融庁「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等をはじめ各国の規制等に基づき、グループ全体で一貫したマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の態勢整備および強化に継続的に取り組んでいる。しかしながら、かかる対策が有効に機能せず、適用される規制に反する取引を未然に防ぐことができなかった場合またはそのような取引に適切に対処できなかった場合には、行政処分や罰金等の対象となる可能性がある。関連する処分等やその影響については「非財務リスク 18. 野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある (2) 規制による業務制限や、行政処分等による損失が発生し、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある」を参照のこと。

19. 野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは業務に関連して顧客から取得する個人情報を保管、管理している。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件や不正利用の事件が多数発生していると報じられており、また、顧客情報の不正取得や転職後の不正使用などのリスクも存在する。

野村グループは個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、適用されるポリシーや手続きを定め、セキュリティ対策を講じているが、仮に個人情報の重大な不正漏洩または不正利用が生じた場合には、野村グループのビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、野村グループは、これらの法令諸規則を万が一違反した場合、規制当局から行政処分や罰則を受ける可能性があるほか、個人情報の漏洩（業務委託先による漏洩を含む）または不正利用により顧客に損失が生じた場合には、顧客から苦情や損害賠償請求を受ける可能性がある。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更により、追加的な費用が発生する可能性がある。また、顧客から預かった個人情報の利用が制限されることにより、既存事業や新規事業に悪影響を及ぼす可能性がある。更に、不正漏洩または不正利用の結果、野村グループに対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、野村グループのブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために追加的な費用が発生する可能性がある。

20. 野村グループの情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループのビジネスは、個人情報および機密情報を野村グループのシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠している。野村グループは、過去において、野村グループのシステム上にある情報にアクセスしこれを入力することを企図した、または野村グループのサービスにシステム障害その他の損害をもたらすことを企図した不正アクセス、コンピューターウイルスもしくは破壊工作ソフトその他のサイバー攻撃の標的になってきたが、今後も再び標的になる可能性がある。また、近年、従業員の多くがネットワーク技術を利用してリモートワークを行っている。これにより、サイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となる可能性が高まる恐れがある。これらの脅威は、人為的なミスまたは技術的不具合から発生する場合もあるが、従業員などの内部関係者または海外の非国家主体および過激派組織などの第三者の悪意もしくは不正行為により発生する場合もある。また、野村グループのシステムが相互接

続している外部事業者、証券取引所、決済機関またはその他の金融機関のいずれかがサイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、野村グループにもその悪影響が及ぶ可能性がある。当該事象により、野村グループのシステム障害、信用の失墜、顧客の不満、法的責任、行政処分または追加費用が生じる可能性があり、上記事象のいずれかまたはその全部の発生により、野村グループの財政状態および事業運営が悪影響を受ける可能性がある。

野村グループは、システムのモニタリングおよびアップデートを行うため多大な経営資源を継続的に投入し、かつシステム保護のため情報セキュリティ対策を講じているが、実施しているそれらの管理手段や手続きが、将来のセキュリティ侵害から野村グループを十分に保護できる保証はない。サイバー上の脅威は日々進化しているため、将来的には、現在の管理手段や手続きが不十分となる可能性があり、また、システム修正または強化のため、更なる経営資源を投入しなければならない可能性がある。

21. 人材の確保・育成ができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、人材こそが野村グループの最大の財産であるとの理念のもと、人材の採用・育成・評価・配置および登用について1つのサイクルとして捉え、総合的な観点から各種の人材マネジメント施策に取り組んでいる。適切な人材の確保や育成が想定どおりに進まない場合、野村グループのビジネスや業務運営に悪影響を及ぼす可能性がある。報酬、労働環境、利用できる研修や福利厚生、雇用者としての評判などの要因により、人材確保において厳しい競争が起きている。また、当該人材確保のための支出は、野村グループの収益性を損なう可能性がある。加えて、人材育成や企業文化の定着には継続的かつ徹底的な取り組みが必要であり、成功しない可能性もある。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

野村グループを取り巻く経営環境

当期においては、感染症禍からの経済活動再開以降に生じた世界的なインフレに一巡感が生じはじめ、米FRB（連邦準備制度理事会）を中心とする主要中央銀行による金融政策引き締め局面の終了時期を模索する動きがみられた。2023年末にかけては、FRBによる早期利下げ開始を織り込み、米ドル市場金利の低下や米国株式市場の上昇が生じたが、当期末にかけては、米国経済の堅調さやインフレ圧力の根強さを背景に、こうした期待はやや後退している。

グローバル経済のファンダメンタルズ（基礎的条件）は、米国経済が2023年後半に平均年率4%程度の実質成長をみせるなど底堅さを示す一方、ユーロ圏、中国においては停滞感の強い状態が続いた。

日本では、2023年4月に植田和男氏が日本銀行総裁に就任し、同5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の区分が変更され経済活動の本格再開が期待される中で、大規模な金融緩和と政策の修正期待が一段と強まった。日本銀行は2023年7月、10月と2回にわたり、長短金利操作政策のもとでの10年国債利回りの変動を柔軟化する決定を実施した。日本銀行が金融緩和解除の条件とする「賃金・物価の好循環」実現への期待が高まる中、それが本邦企業の「稼ぐ力」を構造的に強めるとの期待も次第に高まり、主として海外投資家による日本株買いに支えられながら、日経平均株価は、2024年3月4日に初の40,000円台に到達した。

エグゼクティブ・サマリー

こうした環境下において、当社の業績は以下のとおりである。

2024年3月期の受取利息および類似収益は45,619百万円（前期30,780百万円）、支払利息および類似費用は71,086百万円（前期36,259百万円）、支払手数料等は515百万円（前期660百万円）、純トレーディング収益は188,187百万円（前期収益62,468百万円）、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失は163,569百万円（前期純損失54,751百万円）となっており、税引前利益は966百万円（前期354百万円）である。

なお、法人所得税費用は259百万円（前期97百万円）であり、2024年3月期純利益合計は利益707百万円（前期257百万円）となった。最終的に、2024年3月期包括損失合計は2,722百万円（前期利益3,902百万円）となった。

当社の主な事業内容は、社債発行、野村グループからの借入等により資金調達を行い、野村グループへ資金供給を図ることである。社債は株式、金利、為替、信用、コモディティ等さまざまな異なるインデックスを内包しており、このような金融商品から生じる市場リスクをヘッジするため、野村グループを相手にデリバティブ取引を行っている。

当社の収益は、主に貸付からの利息収入および社債発行や借入に掛かる調達費用の影響を受けるが、これらに加えて、社債およびデリバティブの損益認識上の不整合や時価評価における変動の影響も受ける。デリバティブの満期は、ヘッジされている社債の満期と一致しており、当該社債のエクスポージャーを経済的にヘッジするために取引されている。よって、損益は当該取引を満期にわたって勘案すれば最終的に相殺されると考えられるが、ある時点において損益が生じる場合がある。

当事業年度においては、貸付からの利息収入と社債の発行や借入に掛かる調達費用の収支が悪化したが、その他の営業利益の増加により前事業年度と比較して当社の収益は増益となった。

(2) 生産、受注および販売の状況

該当事項なし。

(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析

本「(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」については、上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」および「3 事業等のリスク」をあわせて参照のこと。

(a) 重要な会計方針および見積もり

財務書類の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、貸付金に対する信用損失引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務書類の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積もりを行っている。これらの見積もりは、その性質上、判断および入手しうる情報に基づいて行われることになる。したがって、実際の結果がこれらの見積もり額と異なることがあり、結果として財務書類に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性がある。

また、当事業年度の財務諸表の作成において、新型コロナウイルス感染症の拡大は、いくつかの重要な会計上の見積もりに影響を及ぼし、その影響は将来にわたり継続することが想定される。新型コロナウイルス感染症拡大の継続期間や、当社および当社の取引相手である野村グループが事業活動を行う主要な地域において影響を受けた経済および金融市場がその回復のために要する期間についての仮定は、これらの見積もりに影響を与える。新型コロナウイルス感染症に影響を受ける主要な仮定と見積もりは下記を含む：

- ・信用損失引当金の判断に係る契約義務の履行能力
- ・公正価値測定の判断に係る、世界の金融市場におけるボラティリティおよび急変の程度
- ・公正価値測定に係る、世界の株式市場において予想される株価の下落期間

上記「3 事業等のリスク <当社固有のリスク>」で述べたとおり、当社は貸付金およびメディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ取引を行っており、市場リスクは最小限に抑えられていること、ならびに当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられていると考えられることなどから、新型コロナウイルス感染症がこれらの見積もりへ与える影響は軽微であると考えている。

重要な会計方針については、「第6 経理の状況－1 財務書類－財務書類に関する注記 2. 会計方針」を参照のこと。

(b) 経営成績の分析

上記「(1) 業績等の概要」を参照のこと。

(c) 財政状態の分析

当社の主な事業目的は野村グループのための資金調達活動であり、社債の発行等により資金調達を行い、野村グループへ貸付等を行っている。

2024年3月期末の負債合計は2,485,057百万円と前期末比354,314百万円増加した。また、関係会社および関連当事者への貸付金が2,271,400百万円と前期末比343,337百万円増加したこと等により、2024年3月期末の資産合計は、前期末比351,592百万円増加し、2,524,842百万円である。

株主資本合計は、39,785百万円と前期末比2,722百万円減少した。

(d) キャッシュ・フローの分析

現金および現金同等物の2024年3月期末残高は、380百万円（前期444百万円）である。営業活動から生じたキャッシュ・フロー純額は、関係会社からの借入金が増加したものの関係会社および関連当事者への貸付金が増加したこと等により、254,536百万円収入（前期284,332百万円収入）となった。財務活動に使用したキャッシュ・フロー純額は、前期に比べて純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債が減少したことにより、254,641百万円支出（前期284,146百万円支出）となった。

5 【経営上の重要な契約等】

プログラム名	設定日	限度額	ディーラー	クレジット・サポート
ユーロ・ノート・プログラム	1994年10月19日	400億米ドル	ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー	野村ホールディングス株式会社単独による保証または野村証券株式会社および野村ホールディングス株式会社による連帯保証(注2)
ユーロ・ノート・プログラム(注1)	2009年7月31日	150億米ドル	ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー ノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハー	野村ホールディングス株式会社単独による保証または野村証券株式会社および野村ホールディングス株式会社による連帯保証(注2)

(注1) 当該プログラムは2023年6月16日付で限度額が180億米ドルから150億米ドルに変更されている。

(注2) 2009年7月31日に設定されたユーロ・ノート・プログラムおよび1994年10月19日に設定されたユーロ・ノート・プログラムの保証枠は、合計で150億米ドルである。

6 【研究開発活動】

該当事項なし。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項なし。

2 【主要な設備の状況】

該当事項なし。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

(2024年3月31日現在)

授権株数 (株)	発行済株式総数 (株)	未発行株式数 (株)
315,000	113,000	202,000

②【発行済株式】

(2024年3月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面454ユーロ)	普通株式	113,000	-	議決権の制限 のない株式
計	-	113,000	-	-

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

上記の当社の発行済株式の総数ならびに発行済および払込済株式資本は、最近5年間変動していないが、IFRSに基づいて作成された財務書類は円貨表示であり、各期末為替レートの変動により、発行済および払込済株式資本の円貨表示金額が変動する。

(4)【所有者別状況】

本書の日付現在、野村ホールディングスが当社の発行済株式の100%を保有している。下記「(5)大株主の状況」を参照のこと。

(5)【大株主の状況】

(2024年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1号	113,000	100%
計	-	113,000	100%

2【配当政策】

利益の配当は株主総会が決定する。2022年度および2023年度において、配当は行われていない。

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社の機関は、株主総会および取締役会から成っている。当社の親会社である野村ホールディングスが当社の発行済株式を100%所有している。取締役会は、株主総会により選任された久保田健太郎、浅野健一郎の2名から構成されている。なお、当社株主に関する詳細は「第2 企業の概況-4 関係会社の状況-(1) 親会社」を参照のこと。取締役に関する詳細は下記「(2) 役員の状況」を参照のこと。

野村ホールディングスは、当社取締役を被保険者とする取締役の賠償責任保険を付保している。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を野村ホールディングスが全額負担している。

当社の事業の業務は取締役会によりまたは取締役会の指示の下で管理されている。取締役会は、半期ごとおよび必要に応じて、対面もしくは電話会議を通じ、または全会一致の書面による同意による業務運営の決議を行う。当事業年度における取締役会の開催回数は5回で、取締役は100%が開催された取締役会の決議に参加した。

(2)【役員の状況】

男性2名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

（本書の日付現在）

役職名	氏名および生年月日	略 歴	所有株式数
取締役	久保田健太郎 1972年8月13日生	1996年4月 野村証券株式会社入社 2009年7月 プライベート・バンキング業務部、アジア戦略室 2013年7月 ノムラ・シンガポール・リミテッド出向（アジアストラテジー） 2018年4月 ノムラ・フィナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ・ゲーエムベーハー マドリード支店長 2020年4月 当社社長兼業務執行取締役に就任	0株
取締役	浅野健一郎 1974年10月7日生	1997年4月 野村証券株式会社入社 2013年3月 トレジャーリー&キャピタルマネジメント部 エグゼクティブダイレクター 2019年10月 グローバル・トレジャーラー就任（現職） 2019年10月 当社会長兼業務執行取締役に就任	0株

取締役に任期の定めはない。また、当社には監査役は存在しない。

(3)【監査の状況】

当社においては内部監査は行っておらず、また監査役が存在しないため監査役監査も行っていない。当社は、イーワイ・アカウンタンツ・ビーヴィーとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けている。業務を執行した公認会計士はレネ クークック（Rene Koekkoek）氏（および補助者4名）であり、同氏は提出会社の財務書類について2021年3月期の監査より監査業務を行っている。

当社がイーワイ・アカウンタンツ・ビーヴィーに対して費用認識した監査報酬およびその他の業務報酬は以下のとおりである。

（単位：百万円）

	2023年3月31日終了事業年度	2024年3月31日終了事業年度
監査報酬	20	22
その他の業務報酬	27	29
合計	47	51

(4) 【役員の報酬等】

2024年3月31日に終了した事業年度において、当社の役員報酬はなかった。役員に対するその他の特別な利益の提供は行っていない。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項なし。

第6【経理の状況】

- (1) 本書記載の当社の邦文の財務書類は、欧州連合が採用した国際財務報告基準（IFRS）およびオランダ民法典第2編9章に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類を翻訳したものである。本書記載の財務書類については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第1項の規定が適用されている。なお、当社の採用している会計原則および会計慣行と日本において一般に公正妥当と認められる会計原則および会計慣行の主要な相違については、下記「3 その他－(3) 本国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に記載されている。
- (2) 2024年3月31日に終了した事業年度の原文の財務書類は、独立監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）であるイーワイ・アカウンタンツ・ビーヴェーの監査を受けている。金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書の原文および訳文は添付のとおりである。
- (3) 下記「2 主な資産・負債及び収支の内容」および「3 その他」に記載の事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、上記(2)の会計監査の対象になっていない。

1 【財務書類】

2024年3月31日に終了した事業年度の財務書類

損益計算書

(単位：百万円)

	注記	終了事業年度	
		2024年3月31日	2023年3月31日
受取利息および類似収益	3	45,619	30,780
支払利息および類似費用	3	(71,086)	(36,259)
純受取利息／(費用)		(25,467)	(5,479)
支払手数料等	4	(515)	(660)
信用減損利得／(損失)	5	(64)	(115)
純トレーディング収益／(損失)	6	188,187	62,468
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品 に指定された金融負債に関する純利益／(損失)	7	(163,569)	(54,751)
その他の営業利益／(損失)	8	3,852	301
純営業収益		2,424	1,764
給与および社会保障費	9	(267)	(226)
一般管理費	11	(1,191)	(1,184)
営業費用合計		(1,458)	(1,410)
税引前利益／(損失)		966	354
法人所得税費用	12	(259)	(97)
当期純利益／(損失)		707	257

包括利益計算書

(単位：百万円)

	終了事業年度	
	2024年3月31日	2023年3月31日
当期純利益／（損失）	707	257
その他の包括利益／（損失）： 損益計算書に組み替えられない項目： 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の公正価値の変動のうち信用リスクの変化によるもの（税引後）	(3,429)	3,645
税引後当期その他の包括利益／（損失）	(3,429)	3,645
当期包括利益／（損失）合計	(2,722)	3,902

財政状態計算書

(単位：百万円)		2024年3月31日	2023年3月31日
	注記		
関係会社および関連当事者への貸付金	5, 13	55, 186	356, 248
デリバティブ金融資産	5, 13, 14	32, 816	21, 287
非流動資産合計		88, 002	377, 535
関係会社および関連当事者への貸付金	5, 13, 23, 25	2, 216, 214	1, 571, 815
デリバティブ金融資産	5, 13, 14	124, 078	81, 661
現金および現金同等物	5, 13, 15	380	444
未収還付法人所得税	12	114	78
その他の流動資産	5, 13, 16	96, 054	141, 717
流動資産合計		2, 436, 840	1, 795, 715
資産合計		2, 524, 842	2, 173, 250
発行済および払込済株式資本	17, 26	8, 366	7, 433
株式払込剰余金	26	1, 321	1, 321
剰余金	26	11, 019	15, 497
利益剰余金	18	19, 079	18, 256
株主資本合計		39, 785	42, 507
社債およびその他の借入金	13, 19	92, 979	120, 940
純損益を通じて公正価値で測定される 金融商品に指定された金融負債	13, 20	522, 730	552, 001
デリバティブ金融負債	13, 14	115, 792	124, 359
繰延税金負債	12	3, 133	4, 361
非流動負債合計		734, 634	801, 661
関係会社からの借入金	13	1, 336, 509	871, 085
社債およびその他の借入金	13, 19	6, 900	1, 219
純損益を通じて公正価値で測定される 金融商品に指定された金融負債	13, 20	278, 586	361, 940
デリバティブ金融負債	13, 14	35, 568	85, 302
その他の流動負債	5, 13, 21	92, 860	9, 536
流動負債合計		1, 750, 423	1, 329, 082
負債合計		2, 485, 057	2, 130, 743
株主資本および負債合計		2, 524, 842	2, 173, 250

財政状態計算書は利益を処分した状態で表示されている。

持分変動計算書

(単位：百万円)	発行済					株主資本 合計
	および払込済 株式資本	株式 払込剰余金	自己クレジット 調整額	為替換算調整 勘定	利益剰余金	
2023年4月1日の期首残高	7,433	1,321	14,528	969	18,256	42,507
当期純利益／(損失)	-	-	-	-	707	707
その他の包括利益／(損失)	-	-	(3,545)	-	116	(3,429)
包括利益／(損失) 合計	-	-	(3,545)	-	823	(2,722)
ユーロ建資本の為替評価額	933	-	-	(933)	-	-
2024年3月31日の期末残高 (注記17)	8,366	1,321	10,983	36	19,079	39,785

(単位：百万円)	発行済					株主資本 合計
	および払込済 株式資本	株式 払込剰余金	自己クレジット 調整額	為替換算調整 勘定	利益剰余金	
2022年4月1日の期首残高	6,991	1,321	11,019	1,411	17,863	38,605
当期純利益／(損失)	-	-	-	-	257	257
その他の包括利益／(損失)	-	-	3,509	-	136	3,645
包括利益／(損失) 合計	-	-	3,509	-	393	3,902
ユーロ建資本の為替評価額	442	-	-	(442)	-	-
2023年3月31日の期末残高 (注記17)	7,433	1,321	14,528	969	18,256	42,507

当事業年度は、実現した自己クレジット調整額は利益剰余金としてその他の包括利益／(損失)に116百万円の税引後利益が計上されており、未実現の調整額は、剰余金としてその他の包括利益／(損失)に3,545百万円の税引後損失が計上されている（前事業年度はそれぞれ税引後利益が136百万円、税引後利益が3,509百万円計上されている。）。

為替換算調整額は、オランダ民法典第2編第9章に基づく非分配型法定準備金である。一方、自己クレジット調整額は、法定準備金ではない。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	注記	終了事業年度	
		2024年3月31日	2023年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益／（損失）		707	257
調整項目：			
財務活動によって生じた（収益）／損失		114,958	(41,216)
その他		80	1,054
営業資産および営業負債：			
関係会社および関連当事者への貸付金の減少／（増加）	13	(343,337)	233,368
関係会社からの借入金の増加／（減少）		465,424	83,959
デリバティブ金融資産の減少／（増加）	13,14	(53,946)	120,233
デリバティブ金融負債の増加／（減少）	13,14	(58,301)	(39,769)
その他の営業資産の減少／（増加）	16	45,627	(19,399)
その他の営業負債の増加／（減少）	21	83,324	(54,155)
営業活動から得たキャッシュ純額		254,536	284,332
財務活動によるキャッシュ・フロー			
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債からの収入	13,20	244,283	183,423
社債およびその他の借入金の償還	13,19	(22,331)	(80,649)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の償還	13,20	(476,593)	(386,920)
財務活動に使用されたキャッシュ純額		(254,641)	(284,146)
現金および現金同等物の純増加／（減少）		(105)	186
純為替換算差額		41	17
現金および現金同等物の期首残高		444	241
現金および現金同等物の期末残高	15	380	444
営業キャッシュ・フロー			
利息の支払額		(70,173)	(29,487)
利息の受取額		44,828	29,262
税金（支払）／還付額	12	(307)	(116)

財務活動による負債の照合

(単位：百万円)

	2023年4月1日	キャッシュ・フロー	非現金項目		2024年3月31日
			公正価値の変動および為替レートの変動による影響額	その他	
社債およびその他の借入金	122,159	(22,331)	51	-	99,879
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	913,941	(232,310)	119,685	-	801,316
財務活動による負債合計額	1,036,100	(254,641)	119,736	-	901,195

(単位：百万円)

	2022年4月1日	キャッシュ・フロー	非現金項目		2023年3月31日
			公正価値の変動および為替レートの変動による影響額	その他	
社債およびその他の借入金	202,573	(80,649)	235	-	122,159
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	1,162,533	(203,497)	(45,095)	-	913,941
財務活動による負債合計額	1,365,106	(284,146)	(44,860)	-	1,036,100

財務書類に関する注記

1. 企業情報

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ（以下「当社」という。）は、日本国で登記され、日本、米国およびシンガポールで上場している野村ホールディングス株式会社（以下「NHI」という。）の全額出資子会社であり、NHIは当社の最終親会社である。

当社はオランダのアムステルダムで設立され、本拠を置き、同国のアムステルダム市1096HA、アムステルプライン1、レンブラント・タワー（Rembrandt Tower, Amstelplein 1, 1096 HA Amsterdam）に登記上の事務所を有する、オランダ法に基づいて設立された有限責任公開株式会社である（商工会議所番号 33221661）。

当社の主たる業務は、NHIおよびその子会社（以下ではあわせて「野村グループ」という。）の資金調達会社として活動することである。

当社の当事業年度の財務書類は2024年7月18日に開催される年次株主総会に提出され承認を受けることとなる。株主総会は当該財務書類を否認することはできるが、これを修正することはできない。

2. 重要な会計方針

2.1 作成基準

2024年3月31日に終了した当社の事業年度の財務書類は、欧州連合（以下「EU」という。）が採用した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。また、財務書類は、オランダ民法典第2編第9章の要件に準拠して作成されている。

デリバティブ金融商品および純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債等、公正価値で測定されているものを除き、財務書類は取得原価主義に基づいて作成されている。

財務書類は日本円で表示されており、別途記載がある場合を除き、すべての金額は百万円単位に四捨五入されている。

財務書類は継続企業の前提に基づいて作成されている。

2.2 重要な会計上の判断、見積もりおよび仮定

当社の財務書類の作成には、経営者による判断、見積もりおよび仮定が求められており、それによって収益、費用、資産および負債の計上金額ならびに関連する開示に影響を及ぼすことがある。

金融商品の公正価値

一部の金融資産と金融負債の公正価値に関しては、重要な判断と見積もりが適用されている。公正価値が活発な市場から導出できない場合には、金融資産と金融負債の公正価値を決定するに当たり、さまざまな評価手法が用いられている。評価モデルには、可能な限り観察可能な市場データが使用されている。観察可能なデータが入手できない場合には、公正

価値を決定するために一定の判断が必要とされている。金融商品の公正価値と評価技法についての詳細な情報は注記24に記載されている。

金融資産の減損損失

当社は、純損益を通じて公正価値で測定されないすべての貸付金およびその他の負債性金融資産、ならびにローン・コミットメントや金融保証契約の予想信用損失を、将来を見越して見積もり、損失引当金を各報告期間において認識する。当社が予想信用損失の計算を行う際の判断や見積もりについての詳細な情報は、注記2.3に記載されている。

2.3 重要な会計方針の要約

a) 外国為替換算

財務書類は、当社の機能通貨でありかつ表示通貨でもある日本円で表示されている。当年度中の外貨建取引は、取引日の為替レートで換算されている。

当初認識後、それぞれの報告日に、貨幣性項目は決算日レートで換算され、非貨幣性項目は取引日のスポットレートで換算される。貨幣性資産および貨幣性負債である金融資産および金融負債に係る為替換算差額は、損益計算書で認識されている。

b) 営業収益

(i) 受取利息および支払利息

トレーディング目的で保有するデリバティブおよび純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に分類されるものを除き、すべての金融商品に関する受取利息および支払利息は、実効金利法により受取利息および類似収益または支払利息および類似費用として認識されている。

実効金利法とは、金融資産または負債（または資産および負債のグループ）の償却原価を計算し、受取利息または支払利息を関連期間にわたって配分する方法である。実効金利とは、金融商品の予想残存期間または場合によってはそれより短い期間で、将来の現金支払額または受取額の見積額を、当該金融商品の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率をいう。この計算方法には、取引に直接起因するすべての受取手数料または支払手数料、および実効金利と一体化しているディスカウントまたはプレミアムの影響が考慮されている。

(ii) 純受取手数料等

ローンオリジネーションフィーは、実効金利法により償却原価で計上される金融資産に係る収益に対する調整として、損益計算書で認識されている。

デリバティブ金融商品に関して受け払いされる前払手数料は、その関連する金融商品の当初公正価値測定の一部として認識されている。

c) 金融商品の公正価値

当社の金融商品の一部は公正価値で保有されている。重要な金融商品に対する公正価値測定の実用に関する当社の方針は、以下のとおりである。

(i) 公正価値の決定および公正価値測定

当社はデリバティブなどの金融商品を各財政状態計算書日現在の公正価値で測定している。償却原価で測定されている他の金融商品の公正価値に関しては注記24で開示している。

公正価値とは、測定日に市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却する際に受け取ると予想される価格または負債を移転する際に支払うと予想される価格をいう。公正価値測定は、資産を売却または負債を移転するための取引が次のいずれかにおいて行われているという前提に基づいている。

- 当該資産または負債の主たる市場、もしくは
- 主たる市場が存在しない場合には、当該資産または負債に対して最も有利な市場

主たる市場または最も有利な市場は、当社が利用可能なものでなければならない。

市場公表価格またはブローカー／ディーラーからの価格が利用可能でない場合は、公正価値の決定において類似金融商品の価格または価格算定モデルを使用することが考慮される。かかる金融商品は、相関係数や長期のボラティリティのような有意な観察不能なインプット、または他の観察不能なインプットなどを用いたモデルを使って算定されている。価格算定モデルでは、契約条項、ポジションの規模、原資産の価格、金利、配当率、時間価値、ボラティリティ、およびその関連する金融商品または類似特性を持つ金融商品に関するその他の統計測定値が考慮されている。これらのモデルには市場の流動性に関する調整も含んでいる。こうした調整は、公正価値計算の過程における基礎的要素である。使用される評価手法は、市場から得られるインプットを最大限に使用し、市場で観察不能な、当社特有のインプットの使用を最小限に抑えている。

価格算定モデルやその基礎的前提は、認識される未実現損益の金額および時期に影響を与えるため、異なる価格算定モデルまたは基礎的前提を使用した場合は、異なる財務報告となる可能性がある。債券、株式、外国為替、コモディティ等の市場の変化は、将来の当社の公正価値の見積りに影響を与え、ひいてはトレーディング損益ならびに純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する損益に影響を与える可能性がある。価格算定モデルの基礎的前提として使用できる観察可能な市場データが不足している場合には、当社の公正価値の見積りは主観的な部分をより多く伴う可能性がある。

当社は、IFRS第13号第48項の例外規定を適用し、仲値に基づいて金融資産と金融負債の公正価値を測定している。組込デリバティブが区分処理されている混合金融商品および純損益を通じて公正価値で測定される金融商品のエクスポージャーは、ヘッジ・デリバティブによって相殺されている。

当社はヘッジ会計を適用しておらず、財務諸表に対する注記におけるヘッジに関する言及は全て経済的ヘッジに関するものである。

トレーディング目的に分類される金融商品の公正価値の変動から生じる利益または損失はすべて純トレーディング収益／(損失)で認識されている。

(ii) 初日利益および損失の認識

金融商品の公正価値は、通常は取引価格（すなわち支払対価または受取対価の公正価値）である。ただし場合によっては、当初の公正価値は、観察可能な市場データのみを用いる価格算定モデルか、条件変更やパッケージがされていない同一金融商品の観察可能な市場取引に基づいている。このような評価手法を用いて市場で観察可能なインプットから公正価値を算定する場合は、公正価値と取引価格との差は当初損益計算書で認識される。

有意な観察不能なデータを用いる評価手法が、当初の公正価値の算定に使用されることもある。この状況では、取引価格とモデル評価の差額は、インプットが観察可能となった時点、または当該金融商品の認識が中止された時点で、損益計算書で認識されている。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債

当社はメディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするために、デリバティブ契約を締結することで、市場リスクを最小限に抑えようとしている。ヘッジしたデリバティブの価値と関連する社債は互いに相殺され、パフォーマンスは等しくなるため、社債に公正価値オプション（以下「FV0」という。）を適用することにより、当社は認識上の不整合と時価評価における変動を低減するものと見込んでいる。

2018年4月1日から、当社はIFRS第9号のもとで新規に発行されたすべての社債についてFV0を適用している。当社は、社債のポートフォリオを純損益を通じて測定することにより、金融負債（発行社債）のパフォーマンスを管理・評価をすることで、リスク・マネジメント目的だけでなく会社の財務諸表をより明確に理解する上でも、従来より目的適合性の高い情報を提供できている。

d) 金融商品

IFRS第9号の対象範囲にある金融商品は、償却原価により測定されるもの、純損益を通じて公正価値で測定されるものおよびその他の包括利益を通じて公正価値で測定されるものの3つに分類される。

トレーディング目的で保有されている金融負債は純損益を通じて公正価値で測定され、その他のすべての金融負債はFV0が適用されない限り償却原価により評価される。

当社は、資本性金融商品およびデリバティブ以外の金融資産について、当社のビジネスモデルにおける当該資産の管理方法および当該商品の契約上のキャッシュ・フローの特性の組み合わせに基づいて、当初認識時に分類を決定する。金融資産が償却原価あるいはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に分類される条件を満たしている場合でも、異なる基準で金融資産または金融負債を測定し損益を認識することで生じうる、測定もしくは認識上の不整合（いわゆる「会計上のミスマッチ」）を除去または著しく低減させる場合には、当初認識においてFV0を選択することもあり得る。

(i) 金融資産

IFRS第9号では資本性金融商品およびデリバティブを除く全ての金融商品について、当該資産の管理に関する企業のビジネスモデルおよび当該商品の契約上のキャッシュ・フローの特性の組み合わせに基づいて評価することを要求している。金融資産が契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とするビジネスモデルで保有（回収目的保有）されており、契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみの場合には、FV0が適用されない限りこれらの金融資産は償却原価で計上される金融資産に分類され、その後も償却原価にて測定される。

この測定区分では、金融資産は、当初認識時の公正価値から元本の返済を控除し、当初金額と償還金額の差額を実効金利法による償却累計額を加減し、減損損失引当金を調整して測定される。

ビジネスモデル要件：

IFRS第9号では、金融資産に関して3つのビジネスモデルが想定されている。

- 回収目的保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されている金融資産。
- 回収および売却目的保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、売却するために保有されている金融資産。
- その他 - トレーディング目的で保有されている、または「回収目的保有」および「回収および売却目的保有」の基準を満たさない金融資産。

当社は、事業目的を達成するための当社の金融資産のグループ管理方法を最もよく反映しているビジネスモデルを決定する。当社が資産のグループのビジネスモデルを決定する際には、これらの資産のキャッシュ・フローがどのように回収されたか、リスクの評価および管理方法、資産のパフォーマンスが評価され、経営者に報告される方法、売却の頻度、価格およびタイミングが考慮される。

当社は、以下の基準のすべてが満たされていることに基づき、金融資産のポートフォリオ管理は、回収目的保有のビジネスモデルによって行われる。

- ポートフォリオは、トレーディング目的で保有されていない、または公正価値に基づいて管理されていない。
- 金融資産のポートフォリオは、金融資産の保有および売却の両方によってポートフォリオ全体の収益を管理するのではなく、金融資産の残存期間にわたって契約上の支払いを回収することのみによってキャッシュ・フローを実現するように管理されている。
- 金融資産の売却はまれであるか、または重要ではないと予想される。

契約キャッシュ・フロー要件 (SPPI)：

回収目的保有のビジネスモデル要件を満たす金融資産のポートフォリオは、金融商品の契約条件で規定された、当該金融資産から生じるキャッシュ・フローを回収する方針で当社が保有するものとする。金融資産は、その契約上の条件により元本と利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合に限り、償却原価で測定される。

SPPIテストの目的上の元本は、当初認識時の当該負債性金融商品の公正価値と定義されているため、契約上のキャッシュ・フローの特性は、契約上のキャッシュ・フローと実際に投資された金額との比較に基づいて決定される。元本は、必ずしも負債性金融商品の契約上の額面金額とは限らない。

通常の貸付契約の中で利息に関する最も重要な要素は、利息が、貨幣の時間価値および信用リスクを反映していることである。また、利息には利益マージンも含まれる場合がある。

(ii) 償却原価で計上される金融負債

償却原価で計上される金融負債には、一部の区分処理されるミディアム・ターム・ノートの主契約ならびにその他の借入金が含まれている。償却原価で計上される金融負債は、当社が契約当事者となった日に当初認識される。当初測定後は、これらの金融商品は実効金利法により償却原価で測定される。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債

このカテゴリーに分類された金融負債は、異なる基準によって負債を測定もしくは損益を測定した際に発生し得る、測定または認識の不整合を除去または大幅に低減できるとして当初認識時に経営陣によって純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定されたものである。

これらの金融商品は公正価値で当初測定され、取引費用は純損益として認識される。公正価値の変動のうち当社の信用リスクに起因する部分については、その他の包括利益に表示され純損益に組み替えられることはないため、自己クレジット調整額に関連した純損益のボラティリティは取り除かれる。その他全ての公正価値の変動は純損益に表示される。純トレーディング収益／(損失)に含められる為替換算調整額を除き、支払利息および純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関連する公正価値の変動と取引費用から生ずる利益および損失は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／(損失)として認識されている。

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に指定されたローン・コミットメントはIFRS第9号の範囲に含まれている。これらのローン・コミットメントは、まず当社が契約当事者となった日に当初認識され、その後も公正価値で計上され、その公正価値の変動は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／(損失)で報告される。

(iv) デリバティブ金融商品

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品には、トレーディング目的で保有するデリバティブ金融商品が含まれている。金融資産および金融負債が、(1) 主に短期に売却するかまたは買い戻す目的で取得または発生し、(2) 当初認識時に、ともに運用されかつ直近に短期の利鞘目的の取引事例が存在する特定の金融商品のポートフォリオの一部を構成し、あるいは(3) 金融保証契約となるデリバティブや有効なヘッジ手段として指定されたものを除くデリバティブであれば、トレーディング目的保有に分類されている。

当社は金利や為替を経済的にヘッジする目的でデリバティブ金融商品を使用している。すべてのデリバティブは、当社が契約当事者となった日に認識される。トレーディング目的で保有するデリバティブは当初、またその後も公正価値で測定され公正価値の変動は純損益として認識される。プラスまたはマイナスの公正価値を持つデリバティブは財政状態計算書においてそれぞれ資産または負債として表示される。

金融資産ではない非デリバティブの主契約を含む混合金融機関商品に組込まれたデリバティブは、(1) 経済的特性やリスクが主契約の経済的特性やリスクと密接に関連しておらず、(2) 組込デリバティブと同一条件を備えた別の金融商品がデリバティブの定義を満たし、かつ(3) 混合金融商品が公正価値で測定され公正価値の変動が純損益で認識されるものではない場合には、区分して会計処理される。

金融商品の当初測定

金融資産または金融負債の当初認識時点において、当社はそのプラスまたはマイナスの公正価値で認識することとし、それが純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産または金融負債の場合には、公正価値に金融資産または金融負債の取得または発行に直接起因する取引費用を加えて測定している。

認識の中止

資産から生ずるキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した場合、または当社がその資産から生ずるキャッシュ・フローを受領する権利を譲渡し、かつ当社からその資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが移転された場合に、金融資産の認識が中止される。負債に基づく債務が免責、取消または失効となった場合に、金融負債の認識が中止される。

既存の金融負債が、同じ貸主から著しく異なる条件の他の金融負債に交換された場合、または既存の負債の条件が著しく修正された場合には、こうした交換または修正は当初の負債の認識中止として処理した後に新たな負債を認識し、個々の帳簿価額の差額は損益計算書で認識される。

e) 減損

IFRS第9号のもとでは、ローン・コミットメントおよび金融保証契約を含む、純損益を通じて公正価値で測定されないすべての貸付金およびその他の負債性金融商品につき、予想信用損失に基づいて引当金を計上することが要求されている。この引当金は、当初認識時以降、信用リスクが著しく増加していない限り、財務報告日後12ヶ月以内のデフォルト確率に起因する予想信用損失に基づいている。なお、当初認識時以降、信用リスクが著しく増加している場合には、引当金は当該資産の期待残存期間におけるデフォルト確率に基づくこととなる。

予想信用損失（ECL）減損モデルの原則法の適用：

予想信用損失は、合理的かつ裏付け可能な情報を用いて決定され、そうした情報は当社の報告日において、過度な労力や費用をかけることなく合理的な手段で入手できる、過去の事象、現在の状況および将来の見通しを全て含んだものでなければならない。使用される情報は、債務者特有の要因、一般的な経済情勢、および当社の報告日における現在の状況および予測される状況の両方の評価を反映している必要がある。通常、財務報告に利用する目的で入手している情報は、ここでいう過度な費用や労力なしに入手している情報であると考えられる。

予想信用損失減損モデルの原則法は、IFRS第9号に基づく予想信用損失減損モデルを通じて減損の対象となる当社が保有する大部分の金融商品に対する予想信用損失を測定するために使用される。

予想信用損失は、金融商品の契約条件に従って受け取ることができるキャッシュ・フローと、次のモデルに基づいて最終的に当社が受け取ると期待されるキャッシュ・フローとの差額を表している。

予想信用損失減損モデルに基づく予想信用損失の測定は以下を反映する。

- ・ 起こり得る結果を評価することによって算定される、偏りが無い、確率で加重平均した金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の見通しに関する、過度な費用または労力なしに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報

全期間の予想信用損失は、金融商品の予想残存期間にわたり起こり得るすべてのデフォルト事象から生じ得る予想信用損失を表し、12ヶ月の予想信用損失は、全期間の予想信用損失のうち、報告日後12ヶ月以内において生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失を表す部分である。

個別にまたは集散的に減損の評価対象となっている各金融資産およびオフ・バランスの金融商品は、12ヶ月の予想信用損失または残存期間の予想信用損失のいずれが使用されるか判断するために、金融資産が当初認識されて以降各報告日において、以下の3段階の信用度の悪化ステージのいずれかに分類される。

- ・ステージ1 - 当初認識時以降、著しい信用度の悪化のない金融資産
- ・ステージ2 - 当初認識時以降、信用度が著しく悪化しているが、信用減損を認識していない金融資産
- ・ステージ3 - 当初認識時以降、信用度が著しく悪化しており、信用減損を認識している金融資産

当初認識時に信用減損していない金融商品は、当初はステージ1に分類され、その後、通常継続的に監視され、信用リスクの重要な増加が生じたかどうかを判断し、重要な増加があった場合には、その時点で金融商品はステージ2に再分類される。各報告日に信用リスクの重要な増加が生じたかどうかの判断は、主に、取得、オリジネーションまたは発行時に金融商品に適用された野村グループの社内の信用格付けと報告日時点で金融商品に割り当てられている社内の信用格付けとの比較を通じてなされる。内部信用格付けが一定のノッチ（1から4ノッチ）を超えて悪化した金融商品は、ステージ2に再分類される。金融商品の信用リスクがさらに悪化し、信用減損している状態になると、金融商品はステージ3に再分類される。

内部格付けは、特定の債務者または融資の基礎的条件に加えて、中長期的な債務返済能力（信用力）の評価に応じて決定される。一定の債務者の信用力が正しくかつ適時に考慮されるように、内部格付けは定期的かつ随時見直される。

ステージ3の金融資産は、信用減損の定義を満たさなくなった場合、すなわち、当社が当初または変更された契約条件に従ってすべての元本および利息を回収できなくなる可能性がなくなった場合にのみ、ステージ3からステージ2または最終的にステージ1に分類され得る。

実行または購入後に、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利益な影響を及ぼす事象が1件以上発生した場合、すなわち、当社が金融資産の契約に基づいてすべての元本および利息を回収することができなくなった場合、金融資産の信用減損を行う。当社は、債務者が金融債務に関する支払いについて、全額期限通りに支払わなかった場合や、現債務と比して著しく不利な契約条件の変更、破産申請、更生管財手続、破産管財人の管理下に置かれた場合、清算その他債務者の業務の終了または停止、その他の同様の状況があった場合に、債務不履行（信用減損の定義に完全に当てはまる）とみなす。さらに、上記の定義にかかわらず、反対の証拠がない限り90日以上延滞している金融商品の場合はデフォルトが発生したとみなされ、金融商品に信用減損が生じたとされる。

債務者が信用減損の理由を克服するまで、または金融商品の返済実績が継続的に観察可能な期間に渡り経過するまで、金融商品は信用減損され続ける。債務者による返済実績の継続期間の決定は、金融商品の性質によるが、通常は6ヶ月以上の期間である。

ステージ1の金融資産に対して認識される予想信用損失引当金は、12ヶ月の予想信用損失を使用して決定される。これに対して、ステージ2またはステージ3の金融資産に対する引当金は、残存期間の予想信用損失に基づいている。

減損にあたって個別に評価された結果信用減損された金融商品は、通常、キャッシュ・フローが回収不能とみなされ、元本および利息残高を回収する商慣行的に合理的な手段がすべて枯渇した場合に直接償却される。このような決定は、債

務者が債務を履行することができなくなるような債務者の財政状態の重大な変化の発生、担保からの収入が支払うべき金額を支払うのに十分ではないなどの要因に基づいている。

貸付金、受取債権および社債などの金融商品の直接償却は、金融商品の総帳簿価額を減少させる。直接償却がなされた場合には予想信用損失に対する既存の引当金に対して当初認識され、金融商品の全部または一部に及ぶ可能性がある。

信用状況が回復した場合には、報告期間中に収益を通じて認識される予想信用損失引当金の減少として認識される。

ステージ1およびステージ2の金融商品の報告期間中の利息収入は、金融商品の帳簿価額総額に実効金利を適用して決定された金額が認識される。

ステージ3の金融資産については、金融資産の正味帳簿価額、すなわち、総帳簿価格から予想信用損失引当金を控除した金額に実効金利を適用することにより利息収益が適用される。

予想信用損失の測定：

予想信用損失減損モデルの原則法による予想信用損失の測定は、通常、金融商品の属するステージに応じて、損失率モデルまたは割引キャッシュ・フロー・モデルのいずれかを使用して当社で決定される。損失率モデルは、債務者のデフォルト率（以下「PD」という。）および予想債務者デフォルト時信用エクスポージャー（以下「CEAD」という。）に適用されるデフォルト時損失率（以下「LGD」という。）の見積もりを用いて計算された損失率を応用することで、個別または類似の金融商品のポートフォリオの予想信用損失を測定する。なお、CEADは、金融商品のデフォルト時点における信用エクスポージャー（すなわち、当社に対する債務）の期待値を表す。

PDのインプットは、金融商品の格付けおよび金融商品に適用される社内の信用格付けによって決定される。当社が使用しているPDのインプットは、業界のデータから得られ、過去の経験に基づいて検証されている。PDのインプットは、S&Pの過去の格付遷移データを参照して作成され、PDは、ステージ1の金融商品については12ヶ月間、ステージ2および3の金融商品については全期間にわたって計算される。

経済シナリオを予測し、少なくとも1つの楽観的、悲観的なシナリオに対して基本ケースのインプットを調整することにより、将来予測的な情報がPDのインプットに組み込まれる。

LGDのインプットは、類似の金融商品や他の関連する業界データの損失および回収率の過去の実績に基づいた金融商品の格付けやその他の関連する業界情報によって決定される。LGDのインプットは、担保およびその他の不可欠な信用補完の影響を反映するように適宜調整される。

リボルビング・ローン・コミットメントおよびノンリボルビング・ローン・コミットメントに関して、CEADに関連する絶対的尺度は、デフォルト時点までに債務者によって引き出されることが予想される融資金額の総額の見積もりを表す。したがってこの融資金額には、現在資金提供されている部分の他に、今後引き出される可能性がある金額を見積った換算係数に基づく調整も含まれる。

担保および金融商品の契約条件に不可欠であり、当社が別個に認識していないその他の信用補完から期待されるキャッシュ・フローは、予想信用損失の測定に含まれる。

f) 金融商品の相殺

当社が金融資産および金融負債を相殺する法的に強制力のある権利を有し、かつ当社が金融資産および金融負債を純額で決済する意図を有している場合を除き、金融資産および金融負債は総額で表示される。

g) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は間接法を使用して作成されている。現金および現金同等物は、預金のみから構成されている。

キャッシュ・フロー計算書上、財務活動によって生じた純（収益）／損失は、外国為替換算による影響、実効金利法を用いて算定した社債およびその他の借入に関する償却および、FV0評価などの非貨幣性項目が含まれている。

未収／（未払）還付法人所得税の変動がその他の営業資産の減少／（増加）およびその他の営業負債の増加／（減少）の項目に含まれている一方で、繰延税金資産および負債の変動はその他の項目に含まれている。これらの項目は、営業活動から得たキャッシュ純額の中に表示されている。

h) 税金

当期および過年度に関する当期税金資産および負債は、税務当局からの還付または支払見積金額で測定されている。

繰延税金資産および負債は、報告日の帳簿価額と税務上の金額の一時差異に対して認識される。繰延税金資産および負債は、一時差異を利用できる将来課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識される。

金額計算には、報告日に施行され、または実質的に施行されている税率および税法を使用する。

2.4 事業セグメント

当社は商品とサービスに基づいて事業活動を行っている。当社は資金調達活動という単一の事業セグメントしか有していないため、財務書類上に表示されている総資産および純資産ならびに税引前利益／損失のすべては、同セグメントから生じている。債券の大半は日本の投資家向けに発行されている。すべての借入金、貸付金および一部のメディアム・ターム・ノートに組み込まれたデリバティブを除くすべてのデリバティブは、野村グループとの間で取引されている。

2.5 会計方針および見積もりの変更

会計方針および見積もりは、当事業年度に有効となり、当社の財務諸表に関連する以下の基準を除き、前事業年度の年次財務書類の作成にあたって適用されたものと整合している。

IAS第12号法人所得税の改訂：単一の取引から生じた資産および負債に係る繰延税金

本改訂は企業に、当初認識時に同額の将来加算一時差異および将来減算一時差異を生じさせるような取引において繰延税金を認識することを要求している。本改訂は2023年1月1日以降に開始する事業年度から有効となり、当社は当事業年度期首から適用した。本改訂は前事業年度にEUによって承認された。

本改訂は当社の財政状態および業績に重要な影響を及ぼさなかった。

IAS第1号財務諸表の表示およびIFRS実務記述書第2号の改訂：会計方針の開示

本改訂はIAS第1号の会計方針の開示に関する要求を変更するものである。これらの改訂を適用することによって、企業は重要な会計方針の代わりに重要性のある会計方針を開示することとなる。IAS第1号に関する追加的な改訂は企業がどのようにして重要性のある会計方針を特定するのかを説明するためになされた。本改訂は2023年1月1日以降に開始する事業年度から有効となり、当社は当事業年度期首から適用した。本改訂は2022年3月31日に終了した終了事業年度にEUによって承認された。

本改訂は当社の会計方針の開示に影響を与えたが、当社の財務諸表におけるいかなる項目の測定、認識、または表示にも影響を及ぼさなかった。

IAS第8号会計方針、会計上の見積もりの変更および誤謬の改訂：会計上の見積もりの定義

2021年2月12日、IASBは、会計上の見積もりに関する新しい定義を導入しているIAS第8号会計方針、会計上の見積もりの変更および誤謬の改訂を公表した。本改訂は会計上の見積もりの変更と、会計方針の変更と、誤謬の訂正を明確に区別するように設計されている。本改訂は2023年1月1日以降に開始する事業年度から有効となり、当社は当事業年度期首から適用した。本改訂は2022年3月31日に終了した終了事業年度にEUによって承認された。

本改訂は当社の財政状態および業績に重要な影響を及ぼさなかった。

IAS第12号法人所得税の改訂：国際税制の改訂-第2の柱モデル

2023年5月23日、IASBは、経済協力開発機構(OECD)/G20の税源浸食及び利益移転に関する包括的枠組み(BEPS)の第2の柱モデルルール(第2の柱 法人所得税)を実施するために制定された又は実質的に制定された税法から生じる法人所得税に対する、IAS第12号「法人所得税」の適用を明確にするため、「第2の柱モデルルール-IAS第12号の改訂」を公表した。

本改訂は以下を導入する。

- 第2の柱モデルルールの実施から生じる繰延税金の会計処理に対する強制的かつ一時的例外
- 影響を受ける事業体に対して、当該財務諸表の利用者が第2の柱モデルにかかる法的規制（特にその効力発生日以前にかかる法的規制）により発生する法人所得税について、より理解を深めるための開示要件

強制的な一時的例外（使用することは開示が要求される）は、直ちに適用される。残りの開示要件は、2023年1月1日以降に始まる年次報告期間に適用される。本改訂は当事業年度にEUによって承認された。

当社で本改訂の影響を評価した結果、当社の財政状態および業績に重要な影響を及ぼさなかった。（注記12を参照のこと。）

2.6 公表されたものの、まだ適用には至っていない基準

本財務書類の承認日現在、当社に適用されることが想定される下記の新基準、改訂基準および改訂解釈指針がIASBによって公表されているものの、当事業年度は適用されていない。

IAS第1号財務諸表の表示による改訂：負債の流動または非流動への分類

2020年1月23日、IASBは負債を流動または非流動へ分類する際の要件を明確化するために、IAS第1号財務諸表の表示の改訂を公表した。具体的には、本改訂は以下の事柄を明記している。a) 報告期間の期末時点で存在する条件が、負債の決済を延期する権利が存在するかを決定するために使用される条件になること b) 財務制限条項の違反があるかまたは期限前償還が行われるかなどの財政状態計算書日以降の事象に関する経営者の予測は負債の分類の検討には影響を及ぼさないこと c) 本改訂が負債の決済とみなされる状況を明確化している。本改訂は2024年1月1日以降に開始する事業年度から有効となり、早期適用が認められている。本改訂は当事業年度にEUによって承認された。

当社は次事業年度期首から本改訂を適用する見込みである。当社の会計方針の開示に影響を与えるが、当社の財務諸表におけるいかなる項目の測定、認識にも影響を及ぼさないと見込んでいる。

IAS第21号外国為替レート変動の影響の改訂：交換可能性の欠如（2023年8月15日公表）

IASBによるIAS第21号「外国為替相場の変動による影響」の改訂では、財務諸表利用者が、交換可能でない通貨の影響を理解することができるような情報の開示が要求されている。改訂案は以下のとおりである。

- 通貨を別の通貨に交換可能な場合と交換可能でない場合を指定する。
- 通貨が交換可能でない場合に企業が適用する為替レートの決定方法を指定する。
- 通貨が交換可能でない場合に追加情報の開示を要求する。

本改訂は2025年1月1日以降に開始する事業年度から有効となり、早期適用が認められている。本改訂はまだEUによって承認されてない。

当社で本改訂の影響を評価した結果、当社の財政状態および業績に重要な影響を及ぼさないものと見込んでいる。

3. 受取利息および支払利息

(単位：百万円)

	終了事業年度	
	2024年3月31日	2023年3月31日
受取利息および類似収益		
関係会社および関連当事者への貸付金（注記27）	45,602	30,779
担保金（注記27）	14	1
現金および現金同等物	3	-
	<u>45,619</u>	<u>30,780</u>

(単位：百万円)

	終了事業年度	
	2024年3月31日	2023年3月31日
支払利息および類似費用		
社債およびその他の借入金	(221)	(223)
受入担保金（注記27）	(31)	(49)
関係会社からの借入金（注記27）	(70,834)	(35,987)
	<u>(71,086)</u>	<u>(36,259)</u>

純受取利息の減少の主な要因は、異なる通貨間の借入利率と貸出利率の間の金利ギャップ等、金利に関する市場環境の変化によるものである。

4. 支払手数料等

(単位：百万円)

	終了事業年度	
	2024年3月31日	2023年3月31日
保証料（注記27）	(515)	(660)
	<u>(515)</u>	<u>(660)</u>

5. 予想信用損失

以下の表はIFRS第9号において要求される財務報告日における当社の金融商品の信用リスクにかかる最大のエクスポージャーと減損損失引当額を表している。財政状態計算書に計上されない金融商品で、契約相手が倒産した場合に当社が損失リスクにさらされるような金融商品についても開示されている。

(単位：百万円)

	2024年3月31日現在	
	信用リスクに係る最大 エクスポージャー	損失引当額
現金および現金同等物	380	-
その他の債権	2,275,776	431
差入現金担保（注記16）	88,206	-
	<u>2,364,362</u>	<u>431</u>

(単位：百万円)

	2023年3月31日現在	
	信用リスクに係る最大 エクスポージャー	損失引当額
現金および現金同等物	444	-
その他の債権	1,931,584	367
差入現金担保（注記16）	138,221	-
	<u>2,070,249</u>	<u>367</u>

IFRS第9号の減損要件の対象とならない金融資産についての信用リスクに係る最大エクスポージャーには、当事業年度末日現在、156,894百万円のデリバティブ金融資産が含まれている。（前事業年度末日現在は102,948百万円）（注記14を参照のこと。）デリバティブ金融資産には区分処理された組込デリバティブが含まれている。デリバティブ金融商品の価値から生じる信用リスクを軽減するため、取引相手と現金で担保を交換する契約を結んでいる。（注記25を参照のこと。）

以下の表は内部の信用格付け別の貸付金に関する信用リスクに係るエクスポージャーと会計期間末のステージ階層を表している。内部格付けの分類は以下のようになされている。

- 1) 7ノッチの最良信用格付：AAA から A- まで
- 2) 3ノッチの優良信用格付：BBB+ から BBB- まで
- 3) 3ノッチの投機的信用格付：BB+ から BB- まで
- 4) 3ノッチの著しく投機的な信用格付：B+ から B- まで
- 5) 1ノッチの重要な信用リスクが存在する格付：CCC
- 6) 3ノッチの倒産状態の格付：CC から D まで

内部格付けは、一年以上の中長期的な視点から債務者の信用力を評価するために、景気変動による影響を考慮に入れた上で付与されている。特に、内部信用格付けは、債務者や与信枠の基本的条件に加え、中長期的な債務履行能力や債務履行の確実性を評価した上で付与されている。

(単位：百万円)

2024年3月31日現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
内部信用格付け				
AAA / A-	443,550	-	-	443,550
BBB+ / BBB-	1,832,226	-	-	1,832,226
BB+ / BB-	-	-	-	-
B+ / B-	-	-	-	-
CCC	-	-	-	-
CC / D	-	-	-	-
総帳簿価格	2,275,776	-	-	2,275,776
損失引当金	(431)	-	-	(431)
帳簿価格	2,275,345	-	-	2,275,345

(単位：百万円)

2023年3月31日現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
内部信用格付け				
AAA / A-	435,470	-	-	435,470
BBB+ / BBB-	1,496,114	-	-	1,496,114
BB+ / BB-	-	-	-	-
B+ / B-	-	-	-	-
CCC	-	-	-	-
CC / D	-	-	-	-
総帳簿価格	1,931,584	-	-	1,931,584
損失引当金	(367)	-	-	(367)
帳簿価格	1,931,217	-	-	1,931,217

以下の表は会計期間期初と期末時点の間における、当社の金融商品に対する損失引当金の変動を示している。報告期間中に、ステージ2もしくはステージ3に分類された金融資産あるいはオフバランスシート金融資産はなかった。

(単位：百万円)

2024年3月31日

	関係会社への貸付金 ステージ1	ローン・コミットメント ステージ1	合計
期首残高	204	163	367
ステージ1への移動	-	-	-
ステージ2への移動	-	-	-
ステージ3への移動	-	-	-
期中に消滅した金融資産	(107)	(163)	(270)
新たに発生もしくは購入された金融資産	62	337	399
償却	-	-	-
モデル/リスクパラメータの変化	(65)	-	(65)
外国為替による調整	-	-	-
期末残高	94	337	431
年間のECL引当金計上額			64
外国為替			-
年間の損益計算書のECL金額			64

(単位：百万円)

	2023年3月31日		
	関係会社への貸付金 ステージ1	ローン・ コミットメント ステージ1	合計
期首残高	219	37	256
ステージ1への移動	-	-	-
ステージ2への移動	-	-	-
ステージ3への移動	-	-	-
期中に消滅した金融資産	(211)	(36)	(247)
新たに発生もしくは購入された 金融資産	205	163	368
償却	-	-	-
モデル/リスクパラメータの変化	(6)	-	(6)
外国為替による調整	(3)	(1)	(4)
期末残高	204	163	367
年間のECL引当金計上額			111
外国為替			4
年間の損益計算書のECL金額			115

6. 純トレーディング収益／(損失)

(単位：百万円)

	終了事業年度	
	2024年3月31日	2023年3月31日
デリバティブ金融商品に関する純トレーディング収益／(損失)	157,758	48,726
純外国為替換算利益／(損失)	30,429	13,742
	188,187	62,468

当社は外国為替の換算や金利の変動などから生ずるリスクをデリバティブを用いて管理している。これらの変動を相殺するためにリスク管理目的で保有しているデリバティブから生じる利益および損失は、純トレーディング収益／(損失)に含まれる。

区分処理が適用され、組込デリバティブが公正価値で測定されている混合金融商品については、ヘッジ・デリバティブから生じる損益は、組込デリバティブによる損益と相殺されている。区分処理されていない金融商品に関しては、ヘッジ・デリバティブから生じる損益が、純トレーディング収益／(損失)の中で認識される損益の変動要因となる。

前年同期と比較した場合、当事業年度の純トレーディング収益／(損失)の収益の増加の大半は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に紐づいたヘッジ・デリバティブによるものである。この増加は、対応する純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／(損失)の損失の増加によって大半が相殺されている。(注記7を参照のこと。)

金融商品に関する当社の取扱内容および範囲に関する情報は、注記23「リスク管理」で開示されている。

7. 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／（損失）

（単位：百万円）

	終了事業年度	
	2024年3月31日	2023年3月31日
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／（損失）	(163,569)	(54,751)
	<u>(163,569)</u>	<u>(54,751)</u>

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関連する支払利息、公正価値の変動および取引費用から生ずる利益および損失は、純トレーディング収益／（損失）に含まれる為替換算調整額を除き、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／（損失）で認識されている。（注記6を参照のこと。）

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／（損失）の損失の増加は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に紐づいたヘッジ・デリバティブから生じる純トレーディング収益／（損失）（注記6を参照のこと。）の収益の増加によって大半が相殺されている。

8. その他の営業利益／（損失）

（単位：百万円）

	終了事業年度	
	2024年3月31日	2023年3月31日
移転価格の調整（注記27）	3,743	203
雑益（注記27）	109	98
	<u>3,852</u>	<u>301</u>

移転価格の調整

当社は、2018年4月1日から始まり2022年3月31日に終わる期間において有効な事前確認制度をオランダと日本の二重課税を回避するために適用していた。当社の事前確認制度は2022年3月31日に失効し、その後当社は移転価格文書を更新した。最新の移転価格文書によると、当社が現在適用している移転価格は、失効した事前確認制度と著しい相違はない。最新の移転価格文書に基づいて、当事業年度において3,743百万円の利益が発生した（前事業年度は203百万円の利益）。

9. 給与および社会保障費

（単位：百万円）

	終了事業年度	
	2024年3月31日	2023年3月31日
給与	(203)	(178)
年金保険料	(37)	(25)
社会保障および福利厚生費	(27)	(23)
	<u>(267)</u>	<u>(226)</u>

10. 従業員数

当事業年度末日現在、当社の従業員はオランダで働いている14名であった。(前事業年度：15名) 当事業年度末日現在、その14名のうち、7名は非常勤の従業員であった。(前事業年度：7名)

11. 一般管理費

(単位：百万円)

	終了事業年度	
	2024年3月31日	2023年3月31日
業務委託費(注記27)	(134)	(138)
法人所得税以外の税金	(906)	(904)
独立監査人に対する報酬*	(51)	(48)
その他専門家報酬	(29)	(30)
管理費(注記27)	(70)	(61)
その他	(1)	(3)
	<u>(1,191)</u>	<u>(1,184)</u>

*独立監査人に対する報酬

(単位：百万円)

	終了事業年度	
	2024年3月31日	2023年3月31日
監査証明業務に基づく報酬	(22)	(20)
非監査業務に基づく報酬	(29)	(28)
	<u>(51)</u>	<u>(48)</u>

12. 税金

当事業年度および前事業年度に関する法人所得税費用の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	終了事業年度	
	2024年3月31日	2023年3月31日
当期税金：		
当期法人所得税	(255)	(248)
過年度の法人所得税に関する調整	1	-
繰延税金：		
一時差異の発生および戻入に関する繰延税金	(5)	151
法人所得税費用	<u>(259)</u>	<u>(97)</u>

(単位：百万円)

	終了事業年度	
	2024年3月31日	2023年3月31日
税引前利益	966	354
オランダの法定法人所得税率による税額	(249)	(91)
過年度の法人所得税率による調整額	1	-
課税所得と会計上の利益の永久差異の影響	(11)	(6)
法人所得税費用	<u>(259)</u>	<u>(97)</u>

当事業年度および前事業年度の法定所得税率は25.8%である。当事業年度の実効税率は26.8%（前事業年度：27.32%）である。国別報告書の経過的なセーフハーバーに基づいて、当社は、国・地域別ブレンディングの適用後、BEPS第二の柱の影響を受けず、当社の財務諸表に開示する必要のある法人税等への潜在的な影響はないと考えられる。

未収還付法人所得税および繰延税金資産および負債の変動は以下のとおりである。

(単位：百万円)	<u>2024年3月31日</u>	<u>2023年3月31日</u>
未収還付法人所得税（未払法人所得税）		
期首残高	78	237
納付額	307	116
損益計上額	(254)	(248)
その他の変動	(17)	(27)
期末残高	<u>114</u>	<u>78</u>
繰延税金資産および負債		
期首残高	(4,361)	(3,292)
自己の信用リスクの変化に起因する繰延税金	1,233	(1,220)
一時差異に関連した増加/(減少)	(5)	151
期末残高	<u>(3,133)</u>	<u>(4,361)</u>

繰延税金資産および負債は、財政状態計算書上の帳簿価額と課税標準との一時差異に対して認識されている。繰延税金は、税額基準の測定と課税所得の認識のタイミングの違いにより生じる。当社の繰延税金資産および負債の大半は、デリバティブ金融商品および純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価に関連する。

当事業年度末日および前事業年度末日において、財政状態計算書に計上された繰延税金の構成要素は以下のとおりである。

(単位：百万円)	<u>2024年3月31日現在</u>	<u>2023年3月31日現在</u>
自己の信用リスクに起因する繰延税金	(3,819)	(5,052)
金融商品の評価	577	598
金融商品の損失引当金	109	93
	<u>(3,133)</u>	<u>(4,361)</u>

13. 金融商品の分類の概要

(単位：百万円)

2024年3月31日現在

	償却原価で計上される金融資産	純損益を通じて公正価値で測定することが求められる金融商品	償却原価で計上される金融負債	純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に指定された金融負債	合計
関係会社および関連当事者への貸付金	2,271,400	-	-	-	2,271,400
デリバティブ金融資産	-	156,894	-	-	156,894
現金および現金同等物	380	-	-	-	380
その他の資産					
- 担保金の支払い額 (注記16)	88,206	-	-	-	88,206
金融資産合計	2,359,986	156,894	-	-	2,516,880
社債およびその他の借入金	-	-	99,879	-	99,879
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	-	-	-	801,316	801,316
関係会社からの借入金	-	-	1,336,509	-	1,336,509
デリバティブ金融負債	-	151,360	-	-	151,360
その他の負債					
- 受入担保金 (注記21)	-	-	82,522	-	82,522
金融負債合計	-	151,360	1,518,910	801,316	2,471,586

(単位：百万円)

2023年3月31日現在

	償却原価で計上される金融資産	純損益を通じて公正価値で測定することが求められる金融商品	償却原価で計上される金融負債	純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に指定された金融負債	合計
関係会社および関連当事者への貸付金	1,928,063	-	-	-	1,928,063
デリバティブ金融資産	-	102,948	-	-	102,948
現金および現金同等物	444	-	-	-	444
その他の資産					
- 担保金の支払い額 (注記16)	138,221	-	-	-	138,221
金融資産合計	2,066,728	102,948	-	-	2,169,676
社債およびその他の借入金	-	-	122,159	-	122,159
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	-	-	-	913,941	913,941
関係会社からの借入金	-	-	871,085	-	871,085
デリバティブ金融負債	-	209,661	-	-	209,661
その他の負債					
- 受入担保金 (注記21)	-	-	-	-	-
金融負債合計	-	209,661	993,244	913,941	2,116,846

14. デリバティブ金融商品

(単位：百万円)	2024年3月31日現在	2023年3月31日現在
デリバティブ金融資産		
外国為替関連デリバティブ	24,618	9,889
金利関連デリバティブ	15,087	13,534
株式関連デリバティブ	42,546	24,211
コモディティ・デリバティブ	73,440	54,552
クレジット・デリバティブ	1,203	762
	<u>156,894</u>	<u>102,948</u>
デリバティブ金融負債		
外国為替関連デリバティブ	97,133	109,321
金利関連デリバティブ	22,497	21,793
株式関連デリバティブ	14,111	60,305
コモディティ・デリバティブ	15,550	13,419
クレジット・デリバティブ	2,069	4,823
	<u>151,360</u>	<u>209,661</u>

上記の表は、流動および非流動デリバティブ金融資産・負債を表している。

(単位：百万円)	2024年3月31日現在	2023年3月31日現在
想定元本額		
外国為替関連デリバティブ	2,161,979	1,438,710
金利関連デリバティブ	411,088	480,733
株式関連デリバティブ	200,454	342,600
コモディティ・デリバティブ	103,500	105,000
クレジット・デリバティブ	132,743	172,548
	<u>3,009,764</u>	<u>2,539,591</u>

上記のすべての表には区分処理された組込デリバティブが含まれている。各デリバティブの分類には、複数のリスク要素を参照するデリバティブが含まれている。たとえば金利関連には、金利リスクに加え外国為替リスクを参照する複合型のデリバティブが含まれる。

外国為替に関連するすべてのデリバティブおよび上記のその他のデリバティブは、区分処理された組込デリバティブを除き、野村グループとの取引である。

当社では自社のメディアム・ターム・ノートポートフォリオの管理において、ヘッジを目的としてデリバティブを利用している。これにより、当社は自社の資産および負債から生じる市場リスクと金利リスクを低減している。

デリバティブの公正価値を算定する際には信用評価調整および負債評価調整が考慮される。当社は担保金を交換しているため信用評価調整および負債評価調整額は僅少である。(注記16および注記21を参照のこと。)

15. 現金および現金同等物

残高は用途に制限がない銀行預金のみである。

16. その他の資産

(単位：百万円)	2024年3月31日現在	2023年3月31日現在
その他の流動資産:		
担保金の支払額（注記5, 27）	88,206	138,221
その他（注記27）	7,848	3,496
	<u>96,054</u>	<u>141,717</u>

当社は関連当事者との間で締結した国際スワップ・デリバティブズ協会（以下「ISDA」という。）制定の担保契約書に基づき、デリバティブの取引相手方に対して、デリバティブ取引に関連した担保金を差し入れている。その他は主に未収利息が含まれている。

17. 発行済および払込済株式資本および剰余金

授權資本は、1株当たり額面金額454ユーロの普通株式315,000株である。発行済および払込済株式資本は、1株当たり額面金額454ユーロの株式113,000株である。

発行済株式および剰余金の増減の調整項目は以下のとおりである。

	2024年3月31日現在	2023年3月31日現在
発行済および払込済株式資本（発行価額）（百万円）	8,402	8,402
発行済および払込済株式（千株）	113	113
1株当たり額面金額（ユーロ）	454	454
発行済株式（額面）（千ユーロ）	51,302	51,302
為替レート（ユーロ対円）	163.065	144.895
発行済および払込済株式資本（百万円）	<u>8,366</u>	<u>7,433</u>

発行済および払込済株式資本と発行済および払込済株式資本の発行価額との差額については剰余金において以下のとおり表示されている。

(単位：百万円)	2024年3月31日現在	2023年3月31日現在
発行済および払込済株式資本（発行価額）	8,402	8,402
発行済および払込済株式資本	8,366	7,433
為替換算差額	<u>36</u>	<u>969</u>

オランダ民法典第2：373条第5項の求めにより、発行済および払込済株式資本勘定は、発行済および払込済株式資本の額面価格を用いて測定され、報告日現在の終値を用いてユーロから円へ換算されている。報告日現在の、発行済および払込済株式資本の発行価額と帳簿価額の差異は、為替換算調整勘定に計上されている。

18. 支払配当金

当事業年度期及び前事業年度に決定された、あるいは支払われた配当金はない。

19. 社債およびその他の借入金

a. 非流動負債に含まれる社債およびその他の借入金

(単位：百万円)	2024年3月31日	2023年3月31日
期首残高	120,940	161,606
償還	(14,542)	(31,430)
流動負債への分類変更	(13,470)	(9,424)
その他の変動	51	188
期末残高	92,979	120,940

b. 流動負債に含まれる社債およびその他の借入金

(単位：百万円)	2024年3月31日	2023年3月31日
期首残高	1,219	40,967
償還	(7,789)	(49,219)
非流動負債からの分類変更	13,470	9,424
その他の変動	-	47
期末残高	6,900	1,219

上記表中のその他の変動は、主に外国為替の変動により生じたものである。

20. 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債

a. 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された非流動金融負債

(単位：百万円)	2024年3月31日	2023年3月31日
期首残高	552,001	721,494
発行	179,854	94,350
償還	(145,664)	(54,619)
流動負債への分類変更	(96,668)	(187,285)
外国為替の変動	11,470	6,387
公正価値の変動	17,894	(22,701)
自己クレジットリスクの変動	4,142	(5,578)
その他の変動	(299)	(47)
期末残高	522,730	552,001

b. 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された流動金融負債

(単位：百万円)	2024年3月31日	2023年3月31日
期首残高	361,940	441,039
発行	64,429	89,073
償還	(330,929)	(332,301)
非流動負債からの分類変更	96,668	187,285
外国為替の変動	6,401	11,667
公正価値の変動	79,250	(35,616)
自己クレジットリスクの変動	654	799
その他の変動	173	(6)
期末残高	278,586	361,940

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債から生じ、その他の包括利益／（損失）に計上されている当社の自己の信用リスクに起因する公正価値の変動の影響は、当事業年度において4,778百万円の未実現の損失（前事業年度末日は4,728百万円の利益）である。当事業年度末日現在の自己クレジットにかかる評価調整の累積額は14,802百万円の未実現の利益（前事業年度末日は19,579百万円の未実現の利益）である。当社はセカンダリー・マーケットの価格を参照して自己のクレジットスプレッドを計算している。

当社が発行する債券の契約上の償還額は、様々な指数に連動することがある。当社はリスク管理の目的で、指数の変動から生じるリスクをヘッジするためにデリバティブ取引を利用している。注記24「公正価値」に開示されているとおり、契約上の債務は、報告日現在のパラメータとモデルを用いた金融商品の公正価値測定に含まれている。自己クレジット調整金額は上記で個別に開示されている。

元本保護債券は、当事業年度末日現在、帳簿価額が297,389百万円、元本債務が350,077百万円（前事業年度末日現在：帳簿価額295,548百万円、元本債務357,482百万円）である。

21. その他の負債

(単位：百万円)	2024年3月31日現在	2023年3月31日現在
その他の流動負債：		
受入担保金（注記5, 27）	82,522	-
その他	10,338	9,536
	92,860	9,536

当社は関連当事者との間で締結したISDA制定の担保契約書に基づき、デリバティブの取引相手から、デリバティブに関連した担保金を受け入れている。その他に含まれている主なものは未払利息およびその他の未払費用である。

22. コミットメントおよび偶発債務

当社は当事業年度末日現在、野村グループに対する貸付契約の未実行残高として2,043,343百万円（前事業年度末日現在：923,217百万円）のコミットメント残高がある。未実行の貸付契約は実行される時点までは財政状態計算書に計上されない。

23. リスク管理

当社のリスク管理業務は、当社が管理しなければならない特定のリスクの評価と移転に関わっている。最も重要なリスクの種類は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクである。市場リスクには、為替リスク、価格リスク、金利リスクが含まれる。

当社の主な目的は、野村グループのために資金調達会社として活動することである。そのために当社は、株式、金利、為替、信用、コモディティを含む、これらに限定されないさまざまな異なるインデックスに連動したリターンが付いた社債を発行している。当社は、このような金融商品から生じる重大な市場リスクを取り除くという意図を持って、デリバティブ金融商品を使用し、結果として生じるそのリスクを積極的に管理している。このようなデリバティブ金融商品の取引相手は野村グループに限られている。

当社の金融商品には、貸付金、野村グループの他の会社から受け入れまたは差し入れる担保金、社債およびその他の借入金、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債、デリバティブおよび関係会社からの借入金が含まれている。

三つの防衛線

野村グループは、三つの防衛線による管理体制により、リスク管理を行うこととしている。

- ・ **第一の防衛線**：財務リスクについてはフロント部署の役職員、非財務リスクについてはすべての役職員が、リスク管理に一義的な責任を負い、業務遂行から生じるリスクにともなう結果のみならず、そのリスクを許容することがリスク・アペタイトに沿っていることの説明責任を負う。
- ・ **第二の防衛線**：リスク管理を行う部署は、第一の防衛線での管理活動をサポート・監視し、取締役および経営陣等へ報告する。また、第一線が自ら策定したリスク管理体制を、独立した立場から評価する。
- ・ **第三の防衛線**：内部監査部署は、独立した立場からリスク管理に対する検証・評価を行い、改善のための助言を行うと共に、検証・評価結果を監査委員会に報告する。

グループのリスク・アペタイト

野村グループは、戦略目標と事業計画を達成するために許容するリスクの種類および量を決定し、リスク・アペタイトの中に定めている。この文書は、チーフ・リスク・オフィサー（以下「CRO」という。）及びチーフ・フィナンシャル・オフィサー（以下「CFO」という。）が共同して経営会議（以下「EMB」という。）に提出し承認を受ける。その後、役員側から提起された関連議案に同意する権限を通じて、さらにリスク委員会（以下「BRC」という。）で検討される。

リスク・アペタイトは、自己資本充実度、流動性、財務リスクおよび非財務リスクを集約的な見地から定めている。リスク・アペタイトに対してはその各担当者によって定期的なモニタリングが行われ、リミット抵触があった場合には適宜上層部に対し報告が行われている。

野村グループのリスク・アペタイトに対しては、EMBが少なくとも一年に一度は検証を行うことが求められているものの、必要に応じて適宜見直しが行われるほか、野村グループの戦略に重大な変更が生じた場合には、それを受けて具体的に見直しを行うことが必要となっている。リスク・アペタイトは野村グループのリスク管理体制の基礎をなすものである。

グローバル・リスク管理体制

BRCは、取締役会（以下「BoD」という。）の監督機能を深めるための専門的な監督を提供している。高い独立性を確保するため、BRCは社外取締役が議長を務めている。BRCは、主に以下の分野において、野村グループのリスク管理の高度化に貢献している：

- ・リスク・アペタイト・ステートメントの改正と廃止
- ・リスク管理の枠組みの変更
- ・リスク環境の分析および検証結果または将来予測
- ・リスク管理全体および中長期リスク戦略の実行状況

グループリスク管理会議（以下「GRMC」という。）は、EMBの委任を受け、野村グループの企業リスク管理に関する重要事項を審議・決定し、業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、運営される。

CROは、BoDやEMBの委任を受け、第二の防衛線として財務リスクのリスク管理の枠組みに責任を有する。CROは、財務リスク管理に関する事項を審議・決定する委員会や財務リスク管理責任者に権限を委譲することができる。CROは、非財務リスク管理の枠組みを評価し、その枠組みを強化するために必要な措置を指示するなど、企業の機能に対して課題を提供することで、枠組みの適切性を確保する役割を担う。CROは、必要に応じて、活動の流動性リスク管理に関する課題を提供する。CROはCFOと共同でリスク・アペタイトを管理する責任を有する。

CFOは、BoDやEMBの委任を受け、第二の防衛線として財務資源および流動性リスクに関するリスク管理の枠組みを管理し、CROと共同でリスク・アペタイトを管理する責任を有する。CFOは、財務資源および流動性リスクの管理に関する事項を審議・決定する委員会に権限を委譲することができる。

チーフ・コンプライアンス・オフィサー（以下「CCO」という。）は、適切な管理体制を定めるための調整を主導し、CROの協力を得て、レピュテーション・リスクに対応するリスク・アペタイトをデザインする責任を負っている。また、CCOは、リスク・アペタイトの有効性をモニタリングし、維持する責任を持つCROと協力する。三つの防衛線によるリスク管理規定に基づき、オペレーショナル・リスクを所轄する機能を監督する責任者は、適切な管理体制を定め、自らがカバーするオペレーショナル・リスクに対応するリスク・アペタイトをデザインする責任を負っている。また、責任者は、リスク・アペタイトの有効性をモニタリングし、維持する責任を持つCROと協力する。

規程、基準や実施手続はガバナンス上必要不可欠なツールであり、野村グループのリスク管理を円滑に行うための基本方針、規則、基準や特定のプロセスが定義されている。リスク管理の実務は、これらの規程、基準および実施手続に基づいて機能するように設計されている。

リスクに関する経営情報（以下「マネジメント・インフォメーション」という。）の算出と集計、報告およびモニタリングは、適切なリスク管理体制に不可欠である。マネジメント・インフォメーションの目的は、適切な上申と意思決定、および対応策の策定に資する情報を提供することである。リスク・マネジメント部門およびファイナンス部門は、リスク・アペタイトに対応する野村グループのポジションの状況に関するマネジメント・インフォメーションを定期的に取りまとめる責任を有する。マネジメント・インフォメーションは、リスク管理の枠組みに定義されるリスク・カテゴリー全般にわたる情報を含み、また各リスクの特定および評価のためのさまざまなリスク管理手法を使用して作成される。これらの部門は、マネジメント・インフォメーションに関するデータを適切に管理する責任を有する。

当社の定性的および定量的リスク管理

市場リスク

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格等）の変動により、保有する金融資産および負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクである。市場リスクを適切に管理するためには、不断に変動する世界的な市場環境の中で複雑かつ変化し続けるポートフォリオを分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握したうえで、適時に適切な対応を取る能力が必要となる。当社は、貸付金およびメディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ契約を締結しており、市場リスクを最小限に抑えている。デリバティブの満期は、ヘッジされているメディアム・ターム・ノートの満期と一致している。

金利および株価リスク

金利または通貨関連デリバティブやエクイティスワップの利用を通じ、金利や株価のエクスポージャーのヘッジを行うことが当社の方針である。

当社は、メディアム・ターム・ノート発行により短期あるいは長期の資金の調達を行っている。当社は、固定あるいは変動金利により必要な通貨の借入を行い、その上で金利および通貨デリバティブを使用して必要なヘッジ・プロファイルを得ている。これは、関連する資産および負債の利払日のマッチング等も含んでいる。

金利エクスポージャーに関して上記のヘッジ方針を適用しているため、当事業年度末日現在および前事業年度末日現在、当社は重大な金利エクスポージャーを有していない。

為替エクスポージャー

為替エクスポージャーは、当社の機能通貨以外の通貨で表される貨幣性資産および貨幣性負債から構成される。当社の活動から生じるすべての重要な為替ネット・エクスポージャーは、外国為替関連デリバティブおよび／または通貨デリバティブを用いて積極的にヘッジされている。

為替エクスポージャーのトレーディングを行わないことは当社の方針であり、したがってすべての通貨デリバティブ取引は、ヘッジ目的のみで行われる。

為替エクスポージャーに関して上記のヘッジ方針を適用しているため、当事業年度末日現在および前事業年度末日現在、当社は重大な為替エクスポージャーを有していない。

Libor 移行

英国ポンド建て、スイスフラン建て、日本円建て、ユーロ建てのLIBORは2021年12月31日に終了したが、最も利用されている米ドル建てLIBORのテナーは、2023年6月末まで公表が継続された。

前事業年度および当事業年度において、当社を含む野村グループは、米ドル建てLIBOR契約の移行と推奨される代替案を用いた新規取引の実施に注力した。野村グループは、IBORの移行について管理しリスクの軽減を迫り、影響について評価した。既存のIBORポジションの移行は、野村グループ内の複数の部門が関与して実施された。移行プロセスの一部として、野村グループは、クライアントをIBORの実現可能なレガシー契約から移行させることに注力した。これに関し、当社を含む野村グループは顧客と移行協議を行い、LIBORを参照する債券の保有者から同意を得た。

当社は、当事業年度において、米ドル建てLIBORを参照する契約の移行を完了した。報告日現在において完了している移行は当社の財政状態および業績に重要な影響を及ぼさなかった。

信用リスク

信用リスク管理

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続き等の結果として、予め合意した条件どおりに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産にかかる損失を含む。当該リスクはまた、カウンターパーティーの信用力低下を反映した信用評価調整額の計上により損失を被るリスクを含む。

野村グループにおける信用リスクの計測、モニタリングおよび管理に関する事項は、グローバル・ポリシーおよびプロシージャで規定されている。クレジット・リスク・マネジメント部門（以下「CRM」という。）は、リスク・マネジメント部門内のグローバルな組織として、これらのポリシーやプロシージャの実装、管理に責任を負う。信用リスクは、CRMならびに、グローバルおよび地域の各種リスク・コミッティにより管理されており、重大な信用リスクの把握やクレジット・リミットの遵守の徹底のほか、多額の与信の提供に関する承認や、シニア・マネジメントがリスクの集中に関する承認を行う体制を確保している。信用リスク管理部署はリスク・モデル・バリデーション・グループ内に設置されており、CRMから独立した立場で、野村グループの内部格付制度に関する検証が適切に実施される体制を確保し、制度に問題があればその速やかな解決のために、シニア・マネジメントに報告する。この部署は、内部格付制度が正確、かつリスクを予知できるものであることを確認し、シニア・マネジメントに対して定期的に制度に関する報告を行う。

金融資産の信用度

当社は、その他の関連当事者と同様に、当社発行社債の保証人の一社であるNHIの、全額出資子会社である。従って、当事業年度末現在、当社は野村グループの信用格付を、NHIがS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社より付与されたBBB+と同等であると考えている。

当社は貸付金およびデリバティブ金融商品について野村グループとのみ取引を行っている。S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社によって示されているように、NHIの外部の信用格付けは債務履行能力を十分に保持していることを示している指標と見なされる。その結果、当社は信用リスクは最小限に抑えられていると考えている。

信用リスク低減手法

前述のとおり、当社は信用リスクに対するエクスポージャーを抑えるために、ISDAマスター契約またはそれに相当する契約（以下「マスターネットティング契約」という。）を締結している。マスターネットティング契約では、債権と債務を相殺し、取引相手方が債務不履行することにより発生する可能性のある損失を削減することができる。また、取引相手方との間で担保契約を締結し、企業が相手方から担保を入手することで、信用リスクの一層の低減が達成される。これらの契約に従った金融資産と金融負債の相殺による影響は、財政状態計算書に反映されていない。

金融資産の減損

当社は金融資産について将来予想される信用損失を評価している。上記の注記2.3 e)にあるとおり、各財務報告日において係る信用損失に対する引当金を認識している。

すべての貸付金は野村グループとの間の取引である。当事業年度および前事業年度における減損利得/損失の金額については、注記27を参照すること。

資金流動性リスク

資金流動性リスク管理

野村グループでは、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクであると定義している。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になる、野村グループの信用格付が低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、野村グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等、市場全体の事情や野村グループ固有の事情により発生する。資金流動性リスク管理については、経営会議が定める流動性リスク・アペタイトに基づくことを基本方針としている。野村グループの資金流動性管理は、市場全体が流動性ストレス下にある場合において、またそれに加えて野村グループ固有の流動性ストレス下にある場合においても、それぞれ1年間、および30日間にわたり、無担保による資金調達を行わなくても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としている。

野村グループは、主な流動性維持の目的を達成可能とする、さまざまな資金流動性リスク管理フレームワークを定めている。このフレームワークには、(1) 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持、(2) 流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用、(3) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、(4) 野村グループ各社に対する与信枠の管理、(5) 流動性ストレス・テストの実行、(6) コンティンジェンシー・ファンディング・プランが含まれる。

EMBは野村グループの資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しており、野村グループのCFOは、EMBの決定に基づき、野村グループの資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有している。

当社はその主要な役割が野村グループの資金調達であることから、野村グループの流動性リスク管理のフレームワークの中に統合されている。

野村グループにおける、満期および調達先の集中を防ぐために、野村グループのグローバル・トレジャリーが資金調達に係る満期および調達先を積極的にモニタリングし管理している。資金調達手段を確保し、調達時期と調達先の集中を防ぐために、調達先とその満期の分散が積極的に図られている。

契約上の満期別の表

以下の表は割引前のキャッシュ・フローに基づいているため、要求払いの項目に計上されている純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債を除いては、財政状態計算書とは一致しない。支払金額または受取金額が確定していない場合には、開示金額は報告期間の終了日における状況に基づいて決定されている。

デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債として計上されている組込デリバティブは、当該金融商品の契約上の満期を表示する目的では、混合金融商品から区分処理されていない。

下記の表は、独立して認識された契約を基に計算されており、ロールオーバーなどの契約のネットティングは考慮されていない。

下記の金融負債の約58.94%（前事業年度：66.25%）は、期限前解約または期限前償還となる可能性があるという特徴を有している。

金融資産

(単位：百万円)

2024年3月31日

	要求払い	30日超		1年超		合計	
		30日以下	90日以下	1年以下	5年以下		5年超
関係会社および関連当事者に対する貸付金	-	825,530	1,371,135	31,300	58,099	-	2,286,064
割引前の金融資産合計	-	825,530	1,371,135	31,300	58,099	-	2,286,064
流動性リスクに対するエクスポージャー合計	-	825,530	1,371,135	31,300	58,099	-	2,286,064

(単位：百万円)

2023年3月31日

	要求払い	30日超		1年超		合計	
		30日以下	90日以下	1年以下	5年以下		5年超
関係会社および関連当事者に対する貸付金	-	708,860	693,771	186,850	363,959	-	1,953,440
割引前の金融資産合計	-	708,860	693,771	186,850	363,959	-	1,953,440
流動性リスクに対するエクスポージャー合計	-	708,860	693,771	186,850	363,959	-	1,953,440

金融負債

(単位：百万円)

2024年3月31日

	要求払い	30日超		1年超		合計	
		30日以下	90日以下	1年以下	5年以下		5年超
社債およびその他の借入金	-	4,208	2,574	3,549	24,330	103,769	138,430
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	196,033	11,574	19,549	75,845	336,195	312,508	951,704
関係会社からの借入金	-	401,023	949,637	-	-	-	1,350,660
割引前の金融負債合計	196,033	416,805	971,760	79,394	360,525	416,277	2,440,794
流動性リスクに対するエクスポージャー合計	196,033	416,805	971,760	79,394	360,525	416,277	2,440,794

(単位：百万円)

2023年3月31日

	要求払い	30日超		1年超		合計	
		30日以下	90日以下	1年以下	5年以下		5年超
社債およびその他の借入金	-	1,174	610	3,089	28,502	130,630	164,005
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	166,250	41,526	72,877	145,392	363,074	339,636	1,128,755
関係会社からの借入金	-	469,245	407,167	-	-	-	876,412
割引前の金融負債合計	166,250	511,945	480,654	148,481	391,576	470,266	2,169,172
流動性リスクに対するエクスポージャー合計	166,250	511,945	480,654	148,481	391,576	470,266	2,169,172

以下の表は当社のデリバティブ金融商品の満期の内訳を示している。満期区分に関する分析は、契約上の満期までの残存期間を基礎としている。

デリバティブ金融商品

(単位：百万円)

2024年3月31日

	要求払い	30日以下	30日超 90日以下	90日超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
純額決済される金融デリバティブ							
純額決済される金融デリバティブ金額	89,285	1,081	2,034	8,594	27,753	42,446	171,193
割引前の純額決済される金融デリバティブ合計	89,285	1,081	2,034	8,594	27,753	42,446	171,193
総額決済される金融デリバティブ							
契約上の債権金額	-	3,057,782	2,615	12,757	122,545	63,507	3,259,206
契約上の債務金額	-	(3,051,699)	(2,262)	(11,667)	(170,180)	(36,698)	(3,272,506)
割引前の総額決済される金融デリバティブ合計	-	6,083	353	1,090	(47,635)	26,809	(13,300)
割引前の金融デリバティブ合計	89,285	7,164	2,387	9,684	(19,882)	69,255	157,893

(単位：百万円)

2023年3月31日

	要求払い	30日以下	30日超 90日以下	90日超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
純額決済される金融デリバティブ							
純額決済される金融デリバティブ金額	55,996	1,658	2,950	9,990	30,008	48,155	148,757
割引前の純額決済される金融デリバティブ合計	55,996	1,658	2,950	9,990	30,008	48,155	148,757
総額決済される金融デリバティブ							
契約上の債権金額	-	1,679,516	289,819	16,905	123,782	44,930	2,154,952
契約上の債務金額	-	(1,683,989)	(289,395)	(21,853)	(164,195)	(31,074)	(2,190,506)
割引前の総額決済される金融デリバティブ合計	-	(4,473)	424	(4,948)	(40,413)	13,856	(35,554)
割引前の金融デリバティブ合計	55,996	(2,815)	3,374	5,042	(10,405)	62,011	113,203

以下の表は各報告書日現在の貸付契約の未実行残高を示している。(注記22を参照のこと。)未実行の貸付の利息や返済は含まれていない。

その他のコミットメント

(単位：百万円)

		2024年3月31日					
要求払い	30日以下	30日超 90日以下	90日超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計	
その他のコミットメント	-	513,043	563,487	840,881	125,932	-	2,043,343
	-	513,043	563,487	840,881	125,932	-	2,043,343

(単位：百万円)

		2023年3月31日					
要求払い	30日以下	30日超 90日以下	90日超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計	
その他のコミットメント	-	307,336	96,633	519,248	-	-	923,217
	-	307,336	96,633	519,248	-	-	923,217

オペレーショナル・リスク

野村グループでは、オペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスク或いは非財務的影響と定義している。オペレーショナル・リスクには、野村グループの非財務リスク分類に定義されているコンプライアンス、リーガル、ITおよびサイバーセキュリティ、不正、外部委託先に関わるリスクその他の非財務リスクが含まれる。この定義は、戦略リスクおよびレピュテーション・リスクを含まないが、上記オペレーショナル・リスクの顕在化の結果として野村グループ各社の評判の悪化に至ることもあるため、オペレーショナル・リスクとレピュテーション・リスクは密接に関連する。

オペレーショナル・リスク管理の枠組み

野村グループは、オペレーショナル・リスクの特定、評価、管理、モニタリング、報告が可能となるオペレーショナル・リスク管理（以下「ORM」という。）の枠組みを整備している。EMBより委任を受けたGRMCがこの枠組みに基づくオペレーショナル・リスク管理全般を監督している。

ORMの枠組みは、1) リスク管理の枠組みの設立、2) 主要なリスク管理活動、3) リスク管理活動結果の活用から構成されている。当社は野村グループのORMの枠組みに全面的に統合されている。

ORMの枠組みにおいて、主要なリスク管理活動として主なオペレーショナル・リスクを管理するために講じられる措置は下記のとおりである。

- ・オペレーショナル・リスク事象等の報告：内部プロセス・人・システムが不適切または不十分であること、または外部の事象によって、結果として利益・損失またはその他の影響を生じさせた、もしくはその可能性が見込まれた事象を特定し報告するために使用されるプロセス。
- ・リスクとコントロールの自己評価：ビジネスにおける固有のオペレーショナル・リスクや、それらのリスク削減のために導入されているコントロールを特定し、更なるリスク削減に向けた対応策を策定することを目的とするプロセス。
- ・重要なリスク指標：オペレーショナル・リスクにかかるエクスポージャーの監視に使用される指標であり、予め定めた水準を超えた場合に適切な対応を行うプロセス。
- ・シナリオ分析：潜在的に影響が大きく、低頻度であるが大規模な損失をもたらす、いわゆるオペレーショナル・リスク事象を評価し、定量化するために用いられるプロセス。

上記の措置を講じた結果、当社は当事業年度末日現在および前事業年度末日現在において重大なオペレーショナル・リスクのエクスポージャーを有していなかった。

24. 公正価値

金融資産および金融負債の公正価値

金融商品の帳簿価額と公正価値の比較

流動資産に含まれる金融資産および流動負債に含まれる金融負債のうち、*関係会社からの借入金*を含む償却原価で測定されるものの帳簿価額は、短期であることから、公正価値と近似している。下記の表は、非流動資産に含まれる関係会社および関連当事者への貸付金と、非流動負債に含まれる社債およびその他の借入金の帳簿価額と公正価値の比較である。

(単位：百万円)	2024年3月31日現在		
	帳簿価額	公正価値	
		レベル2	レベル3
関係会社および関連当事者への貸付金	55,186	56,077	-
社債およびその他の借入金（注記19）	92,979	89,310	-

(単位：百万円)	2023年3月31日現在		
	帳簿価額	公正価値	
		レベル2	レベル3
関係会社および関連当事者への貸付金	356,248	360,168	-
社債およびその他の借入金（注記19）	120,940	115,085	-

償却原価で計上され、報告日から満期までの期間が一年超の金融資産に関しては、活発な市場から入手した主要な金利を用いて計算された割引キャッシュ・フローに基づいて公正価値が決定される。当該貸付金の公正価値の決定にあたっては、信用リスクおよび当該貸付金の弁済順位が考慮される。

償却原価で計上され、報告日から満期までの期間が一年超の金融負債に関しては、報告日現在の相場価格に基づいて公正価値が決定される。これらの価格は公正価値に有意な影響を及ぼすすべてのインプットが直接的または間接的に観察可能であるような技法に基づく場合もあれば、観察可能な市場データに基づかないインプットを用いた技法に基づく場合もある。

公正価値ヒエラルキー

公正価値オプションを使用して公正価値で測定されるものを含むすべての金融商品は、野村グループが公正価値を見積もるために使用する評価インプットの透明性に基づいて、3段階の階層（公正価値ヒエラルキー）に分類されている。金融商品は、その公正価値測定に有意な最も低いレベルのインプットに基づき、公正価値ヒエラルキーに分類されている。公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは以下のように定義されている。：レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有している。

レベル1

測定日現在の、同一の金融商品の（未調整の）取引価格を反映した観察可能な評価インプット

レベル2

レベル1に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観察可能な評価インプット

レベル3

野村グループの仮定や特定のデータを反映する観察不能な評価インプット

公正価値開示上、当社は、当該資産または負債の内容、特徴、リスクおよび、上記に説明している公正価値ヒエラルキーに基づいて、資産および負債の分類を決定している。

継続的に財務書類で認識される資産および負債に関しては、当社は各報告期間の期首時点に分類を再評価することにより、レベル間の移転が生じたかどうかを判断している。

市場で観察可能なデータの利用可能性は商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性がある。以下に限らず、有意な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合、市場における類似する商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれる。市場が著しく変動している期間は、利用可能で観察可能なデータが減少する場合がある。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性がある。

金融商品の分類を決定する際の重要な判断には、商品が取引される市場の性質、商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似した商品から観察された取引の性質が含まれる。

評価モデルに市場においてあまり観察可能ではないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれる。そのため、レベル1やレベル2の金融商品に比べて、レベル3の金融商品の評価にはより多くの判断が含まれる。

下記の表は、毎期経常的に公正価値で測定される金融資産および金融負債を、当社の評価手法に使用しているインプットの透明性に基づき公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類表示したものである。

(単位：百万円)	2024年3月31日現在				2023年3月31日現在			
	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
公正価値で測定される金融資産								
デリバティブ金融資産	156,894	-	143,676	13,218	102,948	-	91,100	11,848
外国為替関連デリバティブ	24,618	-	23,967	651	9,889	-	9,153	736
金利関連デリバティブ	15,087	-	4,214	10,873	13,534	-	3,912	9,622
株式関連デリバティブ	42,546	-	41,164	1,382	24,211	-	23,066	1,145
コモディティ・デリバティブ	73,440	-	73,440	-	54,552	-	54,552	-
クレジット・デリバティブ	1,203	-	891	312	762	-	417	345
	156,894	-	143,676	13,218	102,948	-	91,100	11,848

(単位：百万円)	2024年3月31日現在				2023年3月31日現在			
	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
公正価値で測定される金融負債								
デリバティブ金融負債	151,360	-	136,141	15,219	209,661	-	189,234	20,427
外国為替関連デリバティブ	97,133	-	96,700	433	109,321	-	108,542	779
金利関連デリバティブ	22,497	-	9,468	13,029	21,793	-	7,766	14,027
株式関連デリバティブ	14,111	-	12,547	1,564	60,305	-	54,860	5,445
コモディティ・デリバティブ	15,550	-	15,550	-	13,419	-	13,419	-
クレジット・デリバティブ	2,069	-	1,876	193	4,823	-	4,647	176
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	801,316	-	650,424	150,892	913,941	-	704,510	209,431
	952,676	-	786,565	166,111	1,123,602	-	893,744	229,858

レベル3の公正価値ヒエラルキーに分類された公正価値測定に関する照合

以下の表は、報告期間の期首残高と期末残高との間に生じた、レベル3に分類された金融商品の公正価値のすべての変動について、その推移を示したものである。

(単位：百万円)

	2024年3月31日		
	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	純損益を通じて公正 価値で測定される金 融商品に指定された 金融負債
期首残高	11,848	20,427	209,431
損益計算書および包括利益計算書に含まれている期間の収益／（損失）の合計*	10,628	(2,700)	12,889
新規発行	-	-	158,185
決済額	(7,650)	(639)	(143,443)
レベル3への移動	222	4,103	56,927
レベル3からの移動	(1,830)	(5,972)	(143,097)
期末残高	13,218	15,219	150,892
報告期間末に保有されている金融商品に対する損益計算書に含まれている期間の未実現利益／（損失）の合計	9,754	(7,246)	(2,705)

(単位：百万円)

	2023年3月31日		
	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	純損益を通じて公正 価値で測定される金 融商品に指定された 金融負債
期首残高	30,951	37,627	286,185
損益計算書および包括利益計算書に含まれている期間の収益／（損失）の合計*	(2,697)	(17,580)	13,068
新規発行	-	-	96,125
決済額	(16,072)	(6,005)	(83,541)
レベル3への移動	293	24,967	110,355
レベル3からの移動	(627)	(18,582)	(212,761)
期末残高	11,848	20,427	209,431
報告期間末に保有されている金融商品に対する損益計算書に含まれている期間の未実現利益／（損失）の合計	2,273	5,414	(8,151)

* 資産については、プラスの残高は利益を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利益を表している。

上記の表中のデリバティブに関する損益は、損益計算書中の純トレーディング収益／(損失)に含まれている。上記の表中の、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債による損益の合計は、損益計算書中の純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／(損失)に含まれている。

当事業年度および前事業年度において、レベル1に認識された金融資産および金融負債はない。したがって、レベル1とレベル2との間での移動は生じなかった。

当社では、公正価値ヒエラルキーの中での金融商品のあるレベルから他のレベルへの移動は、すべて移動が発生した各四半期期間の期首に起きたものとしている。したがって、上記に計上されている金額は移動が発生した各四半期期間の期首時点の金融商品の公正価値を表している。

主要な金融商品の評価手法

デリバティブ：

当社が保有しているものは、区分処理された組込デリバティブを含めて、OTCデリバティブのみである。こうした店頭デリバティブは内部モデルを使用して公正価値を算定するが、この内部モデルでは市場取引価格のほか、市場に基づいたインプットのモデルへの入力、市場の清算取引に対するモデルの調整、ブローカー・ディーラーの相場価格、合理的な水準で価格の透明性が認められる他の価格情報などといった、市場で観察される他の証拠を可能な限り用いている。評価手法としては、単純な割引期待キャッシュ・フロー計算のほか、ブラックショールズ・モデルとモンテカルロ・シミュレーションが使われている。有意なインプットすべてが市場の証拠で裏付けられる場合には、区分処理された組込デリバティブを含む店頭デリバティブは公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類されている。

相関係数、長期ボラティリティ等の有意な観察不能なインプットを用いてモデルを使って算定されるデリバティブは、レベル3に分類される。当社でレベル3に分類されるデリバティブの例としては、金利関連のエキゾチック・デリバティブ、外国為替関連のエキゾチック・デリバティブ、株式関連のエキゾチック・デリバティブ、金利リスクと外国為替リスクと株式リスクを組み合わせたエキゾチック・デリバティブ、長期またはエキゾチック・クレジット・デリバティブを含むその他の取引等がある。

評価手法はパラメーターに依拠するが、こうしたパラメーターは、同等の取引が現状の市場で取引されていない、あるいは市場データが得られないといったことにより、必ずしも市場で観察可能なものではない。このような評価手法は仮定に基づいていることから、前提となる仮定が変更となった場合には、これらの評価手法を用いて算定された公正価値も変わる可能性がある。

当事業年度では、合計で222百万円（前事業年度：293百万円）の金融資産および4,103百万円（前事業年度：24,967百万円）の金融負債がレベル3へ移動した。金融資産側で移動した金額に含まれる主なものは、株式関連デリバティブの161百万円（前事業年度：主として金利関連デリバティブの239百万円）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察不能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が増したことによりレベル3へ移動した。金融負債側で移動した金額に含まれる主なものは、株式関連デリバティブの3,231百万円（前事業年度：主として株式関連デリバティブの23,934百万円）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察不能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が増したことによりレベル3へ移動した。

当事業年度では、合計で1,830百万円（前事業年度：627百万円）の金融資産と5,972百万円（前事業年度：18,582百万円）の金融負債がレベル3から移動した。金融資産側で移動した金額に含まれる主なものは、株式関連デリバティブの1,100百万円（前事業年度：主として外国為替関連デリバティブの495百万円）であり、一部のボラティリティが観察可能

となった、または観察不能なパラメーターの重要度が低下したためレベル3から移動した。金融負債側で移動した金額に含まれる主なものは、5,107百万円の株式関連デリバティブ（前事業年度：主として株式関連デリバティブの17,038百万円）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察可能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が低下したためレベル3から移動した。

ミディアム・ターム・ノート：

当社はミディアム・ターム・ノートを発行しており、当該債券は投資家が受け取るリターンを単純な固定もしくは変動金利の利息から、株式、株価指数、コモディティの価格、外国為替レート、第三者機関による信用格付けやより複雑な金利などある変数によって変動するリターンに変更させるような要素（すなわち、組込デリバティブ）を内包している。

そのようなミディアム・ターム・ノートの時価は、ミディアム・ターム・ノートに内包されている要素によって、利用可能な場合は活発な市場における同一の性質を持つ負債の相場価格、利用不可能な場合は、同一の性質を持つ負債が資産として取引された時の相場価格、類似の負債もしくは類似の負債が資産として取引された時の相場価格、またはディスカウント・キャッシュフロー評価手法（DCF法）とオプション・プライシング・モデルを組み合わせた内部モデルなどの評価手法を組み合わせる使用することにより決定される。負債性金融商品の公正価値評価のために使用される重要なインプットにはイールドカーブ、期限前償還率、倒産可能性および損失度が含まれる。

評価プロセス

当社は、公正価値ヒエラルキーでレベル3に分類される金融商品を含む、本財務書類上に計上される金融商品のあらゆる公正価値測定の適正性を確保するため、金融商品のリスクを負うトレーディング部門から独立した組織として、公正価値測定の裁定または検証を行うための管理機能および支援機能を有する野村グループのガバナンス・フレームワークの中に全面的に統合されている。

評価方針および手続の定義、実行および管理している野村グループ内の部署は、以下のとおりである。

- ・野村グループのリスク・マネジメント部門内のバリュエーション・モデル・バリデーション・グループが、収益責任を負う部門から独立した立場で評価モデルをレビューし、モデルの妥当性や一貫性を評価している。モデル・レビューにあたっては、評価の適切性や特定の商品の感応度など多くの要素を考慮している。評価モデルは定期的に観察可能な市場価格との比較、代替可能なモデルとの比較、リスク・プロファイルの分析により市場に合うよう見直される。
- ・野村グループの財務部門内のアカウントティング・ポリシー・グループは、公正価値の決定に関連した意見書も含め、野村グループの会計方針と手続を定めている。このグループは、アカウントティング・ポリシーのグローバルヘッド、そして最終的に野村グループのCF0に報告を行っている。

有意な観察不能なインプットおよび仮定に関する定量的情報

下記の表は、レベル3金融商品に使用される有意な観察不能なインプットおよび仮定に関する情報を示している。これらの金融商品は、一般的に観察可能な評価インプット（つまりレベル2の評価インプット）も含んでいるが、これらの評価インプットは下記の表には含まれていない。

下記の表は、レベル3の金融資産および金融負債の公正価値測定に使用されている評価手法とインプットを示したものである。

	公正価値		評価手法	有意な観察不能な インプット	インプットの 評価範囲*
	金融資産	金融負債			
外国為替関連デリバティブ	651	433	DCF／オプション モデル	為替ボラティリティ (%)	11.83-12.59%
金利関連デリバティブ	10,873	13,029	DCF／オプション モデル	金利 為替ボラティリティ (%) 金利ボラティリティ (bp) 相関係数(-1.0 to 1.0)	3.36-3.88% 10.32-13.56% 37.85-90.12bp 0.12-0.98
株式関連デリバティブ	1,382	1,564	DCF／オプション モデル	配当利回り 株式ボラティリティ (%) 相関係数(-1.0 to 1.0)	0.00-2.14% 16.98-63.80% -0.63-0.91
クレジット・デリバティブ	312	193	DCF	クレジットスプレッド (%) 回収率 (%)	0.26-1.40% 35-35%
純損益を通じて公正価値で 測定される金融商品に指定 された金融負債	-	150,892	DCF／オプション モデル	金利デリバティブ 金利 為替ボラティリティ (%) 金利ボラティリティ (bp) 相関係数(-1.0 to 1.0) 株式デリバティブ 配当利回り (%) 株式ボラティリティ (%) 相関係数 (-1.0 to 1.0) クレジットデリバティブ クレジットスプレッド (%) 回収率 (%)	3.36-3.36% 10.32-13.25% 37.85-90.12bp 0.12-0.98 0.00-2.14% 16.80-63.80% -0.63-0.91 0.26-1.40% 35-35%
合計	13,218	166,111			

(単位：百万円)

2023年3月31日

	公正価値		評価手法	有意な観察不能な インプット	インプットの 評価範囲*
	金融資産	金融負債			
外国為替関連デリバティブ	736	779	DCF／オプション モデル	為替ボラティリティ (%)	12.68-13.29%
金利関連デリバティブ	9,622	14,027	DCF／オプション モデル	金利 為替ボラティリティ (%) 金利ボラティリティ (bp) 相関係数(-1.0 to 1.0)	0.64-8.51% 8.97-14.14% 37.58-79.28bp -0.25-0.98
株式関連デリバティブ	1,145	5,445	DCF／オプション モデル	配当利回り 株式ボラティリティ (%) 相関係数(-1.0 to 1.0)	0.00-5.82% 16.02-59.30% -0.80-0.95
クレジット・デリバティブ	345	176	DCF	クレジットスプレッド (%) 回収率 (%)	0.21-1.4% 35-35%
純損益を通じて公正価値で 測定される金融商品に指定 された金融負債	-	209,431	DCF／オプション モデル	金利デリバティブ 金利 為替ボラティリティ (%) 金利ボラティリティ (bp) 相関係数(-1.0 to 1.0) 株式デリバティブ 配当利回り (%) 株式ボラティリティ (%) 相関係数 (-1.0 to 1.0) クレジットデリバティブ クレジットスプレッド (%) 回収率 (%)	0.64-8.51% 8.97-13.87% 37.58-79.28bp -0.25-0.98 0.00-5.82% 16.02-59.03% -0.80-0.95 0.21-1.4% 35-35%
合計	11,848	229,858			

* 範囲に関する情報はパーセンテージおよび係数で示され、金融商品の種類を評価するために使用される有意な観察不能な評価インプットの最高値と最低値を示している。その範囲に大きな差があることは、必ずしも評価インプットに不確実性または主観性が大きく反映していることを意味しておらず、主として当該金融商品そのものの特徴が異なることによる。

観察不能なインプットの変動に対する公正価値の感応度

レベル3に分類される金融商品の評価が、一般市場心理、信用、金利、外国為替、相関係数のみならずさまざまな要因によって変動することを考慮すると、状況がさらに悪化した場合には現在の価値は引き続き減少する可能性がある。それとは逆に、状況が改善した場合には、レベル3のポートフォリオの価値の増加が見込まれることになる。ただし、経営者はレベル3に分類される金融商品のポジションの純額に重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

当社はミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ取引を行っているため、レベル3のポートフォリオの価値の増減は、当社の損益に重大な影響を及ぼすものではない。ヘッジ・デリバティブ取引は、負債性商品に組み込まれたデリバティブから生じるポジションを相殺し、当該金融商品に関連する観察不能なインプットの変動に対する公正価値の感応度を限定的なものとしている。

上記の表に記載されている各金融商品の種類に対し、当社が使用する有意な観察不能なインプットや仮定の変化が当該金融商品の公正価値の測定に影響を及ぼすことがある。観察不能なインプットとそのインプット間の相関関係の変動に対するレベル3の公正価値測定の感応度は以下のとおりである。

デリバティブ - デリバティブの原資産から生じるリスクに関して当社のポジションがロングであれば、金利や信用スプレッドのようなデリバティブの原資産の個別の要素の大幅な上昇（低下）や、配当利回りの大幅な低下（上昇）によって、公正価値測定は大幅に増加（減少）することになる。デリバティブの原資産から生じるリスクに関して当社のポジションがショートである場合には、この変動による影響は当社が報告する公正価値測定に逆の影響を及ぼすことになる。

オプション価値やリカバリーレートや相関係数に関して当社のポジションがロングであり、ボラティリティやリカバリーレートや相関係数が大幅に上昇（低下）した場合には、通常、公正価値測定は大幅に増加（減少）することになる。当社のオプション価値やリカバリーレートや相関係数のポジションがショートである場合には、これらの変動の影響は公正価値測定に逆の影響を及ぼすことになる。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債 - 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債にデリバティブが組み込まれている場合、その組込デリバティブは投資家への単純な固定または変動金利のリターンを、株価もしくは株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数に応じたリターンに変換する特徴をもっている。

デリバティブ金融商品がこのような純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の変動を相殺するリスク管理目的で保有されていることを考慮すると、観察不能なインプットの変動に対する純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の公正価値の感応度はデリバティブのものとは反対の方向になると予想される。

レベル3金融商品の有意な観察不能なインプット間には、予測可能な相関はない。

当社がさらされているマーケットリスクが限定的であることを考慮すると、観察不能なインプットに対する損益および株主持分の感応度は無視できる程度のものである。財政状態計算書において、合理的に代替可能な観察不能なインプットが使用された場合のレベル3金融商品の公正価値に対する影響額は、当社の総資産と比較すれば重要なものではない。

初日利益および損失

有意な観察不能なパラメーターを用いる評価手法により算定されたことから生じる利益または損失は、当該パラメーターが観察可能になるまで、あるいは当該金融商品の認識が中止されるまで、契約期間にわたって繰り延べられる。一方で、当初認識後の公正価値の変動は損益計算書の中で認識される。こうした金融商品から生じている損益計算書の中で認識されていない公正価値の合計額は、報告日現在、152百万円の利益（前事業年度：172百万円の利益）であった。下記の表は、期首残高から期末残高にかけての、初日利益および損失の変動に関する調整を示したものである。

（単位：百万円）

	2024年3月31日	2023年3月31日
初日利益の期首残高	172	193
新規取引	-	-
当年度中に純損益に認識された金額	(20)	(21)
初日利益の期末残高	152	172

25. 金融資産と金融負債の相殺

下記の表は、マスターネットティング契約や同種の契約の対象となる金融資産および金融負債の概要を示したものである。

	2024年3月31日					
	認識されている金融資産／負債の総額 ⁽¹⁾	財政状態計算書上相殺されている総額	財政状態計算書上に計上されている金額	財政状態計算書上相殺されていない関連金額		純額
				金融商品 ⁽²⁾	担保金 ⁽³⁾	
デリバティブ金融資産 関係会社および関連当事者への貸付金	155,764	-	155,764	(54,151)	(82,118)	19,495
金融資産合計	550,739	-	550,739	(54,446)	(82,118)	414,175
デリバティブ金融負債	142,395	-	142,395	(54,446)	(87,949)	-
金融負債合計	142,395	-	142,395	(54,446)	(87,949)	-

	2023年3月31日					
	認識されている金融資産／負債の総額 ⁽¹⁾	財政状態計算書上相殺されている総額	財政状態計算書上に計上されている金額	財政状態計算書上相殺されていない関連金額		純額
				金融商品 ⁽²⁾	担保金 ⁽³⁾	
デリバティブ金融資産 関係会社および関連当事者への貸付金	98,144	-	98,144	(98,144)	-	-
金融資産合計	465,009	-	465,009	(98,423)	-	366,586
デリバティブ金融負債	204,863	-	204,863	(98,423)	(106,440)	-
金融負債合計	204,863	-	204,863	(98,423)	(106,440)	-

- (1) 区分処理された組込デリバティブは除外されているが、これは組込デリバティブがマスターネットティング契約や同種の契約の対象となっていないためである。
- (2) これらは、貸借対照表上は相殺が認められていないが、取引相手方の債務不履行、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を当社が有している金額を表している。
- (3) デリバティブのプラス時価に対して受け入れた担保金および、デリバティブのマイナスの時価に対して差し入れた担保金は、それぞれその他の負債およびその他の資産に計上されている。

当社はすべてのデリバティブ取引相手との間で、取引相手方の債務不履行、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を当社が有することになるISDAのマスター契約を締結している。また当社は、取引相手方のうちの1社との間でマスターネットティング契約を締結したことにより、オンバランスシート取引およびオフバランスシート取引双方に関し、当該取引相手方の債務不履行時、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を有している。これらの契約によれば、同一の取引相手との間の同一の原契約に関するグロスエクスポージャーに対し、その信用エクスポージャーを削減することになる。

ネットティング契約は、通常、取引当事者同士で合意された原則的な条件を取り決めているマスターネットティング契約を指す。マスターネットティング契約では、ネットティング額の算定原則、担保の種類、債務不履行や他の倒産事由の定義、債務不履行の際の損害額や必要となる文書等に関して取り決められている。また、マスターネットティング契約は、取引当事者間における取引のすべてもしくはできる限り多くの取引を契約下にすべく条件が定められている。こうして個々の取引はマスターネットティング契約の下における取引となり、取引当事者同士が互いに営業活動を行う際、この契約が単一の基本契約となる。このようにして信用リスクを低減させることに加え、相殺条項を定めた単一のマスターネットティング契約の下で個別取引を行うことにより、複数の法域または複数の契約にまたがる取引の決済リスクを低減することもできる。

26. 資本管理方針

当社の資本管理方針の目標は、発行済株式資本、メディアム・ターム・ノートおよび関係会社からの借入金から構成される資本の適正な水準を維持することである。当社は、資本の適正水準について見直しを行っており、適正水準に関しては、野村グループにおける資金需要や流動性ポジションを十分に検討した上で決定している。

当年度中、資本管理の目標、方針、プロセスに変更はなかった。

(単位：百万円)	2024年3月31日現在	2023年3月31日現在
発行済および払込済株式資本	8,366	7,433
株式払込剰余金	1,321	1,321
為替換算調整勘定	36	969
発行済株式資本合計	9,723	9,723
社債およびその他の借入金	99,879	122,159
－ 非流動負債に含まれるもの	92,979	120,940
－ 流動負債に含まれるもの	6,900	1,219
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	801,316	913,941
－ 非流動負債に含まれるもの	522,730	552,001
－ 流動負債に含まれるもの	278,586	361,940
関係会社からの借入金	1,336,509	871,085
－ 非流動負債に含まれるもの	-	-
－ 流動負債に含まれるもの	1,336,509	871,085
発行済株式資本、メディアム・ターム・ノートおよび関係会社からの借入金合計	2,247,427	1,916,908

27. 関連当事者

本財務書類の他の箇所で開示されているように、当社が当期間中に関連当事者との間で行った重要な取引は以下のとおりである。

a. 親会社との取引

- i. 当社はNHIとの間で金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度の受取利息は8,955百万円であった。(前事業年度：8,958百万円)(注記3を参照のこと。)当事業年度末日現在、NHI向けの貸付金残高は1,465,600百万円(前事業年度末日現在：1,138,200百万円)であり、残高はすべて無担保である。当事業年度末日現在、NHIに対する貸付契約の未実行残高は、464,300百万円である。(前事業年度末日現在：239,700百万円)当事業年度において、NHIへの貸付金および貸付契約の未実行残高に関する減損損失が6百万円認識されている。(前事業年度：29百万円の利益)また、当事業年度末現在、その他の関連当事者からの未収利息1,016百万円がその他の流動資産に計上されている。(前事業年度末日現在：1,048百万円)
- ii. 当社は、当社の社債に対する保証人の1社であるNHIとディーラー契約を締結しており、計算対象期間における社債の平均発行残高に基づいて手数料(注記4を参照のこと。)を支払うことに合意している。当事業年度には514百万円の保証料が支払手数料等に計上されている。(前事業年度：658百万円)当事業年度末日現在、NHIへの未払保証料は514百万円(前事業年度末日現在：658百万円)である。

iii. 移転価格関連契約（注記8を参照のこと。）に基づいて当事業年度末日現在、3,743百万円が*その他の営業利益／（損失）*に計上されている。（前事業年度末日現在：203百万円の利益）当事業年度末日現在、3,743百万円が*その他の資産*に計上されている。（前事業年度末日現在：203百万円）

iv. 当事業年度のNHIによる情報テクノロジーインフラストラクチャーおよびその他のサービスに関する費用は、54百万円（前事業年度：62百万円）であった。この費用は損益計算書の中の*一般管理費*に計上されている。当事業年度末日現在、NHIへの未払金は54百万円であった。（前事業年度末日現在：21百万円）

b. 執行取締役との取引

当事業年度末日現在、当社の執行取締役は2名であり、野村グループ内から派遣されている。当事業年度および前事業年度において、当社が負担した当該執行取締役への報酬はなかった。

c. その他の関連当事者との取引

i. 当社は他の関連当事者との間で金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度の受取利息は36,647百万円（前事業年度：21,821百万円）であった。（注記3を参照のこと。）当事業年度末日現在、関係会社および関連当事者への貸付金残高は、806,231百万円（前事業年度末日現在：790,230百万円）であった。残高はすべて無担保である。当事業年度末日現在、関係会社への貸付契約の未実行残高は1,579,043百万円（前事業年度末日現在：683,517百万円）であった。当事業年度において、関係会社および関連当事者への貸付金および貸付契約の未実行残高に関する減損損失が58百万円認識されている。（前事業年度：144百万円の損失）また、当事業年度末現在、その他の関連当事者からの未収利息2,929百万円が*その他の流動資産*に計上されている（前事業年度末日現在：2,106百万円）。

ii. 当社は他の関連当事者との間で金銭消費貸借契約を締結しており、支払利息が発生している。（注記3を参照のこと。）かかる契約に関する当事業年度の支払利息は70,834百万円（前事業年度：35,987百万円）であった。当事業年度末日現在、その他の関連当事者に対する未払利息9,475百万円が*その他の流動負債*に計上されている。（前事業年度末日現在：8,563百万円）

iii. 当社はISDA制定のマスター契約書に基づいて、他の関連当事者とデリバティブ契約を締結している。当事業年度末日現在、他の関連当事者との間のデリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債はそれぞれ155,764百万円および142,395百万円（前事業年度末日現在：デリバティブ金融資産：98,144百万円、デリバティブ金融負債：204,863百万円）である。

iv. 当事業年度末日現在、流動性対策やマーケット・メイク業務の一環として、野村グループで保有している当社の社債の発行残高は26,046百万円（前事業年度末日現在：21,649百万円）であり、そのうちの100百万円（前事業年度末日現在：266百万円）は*社債およびその他の借入金*に分類されており、25,946百万円（前事業年度末日現在：21,383百万円）は*純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に分類された金融負債*に分類されている。

v. 当社は、当社の社債の保証人である野村グループの関連当事者1社とディーラー契約を締結しており、計算対象期間における社債の平均発行残高に基づいて、保証料（注記4を参照のこと。）を支払うことに同意している。当事業年度には、1百万円の保証料が*支払手数料等*に計上されている。（前事業年度：2百万円）当事業年度末日現在、未払保証料1百万円が*その他の流動負債*に計上されている。（前事業年度末日現在：2百万円）

- vi. 当事業年度において、当社は、その他の関連当事者の人員によるサポートに係るサービスフィーを106百万円支払っており、損益計算書の中の一般管理費に計上されている。(前事業年度：87百万円) 当事業年度末日現在、その他の関連当事者に対するサービスフィーの未払額80百万円がその他の流動負債に計上されている。(前事業年度末日現在：67百万円)
- vii. 当社は、当事業年度において、その他の関連当事者への業務運営サポートに係るサービスレベニューを108百万円受け取っており、損益計算書の中のその他の営業利益／(損失)に計上されている。(前事業年度：96百万円) 当事業年度末日現在、その他関連当事者に対するサービスレベニューの未収金108百万円がその他の流動資産に計上されている。(前事業年度末日現在：96百万円)
- viii. 当社はデリバティブ取引に関連して、その他の関連当事者との間で現金担保の授受を行い、支払・受取金利が発生している。当社は当事業年度において、担保金から14百万円の利息(前事業年度：1百万円)を受け取っている。当社は当事業年度において、担保金から31百万円の利息(前事業年度：49百万円)を支払っている。

28. 後発事象

本報告日現在、当事業年度の後に、本財務書類の注記の修正もしくは注記における開示が必要となるような事象は生じていない。

29. 利益処分 - 経営者の提案

経営者は、当事業年度の当期純利益合計707百万円を利益剰余金へ充当するよう提案している。この提案は財務書類に反映されている。

2024年7月12日

執行取締役

久保田 健太郎

浅野 健一郎

その他の情報

独立監査報告書

独立監査人であるイーワイ・アカウンタンツ・ビーヴィーによる監査報告書は、巻末に掲載されている。

利益処分 - 当社定款での規定

当社定款第20条に従い、純利益は株主総会で自由に処分されるものとする。

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

INCOME STATEMENT

(Millions of JPY)

		For the year ended	
		31 March 2024	31 March 2023
	Note		
Interest and similar income	3	45,619	30,780
Interest and similar expense	3	(71,086)	(36,259)
Net Interest Income/(expense)		(25,467)	(5,479)
Fee and commission expense	4	(515)	(660)
Credit impairment gain/(loss)	5	(64)	(115)
Net trading income/(loss)	6	188,187	62,468
Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss	7	(163,569)	(54,751)
Other operating gain/(loss)	8	3,852	301
Net operating income		2,424	1,764
Salaries and social charges	9	(267)	(226)
General and administrative expenses	11	(1,191)	(1,184)
Total operating expenses		(1,458)	(1,410)
Profit/(loss) before tax		966	354
Taxation expense	12	(259)	(97)
Profit/(loss) for the year		707	257

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

(Millions of JPY)

	For the year ended	
	31 March 2024	31 March 2023
Profit/(loss) for the year	707	257
Other comprehensive income/(loss):		
Items that will not be reclassified to income statement:		
Change in fair value attributable to change in the credit risk of financial liabilities designated at fair value through profit or loss (after tax)	(3,429)	3,645
Other comprehensive income/(loss) for the year after tax	(3,429)	3,645
Total comprehensive income/(loss) for the year	(2,722)	3,902

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

<i>(Millions of JPY)</i>		<u>31 March 2024</u>	<u>31 March 2023</u>
	Note		
Loans and advances to affiliates	5,13	55,186	356,248
Derivative financial assets	5,13,14	32,816	21,287
Total non-current assets		88,002	377,535
Loans and advances to affiliates	5,13,23,25	2,216,214	1,571,815
Derivative financial assets	5,13,14	124,078	81,661
Cash and cash equivalents	5,13,15	380	444
Income tax receivable	12	114	78
Other current assets	5,13,16	96,054	141,717
Total current assets		2,436,840	1,795,715
Total assets		2,524,842	2,173,250
Issued and paid-up capital	17,26	8,366	7,433
Share premium	26	1,321	1,321
Reserve	26	11,019	15,497
Retained earnings	18	19,079	18,256
Total shareholder's equity		39,785	42,507
Debt issued and other borrowing	13,19	92,979	120,940
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	13,20	522,730	552,001
Derivative financial liabilities	13,14	115,792	124,359
Deferred tax liabilities	12	3,133	4,361
Total non-current liabilities		734,634	801,661
Borrowing from affiliates	13	1,336,509	871,085
Debt issued and other borrowing	13,19	6,900	1,219
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	13,20	278,586	361,940
Derivative financial liabilities	13,14	35,568	85,302
Other current liabilities	5,13,21	92,860	9,536
Total current liabilities		1,750,423	1,329,082
Total liabilities		2,485,057	2,130,743
Total shareholder's equity and liabilities		2,524,842	2,173,250

Statement of Financial Position is presented after appropriation of profit.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

<i>(Millions of JPY)</i>	Issued and paid-up capital	Share premium	Own credit reserve	Currency translation reserve	Retained earnings	Total shareholder's equity
As at 1 April 2023	7,433	1,321	14,528	969	18,256	42,507
Profit/(loss) for the period	-	-	-	-	707	707
Other comprehensive income/(loss)	-	-	(3,545)	-	116	(3,429)
Total comprehensive income/(loss)	-	-	(3,545)	-	823	(2,722)
Euro denominated capital exchange valuation	933	-	-	(933)	-	-
As at 31 March 2024 (Note 17)	8,366	1,321	10,983	36	19,079	39,785

<i>(Millions of JPY)</i>	Issued and paid-up capital	Share premium	Own credit reserve	Currency translation reserve	Retained earnings	Total shareholder's equity
As at 1 April 2022	6,991	1,321	11,019	1,411	17,863	38,605
Profit/(loss) for the period	-	-	-	-	257	257
Other comprehensive income/(loss)	-	-	3,509	-	136	3,645
Total comprehensive income/(loss)	-	-	3,509	-	393	3,902
Euro denominated capital exchange valuation	442	-	-	(442)	-	-
As at 31 March 2023 (Note 17)	7,433	1,321	14,528	969	18,256	42,507

The realized own credit amount of JPY 116 million gain after tax is recorded under *Retained earnings* as part of *Other comprehensive income/(loss)* and the unrealized own credit amount of JPY 3,545 million loss after tax is recorded under *Reserve* as part of *Other comprehensive income/(loss)* for the year ended 31 March 2024. (JPY 136 million gain after tax and JPY 3,509 million gain after tax respectively for the year ended 31 March 2023).

The currency translation reserve is a non-distributable legal reserve in accordance with Part 9 Book 2 of the Dutch Civil Code. On the other hand, the own credit reserve is not a legal reserve.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

STATEMENT OF CASH FLOWS

(Millions of JPY)

	Note	For the year ended	
		31 March 2024	31 March 2023
Operating activities			
Profit/(loss) for the year		707	257
Adjustments for:			
Net (gain)/loss from financing activities		114,958	(41,216)
Others		80	1,054
Operating assets and operating liabilities:			
Decrease/(increase) in loans and advances to affiliates	13	(343,337)	233,368
Increase/(decrease) in borrowing from affiliates		465,424	83,959
Decrease/(increase) in derivative financial assets	13,14	(53,946)	120,233
Increase/(decrease) in derivative financial liabilities	13,14	(58,301)	(39,769)
Decrease/(increase) in other operating assets	16	45,627	(19,399)
Increase/(decrease) in other operating liabilities	21	83,324	(54,155)
Net cash from operating activities		254,536	284,332
Financing activities			
Proceeds from financial liabilities designated at fair value through profit or loss	13,20	244,283	183,423
Redemption of debt issued and other borrowing	13,19	(22,331)	(80,649)
Redemption of financial liabilities designated at fair value through profit or loss	13,20	(476,593)	(386,920)
Net cash from financing activities		(254,641)	(284,146)
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents		(105)	186
Net foreign exchange difference		41	17
Cash and cash equivalents at period beginning		444	241
Cash and cash equivalents at period end	15	380	444
Operational cash flows			
Interest paid		(70,173)	(29,487)
Interest received		44,828	29,262
Tax (paid)/refunded	12	(307)	(116)

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

Reconciliation of liabilities arising from financing activities

<i>(Millions of JPY)</i>	1 April 2023	Cash flow	Non-cash changes Changes in fair values and effect of changes in foreign exchange rates	Other	31 March 2024
Debt issued and other borrowing	122,159	(22,331)	51	-	99,879
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	913,941	(232,310)	119,685	-	801,316
Total liabilities from financing activities	1,036,100	(254,641)	119,736	-	901,195

<i>(Millions of JPY)</i>	1 April 2022	Cash flow	Non-cash changes Changes in fair values and effect of changes in foreign exchange rates	Other	31 March 2023
Debt issued and other borrowing	202,573	(80,649)	235	-	122,159
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	1,162,533	(203,497)	(45,095)	-	913,941
Total liabilities from financing activities	1,365,106	(284,146)	(44,860)	-	1,036,100

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1. Corporate Information

Nomura Europe Finance N.V. (the "Company") is a wholly owned subsidiary of Nomura Holdings, Inc. ("NHI"), a company incorporated in Japan and listed in Japan, the United States of America and Singapore, which is also the ultimate parent of the Company.

The Company, incorporated and domiciled in Amsterdam, the Netherlands, is a limited liability company under the Dutch law and its registered office is at Rembrandt Tower, Amstelplein 1, 1096 HA Amsterdam, the Netherlands (Chamber of Commerce number 33221661).

The Company's principal activity is to act as a funding entity for NHI and its subsidiaries (collectively the "Nomura Group").

The Company's financial statements for the year ended 31 March 2024 shall be submitted to the Annual General Meeting of Shareholders on 18 July 2024 for adoption. The shareholder's meeting can reject the financial statements but cannot amend them.

2. Material accounting policies

2.1 Basis of accounting

The financial statements of the Company for the year ended 31 March 2024 have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") as adopted by the European Union ("EU"). The financial statements have also been prepared in accordance with the requirements in Part 9 Book 2 of the Dutch Civil Code.

The financial statements have been prepared on a historical cost basis except for derivative financial instruments and financial liabilities designated at fair value through profit and loss, which have all been measured at fair value.

The financial statements are presented in Japanese Yen ("JPY") and all values are rounded to the nearest million ("Millions of JPY") except where otherwise stated.

The financial statements are prepared on a going concern basis.

2.2 Significant accounting judgements, estimates and assumptions

The preparation of the Company's financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the reported amount of revenues, expenses, assets and liabilities, and the accompanying disclosures.

Fair value of financial instruments

A significant amount of judgements and estimates were applied to the fair value of certain financial assets and financial liabilities. Various valuation techniques are used to determine fair values of financial assets and financial liabilities, where these fair values cannot be derived from an active market. Observable market data is used in the valuation models as far as feasible. If no observable data is available, a degree of judgement is required to determine fair values. Detailed information about the fair value of financial instruments and valuation techniques are set out in Note 24.

Impairment of financial assets

The Company assesses expected credit losses for all loans and other debt financial assets not held at fair value through profit or loss, together with loan commitments and financial guarantee contracts on a forward-looking basis. The Company recognises a loss allowance at each reporting date. Detailed information about the judgements and estimates made by the Company when calculating expected credit losses are set out in Note 2.3.

2.3 Summary of material accounting policies

a) Foreign currencies

The financial statements are presented in JPY, which is the functional and presentation currency of the Company. Foreign currency transactions during the period are translated at the rates of exchange on the date of the transaction.

Subsequent to initial recognition monetary items are translated at closing rate and non-monetary items at historical spot rate at each reporting date. Foreign exchange gains and losses on financial assets and financial liabilities that are monetary assets and monetary liabilities are recognised in the income statement.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

b) Operating Income

(i) Interest income and expense

Interest income and expense for all financial instruments, except for those classified as derivatives held for trading and financial liabilities designated at fair value through profit or loss, are recognised under *Interest and similar income* or *Interest and similar expense* using the effective interest rate ("EIR") method.

The EIR method is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or liability (or a group of assets and liabilities) and of allocating the interest income or interest expense over the relevant periods. The EIR is the rate that exactly discounts the expected future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument, or when appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the instrument. This calculation takes into account the impact of all fees and commissions, paid or received, directly attributable to the transactions, and discounts or premiums that are integral part of the EIR method.

(ii) Net fees and commission income

Loan origination fees are recognised in the income statement as an adjustment to the yield on the financial assets carried at amortised cost using the EIR method.

Upfront fees received and paid on derivative financial instruments are recognised as part of the initial fair value measurement of the related financial instrument.

c) Fair value of financial instruments

Some of the financial instruments of the Company are held at fair value. A description of the Company's policies with regards to its application of fair value measurements to significant financial instruments is as follows:

(i) Determination of fair values and fair value measurement

The Company measures financial instruments, such as derivatives, at fair value at each balance sheet date. For other financial instruments which are measured at amortised cost, fair values are disclosed in Note 24.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either:

- In the principal market for the asset or liability, or
- In the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability

The principal or the most advantageous market must be accessible by the Company.

Where quoted market prices or broker/dealer quotations are not available for financial instruments, prices for similar instruments or valuation pricing models are considered in the determination of fair value. Such financial instruments are valued using models with significant unobservable inputs such as correlation, long-dated volatility, or other unobservable inputs. Valuation pricing models consider contractual terms, position size, underlying asset prices, interest rates, dividend rates, time value, volatility and other statistical measurements for the relevant instruments or for instruments with similar characteristics. These models also incorporate adjustments relating to market liquidity adjustments. These adjustments are fundamental components of the fair value calculation process. The valuation technique used maximises the use of market inputs and minimises the use of Company-specific inputs which are unobservable in the market.

Valuation pricing models and their underlying assumptions impact the amount and timing of unrealised gains and losses recognised and the use of different valuation pricing models or underlying assumptions could produce different financial results. Any changes in the fixed income, equity, and foreign exchange and commodity markets can impact the Company's estimates of fair value in the future, potentially affecting trading gains and losses and also gains and losses on financial liabilities designated at fair value through profit or loss. The Company's estimates of fair value may involve greater subjectivity due to the lack of transparent market data available upon which to base assumptions of underlying valuation pricing models.

The Company applies exception in IFRS 13.48 to measure the fair value of financial assets and financial liabilities on the basis of mid-price. For hybrid instruments where embedded derivatives are separated and financial instruments which are designated through profit or loss, the exposure on such instruments is offset by the hedging derivatives.

The Company does not apply hedge accounting and all references to hedging in the notes to the financial statements are to economic hedging.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

All gains and losses from changes in the fair value of financial instruments that are classified as held for trading are recognised under *Net trading income/(loss)*.

(ii) Recognition of day 1 gains and losses

The fair value of a financial instrument is normally the transaction price (i.e. the fair value of consideration given or received). However, in some cases, the fair value at inception will be based on a valuation pricing model incorporating only observable parameters in the market or on other observable current market transactions in the same instrument, without modification or repackaging. Where such valuation techniques are used to derive fair values from market observable inputs, the difference between fair value and the transaction price is initially recognised in the income statement.

Valuation techniques incorporating significant unobservable parameters may also be used to determine fair value at inception. In such cases, the difference between the transaction price and model value is only recognised in the income statement when the inputs become observable or when the instrument is derecognised.

(iii) Financial instruments designated at fair value through profit or loss

The Company seeks to minimize the market risks by entering into derivative agreements to economically hedge the exposures of medium term notes. The value of hedging derivative and the associated note have the same performance which offset each other, thus by applying the fair value option ("FVO") to notes the Company expects to reduce recognition inconsistency and valuation volatility.

Starting from 1 April 2018, the Company applies the FVO to all newly issued notes under IFRS 9. The Company manages and evaluates performance of financial liabilities (issued notes) in such a way that the measurement of the portfolio of notes at fair value through profit or loss provides more relevant information for risk management purposes and transparent understanding of the Company's financial statements.

d) Financial Instruments

Financial instruments within the scope of IFRS 9 are divided into three classifications; those measured at amortised cost, those measured at fair value through profit or loss and those measured at fair value through other comprehensive income.

Financial liabilities held for trading are measured at fair value through profit or loss, and all other financial liabilities are measured at amortised cost unless the FVO is applied.

The Company determines the classification of its financial assets on initial recognition except equity instruments and derivatives based on a combination of the entity's business model for managing the assets and the instruments' contractual cash flow characteristics. Even though the Company's financial assets may meet the criteria to be classified at amortised cost or fair value through other comprehensive income, the Company may, at initial recognition, apply the FVO to those financial assets if doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency (sometimes referred to as "accounting mismatch") that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising gains and losses on them on different bases.

(i) Financial assets

IFRS 9 requires all financial assets, except equity instruments and derivatives, to be assessed based on a combination of the entity's business model for managing the assets and the instruments' contractual cash flow characteristics. A financial asset is classified and subsequently measured at amortized cost, unless designated under FVO, if the financial asset is held in a Hold to Collect business model and the contractual cash flows are Solely Payments of Principal and Interest.

Under this measurement category, the financial asset is measured at fair value at initial recognition minus the principal repayments, plus or minus the cumulative amortization using the effective interest method of any difference between that initial amount and the maturity amount and adjusted for any impairment allowance.

Business model:

There are three business models identified under IFRS 9 for financial assets:

- Hold to Collect - Financial assets held with the objective to collect contractual cash flows.
- Hold to Collect and Sell - Financial assets held with the objective of both collecting contractual cash flows and selling financial assets.
- Other - Financial assets held with trading intent or that do not meet the "Hold to Collect" and "Hold to Collect and Sell" qualifying criteria.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

The Company determines its business model at the level that best reflects how it manages groups of financial assets to achieve its business objective. Factors considered by the Company in determining the business model for a group of assets include how the cash flows from these assets were collected, how risks are assessed and managed, how the asset's performance is evaluated and reported to key management personnel and the frequency, value and timing of sales.

The Company manages a portfolio of financial assets through the Hold to Collect business model where all of the following criteria are met:

- The portfolio is not held with trading intent or not managed on a fair value basis;
- The portfolio of financial assets is managed to realise cash flows solely through collecting contractual payments over the life of the financial assets rather than managing the overall return on the portfolio by both holding and selling financial assets; and
- Any sales of financial assets are expected to be infrequent or insignificant.

Solely Payments of Principal and Interest (SPPI):

To meet the Hold to Collect business model, the portfolio of financial assets are to be held by the Company with the strategy of collecting cash flows from the financial assets specified by contractual terms of the instrument. A financial asset can only be measured at amortised cost where the contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest.

Principal for purpose of the SPPI test is defined as the fair value of the debt instrument at initial recognition and therefore the contractual cash flow characteristics is determined based on a comparison of contractual cash flows to the amount actually invested. It is not necessarily the contractual par amount of the debt instrument.

The most significant elements of interest within a basic lending arrangement are that it is consideration for the time value of money and credit risk. Interest may also include a profit margin.

(ii) Financial liabilities at amortised cost

Financial liabilities at amortised cost include the host contract of certain medium term notes that are bifurcated and other borrowings. Financial liabilities at amortised cost are initially recognised on the date when the Company becomes a party to the contract. After initial measurement, these instruments are subsequently measured at amortised cost using the EIR method.

(iii) Financial liabilities designated at fair value through profit or loss

Financial liabilities classified in this category are those that have been designated by management as at fair value through profit or loss upon initial recognition when the designation eliminates, or significantly reduces, the inconsistent treatment that would otherwise arise from measuring the assets or liabilities or recognizing gains or losses on them on a different basis.

These instruments are measured initially at fair value and transaction costs are recognised in profit or loss. For these instruments, fair value changes attributable to the Company's credit risk are presented in other comprehensive income and are not reclassified to profit or loss, thereby eliminating volatility in profit or loss in relation to own credit adjustments. All other fair value changes are presented in profit or loss. Interest expenses, gains and losses arising from changes in fair value and transaction costs associated to the financial liabilities designated at fair value through profit or loss are recognised under *Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss*, except for the currency translation effect which is included in *Net trading income/(loss)*.

Loan commitments designated as financial liabilities at fair value through profit or loss are within the scope of IFRS 9. These loan commitments are initially recognised on the date when the Company becomes a party to the contract, and subsequently measured at fair value with changes in fair value reported under *Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss*.

(iv) Derivative financial instruments

Financial instruments at fair value through profit or loss include derivative financial instruments held for trading. Financial assets and financial liabilities are classified as held for trading if (1) they are acquired or incurred principally for the purpose of sale or repurchase in the near term; (2) on initial recognition they are part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit taking; or (3) they are derivatives, except for a derivative that is a financial guarantee or a designated and effective hedging instrument.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

The Company uses derivatives to economically hedge its interest and foreign exchange. All derivatives are recognised on the date when the Company becomes a party to the contract. Derivatives held for trading are initially and subsequently measured at fair value with changes in fair value recognised in profit or loss. Derivatives with positive and negative fair values are presented as assets and liabilities, respectively, in the statement of financial position.

A derivative embedded in a hybrid instrument that also includes a non-derivative host that is not a financial asset is accounted for as a separate derivative if (1) its economic characteristics and risks are not closely related to those of the host; (2) a separate instrument with the same terms as the embedded derivative would meet the definition of a derivative; and (3) the hybrid instrument is not measured at fair value with changes in fair value recognised in profit or loss.

Initial measurement of financial instruments

When a financial asset or financial liability is recognised initially, the Company measures it at its fair value plus or minus, in the case of a financial asset or financial liability not at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

Derecognition

A financial asset is derecognised when the rights to receive cash flow from the asset have expired or when the Company has transferred its rights to receive the cash flow from the asset and the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset. A financial liability is derecognised when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expires.

When an existing financial liability is replaced by another from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, such an exchange or modification is treated as a derecognition of the original liability and a recognition of a new liability, and the difference in the respective carrying amounts is recognised in the income statement.

e) Impairment

Under IFRS 9, the Company is required to record a loss allowance for expected credit losses for all loans and other debt instruments not held at fair value through profit or loss, together with loan commitments and financial guarantee contracts. The loss allowance is measured based on the expected credit losses that result from default events on a financial instrument that are possible within the 12 months after the reporting date unless there has been a significant increase in credit risk since origination, in which case, the loss allowance is measured based on the expected credit losses that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

Application of the general expected credit loss ("ECL") impairment model:

Expected credit losses should be determined using all reasonable and supportable information which is reasonably available at the Company's reporting date without undue cost or effort, including information about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions. The information used should reflect factors that are specific to the obligor, general economic conditions and an assessment of both the current as well as the forecast direction of conditions at the Company's reporting date. Information that is available for financial reporting purposes is always considered to be available without undue cost or effort.

The general ECL impairment model is used to measure expected credit losses against the majority of financial instruments held by the Company which are subject to impairment through the ECL impairment model under IFRS 9.

Expected credit losses represent the difference between the cash flows that the Company is entitled to receive in accordance with the contractual terms of the financial instrument and the cash flows that the Company ultimately expects to receive based on following model.

The measurement of expected credit losses under the ECL impairment model reflects:

- An unbiased and probability-weighted amount that is determined by evaluating a range of possible outcomes;
- The time value of money; and
- Reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

Lifetime expected credit losses represent expected credit losses that would result from all possible default events over the expected life of the financial instrument whereas 12 month expected credit losses are the portion of lifetime expected credit losses that represent the expected credit losses that result from default events on a financial instrument that are possible within the 12 months after the reporting date.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

In order to determine whether 12 month or lifetime expected credit losses are used, each financial asset and off-balance sheet financial instrument being individually or collectively assessed for impairment is classified at each reporting date into one of following three stages of credit quality deterioration since the financial asset was initially recognised.

- Stage 1 – Performing financial assets for which there has been no significant deterioration in credit quality since initial recognition;
- Stage 2 – Underperforming financial assets for which there has been a significant deterioration in credit quality since initial recognition but which are not credit-impaired; and
- Stage 3 – Non-performing financial assets for which there has been a significant deterioration in credit quality since initial recognition and which have become credit-impaired

A financial instrument that is not credit-impaired on initial recognition is initially classified into stage 1 and is typically subsequently continuously monitored to determine whether a significant increase in credit risk has occurred, at which point the financial instrument is reclassified to stage 2. A determination of whether a significant increase in credit risk has occurred at each reporting date will primarily be through a comparison of Nomura Group's internal credit rating applied to the financial instrument at acquisition, origination or issuance and the internal credit rating currently assigned to the financial instrument at the reporting date. A financial instrument will be reclassified into stage 2 where the internal credit rating has declined by more than a specific number of notches (one to four) depending on the level of rating assigned at initial recognition. If there is a further deterioration in credit quality such that the financial instrument becomes credit-impaired, the financial instrument is then reclassified into stage 3.

Internal ratings are assigned based on the assessment of the mid to long-term capability and certainty of debt repayment (creditworthiness) in addition to the fundamental conditions (fundamentals) of a given obligor or facility. Internal ratings are reviewed regularly and on an ad-hoc basis, to ensure that the creditworthiness of a given obligor will be duly and timely taken into account.

A stage 3 financial asset can only be classified out of stage 3 and into stage 2 or eventually stage 1 when it no longer meets the definition of being credit-impaired, namely when it is no longer probable that the Company will not be able to collect all principal and interest amounts due in accordance with the original or modified contractual terms of the financial asset.

A financial asset is credit-impaired when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred since origination or purchase namely and it is no longer probable that the Company will be able to collect all principal and interest amounts due in accordance with the contractual terms of the financial asset. The Company considers a financial instrument defaulted (which is fully aligned with the definition of credit-impaired) when there is failure of an obligor to make payments in full and on time of any financial obligations, markedly disadvantageous modification to a contractual term compared with the existing obligation, bankruptcy filings, administration, receivership, liquidation or other winding-up or cessation of business of an obligor or other similar situations. In addition, there is a rebuttable presumption that regardless of the above definition, default is deemed to occur and a financial instrument is credit-impaired when the financial instrument is 90 days or more past due.

A financial instrument will continue to be credit-impaired until the obligor cures the reasons for credit-impairment or there has been a sustained observable period of repayment performance on the financial instrument. Determination of what constitutes a sustained period of repayment performance by the obligor depends on the nature of the financial instrument but will typically be for a period of 6 months or more.

The allowance for expected credit losses recognised against stage 1 financial assets is determined using 12 month expected credit losses. Conversely, the allowance against stage 2 or stage 3 financial assets is based on lifetime expected credit losses.

Credit-impaired financial instruments individually assessed for impairment are typically written-off when further cash flows are deemed uncollectible and when all commercially reasonable means of recovering outstanding principal and interest balances have been exhausted. Such a determination is based on factors such as the occurrence of significant changes in the obligor's financial position such that the obligor can no longer pay the obligation, or that the proceeds from collateral will not be sufficient to pay amounts due.

A write off of a financial instrument such as a loan, receivable or debt security reduces the gross carrying amount of the financial instrument. Write-offs are initially recognised against any existing allowance for expected credit losses and can relate to a financial instrument in its entirety or to a portion of it. Recoveries are recognised as a reduction of the provision for expected credit losses recognised through earnings during the reporting period.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For stage 1 and stage 2 financial instruments, interest income is recognised during the reporting period at an amount determined by applying the effective interest rate to the gross carrying amount of the financial instrument.

For stage 3 financial assets, interest income is applied by applying the effective interest rate ("EIR") to net carrying amount of the financial asset namely the gross carrying amount less the allowance for expected credit losses.

Measurement of expected credit losses:

The measurement of expected credit losses through the general ECL impairment model is typically determined within the Company using loss rate models or discounted cash flow models depending on the relevant staging of the financial instrument. A loss rate model measures expected credit losses for an individual or portfolio of similar financial instruments through development of loss rates calculated through an estimate of the probability of default ("PD") of the obligor and loss given default ("LGD") which is applied to the expected credit exposure of the obligor at default ("CEAD"). CEAD represents the expected amount of credit exposure (i.e amount owed to the Company) at the point that the financial instrument defaults.

PD inputs are determined by class of financial instrument and by internal Nomura credit rating applied to the financial instrument. PD inputs used by the Company are sourced from industry data and validated based on historical experience. PD inputs are prepared by referring to S&P's historic rating migration data and PD is calculated over the next 12 months for stage 1 financial instruments and over the entire lifetime for stage 2 and 3 instruments.

Forward-looking information is incorporated into the PD inputs by forecasting economic scenarios and adjusting the base case inputs for at least one optimistic and pessimistic scenario.

LGD inputs are determined by class of financial instrument based on historical experience of loss recovery rates for similar financial instruments and other relevant industry data. LGD inputs are adjusted to reflect the impact of collateral and integral credit enhancements.

For revolving and non-revolving loan commitments, the relevant absolute measure of CEAD represents an estimate of the total amount of the facility which will be drawn by the obligor by the time of default. This therefore includes any portion of the facility currently funded and an additional adjustment based on a conversion factor to estimate of further amounts which may be drawn.

Cash flows expected from collateral and other credit enhancements that are integral to contractual terms of the financial instrument and not recognised separately by the Company are included in the measurement of expected credit losses.

f) Offsetting financial Instruments

Financial assets and financial liabilities are presented on a gross basis unless the Company has a legally enforceable right to set off the financial asset and financial liability and the Company intends to settle the financial asset and financial liability on a net basis.

g) Statement of cash flows

Statement of cash flows has been prepared using the indirect method. Cash and cash equivalents consist of cash in banks.

For the purpose of the cash flow statement, *Net (gain)/loss from financing activities* are non-cash items which include the effects of foreign exchange results, amortisation of debt issued and other borrowing using the effective interest rate method and FVO valuation.

The movement in the *Deferred tax assets and liabilities* is included in the line item, *Others* while the movement in the income tax receivable/(payable) is included in the line items *Decrease/(increase) in other operating assets* and *Increase/(decrease) in other operating liabilities*. Both these line items are presented under *Net cash from operating activities*.

h) Taxation

Current tax assets and liabilities for the current and prior years are measured as the amount expected to be recovered from or paid to the taxation authorities.

Deferred tax assets and liabilities are recognised for temporary difference between the carrying amounts in the statement of financial position and the tax base. Deferred tax assets and liabilities are recognised to the extent that it is probable that future taxable profit will be available against which the temporary difference can be utilised.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

The tax rates and tax laws used to compute the amount are those that are enacted or substantively enacted as of the reporting date.

2.4 Operating segment

The Company has organised its business activities based on its products and services. As the Company only engages in one operating segment of financing activity, the gross and net assets and profit/loss before taxation as presented in the face of the financial statements are related to the same segment. The majority of the debt is issued to Japanese investors. All loan payables, loan receivables and derivatives, except for derivatives embedded in some of the medium term notes, are transacted with Nomura Group.

2.5 Changes in accounting policies and estimates

The accounting policies and estimates are consistent with those followed in the preparation of the annual financial statements of the previous financial year, except for the adoption of the following standards that have become effective and are relevant for the financial statements of the Company for the year ended 31 March 2024.

Amendments to IAS 12 Income Taxes: Deferred Tax related to Assets and Liabilities arising from a Single Transaction

The amendments require companies to recognise deferred tax on transactions that, on initial recognition, give rise to equal amounts of taxable and deductible temporary differences. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2023 and the Company adopted these amendments as of 1 April 2023. The amendments were endorsed by EU during the year ended 31 March 2023.

These amendments had no material impact on the Company's financial position and performance.

Amendments to IAS 1 Presentation of Financial Statements and IFRS Practice Statement 2: Disclosure of Accounting policies

The amendments change the requirements in IAS 1 with regard to disclosure of accounting policies. Applying these amendments, an entity discloses its material accounting policies, instead of its significant accounting policies. Further amendments to IAS 1 are made to explain how an entity can identify a material accounting policy. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2023 and the Company adopted these amendments as of 1 April 2023. The amendments were endorsed by EU during the year ended 31 March 2022.

The amendments had an impact on the Company's disclosures of accounting policies, but not on the measurement, recognition or presentation of any items in the Company's financial statements.

Amendments to IAS 8 Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors: Definition of Accounting Estimates

On 12 February 2021, IASB issued amendments to IAS 8 Accounting Policies, Changes to Accounting Estimates and Errors, in which it introduces a new definition of "accounting estimates". The amendments are designed to clarify the distinction between changes in accounting estimates and changes in accounting policies and correction of errors. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2023 and the Company adopted these amendments as of 1 April 2023. The amendments were endorsed by EU during the year ended 31 March 2022.

These amendments had no material impact on the Company's financial position and performance.

Amendments to IAS 12 Income taxes: International Tax Reform – Pillar Two Model

On 23 May 2023, the International Accounting Standards Board ("IASB") issued International Tax Reform—Pillar Two Model Rules – Amendments to IAS 12 (the Amendments) to clarify the application of IAS 12 Income Taxes to income taxes arising from tax law enacted or substantively enacted to implement the Organisation for Economic Co-operation and Development ("OECD")/G20 Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting ("BEPS") Pillar Two model rules (Pillar Two income taxes).

The amendments introduce:

- A mandatory temporary exception to the accounting for deferred taxes arising from the jurisdictional implementation of the Pillar Two model rules; and

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

- Disclosure requirements for affected entities to help users of the financial statements better understand an entity's exposure to Pillar Two income taxes arising from that legislation, particularly before its effective date.

The mandatory temporary exception – the use of which is required to be disclosed – applies immediately. The remaining disclosure requirements apply for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2023. The amendments were endorsed by EU during the year ended 31 March 2024.

Based on the assessments made, these amendments do not have a material impact on the Company's financial position and performance. (Please refer to Note 12).

2.6 Standards issued but not yet effective

At the date of authorization of these financial statements, the following new standards and amendments to the existing standards and interpretations which are likely to be applicable to the Company have been issued by the IASB but not yet effective for the year ended 31 March 2024:

Amendments to IAS 1 Presentation of Financial Statements: Classification of Liabilities as Current or Non-current

On 23 January 2020, IASB issued amendments to IAS 1 Presentation of Financial Statements to clarify the requirements for classifying liabilities as current or non-current. More specifically, the amendments specify that a) the conditions which exist at the end of the reporting period are those which will be used to determine if a right to defer settlement of a liability exists b) management expectations about events after the balance sheet date, for example on whether a covenant will be breached, or whether early settlement will take place, are not relevant c) the amendments clarify the situations that are considered settlement of a liability. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2024 with early adoption possible. The amendments were endorsed by EU during the year ended 31 March 2024.

The Company expects to adopt these amendments as of the beginning of the financial year starting on 1 April 2024. The amendments will have an impact on the Company's disclosures but not on the measurement and recognition of any items in the Company's financial statements.

Amendments to IAS 21 The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates: Lack of Exchangeability (issued on 15 August 2023)

The IASB's amendments to IAS 21 The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates require disclosure of information that enables users of financial statements to understand the impact of a currency not being exchangeable. Proposed changes are as follows:

- Specify when a currency is exchangeable into another currency and when it is not
- Specify how an entity determines the exchange rate to apply when a currency is not exchangeable
- Require the disclosure of additional information when a currency is not exchangeable

The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025 with early adoption possible. The amendments are not endorsed by EU yet.

Based on the assessment made, these amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial position and performance.

3. Interest income and expense

(Millions of JPY)

	For the year ended	
	31 March 2024	31 March 2023
Interest and similar income		
Loans and advances to affiliates (Note 27)	45,602	30,779
Cash collateral (Note 27)	14	1
Cash and cash equivalents	3	-
	<u>45,619</u>	<u>30,780</u>

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

(Millions of JPY)

	For the year ended	
	31 March 2024	31 March 2023
Interest and similar expense		
Debt issued and other borrowing	(221)	(223)
Cash collateral received (Note 27)	(31)	(49)
Borrowing from affiliates (Note 27)	(70,834)	(35,987)
	<u>(71,086)</u>	<u>(36,259)</u>

Main reasons of the decrease in *Net interest income* are the changes in market conditions of interest, such as interest rate gap between borrowing rate and lending rate where currencies are different.

4. Fee and commission expense

(Millions of JPY)

	For the year ended	
	31 March 2024	31 March 2023
Guarantee fee (Note 27)	(515)	(660)
	<u>(515)</u>	<u>(660)</u>

5. Expected credit loss

The table below shows the Company's maximum exposure to credit risk and loss allowances of financial instruments subject to impairment requirements in IFRS 9 Financial Instruments as of the reporting date. Certain off-balance sheet instruments which expose the Company to a risk of loss due to default by the parties underlying these contracts are also disclosed.

(Millions of JPY)

	As of	
	31 March 2024	
	Maximum exposure to credit risk	Loss allowance or provision
Cash and cash equivalents	380	-
Other debtors	2,275,776	431
Cash collateral paid (Note 16)	88,206	-
	<u>2,364,362</u>	<u>431</u>

(Millions of JPY)

	As of	
	31 March 2023	
	Maximum exposure to credit risk	Loss allowance or provision
Cash and cash equivalents	444	-
Other debtors	1,931,584	367
Cash collateral paid (Note 16)	138,221	-
	<u>2,070,249</u>	<u>367</u>

The maximum credit risk exposure from the financial assets not subject to the impairment requirements in IFRS 9 includes the derivative financial assets as JPY 156,894 million as of 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 102,948 million) (Refer to Note 14). Bifurcated embedded derivatives are included in the derivative financial assets. Agreements to exchange collateral in cash have been concluded with counterparties to mitigate the credit risk arising from the value of the derivative financial instruments (Refer to Note 25).

Below table represents the credit risk exposure of loans by internal credit ratings and period end stage classification. Internal rating categories are split as follows:

- 1) 7 grades in high credit quality category; from AAA to A-
- 2) 3 grades in good credit quality category; from: BBB+ to BBB-
- 3) 3 grades in speculative credit quality category; from BB+ to BB-
- 4) 3 grades in highly speculative credit quality category; from B+ to B-
- 5) 1 grade in substantial credit risk quality category: CCC
- 6) 3 grades in default grade category; from CC to D

Internal credit ratings are assigned taking into consideration the effects of economic fluctuations, to assess creditworthiness of an obligor in one year or longer from the mid to long-term perspective. In particular, internal credit ratings are assigned based on the assessment of the mid to long-term capability and certainty of debt repayment in addition to the fundamental conditions of a given obligor or facility.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

(Millions of JPY)

	As of			
	31 March 2024			
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total
Internal Credit Rating				
AAA / A-	443,550	-	-	443,550
BBB+ / BBB-	1,832,226	-	-	1,832,226
BB+ / BB -	-	-	-	-
B+ / B-	-	-	-	-
CCC	-	-	-	-
CC / D	-	-	-	-
Gross carrying amount	2,275,776	-	-	2,275,776
Loss allowance	(431)	-	-	(431)
Carrying amount	2,275,345	-	-	2,275,345

(Millions of JPY)

	As of			
	31 March 2023			
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total
Internal Credit Rating				
AAA / A-	435,470	-	-	435,470
BBB+ / BBB-	1,496,114	-	-	1,496,114
BB+ / BB -	-	-	-	-
B+ / B-	-	-	-	-
CCC	-	-	-	-
CC / D	-	-	-	-
Gross carrying amount	1,931,584	-	-	1,931,584
Loss allowance	(367)	-	-	(367)
Carrying amount	1,931,217	-	-	1,931,217

The following tables explains the changes in loss allowance for the Company's financial instruments between the beginning and the end of the period. The Company did not have any financial assets or off-balance sheet financial instruments classified as Stage 2 or Stage 3 during the reporting period.

(Millions of JPY)

	31 March 2024		
	Loans and advanced to affiliates	Loan commitments	Total
	Stage 1	Stage 1	
Beginning balance	204	163	367
Transfers to stage 1	-	-	-
Transfers to stage 2	-	-	-
Transfers to stage 3	-	-	-
Financial assets derecognised during period	(107)	(163)	(270)
New financial assets originated or purchased	62	337	399
Write offs	-	-	-
Changes in model/risk parameters	(65)	-	(65)
Foreign exchange adjustments	-	-	-
Ending balance	94	337	431
ECL allowance or provision charge for the year			64
Foreign exchange			-
Total ECL Income statement charge for the year			64

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

(Millions of JPY)

	31 March 2023		
	Loans and advanced to affiliates Stage 1	Loan commitments Stage 1	Total
Beginning balance	219	37	256
Transfers to stage 1	-	-	-
Transfers to stage 2	-	-	-
Transfers to stage 3	-	-	-
Financial assets derecognised during period	(211)	(36)	(247)
New financial assets originated or purchased	205	163	368
Write offs	-	-	-
Changes in model/risk parameters	(6)	-	(6)
Foreign exchange adjustments	(3)	(1)	(4)
Ending balance	204	163	367
ECL allowance or provision charge for the year			111
Foreign exchange			4
Total ECL income statement charge for the year			115

6. Net trading income/(loss)

(Millions of JPY)

	For the year ended	
	31 March 2024	31 March 2023
Net trading income/(loss) on derivative financial instruments	157,758	48,726
Net foreign exchange gain/(loss)	30,429	13,742
	188,187	62,468

The Company manages the risks arising from fluctuations in foreign currency exchanges and interest rates with the use of derivative instruments. The gains and losses on derivatives, which are held for risk management purposes to offset these fluctuations are included in *Net trading income/(loss)*.

For hybrid instruments where the embedded derivatives are separated and measured at fair value, the gains and losses on hedging derivatives are offset by the gains and losses on embedded derivatives. For the instruments which are not bifurcated, the gains and losses on hedging derivatives may cause fluctuation in the recognition of gains and losses in *Net trading income/(loss)*.

The vast majority of the increase of income in *Net trading income/(loss)* for the year ended 31 March 2024 compared to the year ended 31 March 2023 is resulting from the hedging derivatives associated to the financial liabilities designated at fair value through profit or loss. This increase is largely offset by a corresponding increase of loss in the *Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss* (Note 7).

Risk management, for information regarding the nature and extent of the Company's dealing with financial instruments, is disclosed in Note 23.

7. Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss

(Millions of JPY)

	For the year ended	
	31 March 2024	31 March 2023
Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss	(163,569)	(54,751)
	(163,569)	(54,751)

Interest expenses, gains and losses arising from changes in fair value and transaction costs associated with the financial liabilities designated at fair value through profit or loss are recognised under *Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss*, except for the currency translation effect which is included in *Net trading income/(loss)* (Note 6).

This increase of loss in *Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss* is largely offset by an increase of income in *Net trading income/(loss)* (Note 6) resulting from the hedging derivatives associated to the financial liabilities designated at fair value through profit or loss.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

8. Other operating gain/(loss)

(Millions of JPY)

	For the year ended	
	31 March 2024	31 March 2023
Transfer pricing adjustment (Note 27)	3,743	203
Other gains (Note 27)	109	98
	<u>3,852</u>	<u>301</u>

Transfer pricing adjustment

The Company had an advance pricing agreement for the avoidance of double taxation in the Netherlands and in Japan, with the effective period started from 1 April 2018 and ended 31 March 2022. The Company's advance pricing agreement expired on 31 March 2022 and after that, the Company has updated its transfer pricing documentation. According to the updated transfer pricing documentation, the transfer pricing currently applied to the Company does not substantially differ from the expired advance pricing agreement. In relation to the updated transfer pricing documentation, JPY 3,743 million gain was incurred for the year ended 31 March 2024 (31 March 2023 : JPY 203 million gain).

9. Salaries and social charges

(Millions of JPY)

	For the year ended	
	31 March 2024	31 March 2023
Salaries	(203)	(178)
Pension premium	(37)	(25)
Social charges and welfare	(27)	(23)
	<u>(267)</u>	<u>(226)</u>

10. Number of employees

The Company had 14 employees working in the Netherlands as of 31 March 2024 (31 March 2023: 15). 7 of the 14 employees were working part time as of 31 March 2024 (31 March 2023: 7).

11. General and administrative expenses

(Millions of JPY)

	For the year ended	
	31 March 2024	31 March 2023
Sub-contractor fees (Notes 27)	(134)	(138)
Taxes other than income tax	(906)	(904)
Independent auditors' expenses*	(51)	(48)
Other professional fees	(29)	(30)
Administrative (Note 27)	(70)	(61)
Others	(1)	(3)
	<u>(1,191)</u>	<u>(1,184)</u>

*Independent auditors' expenses
(Millions of JPY)

	For the year ended	
	31 March 2024	31 March 2023
Audit (statutory)	(22)	(20)
Audit - other assurance services	(29)	(28)
	<u>(51)</u>	<u>(48)</u>

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

12. Taxation

The components of the taxation expense for the years ended 31 March 2024 and 31 March 2023 are as follows:

<i>(Millions of JPY)</i>	For the year ended	
	31 March 2024	31 March 2023
Current tax:		
Current income tax	(255)	(248)
Adjustment in respect of current income tax of prior years	1	-
Deferred tax:		
Relating to temporary differences	(5)	151
Taxation expense	<u>(259)</u>	<u>(97)</u>

<i>(Millions of JPY)</i>	For the year ended	
	31 March 2024	31 March 2023
Profit before tax	<u>966</u>	<u>354</u>
At Dutch statutory income tax rate	(249)	(91)
Adjustment in respect of current income tax of prior years	1	-
Effect of permanent difference between taxable income and accounting profit	(11)	(6)
Taxation expense	<u>(259)</u>	<u>(97)</u>

The statutory income tax rate for the years ended 31 March 2024 and 31 March 2023 is 25.8%. The effective tax rate is 26.8% for the year ended 31 March 2024 (31 March 2023: 27.32%). Based on the Country by Country Reporting transitional safe harbor, the Company (after applying jurisdictional blending) should not be affected by BEPS Pillar II and there should not be any potential impact on income taxes, which needs to be disclosed in the financial statements of the Company.

The movements in the income tax receivable and deferred tax assets and liabilities are as follows:

<i>(Millions of JPY)</i>	31 March 2024	31 March 2023
Income tax (payable)/receivable		
Beginning balance	78	237
Payment	307	116
Charged to income	(254)	(248)
Other movements	(17)	(27)
Ending balance	<u>114</u>	<u>78</u>
Deferred tax assets/(liabilities)		
Beginning balance	(4,361)	(3,292)
Deferred tax attributable to change in own credit risk	1,233	(1,220)
Increase/(decrease) related to temporary differences	(5)	151
Ending balance	<u>(3,133)</u>	<u>(4,361)</u>

Deferred tax assets and liabilities are recognised for temporary differences between the carrying amounts in the statement of financial position and the tax base. Deferred taxes occur due to the differences in tax base measurement and recognition timing of taxable income. The majority of the deferred tax assets and liabilities of the Company pertain to the valuation of the derivative financial instruments and financial liabilities designated at fair value through profit or loss.

The components of the deferred tax recognized in the statement of financial position as of 31 March 2024 and 31 March 2023 are as follows:

<i>(Millions of JPY)</i>	As of	
	31 March 2024	31 March 2023
Deferred tax attributable to own credit risk	(3,819)	(5,052)
Valuation of financial instruments	577	598
Loss allowances for financial instruments	109	93
	<u>(3,133)</u>	<u>(4,361)</u>

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

13. Financial Instruments classification summary

	As of				Total
	31 March 2024				
	Financial assets at amortised cost	Mandatorily at fair value through profit or loss	Financial liabilities at amortised cost	Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	
<i>(Millions of JPY)</i>					
Loans and advances to affiliates	2,271,400	-	-	-	2,271,400
Derivative financial assets	-	156,894	-	-	156,894
Cash and cash equivalents	380	-	-	-	380
Other assets					
- cash collateral paid (Note 16)	88,206	-	-	-	88,206
Total financial assets	2,359,986	156,894	-	-	2,516,880
Debt issued and other borrowing	-	-	99,879	-	99,879
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	-	-	-	801,316	801,316
Borrowing from affiliates	-	-	1,336,509	-	1,336,509
Derivative financial liabilities	-	151,360	-	-	151,360
Other liabilities					
- cash collateral received (Note 21)	-	-	82,522	-	82,522
Total financial liabilities	-	151,360	1,518,910	801,316	2,471,586

	As of				Total
	31 March 2023				
	Financial assets at amortised cost	Mandatorily at fair value through profit or loss	Financial liabilities at amortised cost	Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	
<i>(Millions of JPY)</i>					
Loans and advances to affiliates	1,928,063	-	-	-	1,928,063
Derivative financial assets	-	102,948	-	-	102,948
Cash and cash equivalents	444	-	-	-	444
Other assets					
- cash collateral paid (Note 16)	138,221	-	-	-	138,221
Total financial assets	2,066,728	102,948	-	-	2,169,676
Debt issued and other borrowing	-	-	122,159	-	122,159
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	-	-	-	913,941	913,941
Borrowing from affiliates	-	-	871,085	-	871,085
Derivative financial liabilities	-	209,661	-	-	209,661
Other liabilities					
- cash collateral received (Note 21)	-	-	-	-	-
Total financial liabilities	-	209,661	993,244	913,941	2,116,846

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

14. Derivative financial instruments

<i>(Millions of JPY)</i>	<i>As of</i>	
	<u>31 March 2024</u>	<u>31 March 2023</u>
Derivative financial assets:		
Foreign exchange related derivatives	24,618	9,889
Interest rate derivatives	15,087	13,534
Equity derivatives	42,546	24,211
Commodity derivatives	73,440	54,552
Credit derivatives	1,203	762
	<u>156,894</u>	<u>102,948</u>
Derivative financial liabilities:		
Foreign exchange related derivatives	97,133	109,321
Interest rate derivatives	22,497	21,793
Equity derivatives	14,111	60,305
Commodity derivatives	15,550	13,419
Credit derivatives	2,069	4,823
	<u>151,360</u>	<u>209,661</u>

Above figures in tables consist of current and non-current derivative financial assets and derivative financial liabilities.

<i>(Millions of JPY)</i>	<i>As of</i>	
	<u>31 March 2024</u>	<u>31 March 2023</u>
Notional amounts:		
Foreign exchange related derivatives	2,161,979	1,438,710
Interest rate derivatives	411,088	480,733
Equity derivatives	200,454	342,600
Commodity derivatives	103,500	105,000
Credit derivatives	132,743	172,548
	<u>3,009,764</u>	<u>2,539,591</u>

All the above figures in tables include bifurcated embedded derivatives. Each derivative classification includes derivatives referencing multiple risk components. For example, interest rate contracts include complex derivatives referencing interest rate risk as well as foreign exchange risk.

All foreign exchange related derivatives and other derivatives mentioned above, except for bifurcated embedded derivatives, are transacted with Nomura Group.

The Company uses derivatives for hedging purposes in the management of its medium term notes portfolio. This enables the Company to mitigate the market risk and interest rate risk arising from its assets and liabilities.

When calculating the fair value of derivatives, the credit and debit valuation adjustments are taken into account. The credit and debit valuation adjustments are minimal as the Company exchanges cash collateral (Notes 16 and 21).

15. Cash and cash equivalents

The balance only comprises of cash in banks which is unrestricted for disposal.

16. Other assets

<i>(Millions of JPY)</i>	<i>As of</i>	
	<u>31 March 2024</u>	<u>31 March 2023</u>
Other current assets		
Cash collateral paid (Notes 5 and 27)	88,206	138,221
Others (Note 27)	7,848	3,496
	<u>96,054</u>	<u>141,717</u>

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Under International Swaps and Derivatives Association ("ISDA") Credit Support Annex signed with related parties, the Company posts Cash collateral to derivative counterparties related to derivative transactions. Others mainly include accrued interest income.

17. Issued and paid-up capital and reserve

The authorised share capital consists of 315,000 ordinary shares of Euro ("EUR") 454 par value per share. The issued and paid-up share capital comprises of 113,000 shares with EUR 454 par value per share.

Details of the issued and paid-up capital are as follows:

	As of	
	31 March 2024	31 March 2023
Issued and paid-up capital at historical cost (JPY Millions)	8,402	8,402
Issued and paid-up shares (Thousands)	113	113
Par value per share (EUR)	454	454
Issued shares at par value (EUR Thousands)	51,302	51,302
Exchange rate (EUR-JPY)	163,065	144,895
Issued and paid-up capital (JPY Millions)	8,366	7,433

Difference between issued and paid-up capital and issued and paid-up capital at historical cost is presented under reserves as follows:

	As of	
	31 March 2024	31 March 2023
Issued and paid-up capital at historical cost	8,402	8,402
Issued and paid-up capital	8,366	7,433
Translation difference	36	969

As required by Article 2:373 paragraph 5 of the Dutch Civil Code the *Issued and paid-up capital* account is measured using the shares issued and paid-up at par and translated using the closing rate from EUR to JPY as of the reporting date. The difference between the historical cost and the carrying amount of the issued and paid-up capital as of the reporting date is recorded under *Currency translation reserve*.

18. Dividends paid

No dividend was declared or paid during the years ended 31 March 2024 and 31 March 2023.

19. Debt issued and other borrowing

a. Non-current debt issued and other borrowing

	31 March 2024	31 March 2023
(Millions of JPY)		
Beginning balance	120,940	161,606
Redemptions	(14,542)	(31,430)
Reclassifications to current liabilities	(13,470)	(9,424)
Other movements	51	188
Ending balance	92,979	120,940

b. Current debt issued and other borrowing

	31 March 2024	31 March 2023
(Millions of JPY)		
Beginning balance	1,219	40,967
Redemptions	(7,789)	(49,219)
Reclassifications from non-current liabilities	13,470	9,424
Other movements	-	47
Ending balance	6,900	1,219

In the above tables, other movements are mainly related to the effects of the foreign exchange results.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

20. Financial liabilities designated at fair value through profit or loss

a. Non-current financial liabilities designated at fair value through profit or loss

<i>(Millions of JPY)</i>	<u>31 March 2024</u>	<u>31 March 2023</u>
Beginning balance	552,001	721,494
Issues	179,854	94,350
Redemptions	(145,664)	(54,619)
Reclassifications to current liabilities	(96,668)	(187,285)
Foreign exchange results	11,470	6,387
Unrealised revaluations	17,894	(22,701)
Changes in own credit risk	4,142	(5,578)
Other movements	(299)	(47)
Ending balance	<u>522,730</u>	<u>552,001</u>

b. Current financial liabilities designated at fair value through profit or loss

<i>(Millions of JPY)</i>	<u>31 March 2024</u>	<u>31 March 2023</u>
Beginning balance	361,940	441,039
Issues	64,429	89,073
Redemptions	(330,929)	(332,301)
Reclassifications from non-current liabilities	96,668	187,285
Foreign exchange results	6,401	11,667
Unrealised revaluations	79,250	(35,616)
Changes in own credit risk	654	799
Other movements	173	(6)
Ending balance	<u>278,586</u>	<u>361,940</u>

The impact of fair value changes attributable to the Company's own credit risk included in other comprehensive income/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss is an unrealised loss of JPY 4,778 million for the year ended 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 4,728 million gain). The cumulative valuation adjustments resulting from own credit is an unrealised gain of JPY 14,802 million as of 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 19,579 million gain). The Company calculates the own credit spreads referring to secondary market prices.

Contractual due amounts of the notes which are issued by the Company may link to various indices. For risk management purposes, the Company uses derivative transactions to hedge the risk arising from the fluctuations of indices. Contractual obligations are included in the fair value measurement of financial instruments by using parameters and models as of the reporting date as disclosed in Note 24. Fair value. Own credit adjustment amounts are disclosed separately in the above.

The notes with principal protected nature have a carrying amount of JPY 297,389 million and the principal obligation of JPY 350,077 million as of 31 March 2024 (31 March 2023: carrying amount JPY 295,548 million, principal obligation JPY 357,482 million).

21. Other liabilities

<i>(Millions of JPY)</i>	<u>As of</u>	
	<u>31 March 2024</u>	<u>31 March 2023</u>
Other current liabilities		
Cash collateral received (Notes 5 and 27)	82,522	-
Others	10,338	9,536
	<u>92,860</u>	<u>9,536</u>

Under ISDA Credit Support Annex signed with related parties, the Company receives Cash collateral from derivative counterparties related to derivative transactions. Others mainly include accrued interest expense and other accrued expenses.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

22. Commitments and contingent liabilities

The Company has JPY 2,043,343 million unsettled loan commitments to Nomura Group companies as of 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 923,217 million). Unsettled loan commitments are held off balance sheet, until the point at which they become drawn.

23. Risk management

The Company's risk management activities involve both the assessment and transfer of certain risks which the Company must manage. The most important types of risk are market risk, credit risk, liquidity risk and operational risk. Market risk includes currency risk, price risk, and interest rate risk.

The Company's primary objective is to act as a financing vehicle for Nomura Group. To this end, the Company issues debt with returns linked to a variety of different indices including but not limited to equities, interest rate, foreign exchange, credit and commodities. The Company actively manages the resultant risk using derivative financial instruments with the intention of eliminating significant market risk arising from such instruments. The Company transacts these derivative instruments solely with other entities within Nomura Group.

The Company's financial instruments include loan advances, cash collateral deposited to or received from other entities within Nomura Group, debt issued and other borrowing, financial instruments designated at fair value through profit or loss and derivatives and borrowing from affiliates.

The Three Lines of Defence

Nomura Group engages in the risk management through the "Three Lines of Defence" framework:

First Line of Defence: All executives and employees of the front office for Financial Risk and all executives and employees for Non-Financial Risk are primarily responsible for risk management and assume the consequences associated with business execution and to provide evidence and justify that the risk arising from their business activities is in line with risk appetite.

Second Line of Defence: The department responsible for risk management supports and monitors management activities on the First Line of Defence and reports to board and the senior management. In addition, the Second Line independently evaluates risk management governance established by the First Line.

Third Line of Defence: The Internal Audit function examines and evaluates the risk management from an independent standpoint, provides advice for improvement, and reports the examination and evaluation are reported to the Audit Committee.

Group Risk Appetite

Nomura Group has determined the types and levels of risk that it will assume in pursuit of its strategic objectives and business plan and has articulated this in its Risk Appetite. This document is jointly submitted by the Chief Risk Officer ("CRO") and the Chief Financial Officer ("CFO") to the Executive Management Board ("EMB") for approval. It will then be further reviewed at the Board Risk Committee ("BRC") through the authority to consent to the relevant proposal raised by the executive side.

The Risk Appetite provides an aggregated view of risk and includes capital adequacy, liquidity, financial risk and non-financial risk. It is subject to regular monitoring and breach escalation as appropriate by the owner of the relevant risk appetite.

Nomura Group's Risk Appetite is required to be reviewed at least annually by the EMB but it is reviewed on an ad-hoc basis if necessary, and must specifically be reviewed following any significant changes in Nomura Group's strategy. Risk appetite underpins all additional aspects of Nomura Group's risk management framework.

Global Risk Management Structure

The BRC provides specialized oversight to deepen the oversight functions of the Board of Directors ("BoD"). To ensure a high degree of independence, the BRC is chaired by an outside director. The BRC contributes to more sophisticated Nomura Group risk management mainly in the areas outlined below:

- Amendment and abolition of the Risk Appetite Statement
- Change in risk management framework
- Results of analysis and verification or future forecasts of risk environment
- Execution state of the overall risk management and medium- to long-term risk strategies

The Group Risk Management Committee ("GRMC") shall be operated, upon delegation from the EMB, for the

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

purpose of deliberating on or determining important matters concerning enterprise risk management of Nomura Group and thereby assuring the sound and effective management of the businesses.

The CRO, upon delegation from the BoD or the EMB, is responsible for the risk management framework for financial risks as the second line of defense. The CRO can delegate the authority to the committees which deliberate on and determine the matters concerning financial risk management and the persons responsible for financial risk management. The CRO assesses the non-financial risk management framework and ensures the adequacy of the framework by challenging the corporate functions, such as giving instructions on necessary actions to enhance the framework. The CRO also challenges Liquidity Risk management activities as necessary. The CRO is responsible for managing the Risk Appetite jointly with the CFO.

The CFO, upon delegation from the BoD or the EMB, is responsible for managing financial resources and the risk management framework for Liquidity Risk as the second line of defense, and for managing the Risk Appetite jointly with the CRO. The CFO can delegate the authority to the committees which deliberate on and determine the matters concerning managing financial resources and Liquidity Risk management.

The Chief Compliance Officer ("CCO") is responsible for taking the lead in the coordination for formulating the appropriate management framework and designing Risk Appetite for Reputational Risk, with the cooperation of CRO. The CCO also cooperates with CRO who is responsible for monitoring and maintaining of the effectiveness of the Risk Appetite. Officers, who oversee the functions in charge of Operational Risks in accordance with the Risk Management Policy of Three Lines of Defence, are responsible for formulating the appropriate management framework and taking the lead in designing Risk Appetites for Operational Risks they cover. They also cooperate with the CRO who is responsible for monitoring and maintaining of the effectiveness of the Risk Appetites.

Policies, standards and procedures are essential tools of governance and define principles, rules and standards, and the specific processes that must be adhered to in order to effectively manage risk at Nomura Group. Risk management operations are designed to function in accordance with these policies, standards and procedures.

Development, consolidation, monitoring and reporting of risk management information ("MI") are fundamental to the appropriate management of risk. The aim of all risk MI is to provide a basis for sound decision making, action and escalation as required. The Risk Management Division and the Finance Division are responsible for producing regular risk MI, which reflects the position of Nomura Group relative to stated risk appetite. Risk MI includes information from across the risk classes defined in the risk management framework and reflect the use of the various risk tools used to identify and assess those risks. These divisions are responsible for implementing appropriate controls over data integrity for risk MI.

The Company's qualitative and quantitative risk management

Market Risk

Market risk is the risk of loss arising from fluctuations in values of financial assets and liabilities (including off balance sheet items) due to fluctuations in market risk factors (interest rates, foreign exchange rates, prices of securities and others). Effective management of market risk requires the ability to analyse a complex and evolving portfolio in a constantly changing global market environment, identify problematic trends and ensure that appropriate action is taken in a timely manner. The Company seeks to minimise the market risks by entering into derivative agreements to economically hedge the exposures in its loans and medium term notes. The maturity structure of the derivatives corresponds with the maturity of the medium term notes being hedged.

Interest Rate and Equity Price Risk

It is the policy of the Company to hedge interest rate and equity price exposures via the use of interest rate derivatives, cross currency derivatives or equity swaps.

The Company raises funding with short-term or long-term borrowings through the issuance of medium term notes. The Company funds the desired currencies at both fixed and floating rates of interest and then uses both interest rate and currency derivatives to generate the desired interest rate hedge profile. This will involve matching the coupon dates on both the assets and liabilities where relevant.

Applying the above hedging policy on interest rate exposure, the Company does not have a significant interest rate exposure as of 31 March 2024 and 31 March 2023.

Currency Exposure

Currency exposures are comprised of the monetary assets and monetary liabilities of the Company that are not denominated in the functional currency of the Company. All material net currency exposure arising from activities of the Company is actively hedged using foreign exchange related derivatives and/or currency derivatives.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

It is the policy of the Company not to trade currency exposure; therefore, all currency derivative transactions are entered into with the intention of hedging only.

Applying the above hedging policy on currency exposure, the Company does not have a significant currency exposure as of 31 March 2024 and 31 March 2023.

Libor Transition

GBP, CHF, JPY, and EUR LIBOR rates had ceased on 31 December 2021, whereas the most used USD LIBOR tenors continued to be published until the end of June 2023.

During the years ended 31 March 2023 and 31 March 2024, Nomura Group, including the Company, focused on the transition of USD LIBOR contracts and conducting new transactions using the recommended alternatives. Nomura Group has assessed the impacts while managing IBOR transition and seeking to mitigate risks. Migrations for existing IBOR positions were performed with the involvement of multiple departments across Nomura Group. As part of the transition process, Nomura Group focused on transitioning clients away from viable legacy IBOR contracts. In this regard, Nomura Group including the Company held transition discussions with the clients and received consent from the holders of notes which were referring to LIBOR.

During the year ended 31 March 2024, the Company completed the transitions of USD LIBOR contracts. The transitions completed as of the reporting date did not have a material impact on the Company's financial position and performance.

Credit Risk

Credit Risk Management

Credit risk is the risk of loss arising from an obligor's default, insolvency or administrative proceeding which results in the obligor's failure to meet its contractual obligations in accordance with agreed terms. This includes both on and off-balance sheet exposures. It is also the risk of loss arising through a credit valuation adjustment associated with deterioration in the creditworthiness of a counterparty.

The measurement, monitoring and management of credit risk at Nomura Group are governed by a set of global policies and procedures. Credit Risk Management ("CRM"), a global function within the Risk Management Division, is responsible for the implementation and maintenance of these policies and procedures. Credit risk is managed by CRM together with various global and regional risk committees. This helps to ensure transparency of material credit risks and compliance with established credit limits, the approval of material extensions of credit and the escalation of risk concentrations to appropriate senior management. The Credit Risk Control Unit is a function within the Risk Model Validation Group which is independent of CRM. It seeks to ensure that Nomura Group's internal rating system is properly reviewed and validated, and that breaks or issues are reported to senior management for timely resolution. The unit is responsible for ensuring that the system remains accurate and predictive of risk and provides periodic reporting on the system to senior management.

Credit Quality of Financial Assets

The Company is a fully owned subsidiary of NHI, who is the guarantor of the notes issued by the Company, together with another related party. Therefore the Company considered the credit rating of Nomura Group as the same credit rating received by NHI from S&P Global Ratings which is BBB+ as of 31 March 2024.

The Company's loans and derivative financial instruments are traded exclusively with Nomura Group. The external credit rating of NHI is considered to exhibit adequate protection parameters, as defined by S&P Global Ratings. Consequently, the Company deems that credit risk is minimised.

Credit Risk Mitigation Techniques

As mentioned previously, the Company enters into ISDA master agreements or equivalent agreements (called "Master Netting Agreements") to mitigate its exposure to credit risk. Master Netting Agreements allow netting of receivables and payables and reduce losses potentially incurred as a result of a counterparty default. Further reduction in credit risk is achieved through entering into collateral agreements that allow the Company to obtain collateral from counterparties. The impact of offsetting financial assets and financial liabilities which are subject to these agreements is not reflected in the statement of financial position.

Impaired Financial Assets

The Company assesses on a forward-looking basis the expected credit losses associated with its financial assets. The Company recognises a loss allowance for such losses at each reporting date as described in Note 2.3.e.

All loans are transacted with Nomura Group. Please see Note 27 for the amount of impairment gain/loss recognised for the year ended 31 March 2024 and prior period.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Liquidity Risk

Liquidity Risk Management

Nomura Group defines liquidity risk as the risk of loss arising from difficulty in securing the necessary funding or from a significantly higher cost of funding than normal levels due to deterioration of Nomura Group's creditworthiness or deterioration in market conditions. This risk could arise from Nomura-specific or market-wide events such as inability to access the secured or unsecured debt markets, a deterioration in Nomura Group credit ratings, a failure to manage unplanned changes in funding requirements, a failure to liquidate assets quickly and with minimal loss in value, or changes in regulatory capital restrictions which may prevent the free flow of funds between different Nomura Group entities. Liquidity risk management policy is based on liquidity risk appetite formulated by the EMB. Nomura Group's liquidity risk management, under market-wide stress and in addition, under Nomura Group specific stress, seeks to ensure enough continuous liquidity to meet all funding requirements and unsecured debt obligations across one year and 30-day periods, respectively, without raising funds through unsecured funding or through the liquidation of assets.

Nomura Group has in place a number of Liquidity Risk Management frameworks that enable Nomura Group to achieve its primary liquidity objective. These frameworks include (1) Centralized Control of Residual Cash and Maintenance of Liquidity Portfolio; (2) Utilization of Unencumbered Assets as Part of Liquidity Portfolio; (3) Appropriate Funding and Diversification of Funding Sources and Maturities Commensurate with the Composition of Assets; (4) Management of Credit Lines to Nomura Group Entities; (5) Implementation of Liquidity Stress Tests; and (6) Contingency Funding Plan.

The EMB has the authority to make decisions concerning Nomura Group liquidity management. The CFO has the operational authority and responsibility over Nomura Group's liquidity management based on decisions made by the EMB.

The Company is fully integrated into Nomura Group's Liquidity Risk Management frameworks given its primary role as the funding vehicle of Nomura Group.

The maturity profile and sources of funding of the Company are actively monitored and managed by Global Treasury of Nomura Group to avoid any concentration of funding by maturity and source. The distribution of sources of funding and their maturity profile are actively managed in order to ensure access to funds and to avoid a concentration of funding at any one time or from any one source.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Contractual Maturity Tables

The tables below are based on undiscounted cash flows thus they do not reconcile to the statement of financial position except for the *financial liabilities designated at fair value through profit or loss* reported under on demand category. Where the amount to be paid or the amount to be received is not fixed, the amount disclosed is determined by reference to the conditions existing at the end of the reporting period.

The embedded derivatives which are recorded under *Derivative financial assets and Derivative financial liabilities* are not separated from the hybrid financial instrument for the purpose of presenting the contractual maturity of the financial instruments.

The below tables are calculated based on independently recognized contracts basis and netting over contracts such as roll-over are not taken into account.

Approximately 58.94% (31 March 2023: 66.25%) of the below mentioned financial liabilities have the feature of either early termination or redemption.

Financial assets

(Millions of JPY)

	31 March 2024						
	On demand	Less than 30 days	31 – 90 days	91 days – 1 year	1 – 5 years	Later than 5 years	Total
Loans and advances to affiliates	-	825,530	1,371,135	31,300	58,099	-	2,286,064
Total undiscounted financial assets	-	825,530	1,371,135	31,300	58,099	-	2,286,064
Total exposure to liquidity risk	-	825,530	1,371,135	31,300	58,099	-	2,286,064

(Millions of JPY)

	31 March 2023						
	On demand	Less than 30 days	31 – 90 days	91 days – 1 year	1 – 5 years	Later than 5 years	Total
Loans and advances to affiliates	-	708,860	693,771	186,850	363,959	-	1,953,440
Total undiscounted financial assets	-	708,860	693,771	186,850	363,959	-	1,953,440
Total exposure to liquidity risk	-	708,860	693,771	186,850	363,959	-	1,953,440

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Financial liabilities

(Millions of JPY)

	31 March 2024						Total
	On demand	Less than 30 days	31 – 90 days	91 days – 1 year	1 – 5 years	Later than 5 years	
Debt Issued and other borrowing	-	4,208	2,574	3,549	24,330	103,769	138,430
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	196,033	11,574	19,549	75,845	336,195	312,508	951,704
Borrowing from affiliates	-	401,023	949,637	-	-	-	1,350,660
Total undiscounted financial liabilities	196,033	416,805	971,760	79,394	360,525	416,277	2,440,794
Total exposure to liquidity risk	196,033	416,805	971,760	79,394	360,525	416,277	2,440,794

(Millions of JPY)

	31 March 2023						Total
	On demand	Less than 30 days	31 – 90 days	91 days – 1 year	1 – 5 years	Later than 5 years	
Debt Issued and other borrowing	-	1,174	610	3,089	28,502	130,630	164,005
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	166,250	41,526	72,877	145,392	363,074	339,636	1,128,755
Borrowing from affiliates	-	469,245	407,167	-	-	-	876,412
Total undiscounted financial liabilities	166,250	511,945	480,654	148,481	391,576	470,266	2,169,172
Total exposure to liquidity risk	166,250	511,945	480,654	148,481	391,576	470,266	2,169,172

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

The table below shows the maturity profile of the Company's financial derivatives. The analysis into maturity groupings is based on the remaining period to the contractual maturity date.

Financial derivatives

(Millions of JPY)

	31 March 2024						Total
	On demand	Less than 30 days	31 – 90 days	91 days – 1 year	1 – 5 years	Later than 5 years	
Net-settled financial derivatives							
Net-settled derivatives amounts	89,285	1,081	2,034	8,594	27,753	42,446	171,193
Total undiscounted net-settled financial derivatives	89,285	1,081	2,034	8,594	27,753	42,446	171,193
Gross-settled financial derivatives							
Contractual amounts receivable	-	3,057,782	2,615	12,757	122,545	63,507	3,259,206
Contractual amounts payable	-	(3,051,699)	(2,262)	(11,667)	(170,180)	(36,698)	(3,272,506)
Total undiscounted gross settled financial derivatives	-	6,083	353	1,090	(47,635)	26,809	(13,300)
Total undiscounted financial derivative	89,285	7,164	2,387	9,684	(19,882)	69,255	157,893

(Millions of JPY)

	31 March 2023						Total
	On demand	Less than 30 days	31 – 90 days	91 days – 1 year	1 – 5 years	Later than 5 years	
Net-settled financial derivatives							
Net-settled derivatives amounts	55,996	1,658	2,950	9,990	30,008	48,155	148,757
Total undiscounted net-settled financial derivatives	55,996	1,658	2,950	9,990	30,008	48,155	148,757
Gross-settled financial derivatives							
Contractual amounts receivable	-	1,679,516	289,819	16,905	123,782	44,930	2,154,952
Contractual amounts payable	-	(1,683,989)	(289,395)	(21,853)	(164,195)	(31,074)	(2,190,506)
Total undiscounted gross settled financial derivatives	-	(4,473)	424	(4,948)	(40,413)	13,856	(35,554)
Total undiscounted financial derivative	55,996	(2,815)	3,374	5,042	(10,405)	62,011	113,203

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

The table below shows unsettled loan commitments as of each reporting date. (Refer to Note 22). Interest and repayment of the unsettled loan are not included.

Other commitments

(Millions of JPY)

		31 March 2024					
	On demand	Less than 30 days	31 – 90 days	91 days – 1 year	1 – 5 years	Later than 5 years	Total
Other commitments	-	513,043	563,487	840,881	125,932	-	2,043,343
	-	513,043	563,487	840,881	125,932	-	2,043,343

(Millions of JPY)

		31 March 2023					
	On demand	Less than 30 days	31 – 90 days	91 days – 1 year	1 – 5 years	Later than 5 years	Total
Other commitments	-	307,336	96,633	519,248	-	-	923,217
	-	307,336	96,633	519,248	-	-	923,217

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Operational Risk

Nomura Group defines operational risk as the risk of loss or non-financial impact arising from inadequate or failed internal processes, people and systems or from external events. Operational risk includes in its definition compliance, legal, IT and cyber security, fraud, third party and other non-financial risks. Operational risk does not include strategic risk and reputational risk, however, some operational risks can lead to reputational issues and as such operational and reputational risks may be closely linked.

Operational Risk Management Framework

An Operational Risk Management ("ORM") Framework has been established in order to allow Nomura Group to identify, assess, manage, monitor and report on operational risk. The GRMC, with delegated authority from the EMB has formal oversight over the management of operational risk.

The ORM framework consists of 1) Foundation of the risk management framework, 2) Key risk management activities and 3) Outputs from the risk management activities. The Company is fully integrated into Nomura Group's ORM framework.

Below are the measures taken to control the main operational risks which form key risk management activities in the ORM framework:

- **Event Reporting:** This process is used to identify and report any event which resulted in or had the potential to result in a loss or gain or other impact associated with inadequate or failed internal processes, people and systems, or from external events.
- **Risk and Control Self-Assessment:** This process is used to identify the inherent risks the business faces, the key controls associated with those risks and relevant actions to mitigate the residual risks.
- **Key Risk Indicators:** These are the metrics used to monitor the business' exposure to operational risks and trigger appropriate responses as thresholds are breached.
- **Scenario Analysis:** This process is used to assess and quantify potential high impact, low likelihood operational risk events.

Applying the above measurements, the Company does not have a significant operational risk exposure as of 31 March 2024 and 31 March 2023.

24. Fair value

Fair value of financial assets and financial liabilities

Comparison of the carrying amounts and fair values of financial instruments

The carrying amounts of current financial assets and current financial liabilities measured at amortised cost including *Borrowing from affiliates* fairly approximate their fair values, since they are short-term in nature. Below tables include comparison of the carrying amounts and fair values of non-current loans and advances to affiliates and non-current debt issued and other borrowing.

(Millions of JPY)

	As of		
	31 March 2024		
	Carrying amount	Fair value	
		Level 2	Level 3
Loans and advances to affiliates	55,186	56,077	-
Debt issued and other borrowing (Note 19)	92,979	89,310	-

(Millions of JPY)

	As of		
	31 March 2023		
	Carrying amount	Fair value	
		Level 2	Level 3
Loans and advances to affiliates	356,248	360,168	-
Debt issued and other borrowing (Note 19)	120,940	115,085	-

For financial assets carried at amortised cost which have a maturity of more than one year from the reporting date, fair value is determined based on discounted cash flows using the prevailing rates from the active markets. Credit risk and seniority of the relevant loans are taken into consideration in determining the fair value of the loan.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For financial liabilities carried at amortised cost having a maturity of more than one year from the reporting date, fair value is determined based on price quotations at the reporting date. These quotations are based on techniques for which all inputs that have a significant effect on the fair value are observable either directly or indirectly, as well as techniques which use inputs not based on observable market data.

Fair Value Hierarchy

All financial instruments measured at fair value, including those measured at fair value using the fair value option, have been categorized into a three-level hierarchy ("fair value hierarchy") based on the transparency of valuation inputs used by Nomura to estimate fair value. A financial instrument is classified in the fair value hierarchy based on the lowest level of input that is significant to the fair value measurement of the financial instrument. The three levels of the fair value hierarchy are defined as follows, with: Level 1 representing the most transparent inputs and Level 3 representing the least transparent inputs:

Level 1: Observable valuation inputs that reflect quoted prices (unadjusted) for identical financial instruments traded in active markets at the measurement date.

Level 2: Valuation inputs other than quoted prices included within Level 1 that are either directly or indirectly observable for the financial instrument.

Level 3: Unobservable valuation inputs which reflect Nomura Group's assumptions and specific data.

For the purpose of fair value disclosures, the Company has determined classes of assets and liabilities on the basis of the nature, characteristics and risks of the asset or liability and the level of the fair value hierarchy as explained above.

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between Levels in the hierarchy by re-assessing categorisation at the beginning of each reporting period.

The availability of valuation inputs observable in the market varies by product and can be affected by a variety of factors. Significant factors include, but are not restricted to the prevalence of similar products in the market, especially for customized products, how established the product is in the market, for example, whether it is a new product or is relatively mature, and the reliability of information provided in the market which would depend, for example, on the frequency and volume of current data. A period of significant change in the market may reduce the availability of observable data. Under such circumstances, financial instruments may be reclassified into a lower level in the fair value hierarchy.

Significant judgments used in determining the classification of financial instruments include the nature of the market in which the product would be traded, the underlying risks, the type and liquidity of market data inputs and the nature of observed transactions for similar instruments.

Where valuation models include the use of valuation inputs which are less observable or unobservable in the market, significant management judgment is used in establishing fair value. The valuations for Level 3 financial instruments, therefore, involve a greater degree of judgment than those valuations for Level 1 or Level 2 financial instruments.

The following tables presents information about the Company's financial assets and financial liabilities measured at fair value within the fair value hierarchy on a recurring basis, based on the transparency of inputs into the valuation techniques used by the Company to determine such fair values.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

(Millions of JPY)

	As of							
	31 March 2024				31 March 2023			
	Carrying Amount	Level 1	Level 2	Level 3	Carrying Amount	Level 1	Level 2	Level 3
Financial assets measured at fair value								
Derivative financial assets	156,894	-	143,676	13,218	102,948	-	91,100	11,848
Foreign exchange related derivatives	24,618	-	23,967	651	9,889	-	9,153	736
Interest rate derivatives	15,087	-	4,214	10,873	13,534	-	3,912	9,622
Equity derivatives	42,546	-	41,164	1,382	24,211	-	23,066	1,145
Commodity derivatives	73,440	-	73,440	-	54,552	-	54,552	-
Credit derivatives	1,203	-	891	312	762	-	417	345
	<u>156,894</u>	<u>-</u>	<u>143,676</u>	<u>13,218</u>	<u>102,948</u>	<u>-</u>	<u>91,100</u>	<u>11,848</u>

(Millions of JPY)

	As of							
	31 March 2024				31 March 2023			
	Carrying Amount	Level 1	Level 2	Level 3	Carrying Amount	Level 1	Level 2	Level 3
Financial liabilities measured at fair value								
Derivative financial liabilities	151,360	-	136,141	15,219	209,661	-	189,234	20,427
Foreign exchange related derivatives	97,133	-	96,700	433	109,321	-	108,542	779
Interest rate derivatives	22,497	-	9,468	13,029	21,793	-	7,766	14,027
Equity derivatives	14,111	-	12,547	1,564	60,305	-	54,860	5,445
Commodity derivatives	15,550	-	15,550	-	13,419	-	13,419	-
Credit derivatives	2,069	-	1,876	193	4,823	-	4,647	176
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	801,316	-	650,424	150,892	913,941	-	704,510	209,431
	<u>952,676</u>	<u>-</u>	<u>786,565</u>	<u>166,111</u>	<u>1,123,602</u>	<u>-</u>	<u>893,744</u>	<u>229,858</u>

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Reconciliation of recurring fair value measurements categorised within Level 3 of the fair value hierarchy

The following tables show a reconciliation of all movements in the fair value of financial instruments categorised within Level 3 between the beginning balances and the ending balances as of the reporting periods.

(Millions of JPY)

	31 March 2024		
	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Financial liabilities designated at fair value through profit or loss
Beginning balance	11,848	20,427	209,431
Total gains/(losses) in the income statement and statement of comprehensive income *	10,628	(2,700)	12,889
New Issues	-	-	158,185
Settlements	(7,650)	(639)	(143,443)
Transfers in	222	4,103	56,927
Transfers out	(1,830)	(5,972)	(143,097)
Ending balance	13,218	15,219	150,892
Total unrealised gains/(losses) for the period included in the income statement for instruments held at the end of the reporting period	9,754	(7,246)	(2,705)

(Millions of JPY)

	31 March 2023		
	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Financial liabilities designated at fair value through profit or loss
Beginning balance	30,951	37,627	286,185
Total gains/(losses) in the income statement and statement of comprehensive income *	(2,697)	(17,580)	13,068
New Issues	-	-	96,125
Settlements	(16,072)	(6,005)	(83,541)
Transfers in	293	24,967	110,355
Transfers out	(627)	(18,582)	(212,761)
Ending balance	11,848	20,427	209,431
Total unrealised gains/(losses) for the period included in the income statement for instruments held at the end of the reporting period	2,273	5,414	(8,151)

*For assets, positive balances represent gains, negative balances represent losses. For liabilities, positive balances represent losses, negative balances represent gains.

Total gains and losses on financial derivatives included in the above table are included under *Net trading income/(loss)* in the income statement. Total gains and losses on financial liabilities designated at fair value through profit or loss included in the above table are included under *Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss* in the income statement.

During the years ended 31 March 2024 and 31 March 2023, there were no financial assets and financial liabilities recognised at fair value under Level 1. Thus, no transfers occurred between Level 1 and Level 2.

The Company assumes that all transfers of financial instruments from one level to another level within the fair value hierarchy occur at the beginning of each quarter within the relevant period in which the transfer takes place. Amounts reported above therefore represent the fair value of the financial instruments at the beginning of each quarter within the relevant period when the transfer was made.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Valuation techniques by major class of financial instrument

Derivatives:

The Company has only OTC derivatives, including bifurcated embedded derivatives, which are valued using internal models using market transactions and other market evidence whenever possible, including market-based inputs to models, model calibration to market clearing transactions, broker or dealer quotations, or alternative pricing sources with reasonable levels of price transparency. Valuation techniques include simple discounted expected cash flow techniques, Black-Scholes and Monte Carlo simulations. OTC derivatives, including bifurcated embedded derivatives, are classified within Level 2 of the fair value hierarchy when all of the significant inputs can be corroborated to market evidence.

Derivatives that are valued using models with significant unobservable inputs such as correlation, long-dated volatility, or other unobservable inputs are classified within Level 3. Examples of derivatives classified as Level 3 by the Company include exotic interest rate derivatives, exotic foreign exchange derivatives, exotic equity derivatives, exotic derivatives including a combination of interest rate, foreign exchange and equity risks and certain other transactions including long-dated or exotic credit derivatives.

Valuation techniques may rely on parameters which are not observable in the market due to an absence of equivalent, current, market transactions or observable market data. These valuation techniques are based on assumptions. As a result, the fair value calculated using these valuation techniques will change if the underlying assumptions change.

For the year ended 31 March 2024, a total of JPY 222 million of financial assets (31 March 2023: JPY 293 million) and a total of JPY 4,103 million of financial liabilities (31 March 2023: JPY 24,967 million) were transferred into Level 3. On the financial assets side the transferred amount comprised primarily JPY 161 million of equity derivatives (31 March 2023: comprised primarily JPY 239 million of interest rate derivatives) which were transferred into Level 3 because certain volatilities and correlations became unobservable or the significance of unobservable parameters increased. On the financial liabilities side the transferred amounts comprised primarily JPY 3,231 million of equity derivatives (31 March 2023: comprised primarily JPY 23,934 million of equity derivatives) which were transferred into Level 3 because certain volatilities and correlations became unobservable or the significance of unobservable parameters increased.

For the year ended 31 March 2024, a total of JPY 1,830 million of financial assets (31 March 2023: JPY 627 million) and a total of JPY 5,972 million of financial liabilities (31 March 2023: JPY 18,582 million) were transferred out of Level 3. On the financial assets side the transferred amount comprised primarily JPY 1,100 million of equity derivatives (31 March 2023: comprised primarily JPY 495 million of foreign exchange related derivatives) which were transferred out of Level 3 because certain volatilities became observable or the significance of unobservable parameters decreased. On the financial liabilities side the transferred amounts comprised primarily JPY 5,107 million of equity derivatives (31 March 2023: comprised primarily of JPY 17,038 million of equity derivatives) which were transferred out of Level 3 because certain volatilities and correlations became observable or the significance of unobservable parameters decreased.

Medium-term notes:

The Company issues medium-term notes which contains embedded features that alter the return to the investor from simply receiving a fixed or floating rate of interest to a return that depends upon some other variables, such as an equity or equity index, commodity price, foreign exchange rate, credit rating of a third party or a more complex interest rate (i.e., an embedded derivative).

The fair value of such medium term notes is determined using a quoted market price in an active market for the identical liability if available, and where not available, using a mixture of valuation techniques that use the quoted price of the identical liability when traded as an asset, quoted prices for similar liabilities, similar liabilities when traded as an asset, or an internal model which combines discounted cash flow ("DCF") valuation techniques and option pricing models, depending on the nature of the embedded features within the medium term note. The significant valuation inputs used to estimate the fair value of the debt instrument component include yield curves, prepayment rates, default of probabilities and loss severities.

Valuation processes

The Company is fully integrated into Nomura Group's governance framework which mandates determination or validation of a fair value measurement by control and support functions independent of the businesses assuming the risk of the financial instrument in order to ensure the appropriateness of any fair value measurement of a financial instrument used within these financial statements including those classified as Level 3 within the fair value hierarchy.

The functions within Nomura Group for either defining, implementing or maintaining valuation policies and procedures are as follows:

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

- The Valuation Model Validation Group within Nomura's Risk Management Department reviews pricing models and assesses model appropriateness and consistency independently of the front office. The model reviews consider a number of factors about a model's suitability for valuation and sensitivity of a particular product. Valuation models are calibrated to the market on a periodic basis by comparison to observable market pricing, comparison with alternative models and analysis of risk profiles.
- The Accounting Policy Group within Nomura's Finance Department defines the Group's accounting policies and procedures, including those associated with determination of fair value. This group reports to the Global Head of Accounting Policy and ultimately to the CFO of Nomura Group.

Quantitative information regarding significant unobservable inputs and assumptions

The following table presents information about the significant unobservable inputs and assumptions used for financial instruments classified as Level 3. These financial instruments also typically include observable valuation inputs (i.e. Level 2 valuation inputs) which are not included in the table.

The following table shows valuation techniques and inputs used in the fair value measurements of Level 3 financial assets and financial liabilities:

	Fair value		Valuation technique(s)	Significant unobservable inputs	Range of valuation inputs ¹
	Assets	Liabilities			
Foreign exchange related derivatives	651	433	DCF/Option Model	FX Volatilities(%)	11.83-12.59%
Interest rate derivatives	10,873	13,029	DCF/Option Model	Interest rates FX Volatilities(%) IR Volatilities(bp) Correlations (-1.0 to 1.0)	3.36-3.88% 10.32-13.56% 37.85-90.12bp 0.12-0.98
Equity derivatives	1,382	1,564	DCF/Option Model	Dividend yield EQ Volatilities(%) Correlations (-1.0 to 1.0)	0.00-2.14% 16.98-63.80% -0.63-0.91
Credit derivatives	312	193	DCF	Credit Spreads(%) Recovery Rate(%)	0.26 -1.40% 35-35%
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	-	150,892	DCF/Option Model	Interest Rate Derivatives Interest rates FX Volatilities(%) IR Volatilities(bp) Correlations (-1.0 to 1.0) Equity Derivatives Dividend yield(%) EQ Volatilities(%) Correlations (-1.0 to 1.0) Credit Derivatives Credit Spreads (%) Recovery Rates(%)	3.36-3.36% 10.32-13.25% 37.85 -90.12bp 0.12-0.98 0.00-2.14% 16.80 -63.80% -0.63-0.91 0.26 -1.40% 35-35%
Total	13,218	166,111			

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

(Millions of JPY)

31 March 2023

	Fair value		Valuation technique(s)	Significant unobservable Inputs	Range of valuation inputs [*]
	Assets	Liabilities			
Foreign exchange related derivatives	736	779	DCF/Option Model	FX Volatilities(%)	12.68-13.29%
Interest rate derivatives	9,622	14,027	DCF/Option Model	Interest rates FX Volatilities(%) IR Volatilities(bp) Correlations (-1.0 to 1.0)	0.64-8.51% 8.97-14.14% 37.58-79.28bp -0.25-0.98
Equity derivatives	1,145	5,445	DCF/Option Model	Dividend yield EQ Volatilities(%) Correlations (-1.0 to 1.0)	0.00-5.82% 16.02-59.30% -0.80-0.95
Credit derivatives	345	176	DCF	Credit Spreads(%) Recovery Rate(%)	0.21 -1.4% 35-35%
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	-	209,431	DCF/Option Model	Interest Rate Derivatives Interest rates FX Volatilities(%) IR Volatilities(bp) Correlations (-1.0 to 1.0) Equity Derivatives Dividend yield(%) EQ Volatilities(%) Correlations (-1.0 to 1.0) Credit Derivatives Credit Spreads (%) Recovery Rates(%)	 0.64-8.51% 8.97-13.87% 37.58 -79.28bp -0.25-0.98 0.00-5.82% 16.02 -59.03% -0.80-0.95 0.21 -1.4% 35-35%
Total	11,848	229,858			

* Range information is provided in percentages, coefficients and represents the highest and lowest level significant unobservable valuation input used to value that type of financial instrument. A wide dispersion in the range does not necessarily reflect increased uncertainty or subjectivity in the valuation input and is typically just a consequence of the different characteristics of the financial instruments themselves.

Sensitivity of fair value to changes in unobservable inputs

Given that the valuation of Level 3 financial instruments fluctuate in response to a variety of factors, including, but not limited to general market sentiment, credit, interest rate, foreign exchange and correlation risk, current values may continue to decrease if conditions deteriorate further. Conversely, should conditions improve; an increase in the value of the Level 3 portfolio would be expected. However, management does not anticipate a significant impact in the net position of Level 3 financial instruments.

As the Company enters into derivative transactions to hedge its exposures in medium term notes, the increase or decrease in the value of the Level 3 portfolio will not significantly impact its profits and losses. Hedging derivative instruments offset the positions arising from the derivatives which are embedded in the debt instruments and limit the sensitivity of fair value to changes in unobservable inputs related to these financial instruments.

For each class of financial instrument described in the above tables, changes in each of the significant unobservable inputs and assumptions used by the Company will impact the fair value measurement of the financial instrument. The sensitivity of these Level 3 fair value measurements to changes in unobservable inputs and interrelationships between those inputs are described below:

Derivatives - Where the Company is long the underlying risk of a derivative, significant increases (decreases) in the underlying of the derivative, such as interest rates or credit spreads in isolation or significant decreases (increases) in dividend yields would result in a significantly higher (lower) fair value measurement. Where the Company is short the underlying risk of a derivative, the impact of these changes would have a converse effect on the fair value measurements reported by the Company.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Where the Company is long optionality, recovery rates or correlation, significant increases (decreases) in volatilities, recovery rates or correlation will generally result in a significantly higher (lower) fair value measurement. Where the Company is short optionality, recovery rates or correlation, the impact of these changes would have a converse effect on the fair value measurements.

Financial liabilities designated at fair value through profit or loss — When financial liabilities designated at fair value through profit or loss contain embedded features, embedded features alter the return to the investor from simply receiving a fixed or floating rate of interest to a return that depends upon some other variables, such as an equity or equity index, commodity price, foreign exchange rate, credit rating of a third party or a more complex interest rate.

Given that the financial derivatives are held for risk management purposes to offset movement from such financial liabilities designated at fair value through profit or loss, sensitivity of the fair value of the financial liabilities designated at fair value through profit or loss to changes in unobservable inputs are expected to be in the opposite direction of those of the derivatives.

There is no predictable interrelationship between significant unobservable inputs for Level 3 financial instruments.

Given the Company is exposed to limited market risk, the sensitivity of the profit or loss and equity to unobservable inputs is negligible. Regarding the statement of financial position, when reasonably possible alternative unobservable inputs are used, the impact on fair value of Level 3 instruments is not significant compared to the total assets of the entity.

Day 1 gains and losses

Gains and losses generated from the use of valuation techniques with significant unobservable parameters are deferred over the life of the contract until parameters become observable or when the instrument is derecognised. Changes in fair value after inception are recognised in the income statement. The total fair value attributable to these financial instruments that is yet to be recognised in the income statement as of the reporting date is JPY 152 million gain (31 March 2023: JPY 172 million gain). The following table shows a reconciliation of movements in the day 1 gains and losses between the beginning balances and the ending balances.

<i>(Millions of JPY)</i>	31 March 2024	31 March 2023
Beginning balance gain	172	193
New transactions	-	-
Amounts recognised in profit or loss during the year	(20)	(21)
Ending balance gain	152	172

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

25. Offsetting of financial assets and financial liabilities

The following table provides a summary of financial assets and financial liabilities subject to the Master Netting Agreements and similar agreements.

	31 March 2024					
	Gross amounts of recognised financial assets/liabilities ⁽¹⁾	Gross amounts offset in the balance sheet	Amounts presented in the balance sheet	Related amounts not set off in the statement of financial position		
Financial Instruments ⁽²⁾				Cash collateral ⁽³⁾	Net Amount	
Derivative financial assets	155,764	-	155,764	(54,151)	(82,118)	19,495
Loans and advances to affiliates	394,975	-	394,975	(295)	-	394,680
Total financial assets	550,739	-	550,739	(54,446)	(82,118)	414,175
Derivative financial liabilities	142,395	-	142,395	(54,446)	(87,949)	-
Total financial liabilities	142,395	-	142,395	(54,446)	(87,949)	-

	31 March 2023					
	Gross amounts of recognised financial assets/liabilities ⁽¹⁾	Gross amounts offset in the balance sheet	Amounts presented in the balance sheet	Related amounts not set off in the statement of financial position		
Financial Instruments ⁽²⁾				Cash collateral ⁽³⁾	Net Amount	
Derivative financial assets	98,144	-	98,144	(98,144)	-	-
Loans and advances to affiliates	366,865	-	366,865	(279)	-	366,586
Total financial assets	465,009	-	465,009	(98,423)	-	366,586
Derivative financial liabilities	204,863	-	204,863	(98,423)	(106,440)	-
Total financial liabilities	204,863	-	204,863	(98,423)	(106,440)	-

- 1) The bifurcated embedded derivatives are excluded as they are not in scope of master netting and similar agreements.
- 2) Those represent amounts which are not permitted to be offset on the face of the balance sheet but which provide the Company with the right of offset in the event of counterparty default, insolvency or bankruptcy.
- 3) The cash collateral received against the positive mark to market values of derivatives and the cash collateral pledged towards the negative mark to market values of derivatives are reported under *Other liabilities* and *Other assets* respectively.

The Company entered into ISDA Master Agreements with all derivative counterparties which grant the Company the right to set off in the event of counterparty default, insolvency or bankruptcy. The Company also entered into On Balance Sheet and Off Balance Sheet Master Netting Agreements with one of the counterparties which grant the Company the right to set off in the event of counterparty default, insolvency or bankruptcy. These arrangements

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

reduce credit risk exposure relative to what the credit exposure would be if the same counterparty were liable for their gross exposures on the same underlying contracts.

Usually, netting arrangements are constituted by a master netting agreement which specifies the general terms of the agreement between the counterparties, including information on the basis of the netting calculation, types of collateral, the definition of default and other termination events, the calculation of damages (on default) and documentation required. The Master Netting Agreement contains the terms and conditions by which all (or as many as possible) relevant transactions between the counterparties are governed. Multiple individual transactions are subsumed under this general master netting agreement, forming a single legal contract under which the counterparties conduct their relevant mutual business. In addition to the mitigation of credit risk, placing individual transactions under a single master netting agreement that provides for netting of transactions in scope also helps to mitigate settlement risks associated with transacting in multiple jurisdictions or across multiple contracts.

26. Capital management policy

The objective of the Company's capital management policy is to ensure that the Company has an appropriate level of capital, being issued capital and issued medium term notes and borrowing from affiliates. The Company reviews the appropriate level of capital - the determination of the level of appropriate capital will take into consideration the financing needs and liquidity position of Nomura Group.

No changes were made in the objectives, policies or processes for managing capital during the year.

(Millions of JPY)	As of	
	31 March 2024	31 March 2023
Issued and paid-up capital	8,366	7,433
Share premium	1,321	1,321
Currency translation reserve	36	969
Total issued capital	<u>9,723</u>	<u>9,723</u>
Debt issued and other borrowing	99,879	122,159
- Non-current	92,979	120,940
- Current	6,900	1,219
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	801,316	913,941
- Non-current	522,730	552,001
- Current	278,586	361,940
Borrowing from affiliates	1,336,509	871,085
- Non-current	-	-
- Current	1,336,509	871,085
Total issued capital, medium term notes and borrowing from affiliates	<u>2,247,427</u>	<u>1,916,908</u>

27. Related parties

Same as disclosed in elsewhere of these financial statements, the Company had the following material transactions with related parties during the period.

a. Transactions with the parent

- i. The Company entered into loan agreements with NHI and earned interest income of JPY 8,955 million for the year ended 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 8,958 million) (Refer to Note 3). As of 31 March 2024, the total outstanding loan to NHI amounted to JPY 1,465,600 million (31 March 2023: JPY 1,138,200 million). The outstanding balance is unsecured. The Company has JPY 464,300 million unsettled loan commitments to NHI as of 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 239,700 million). JPY 6 million impairment loss has been recognised for the year ended 31 March 2024 on the loans and unsettled loan commitments to NHI (31 March 2023: JPY 29 million gain). As of 31 March 2024, accrued interest income of JPY 1,016 million from NHI is reported under *Other current assets* (31 March 2023: JPY 1,048 million).
- ii. The Company entered into a dealer agreement with NHI, as one of the guarantors of the Company notes, whereby the Company has agreed to pay a fee (Refer to Note 4) based on the average outstanding amount of the notes during the relevant calculation period. JPY 514 million guarantee fees were reported under *Fee and commission expense* for the year ended 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 658 million). As of 31 March 2024, the guarantee fee payable to NHI is JPY 514 million (31 March 2023: JPY 658 million).
- iii. In accordance with the transfer pricing related agreement (Refer to Note 8), JPY 3,743 million gain was reported under *Other operating gain/loss* as of 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 203 million).

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

gain). JPY 3,743 million was accrued under *Other assets* as of 31 March 2024. (31 March 2023: JPY 203 million).

- iv. The Company incurred service fee of JPY 54 million for NHI information technology infrastructure support and other services for the year ended 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 62 million). This expense is reported under *General and administrative expenses* in the income statement. As of 31 March 2024, the service fee payable to NHI is JPY 54 million (31 March 2023: JPY 21 million).

b. Transactions with the Managing Directors

As of 31 March 2024, the Company had two Managing Directors who were seconded from Nomura Group. No remuneration to the managing directors was chargeable to the Company for the years ended 31 March 2024 and 31 March 2023.

c. Transactions with other related parties

- i. The Company entered into loan agreements with other related parties and earned interest income of JPY 36,647 million for the year ended 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 21,821 million) (Refer to Note 3). As of 31 March 2024, total outstanding loan to other related parties amounted to JPY 806,231 million (31 March 2023: JPY 790,230 million). All outstanding balances are unsecured. The Company has JPY 1,579,043 million unsettled loan commitments to other related parties as of 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 683,517 million). JPY 58 million impairment loss has been recognised for the year ended 31 March 2024 on the loans and unsettled commitments to other related parties (31 March 2023: JPY 144 million loss). As of 31 March 2024, accrued interest income of JPY 2,929 million from other related parties is reported under *Other current assets* (31 March 2023: JPY 2,106 million).
- ii. The Company entered into borrowing agreements with other related parties and incurred interest expense (Refer to Note 3). As of 31 March 2024, interest expense from such agreements amounted to JPY 70,834 million (31 March 2023: JPY 35,987 million). As of 31 March 2024, accrued interest expense of JPY 9,475 million to other related parties is reported under *Other current liabilities* (31 March 2023: JPY 8,563 million).
- iii. The Company entered into derivative transactions with other related parties under ISDA Master Agreements. As of 31 March 2024, derivative financial assets and derivative financial liabilities with other related parties amounted to JPY 155,764 million and JPY 142,395 million, respectively (31 March 2023: derivative financial assets - JPY 98,144 million and derivative financial liabilities - JPY 204,863 million).
- iv. As of 31 March 2024, total outstanding balance of debt issued by the Company held within Nomura Group for liquidity or market making purposes amounted to JPY 26,046 million (31 March 2023: JPY 21,649 million) of which JPY 100 million classified under *Debt issued and other borrowing* (31 March 2023: JPY 266 million) and JPY 25,946 million under *Financial liabilities designated at fair value through profit or loss* (31 March 2023: JPY 21,383 million).
- v. The Company entered into a dealer agreement with one of the related parties in Nomura Group, as guarantors of the Company notes, whereby it has agreed to pay a fee (Refer to Note 4) based on the average outstanding amount of the notes during the relevant calculation period. JPY 1 million guarantee fees were charged to *Fee and commission expense* for the year ended 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 2 million). As of 31 March 2024, the guarantee fee payable of JPY 1 million is reported under *Other current liabilities* (31 March 2023: JPY 2 million).
- vi. For the year ended 31 March 2024, the Company incurred service fees amounting to JPY 106 million to other related parties for provision of operational support which is reported under *General and administrative expenses* in the income statement (31 March 2023: JPY 87 million). As of 31 March 2024, the service fee payable of JPY 80 million to other related parties is reported under *Other current liabilities* (31 March 2023: JPY 67 million).
- vii. For the year ended 31 March 2024, the Company incurred service revenue amounting to JPY 108 million from other related parties for operational support which is reported under *Other operating gain/(loss)* in the income statement (31 March 2023: JPY 96 million). As of 31 March 2024, the service revenue receivable of JPY 108 million to other related parties is reported under *Other current assets*. (31 March 2023: JPY 96 million).
- viii. The Company places/receives cash collateral to/from other related parties for derivative transactions and incurred interest. The Company earned interest income amounting to JPY 14 million from the cash collateral for the year ended 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 1 million). The Company incurred interest expenses amounting to JPY 31 million from the cash collateral for the year ended 31 March 2024 (31 March 2023: JPY 49 million).

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

28. Events after the reporting period

As of the date of this report, there have been no events subsequent to the year ended 31 March 2024 which requires adjustments of, or disclosures in, these financial statements or notes thereto.

29. Appropriation of result - Management proposal

The management proposes to add the total gain for the year ended 31 March 2024 of JPY 707 million to the retained earnings. This proposal has been reflected in the financial statements.

12 July 2024

Managing Directors

Kentaro Kubota

Kenichiro Asano

OTHER INFORMATION

Independent auditor's report

The report of the independent auditors, EY Accountants B.V.

Appropriation of result - Provision In the Company's articles of association

In accordance with Article 20 of the Company's articles of association, the net result shall be free at the disposal of the General Meeting.

2【主な資産・負債及び収支の内容】

「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」および上記「1 財務書類」を参照のこと。

3【その他】

(1) 後発事象

当社が2024年4月1日から2024年7月31日までの間にユーロ・ノート・プログラム（第3 事業の状況－4 経営上の重要な契約等」を参照のこと。）に基づいて発行した社債は、円貨建債計58,317百万円、インド・ルピー建債計474.80百万インド・ルピー、米ドル建債計65.77百万米ドル、メキシコ・ペソ建債計127.98百万メキシコ・ペソ、南アフリカ・ランド建債計121.88百万南アフリカ・ランド、トルコ・リラ建債25.55百万トルコ・リラ、ブラジル・レアル建債計12.60百万ブラジル・レアルとなっている。

(2) 訴訟

重要な訴訟等はない。

(3) 本国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違

本書記載の財務書類の作成基礎であるIFRSについて、日本における会計処理の原則および手続ならびに財務書類の表示方法（以下「日本の会計原則」という。）と比べ、次の相違が存在する。

1. 組込デリバティブの区分処理

IFRS第9号では、デリバティブと金融負債が組み合わされた契約について、次の要件を全て満たす場合は、組込デリバティブを主契約である金融負債と区分して会計処理しなければならない。

- ・組込デリバティブの経済的特徴およびリスクが主契約の経済的特徴およびリスクと密接に関連していないこと
- ・組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品ならば、デリバティブの定義に該当すること
- ・当該契約全体が、公正価値で測定して公正価値変動を純損益に認識するものではないこと

他方、日本の会計原則では、デリバティブと金融資産または金融負債のいずれかが組み合わされた契約について、次の要件を全て満たす場合は、原則として組込デリバティブを金融資産または金融負債と区分して会計処理しなければならない。

- ①組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があること
- ②組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと
- ③当該契約全体について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと

ただし、日本の会計原則では、上記①または③を満たさない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分しているときは、これを区分処理することができる。

2. 金融資産または金融負債を公正価値で測定する指定（公正価値オプション）

IFRS第9号では、金融資産または金融負債の当初認識時において、一定の要件を満たす場合には、当該金融資産または金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることが認められる。

他方、日本の会計原則では、かかる指定は認められない。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項なし。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に定める親会社等が存在しないため、該当事項はない。

2【その他の参考情報】

2023年4月1日以降、本書提出日までの間において提出された書類および提出日は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書の訂正届出書
2023年4月27日 2022年9月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
2023年5月8日 2022年9月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (3) 有価証券届出書の訂正届出書
2023年5月16日 2022年9月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (4) 有価証券届出書の訂正届出書
2023年6月29日 2022年9月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (5) 有価証券届出書の訂正届出書
2023年8月2日 2022年9月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (6) 有価証券報告書およびその添付書類
2023年8月14日 関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類
2023年8月15日 2022年9月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書およびその添付書類
2023年10月10日 関東財務局長に提出
- (9) 有価証券届出書の訂正届出書
2023年10月30日 2022年9月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (10) 有価証券届出書の訂正届出書
2023年10月30日 上記(8)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (11) 有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類
2023年11月7日 上記(8)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (12) 有価証券届出書の訂正届出書
2023年11月15日 上記(8)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (13) 半期報告書およびその添付書類
2023年12月21日 関東財務局長に提出
- (14) 有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類
2023年12月22日 上記(8)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (15) 有価証券届出書の訂正届出書
2024年2月1日 上記(8)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

- (16) 有価証券届出書の訂正届出書
2024年2月15日 上記(8)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (17) 有価証券届出書の訂正届出書
2024年4月15日 上記(8)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (18) 有価証券届出書の訂正届出書
2024年4月30日 上記(8)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (19) 有価証券届出書の訂正届出書
2024年5月8日 上記(8)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (20) 有価証券届出書の訂正届出書
2024年5月17日 上記(8)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (21) 有価証券届出書の訂正届出書
2024年6月27日 上記(8)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (22) 有価証券届出書の訂正届出書
2024年7月31日 上記(8)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

該当事項なし。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当該会社は各本受益権（以下に定義する。）に保証を付すものではないが、各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券（以下に定義する。）には当該会社による保証が付されるため、当該会社の情報の開示を必要とする。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

本外国指標連動証券に係る保証会社である野村ホールディングス株式会社は、継続開示会社である。

（1）【当該会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

イ．有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第120期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

2024年6月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書または半期報告書

事業年度（第121期第1四半期）（自 2024年4月1日 至 2024年6月30日）

2024年8月14日関東財務局長に提出

②【臨時報告書】

該当事項なし。

③【訂正報告書】

該当事項なし。

（2）【上記書類を縦覧に供している場所】

名 称	所 在 地
野村ホールディングス株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

ハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスおよび韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

- (i) NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN
- (ii) NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN
- (iii) NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETN
- (iv) NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN

本項においては、上記(i)から(iv)までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

ハンセン指数

ハンセン指数は、香港取引所のメインボードに上場している銘柄のうち、時価総額が大きく、流動性の高い銘柄で構成される指数である。ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドは、構成銘柄数を2022年半ばまでに80銘柄を増やし、最終的に100銘柄に固定することを目標としている。浮動株調整後の時価総額加重平均指数であり、1964年7月31日を基準日とし、基準値は100として算出される。一方、ハンセン指数（配当込指数）は、1990年1月2日の指数値を2,838.07ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200

韓国総合株価指数200は、韓国証券取引所上場の主要200銘柄からなる浮動株調整後の時価総額加重平均指数である。1990年1月3日を基準日とし、その日の基準値を100として算出される。

韓国総合株価指数200（先物）

韓国総合株価指数200（先物）は、韓国総合株価指数200先物市場に上場している直近限月の価格の値動きに連動した指数である。2007年1月2日を基準日とし、その日の基準値を1,000として算出される。

（※ロール時は直近限月と翌限月を加重平均、またロールオーバーコスト込み指数である。）

ハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス、韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス

ハンセン指数・レバレッジインデックスは、日々の騰落率をハンセン指数の騰落率の2倍として計算された指数で、2006年1月3日の指数値を14,944.77ポイントとして計算されている。

ハンセン指数・ショートインデックスは、日々の騰落率をハンセン指数（配当込指数）の騰落率の-1倍として計算された指数で、2006年1月3日の指数値を26,650.28ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200の騰落率の2倍として計算された指数で、2010年2月22日の指数値を217.81ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200（先物）の騰落率の-1倍として計算された指数で、2009年9月16日の指数値を1,062.83ポイントとして計算されている。

ハンセン指数・レバレッジインデックスの計算方法

$$\text{HSILI}(T) = \text{HSILI}(T-1) \times [1 + \{K \times (\text{HSI}(T)/\text{HSI}(T-1) - 1) - (K-1) \times (\text{HIBOR}/365) \times D(T, T-1) - K \times (K-1) \times |(\text{HSI}(T)/\text{HSI}(T-1) - 1)| \times \text{Stamp Duty} \}]$$

HSILI(T)：指数計算時点(T)におけるハンセン指数・レバレッジインデックス値

HSILI(T-1)：指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・レバレッジインデックス終値

K：2

D(T, T-1)：TからT-1までの実日数

HIBOR：前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（% 年率）

HSI(T)：現在のハンセン指数値

HSI(T-1)：前日のハンセン指数値

Stamp Duty：印紙税率

※ハンセン指数・レバレッジインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

ハンセン指数・ショートインデックスの計算方法

$$\text{HSISI}(T) = \text{HSISI}(T-1) \times [1 + \{-K \times (\text{TRHSI}(T)/\text{TRHSI}(T-1) - 1) + (K+1) \times (\text{HIBOR}/365) \times D(T, T-1) - K \times (K+1) \times |(\text{TRHSI}(T)/\text{TRHSI}(T-1) - 1)| \times \text{Stamp Duty} \}]$$

HSISI(T)：指数計算時点(T)におけるハンセン指数・ショートインデックス値

HSISI(T-1)：指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・ショートインデックス終値

K：1

D(T, T-1)：TからT-1までの実日数

HIBOR：前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（% 年率）

TRHSI(T)：現在のハンセン指数値（配当込指数値）

TRHSI(T-1)：前日のハンセン指数値（配当込指数値）

Stamp Duty：印紙税率

※ハンセン指数・ショートインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの計算方法

$$L(T) = L(T-1) \times [1 + \{K \times (S(T)/S(T-1) - 1) - (K-1) \times (r/365) \times D(T, T-1) \}]$$

L(T)：指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

L(T-1)：指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

K：2

D(T, T-1)：TからT-1までの実日数

r：91日満期CDの金利（% 年率）

S(T)：現在の韓国総合株価指数200指数値

S(T-1)：前日の韓国総合株価指数200指数終値

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの計算方法

$$I(T) = I(T-1) \times [1 + \{K \times (F(T)/F(T-1) - 1) + (1 - |K|) \times M\} \times (r/365) \times D(T, T-1)]$$

I(T)：指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

I(T-1)：指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

K：-1

M：先物マージン・レート

D(T, T-1)：TからT-1までの実日数

r：91日満期CDの金利（% 年率）

F(T)：現在の韓国総合株価指数200（先物）指数値

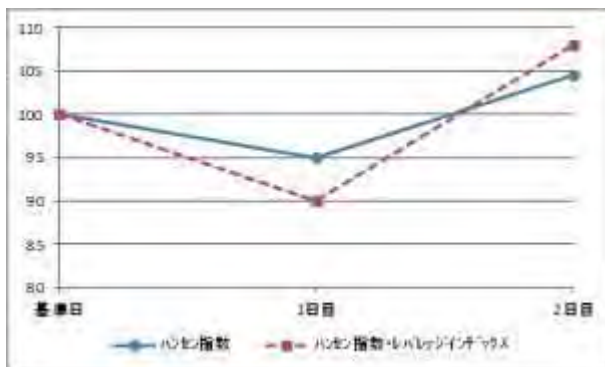
F(T-1)：前日の韓国総合株価指数200（先物）指数終値

レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意すべきである。

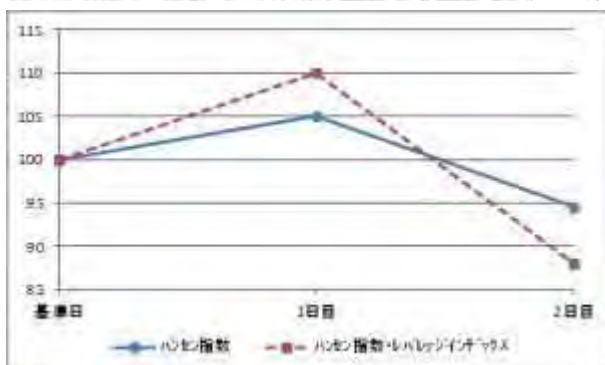
<1> ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ハンセン指数	-5%	10%	ハンセン指数	-5%	4.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	8%

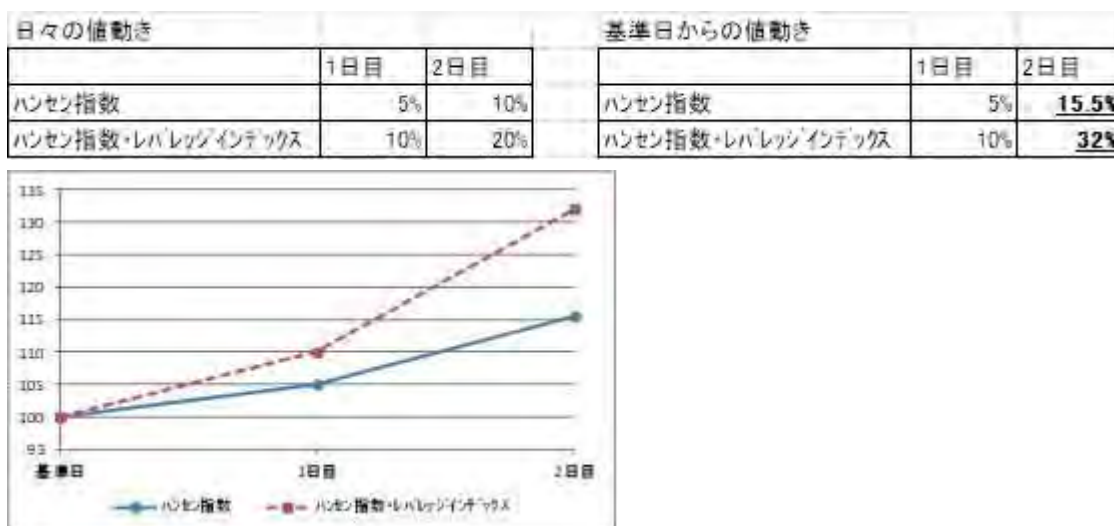


<2> ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

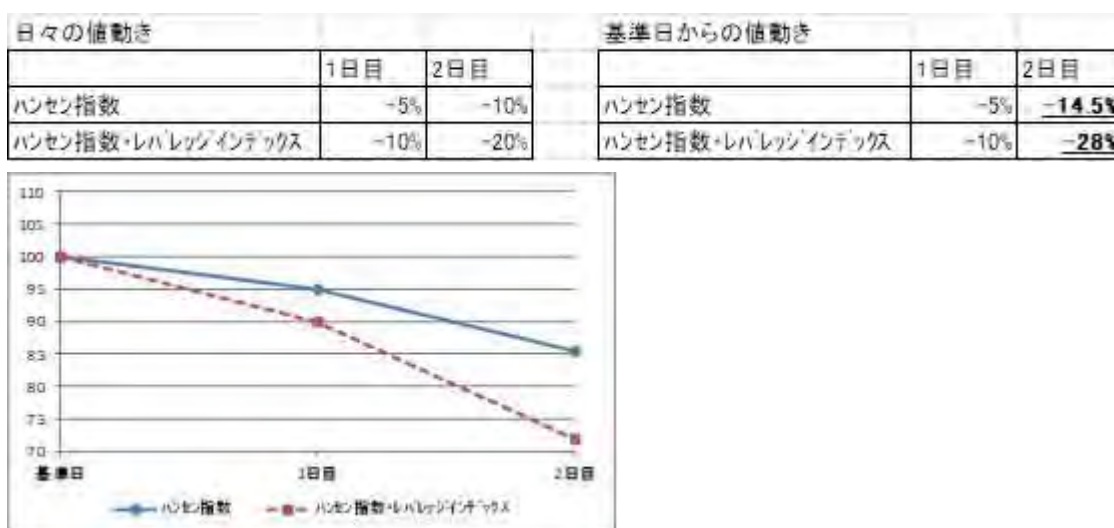
日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ハンセン指数	5%	-10%	ハンセン指数	5%	-5.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	-20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	-12%



< 3 > ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合



< 4 > ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合



※これらの例示は、ハンセン指数の値動きとハンセン指数・レバレッジインデックスの値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

インバース（ショート）指数の値動きについて

インバース（ショート）指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の-1（マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース（ショート）指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「-1倍」とならないので、十分留意すべきである。

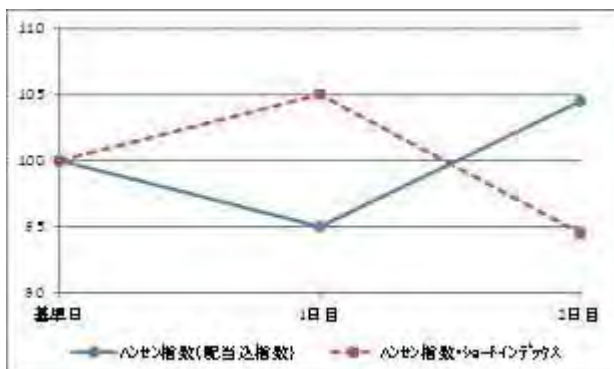
< 5 > ハンセン指数（配当込指数）が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	-5%	10%
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	-10%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	-5%	4.5%
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	-5.5%



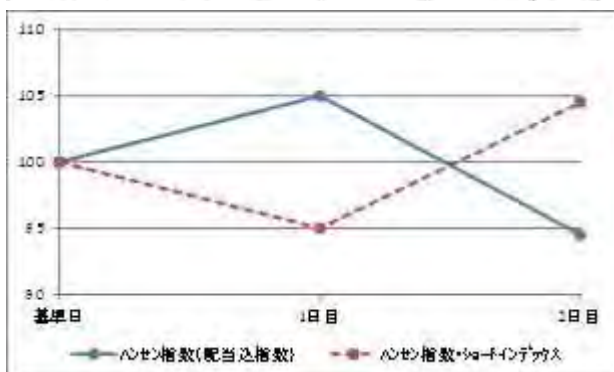
< 6 > ハンセン指数（配当込指数）が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き

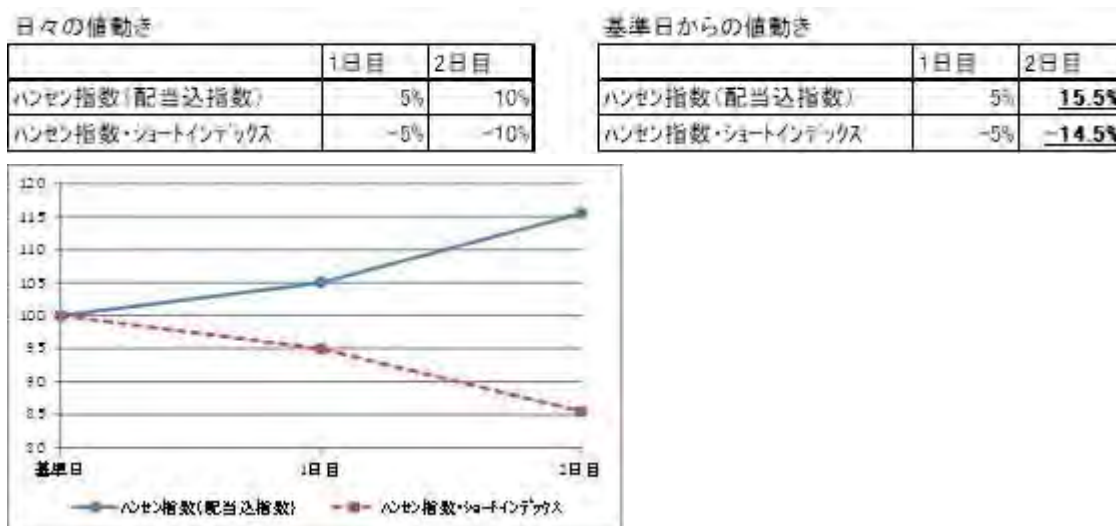
	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	5%	-10%
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	10%

基準日からの値動き

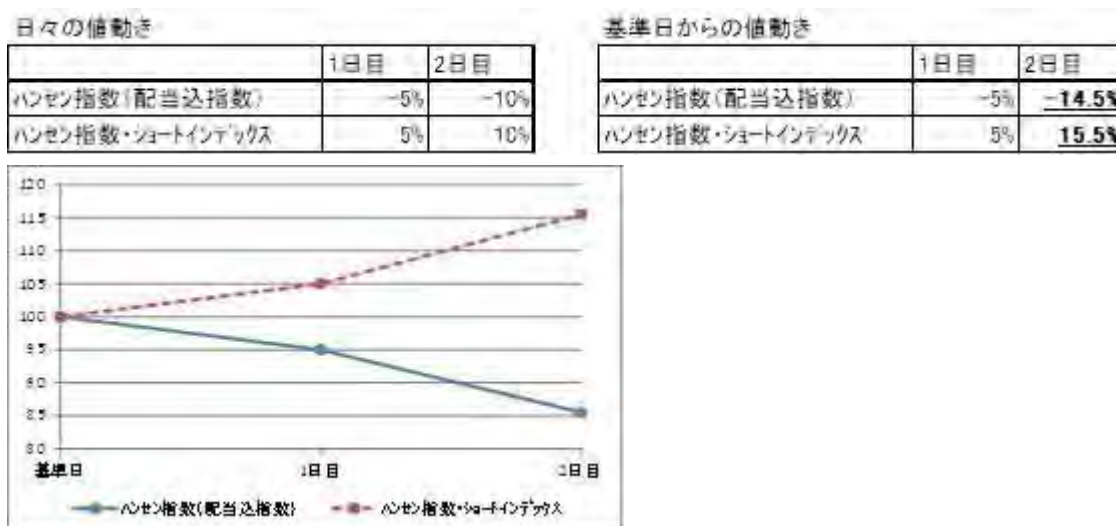
	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	5%	-5.5%
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	4.5%



< 7 > ハンセン指数（配当込指数）が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合



< 8 > ハンセン指数（配当込指数）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合



※これらの例示は、ハンセン指数（配当込指数）の値動きとハンセン指数・ショートインデックスの値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

日経・JPX金レバレッジ指数、日経・JPX金インバース指数、日経・JPX原油レバレッジ指数および日経・JPX原油インバース指数（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

- (i) NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN
- (ii) NEXT NOTES 金先物 ベア ETN
- (iii) NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETN
- (iv) NEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETN

本項においては、上記(i)から(iv)までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

日経・JPX金指数

日経・JPX原油指数

日経・JPX金指数と日経・JPX原油指数は、日経・JPXサブ商品指数（※1）として、算出される指数である。

日経・JPX金指数の構成銘柄は金のみ、また日経・JPX原油指数の構成銘柄は原油のみであり、「中心限月を対象限月とする」、「月初第5取引日から第9取引日までの5取引日間で5分の1ずつ5番限月から6番限月へ限月切り替えを行う（※ただし、貴金属市場およびアルミニウム市場の偶数限月の商品については、奇数月のみ限月の切り替えを行う。）」指数である。

日経・JPXサブ商品指数は、帳入値段（※2）にて、1日1回算出・公表される。

※1. 日経・JPXサブ商品指数とは、市場ごとまたは商品ごとのベンチマークとなることを目指し、基本的に日経・JPX商品指数（Nikkei-JPX Commodity Index）（※3）と同様の計算方法に基づく指数である。

※2. 大阪取引所が取り扱う各構成銘柄においては、「帳入値段」は「清算値段」を意味する。

※3. 「日経・JPX商品指数」は、2002年5月31日を基準日として（同日の帳入値段に基づく指数値を100.00とする）、構成銘柄ごとの配分比率に当該銘柄の価格騰落率を乗じ、それを全銘柄分合計して算出される。

「日経・JPX商品指数」は、当初「東京工業品取引所商品指数」として2006年7月24日より公表を開始し、その後、名称を2009年4月1日算出分から「日経・東工取商品指数」に変更し、2013年2月12日付で「日経・東商取商品指数」に変更し、2020年7月27日付で「日経・JPX商品指数」に変更したものである。

日経・JPX金レバレッジ指数

日経・JPX原油レバレッジ指数

日経・JPX金レバレッジ指数は、日経・JPX金指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日清算値段ベースの原指数値と当日清算値段ベースの原指数値とを比較して算出）を2倍したものを、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・JPX原油レバレッジ指数は、日経・JPX原油指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値段ベースの原指数値と当日帳入値段ベースの原指数値とを比較して算出）を2倍したものを、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・JPX金レバレッジ指数および日経・JPX原油レバレッジ指数は2012年12月3日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、1日1回、大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引および東京商品取引所の商品先物取引の日中立会終了後に算出される。

日経・JPX金インバース指数

日経・JPX原油インバース指数

日経・JPX金インバース指数は、日経・JPX金指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日清算値段ベースの原指数値と当日清算値段ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・JPX原油インバース指数は、日経・JPX原油指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値段ベースの原指数値と当日帳入値段ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・JPX金インバース指数および日経・JPX原油インバース指数は2012年12月3日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、1日1回、大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引および東京商品取引所の商品先物取引の日中立会終了後に算出される。

日経・JPXレバレッジ指数（日経・JPX金レバレッジ指数、日経・JPX原油レバレッジ指数）の計算方法

日経・JPXレバレッジ指数は、以下の算式に従って算出される。

（日経・JPX商品指数および各日経・JPXサブ商品指数のレバレッジ指数（日経・JPX金レバレッジ指数、日経・JPX原油レバレッジ指数を含む）を総称して、「日経・JPXレバレッジ指数」という。）

$$\text{Lev. Index}_{t,d} = \text{Lev. Index}_{s,d-1} \times \max\{1 + 2 \times ((\text{Index}_{t,d} / \text{Index}_{s,d-1}) - 1), 0.1\}$$

ただし、

$\text{Lev. Index}_{t,d}$ ：d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・JPXレバレッジ指数

$\text{Lev. Index}_{s,d-1}$ ：d-1日における帳入値段（※）に基づく原指数値より算出した日経・JPXレバレッジ指数

$\text{Index}_{t,d}$ ：d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、 $\text{Index}_{t,d}$ は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

$\text{Index}_{s,d-1}$ ：d-1日における帳入値段に基づく原指数値

※大阪取引所が取り扱う各構成銘柄においては、「帳入値段」は「清算値段」を意味する。

日経・JPXインバース指数（日経・JPX金インバース指数、日経・JPX原油インバース指数）の計算方法

日経・JPXインバース指数は、以下の算式に従って算出される。

（日経・JPX商品指数および各日経・JPXサブ商品指数のインバース指数（日経・JPX金インバース指数、日経・JPX原油インバース指数を含む）を総称して、「日経・JPXインバース指数」という。）

$$\text{Inv. Index}_{t,d} = \text{Inv. Index}_{s,d-1} \times \max\{1 - 1 \times ((\text{Index}_{t,d} / \text{Index}_{s,d-1}) - 1), 0.1\}$$

ただし、

$\text{Inv. Index}_{t,d}$ ：d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・JPXインバース指数

$\text{Inv. Index}_{s,d-1}$ ：d-1日における帳入値段に基づく原指数値より算出した日経・JPXインバース指数

Index t,d : d日の時点tにおける原指数の直近値

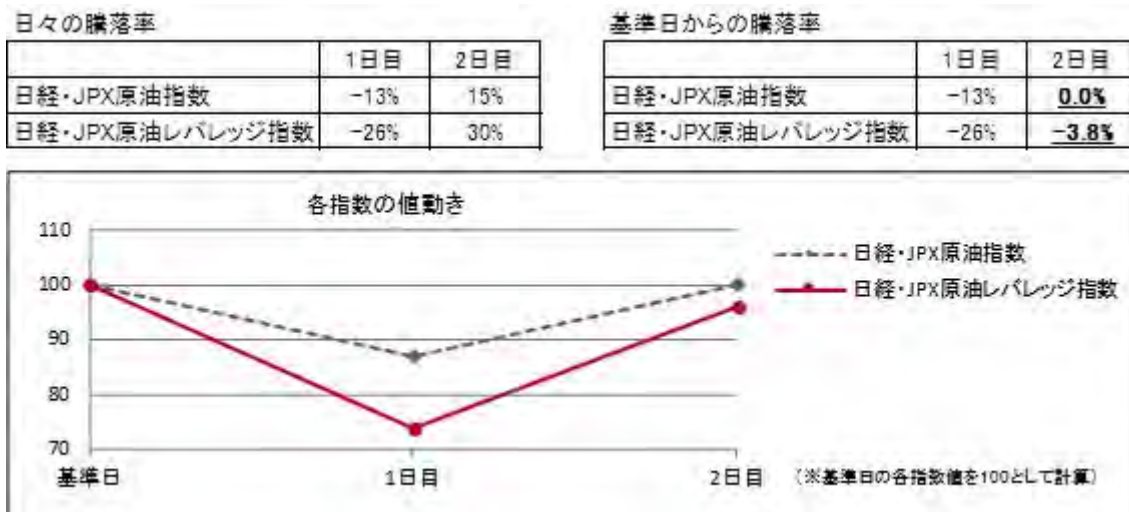
なお、Index t,d は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

Index $s,d-1$: d-1日における帳入値段に基づく原指数値

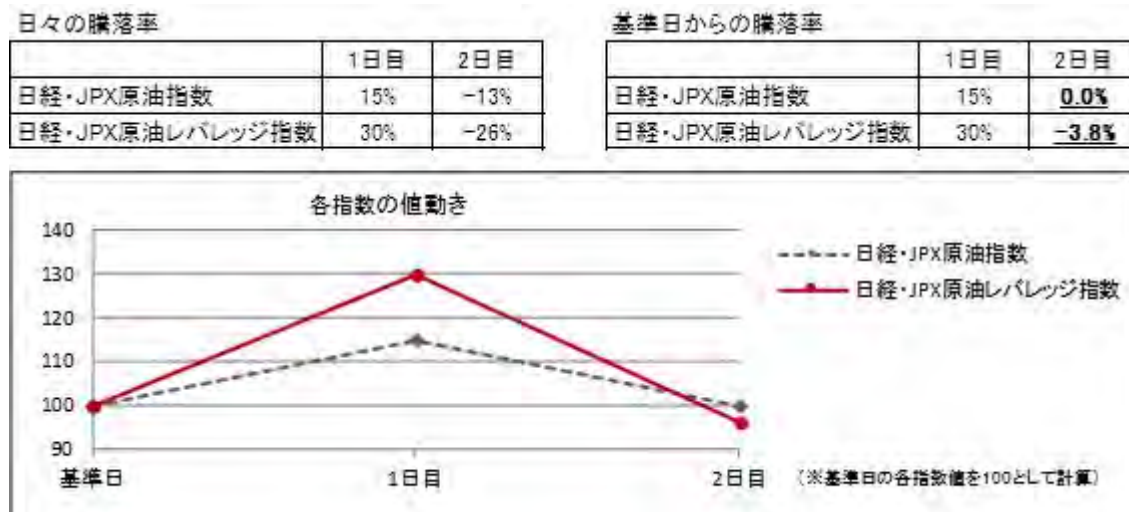
日経・JPXレバレッジ指数の値動きについて

日経・JPXレバレッジ指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・JPXレバレッジ指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意する必要がある。

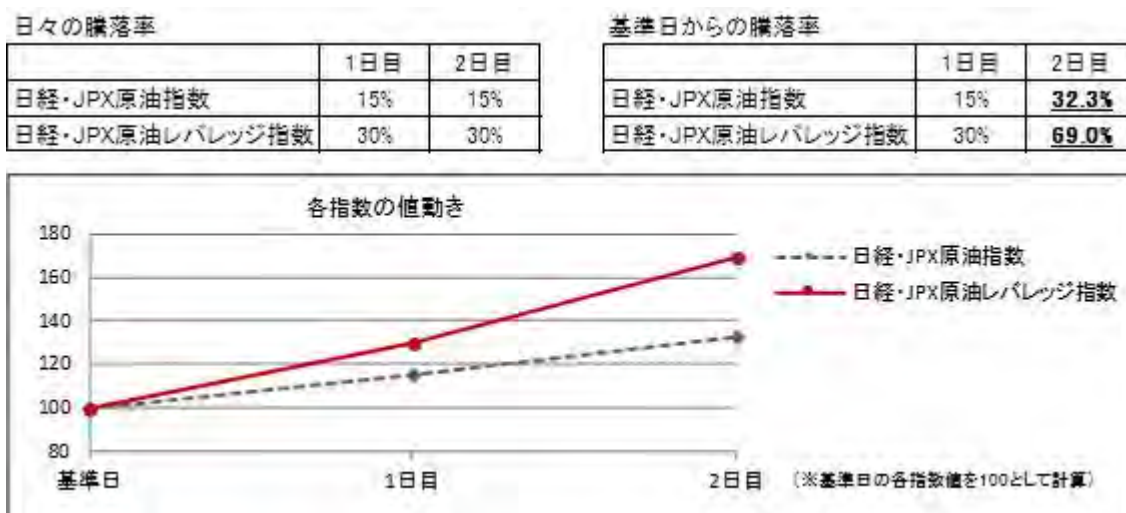
< 1 > 日経・JPX原油指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合



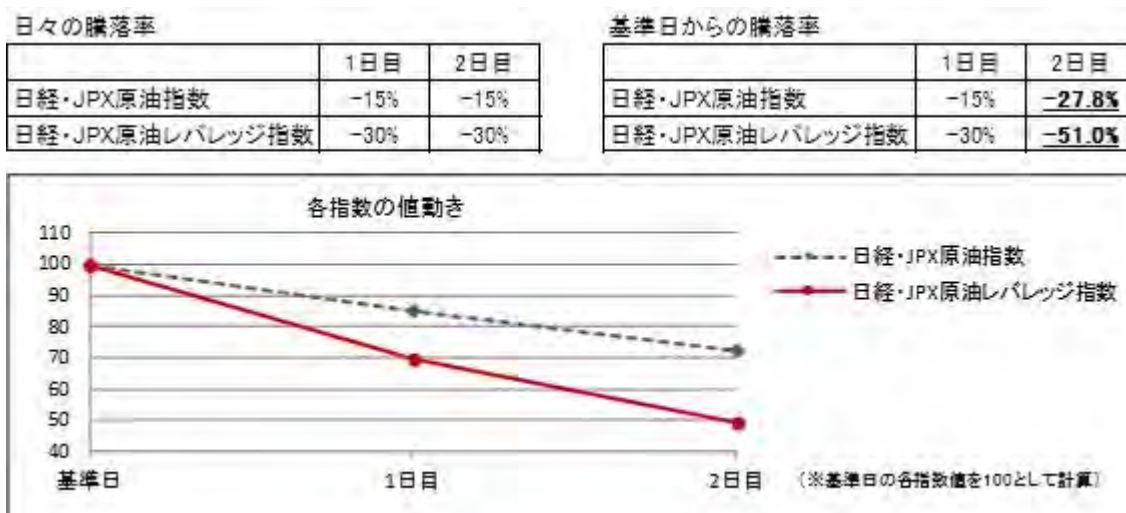
< 2 > 日経・JPX原油指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合



< 3 > 日経・JPX原油指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合



< 4 > 日経・JPX原油指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合



※これらの例示は、日経・JPX原油指数の値動きと日経・JPX原油レバレッジ指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

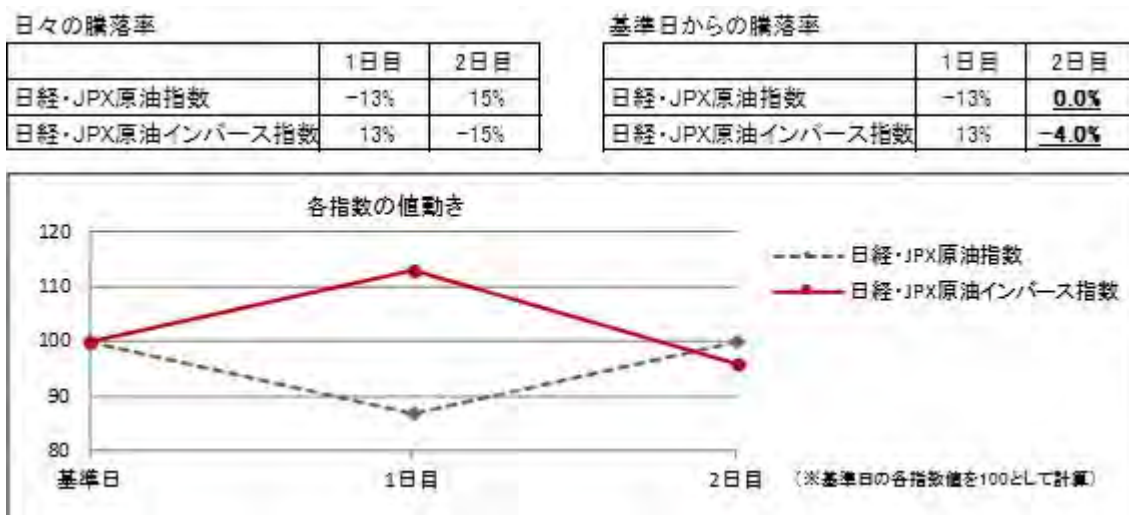
実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

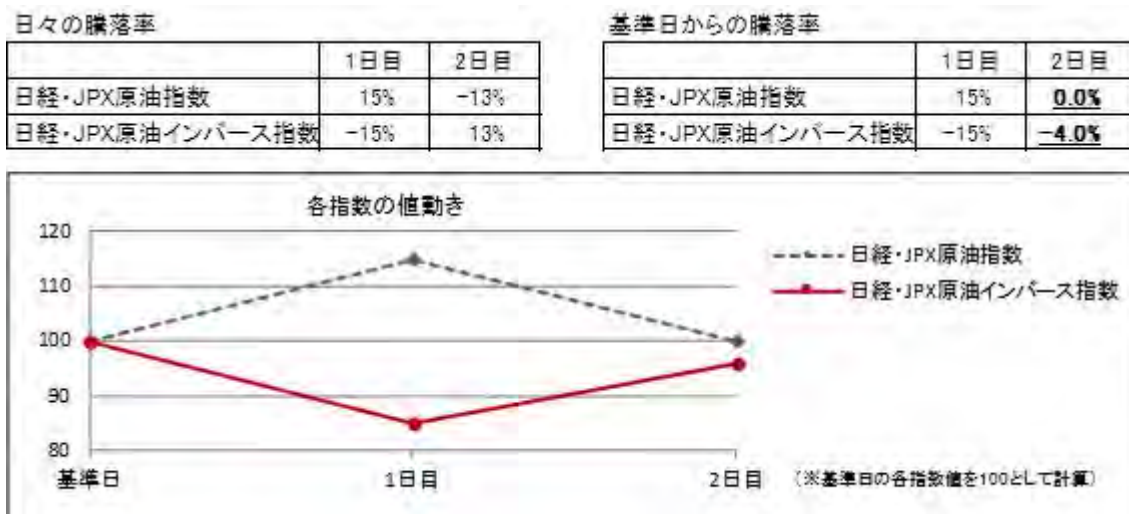
日経・JPXインバース指数の値動きについて

日経・JPXインバース指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の-1（マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・JPXインバース指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「-1倍」とならないので、十分留意する必要がある。

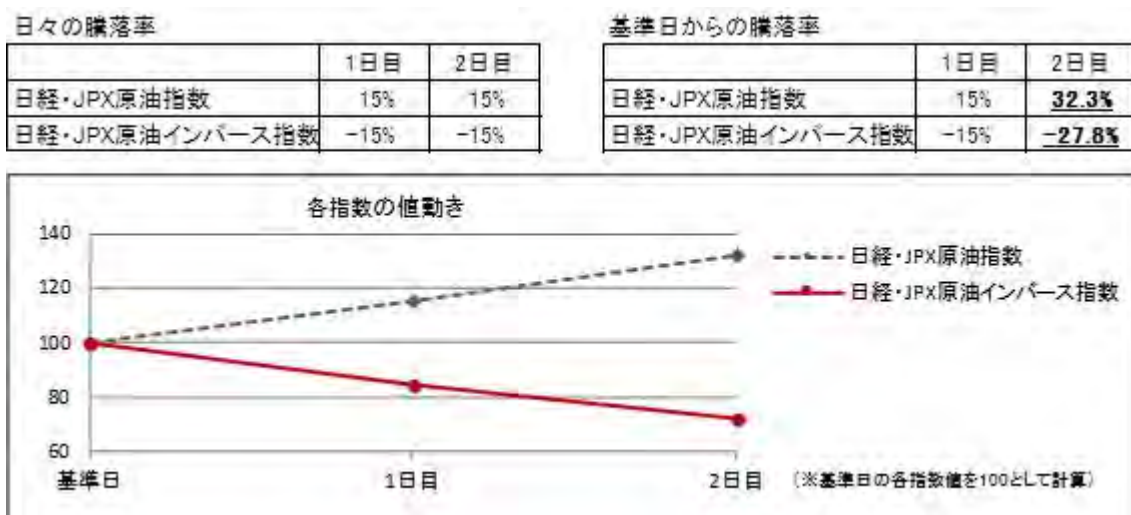
< 5 > 日経・JPX原油指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合



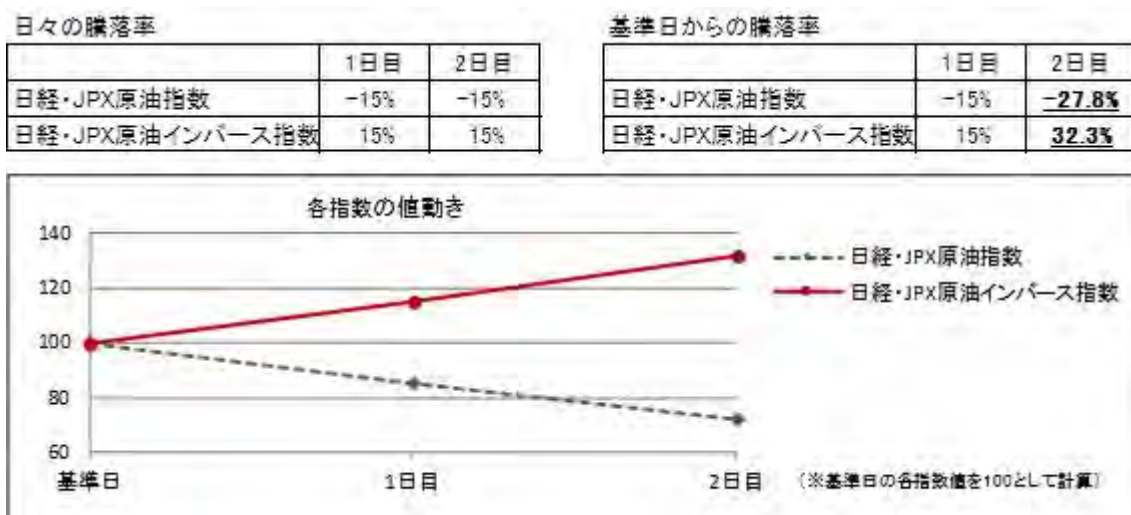
< 6 > 日経・JPX原油指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合



< 7 > 日経・JPX原油指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合



< 8 > 日経・JPX原油指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合



※これらの例示は、日経・JPX原油指数の値動きと日経・JPX原油インバース指数の値動きの関係を示すための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限りません。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではありません。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ (2倍)・インデックス (円ヘッジ・プライスリターン)、ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース (-1倍)・インデックス (円ヘッジ・トータルリターン) および東証グロース市場250指数 (本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。)

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

(i) NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジ ETN

(ii) NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジ ETN

(iii) NEXT NOTES 東証グロース市場250 ETN

本項においては、上記(i)から(iii)までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

ダウ・ジョーンズ工業株価平均™ (Dow Jones Industrial Average™ - DJIA-)

1896年に誕生したこの指数はダウ®の名称でも呼ばれており、米国を代表する優良企業30銘柄の株価加重指数である。この指数は、輸送株および公共株を除く全ての業種をカバーしている（輸送株および公共株については、ダウ・ジョーンズ輸送株価平均™およびダウ・ジョーンズ公共株価平均™でカバーされている）。銘柄選択は定量的なルールに従ったものではないが、採用銘柄は主として、企業の評判が高く、持続的な成長を達成し、多くの投資家が高い関心を示すものに限られている。また、銘柄選択においては指数内で適切なセクター配分を維持できることも考慮されている。

指数の計算

この指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの全ての株価指数において使用される除数メソドロジーに従って計算される。

この指数が最初に構築されたときには、指数の価値は単純に構成銘柄の株価を合計し、構成銘柄の数で除することにより計算された。今日では、除数を調整することで、株式分割やその他の構成銘柄変更の影響を抑え、指数の連続性を維持している。

構成銘柄の選出方法

ウォール・ストリート・ジャーナルの編集担当者たちが、構成する銘柄を選出する。工業 (industrial) という意味に対しては広範な考えを持ち、鉄道と公共事業以外の会社であれば、全ての会社が対象となる。(ダウ・ジョーンズ平均株価には工業株の他に鉄道株、公共株の指数がある。) ダウ平均に加える新しい企業の選出にあたっては膨大な数の企業の中から、企業の継続的な成長性や投資家たちの関心を考慮に入れて選出する。ただし、指数の連続性を維持するため、構成銘柄の変更は稀であり、通常は構成銘柄の企業のコア・ビジネスにおいて買収やその他の重大な変化があった場合に構成銘柄が変更される。そうしたイベントにより、一つの銘柄を入れ替える必要が生じた場合、指数全体が審査されて、その結果、いくつかの構成銘柄の変更が同時に行われることもある。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)およびダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)では、標準的な方法を適用することにより、為替リスクのヘッジを行い、ダウ・ジョーンズ工業株価平均に対するレバレッジもしくはインバース・エクスポージャーを提供する。

為替ヘッジ指数

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの標準為替ヘッジ指数は、1ヶ月ごとにロールオーバーされる先渡取引を利用し、期初におけるバランスをヘッジすることで計算される。ヘッジされる額は毎月調整される。

毎月の為替ヘッジ指数の計算

m = 計算における月、0、1、2などの数字で示される。

SPI_EH_m = m月の末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

SPI_EH_{m-1} = 前月(m-1)末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

SPI_E_m = m月の末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準 (外貨建て)

SPI_E_{m-1} = 前月(m-1)末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準 (外貨建て)

SPI_EL_{m-1} = 前月(m-1)末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準 (現地通貨建て)

HR_m = m月におけるヘッジ・リターン (%)

S_m = m月の末における現地通貨に対する外貨のスポット・レート (FC/LC)

F_m = m月の末における現地通貨に対する外貨の先渡レート (FC/LC)

m = 1 の月の末において

$$SPI_EH_1 = SPI_EH_0 \times (SPI_E_1 / SPI_E_0 + HR_1)$$

m月の末において

$$SPI_EH_m = SPI_EH_{m-1} \times (SPI_E_m / SPI_E_{m-1} + HR_m)$$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$$HR_m = (S_{m-1} / F_{m-1}) - (S_{m-1} / S_m)$$

日次のリターンはスポット価格と先渡価格の間に内挿することにより計算される。

各m月について、d=1, 2, 3, . . . Dの暦日がある。

mdはm月におけるd日であり、m0はm-1月における最終日である。

F_I_{md} = m月のd日時点における内挿された先渡レート

$$F_I_{md} = S_{md} + (D-d)/D \times (F_{md} - S_{md})$$

m月のd日において

$$SPI_EH_{md} = SPI_EH_{m0} \times (SPI_E_{md} / SPI_E_{m0} + HR_{md})$$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$$HR_m = (S_{m0} / F_{m0}) - (S_{m0} / F_{1md})$$

レバレッジ指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのレバレッジ指数は、対象指数の複数倍のリターンを生み出すように設計されており、投資家はキャッシュ・ポジションを超えたエクスポージャーを得るために資金を借り入れる。アプローチとしては、まず対象指数を計算し、その次にレバレッジ指数の日次リターンを計算し、最後に、日次リターンにより前回の価値を増加させることにより、レバレッジ指数の現在の価値を計算する。

レバレッジ指数の日次リターンは2つの部分から構成される：(1) 対象指数のトータル・ポジションのリターンから、(2) レバレッジのための借入コストを減じる：

レバレッジ指数の数式は以下ようになる：

$$\text{レバレッジ指数のリターン} = K \times [\text{対象指数}(t) / \text{対象指数}(t-1) - 1] - (K-1) \times (\text{借入金利}/360) \times D(t, t-1)$$

上記の式で、借入金利がレバレッジ指数に適用されている。これは、借入資金を表す。これを踏まえ、時間tにおけるレバレッジ指数価値は以下のように計算される：

$$\text{レバレッジ指数の価値}(t) = (\text{レバレッジ指数の価値}(t-1)) \times (1 + \text{レバレッジ指数のリターン})$$

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下ようになる：

$$\begin{aligned} \text{レバレッジ指数の価値}(t) &= (\text{レバレッジ指数の価値}(t-1)) \\ &\times [1 + [K \times [\text{対象指数}(t) / \text{対象指数}(t-1) - 1] - (K-1) \times (\text{借入金利}/360) \times D(t, t-1)]] \end{aligned}$$

K = レバレッジ・レシオ

$$K = 2, \text{ エクスポージャー} = 200\%$$

借入金利 = 3ヶ月円TIBOR(TI0003M)

Dt, t-1 = t とt-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIA2LJP)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(プライス・リターン、円ヘッジ)(DJIHJP)の2倍のレバレッジがかかっており、DJIA2LJPの数式は以下ようになる。

DJIA2LJP(t) =

$$DJIA2LJP(t-1) \times [1 + [2 \times [DJIHJP(t) / DJIHJP(t-1) - 1] - (2-1) \times [TI0003M/360] \times D(t, t-1)]]$$

インバース指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのインバース指数は、対象指数のショート・ポジションを保有することにより、対象指数と反対のパフォーマンスを提供するように設計されている。投資家がショート・ポジションを保有する場合、借株の配当と金利を支払う必要がある。指数の計算はレバレッジ指数と同様の一般的なアプローチに従っており、いくつか調整が行われる：第一に、対象指数のリターンはプラスマイナスが逆となり、対象指数のトータル・リターンに基づくものとなるため、配当や価格の動きが含まれる。第二に、借株コストは含まれないが、初期投資から得られる金利と、対象指

数の証券の空売りから生じる収益から得られる金利を反映するために調整が行われる。こうした前提は業界における通常の慣習を反映している。(借株コストを含めるため、或いは空売りによる収益から得られる金利や初期投資から得られる金利を除外するため、単純な調整を行うことができる。)

インバース指数のリターンを計算するための一般的な数式は：

インバース指数のリターン＝

$$-K \times [\text{対象指数のトータルリターン}(t) / \text{対象指数のトータルリターン}(t-1) - 1] \\ + (K+1) \times (\text{貸出金利}/360) \times D(t, t-1)$$

ここで、右辺の最初の項は対象指数のトータル・リターンを示し、右辺の2つ目の項は初期投資から得られる金利および空売りによる収益から得られる金利を示している。

時間tにおけるインバース指数価値は以下のように計算される：

$$\text{インバース指数の価値}(t) = (\text{インバース指数の価値}(t-1)) \times (1 + \text{インバース指数のリターン})$$

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下ようになる：

$$\text{インバース指数の価値}(t) = (\text{インバース指数の価値}(t-1)) \\ \times [1 - [K \times [\text{対象指数のトータルリターン}(t) / \text{対象指数のトータルリターン}(t-1) - 1] \\ - (K+1) \times (\text{貸出金利}/360) \times D(t, t-1)]]$$

K = レバレッジ・レシオ

$$K = 1, \text{ エクスポージャー} = 100\%$$

貸出金利 = 3ヶ月円TIBOR(TI0003M)

Dt, t-1 = t とt-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIAIJT)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(トータル・リターン、円ヘッジ)(DJIHJT)のインバース・バージョンである。DJIAIJTの数式は以下ようになる。

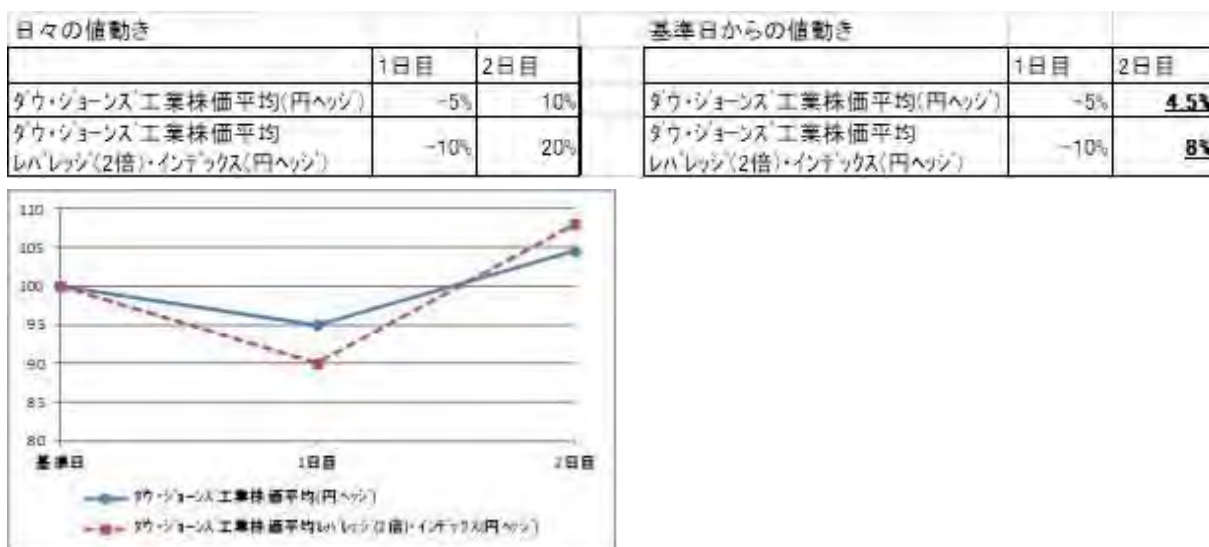
DJIAIJT(t)=

$$\text{DJIAIJT}(t-1) \times [1 - [1 \times [\text{DJIHJT}(t) / \text{DJIHJT}(t-1) - 1] - (1+1) \times [\text{TI0003M}/360] \times D(t, t-1)]]$$

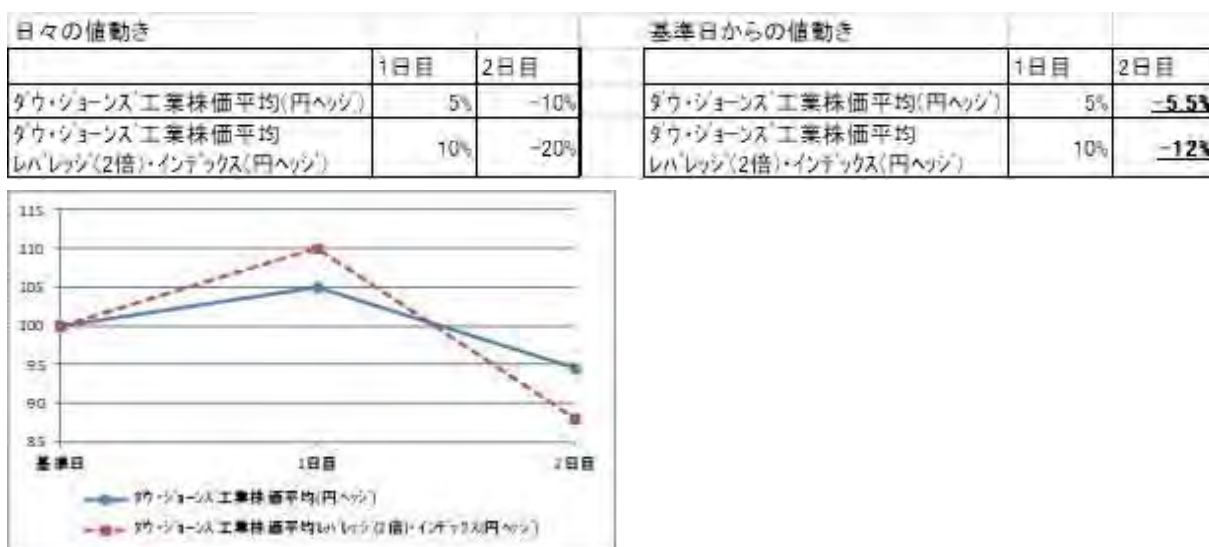
レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意すべきである。

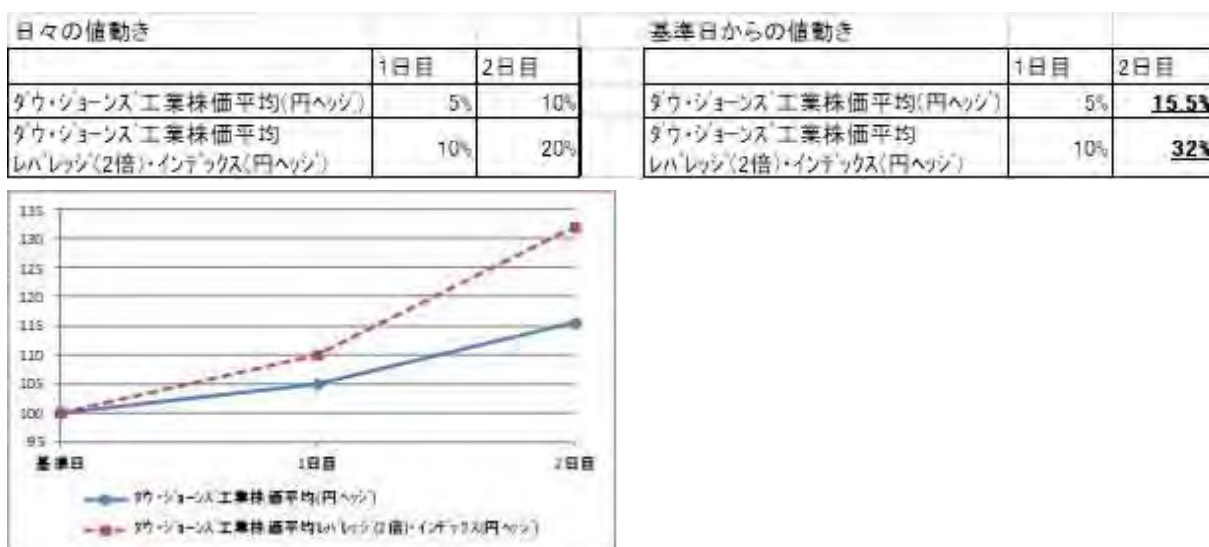
< 1 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合



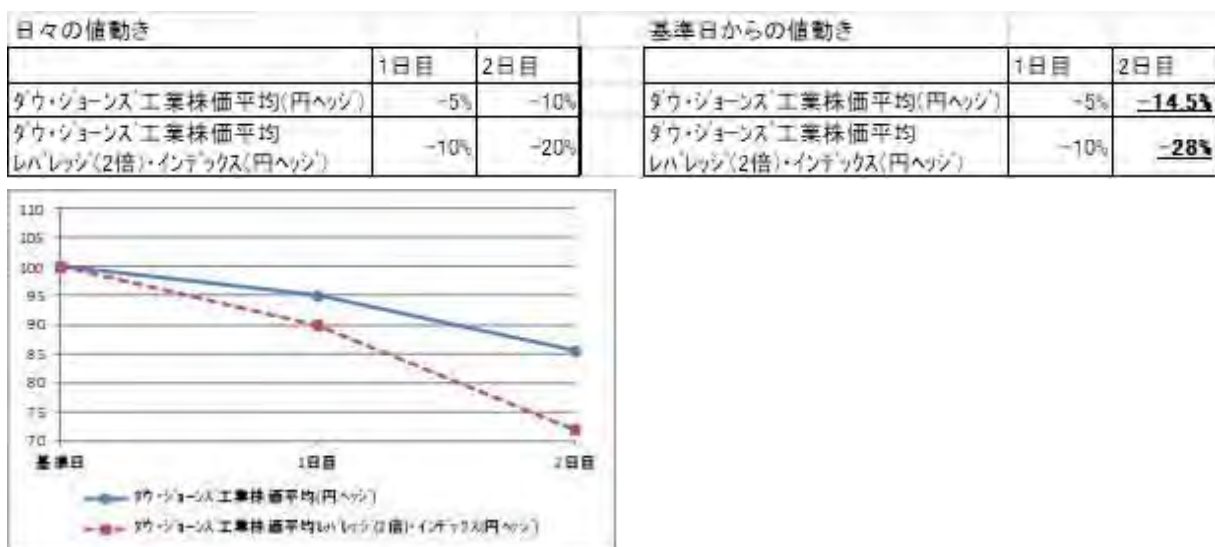
< 2 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合



< 3 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合



< 4 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合



※これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ（2倍）・インデックス（円ヘッジ）の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

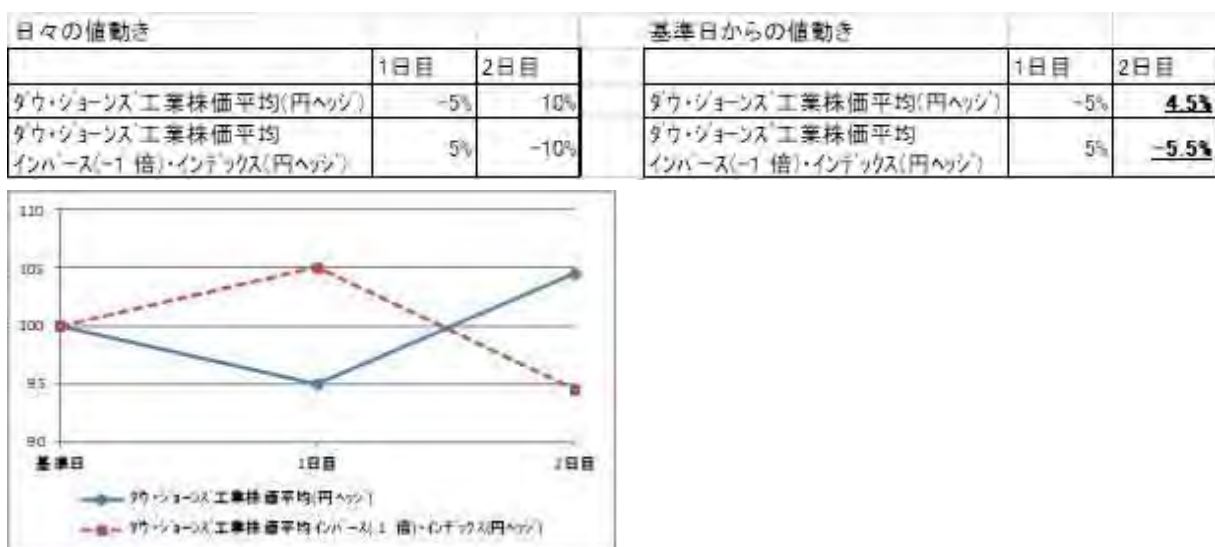
実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

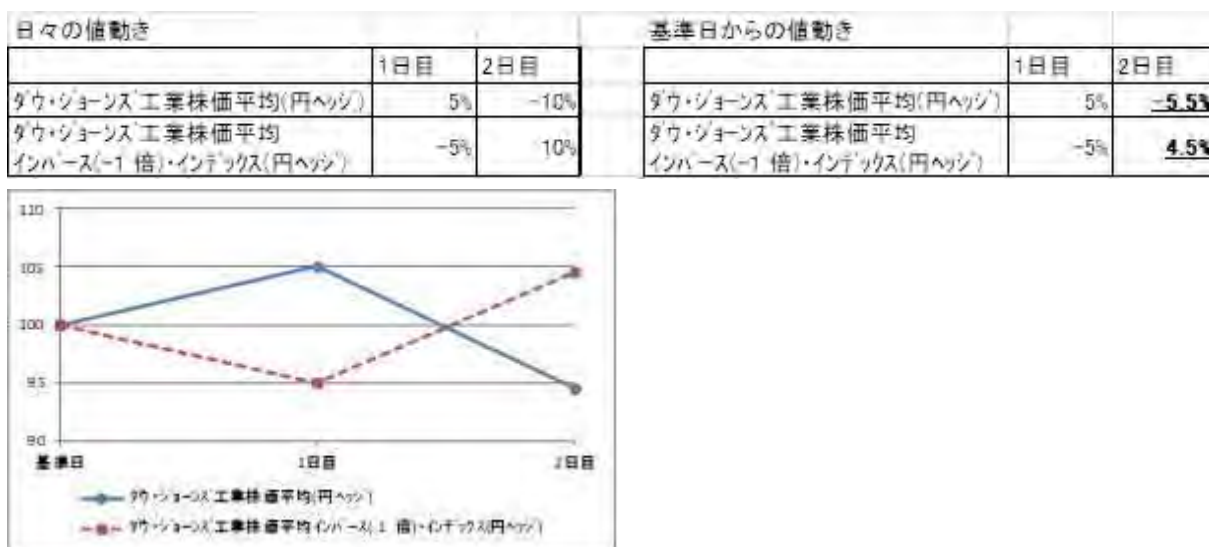
インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の-1（マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「-1倍」とならないので、十分留意すべきである。

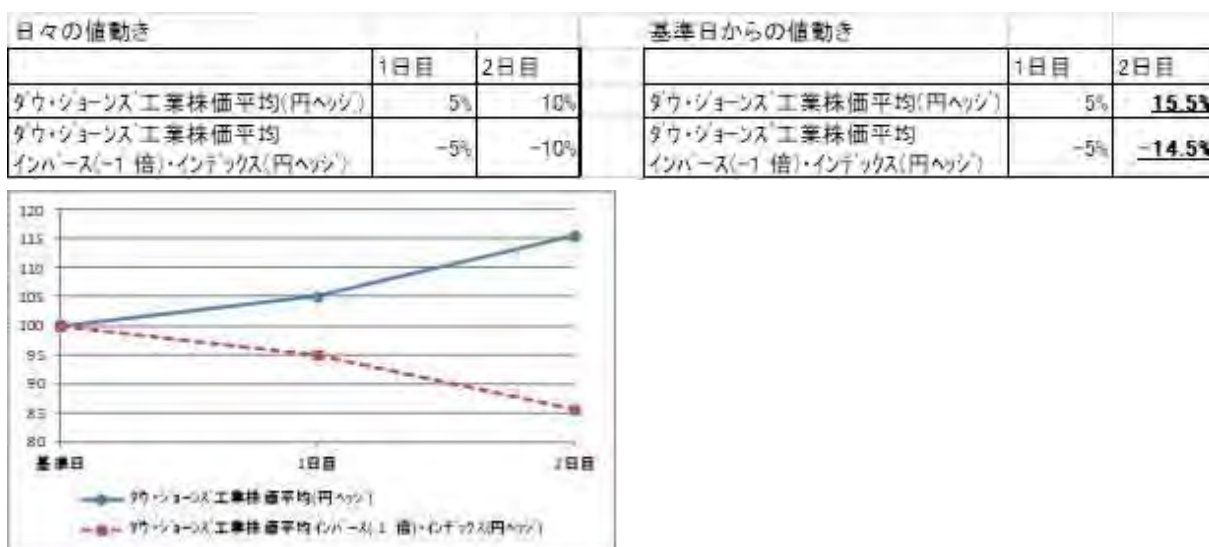
< 5 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合



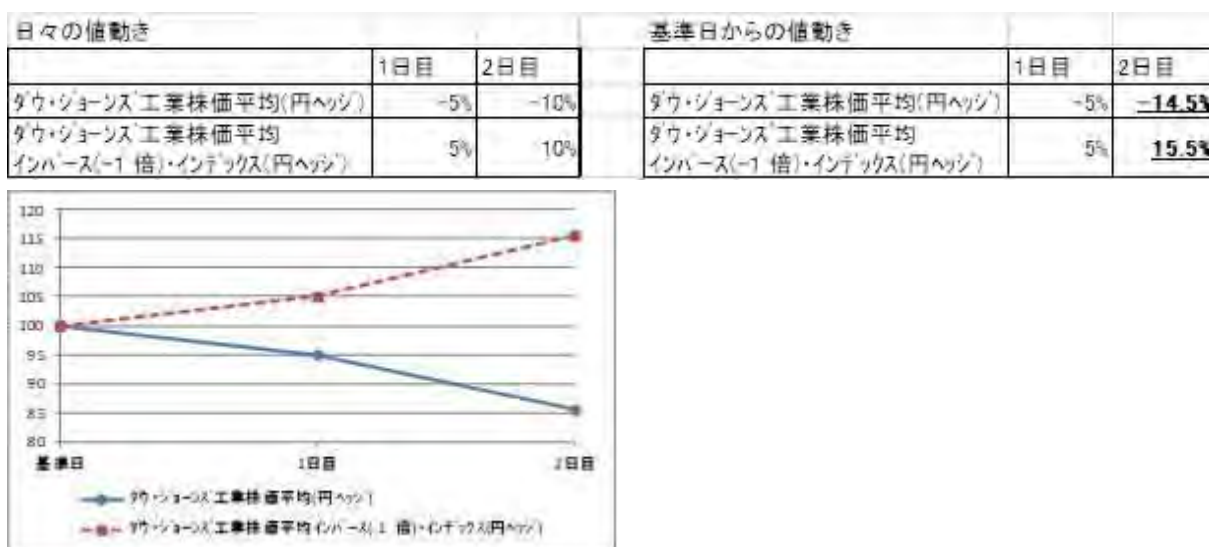
< 6 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合



< 7 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合



< 8 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合



※これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース（－1倍）・インデックス（円ヘッジ）の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

東証グロース市場250指数

東証グロース市場250指数は、東証グロース市場指数の算出対象を母集団とし、上場時価総額を基準としてJPX総研が選定した銘柄を算出対象とする浮動株調整後時価総額加重型の株価指数である。基準日は2003年9月12日、基準値は1,000ポイントである。

東証グロース市場250指数の算出に用いる浮動株比率は、後述のキャップ調整係数および移行係数考慮後の値を用いる。個別銘柄のウエイト上限は20%である。キャップ調整に係るウエイト計算における基準日（以下本項において「ウエイト基準日」という。）における浮動株時価総額ウエイトが上限を超える銘柄については、10月最終営業日にキャップ調整係数を設定する。その後に株価の変動等により上限を超える場合も翌年の10月最終営業日までキャップ調整係数は変更しないものとする。

算出対象の追加・除外

- ・算出対象の定期入替は毎年1回（10月最終営業日）行われる。
- ・定期入替に係る基準日（以下本項において「定期入替基準日」という。）およびウエイト基準日は、毎年8月最終営業日とし、以下の手順により構成銘柄が決定される。
 - ・定期入替基準日時点における東証グロース市場指数の構成銘柄を母集団とする。
ただし、以下のいずれかに該当する銘柄は母集団から除外する。
 - ・定期入替基準日において、整理銘柄に指定されていること。
 - ・定期入替基準日において、特設注意市場銘柄に指定されていること。
 - ・定期入替基準日において、上場市場を変更することが公表されていること。
 - ・定期入替基準日において、TOPIX（東証株価指数）の構成銘柄に含まれていること。
 - ・母集団からの除外の条件は、原則として、定期入替基準日から定期入替結果の発表までの間に該当することが判明した銘柄を含む。
- ・基準日における上場時価総額の大きい順に250銘柄を構成銘柄として選定する。ただし、母集団の総数が300を下回る場合、母集団の総数から50を減じた銘柄数を選定する。

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）（本項において、以下「本指数」という。）

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）ETN

本項においては、上記の受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」という。また、本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を「本外国指標連動証券」という。

(2) 本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額が本指数の水準により決定されるため、この指数についての開示を必要とする。

2 内容

STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン)

STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン) では、東南アジア諸国 (ASEAN) の企業を構成銘柄とする投資ユニバースから、最も配当が多い50社を選択することを目指している。対象国は、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアで、ベトナムはこのインデックスの投資ユニバースに入っていない。

このインデックスは、日本円建てインデックスであり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資するネットリターン・インデックスである。

投資ユニバース： 配当利回りで選択した投資可能なユニバースの全ての株式銘柄。

加重スキーム： このインデックスは、浮動株の時価総額に従って加重されている。

基準価額と基準日： 2004年3月31日時点の数値を1,000としている。

インデックス構成銘柄の見直し

構成銘柄の選択と35-70バッファールール

この投資ユニバースは、STOXX Asia Total Marketインデックス中の、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアに属する全ての株式銘柄である。(STOXX Asia Total Marketインデックスとは、アジア地域に存在する13ヶ国の株式市場の動きを全体的に反映することを目的にした株価指数であり、各対象国の浮動株時価総額の95%をカバーした国別の指数をもとに構築されている。2011年1月31日を基準日として100を基準値としている。)

以下の株式は、この投資ユニバースから外されている。

- ・ 3ヶ月平均の日次取引金額が、150万米ドル未満の銘柄
- ・ セクター「351020」-不動産投資信託 (REIT) 企業に指定されている銘柄
- ・ 配当性向が0%未満か、80%を超える銘柄

残りの全ての株式は、過去12ヶ月間の配当利回りでランク付けされる。選択銘柄は1ヶ国当たり最大15銘柄とし、1ヶ国当たりの最少銘柄数は設定されていない。選択リスト中、上位35銘柄がまず選択される。残りの15銘柄は、36位から70位の間にランク付けされた株式銘柄の中から、既存の構成銘柄をランク上位から順に選択される。このようにして選択した株式銘柄数がまだ50銘柄未満の場合、50銘柄になるまで、残りの株式銘柄からランク順に選択される。

構成銘柄の見直し頻度： このインデックスは毎年3月に見直される。第1金曜日に構成銘柄を発表し、第3金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

株式数と浮動株調整係数については、四半期ごとに更新される。変更は全て3月、6月、9月、12月の第3金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

ウェイト調整係数： 各構成銘柄のウェイトが最大10%になるよう、四半期ごとに調整係数が設定される。ウェイト調整係数は、見直し月の第2金曜日に公表される。その際、木曜日 (第2金曜日の前日) の終値が使用される。

期中のメンテナンス

銘柄の置き換え： 上場廃止等の銘柄の除外により、インデックス構成銘柄数が45銘柄未満に減少した場合、選択リストに掲載されている最上位の非構成銘柄と、除外された銘柄が置き替えられる。選択リストは年1回、インデックスの年次見直し時に更新される。

臨時除外：なし

臨時追加：なし

スピンオフ： スピンオフした株式銘柄は、インデックスに恒久的に追加されるわけではない。次回の構成銘柄見直し時に条件を満たす場合のみ、見直し後も継続してインデックスにとどまる。

配信のタイミング

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）は、インデックス配信期間中、15秒ごとに計算して配信され、また1日1回、インデックス配信期間の最後に計算して配信される。

為替レート

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）では、以下の為替レートが使用される。

- ・ CET（中央欧州時間）00:00から11:15までは、アジア太平洋地域のインデックスを計算する為替レートとして、直近リアルタイムの買値と売値の仲値が使用され、CET（中央欧州時間）17:30からは、固定為替レートを使用して、インデックスが計算される（The World Markets Company PLC（以下「WM社」という。）のCET17:00時点の固定為替レートを使用）。

固定為替レートは、WM社が提供している。詳しくはロイターの「WMRSPOT01」ページまたはブルームバーグの「WMCO」ページを参照のこと。

インデックス計算式

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。

時価総額加重指数

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。

$$\text{Index}_t = \frac{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot \text{ff}_{it} \cdot \text{cf}_{it} \cdot x_{it})}{D_t} = \frac{M_t}{D_t}$$

上の式のうち、

t =インデックスの計算時点

n =インデックスの構成銘柄数

p_{it} =(t)時点における銘柄(i)の株価

s_{it} =(t)時点における銘柄(i)の株式数

ff_{it} =(t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

cf_{it} =(t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

x_{it} =(t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

M_t =(t)時点におけるインデックスの浮動株時価総額

D_t =(t)時点におけるインデックスの除数

インデックスの除数計算

時価総額加重指数

各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。資本異動によるウェイトの変動は、インデックス構成銘柄全体に比例配分される。インデックスの除数は、以下のように計算される。

$$D_{t+1} = D_t \cdot \frac{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it}) \pm \Delta MC_{t+1}}{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it})}$$

上の式のうち、

D_{t+1} = (t+1)時点の除数

D_t = (t)時点の除数

n = インデックスの構成銘柄数

p_{it} = (t)時点における銘柄(i)の株価

s_{it} = (t)時点における銘柄(i)の株式数

ff_{it} = (t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

cf_{it} = (t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

x_{it} = (t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

ΔMC_{t+1} = インデックスの終値時価総額と調整済み終値時価総額の差額：

(t+1)時に有効となる資本異動がある銘柄の場合、浮動株時価総額は、調整済み終値、(t+1)時点における新しい株数、(t+1)時点の浮動株係数から計算した時価総額から、(調整前)終値、(t)時点の株数、(t)時点の浮動株係数で計算した時価総額を差し引いて算出する。

円建てのインデックス

円建てインデックス：まず非ユーロ建ての株価がユーロに換算される。次にユーロ建ての株価と共に日本円に換算して、インデックス計算が行われる。

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)、S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)およびNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン) (本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。)

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

(i) NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETN

(ii) NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETN

(iii) NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETN

(iv) NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN

本項においては、上記(i)から(iv)までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み) (以下本「S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」において「本指数」という。)は、S&P500® (※) の構成銘柄のうち、25年以上連続して増配方針に従っている株式の均等加重パフォーマンスを測定している株式指数である。

本指数は米ドル建ての指数であり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

※S&P500®は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が開発した株式インデックスで、ニューヨーク証券取引所 (NYSE Arca、NYSE Americanを含む。)、NASDAQおよびCboeに上場している銘柄から同指数の算出要領により選ばれた500銘柄で構成される指数で、米国株式市場を測定する代表的なベンチマークである。

指数適格性

本指数に採用されるためには、銘柄は毎年の年次リバランス時点で次の基準を満たしている必要がある。

1. S&P500の構成銘柄であること。
2. 少なくとも25年間連続で毎年1株当たり配当総額を増やしていること。
3. リバランス参照日 (毎年12月の最終営業日をいう。以下本「S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」において同じ。) 時点で最低浮動株調整後時価総額が30億米ドル以上であること。
4. リバランス参照日までの3ヶ月間の1日当たり平均売買代金が5百万米ドル以上であること。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、指数適格性および選択の目的上、配当支払企業が普通配当として公表する現金配当支払 (源泉税控除前) のみを考慮する。配当支払企業が特別配当として公表する現金配当支払 (反復的な特別現金配当を含む。) は考慮されない。

構成銘柄の選択

指数構成銘柄の選択は以下の手順で行われる。

1. 当初の選択ユニバースは、S&P500の全ての構成銘柄から構成される。
2. 選択ユニバース内において、適格性基準を満たす全ての企業が指数を形成する。
3. 2で選択された構成銘柄数が40未満の場合、20年以上にわたり連続して増配した実績を有し、上記の時価総額および流動性に関する基準も満たしている銘柄が、配当利回りの高い順に本指数の構成銘柄数が40に達するまで指数に追加される。
4. 3が終了した後に、構成銘柄数が依然として40未満の場合、上記の時価総額および流動性に関する基準を満たしているS&P500の残りの構成銘柄が、配当利回りの高い順に本指数の構成銘柄数が40に達するまで指数に追加される。
5. 2～4が終了した後に、特定のGICS (世界産業分類基準) セクターのウェイトが30%を超えていた場合、20年以上にわたり連続して増配した実績を有し、上記の時価総額および流動性に関する基準も満たしている銘柄が、配当利回りの高い順に、いかなるGICSセクターも30%のウェイトを占めないようになるまで指数に追加される。
6. 5が終了した後に、特定のGICSセクターのウェイトが依然として30%を超えていた場合、時価総額および流動性に関する基準を満たしているS&P500の残りの構成銘柄が、配当利回りの高い順に、いかなるGICSセクターも30%のウェイトを占めないようになるまで指数に追加される。

構成銘柄のウェイト付け

指数構成銘柄は、各四半期のリバランス時点で指数内において均等に加重される。さらに、年次リバランスの一環として、GICSの各セクターの指数ウェイトは30%以下に抑えられる。

リバランス

年次リバランス：本指数の構成銘柄は毎年1回見直しされ、変更は1月の最終営業日の取引終了後に有効となる。

四半期リバランス：指数構成銘柄は四半期ごとに均等ウェイトに再加重され、1月、4月、7月および10月の最終営業日の取引終了後に有効となる。四半期リバランスの参照日は、四半期リバランスを行う月の最終営業日の5営業日前となる。

本指数への追加：特定の条件を満たしたスピノフ（企業が社内の1部門を切り離し1企業として分離・独立させることをいう。）の場合を除いて、年次リバランスの間に指数への新たな銘柄の追加は行われない。

本指数からの除外：S&P500から除外された構成銘柄は、同時に本指数から除外される。

月次の配当レビュー：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは指数構成銘柄を月次ベースでレビューする。以下いずれかの場合、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの裁量により、翌月の最初の営業日の取引開始前に指数構成銘柄から除外される場合がある。

- ・予定されていた配当支払が見送られたとき。
- ・企業が期間を定めずに配当支払を停止することを発表したとき。
- ・企業が減配を発表し、その結果、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが次の指数再構築時点で指数にもはや適格でないとは判断したとき。

継続的適格性の判断や、次の指数再構築時点で指数に適格であるかどうかの判断は、指数委員会の裁量で行われる。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、企業が予定されていた配当金の支払を先送りまたは延期するものの取り消さなかった場合、企業がさらなる発表を行うか、または指数がリバランスされるかのいずれか早い方まで、通常は何も行わない。継続的適格性のレビューは、企業が当月21日（2月は18日）まで（同日を含む。）に公表した情報に基づき実施する。指数の変更は、翌月第1営業日の取引開始前に有効となり、5営業日前までに通知される。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)（以下本「S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)」において「本指数」という。）は、S&Pグローバル不動産指数（※¹）のサブ指数である、S&P 先進国REIT指数（※²）の国別指数のうち、シンガポールに上場する不動産投資信託を対象にした時価総額加重型の指数である。

本指数はシンガポールドル建ての指数であり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

※¹S&Pグローバル不動産指数は、世界的に投資可能な全ての株式市場の銘柄へのあらゆる投資機会を測定するように意図されているS&Pグローバル総合指数（S&P Global BMI）の構成銘柄の中で、GICS（世界産業分類基準）における不動産セクターに属する銘柄、またはGICSにおけるエクイティ不動産投資信託産業グループに属する銘柄で構成されている。

※²S&P 先進国REIT指数は、先進国市場における不動産投資信託のパフォーマンスを測定する指数である。

指数の構成方法

本指数の構成銘柄は、S&Pグローバル総合指数の適格性基準を満たす必要がある。基準を満たした銘柄は、それぞれの浮動株調整後時価総額の比率に従って配分され、毎年9月に見直しが行われる。

指数への追加基準

- ・S&Pグローバル総合指数の適格性基準を満たしていること。
- ・不動産投資信託（REIT）であること。ただし、森林REIT、モーゲージREIT、モーゲージ担保REITは除外される。

指数からの除外基準

- ・ S&Pグローバル総合指数の構成銘柄から除外されること。
- ・ 合併、買収、被買収、倒産による上場廃止。
- ・ GICSの産業分類が不動産投資信託 (REIT) から外れること。

NIFTY 50指数(プライスリターン)およびNIFTY 50トータルリターン指数

NIFTY 50指数(プライスリターン)およびNIFTY 50トータルリターン指数は、インド・ナショナル証券取引所に上場する大手企業からなる主要株価指数で、市場の複数のセクターを代表する50銘柄で構成される浮動株調整時価総額加重平均指数である。NIFTY 50指数(プライスリターン)は、1995年11月3日を基準日とし、その日の時価総額を1,000として算出される。一方、NIFTY 50トータルリターン指数は、1999年6月30日の指数値を1,256.38ポイントとして計算されている。

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)は、日々の騰落率をNIFTY 50指数(プライスリターン)の騰落率の2倍として計算された指数で、2009年4月2日の指数値を1,000ポイントとして計算されている。

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)は、日々の騰落率をNIFTY 50トータルリターン指数の騰落率の-1倍として計算された指数で、2009年4月2日の指数値を1,000ポイントとして計算されている。

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の計算方法

$$\text{NPR2XL}(T) = \text{NPR2XL}(T-1) \times (1 + \text{NPR2XL_RETURN})$$

$$\text{NPR2XL_RETURN} = 2 \times (\text{NIFTY_PR}(T) / \text{NIFTY_PR}(T-1) - 1) - (\text{TREPS}(T-1) / 360) \times D(T, T-1)$$

NPR2XL(T) : 指数計算日(T)におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)値

NPR2XL(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)値

NIFTY_PR(T) : 指数計算日(T)におけるNIFTY 50指数(プライスリターン)値

NIFTY_PR(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNIFTY 50指数(プライスリターン)値

D(T, T-1) : TからT-1までの実日数

TREPS(T-1) : 指数計算日(T)の前日のTREPSレート (% 年率)

TREPSレート : 貸借取引に適用されるオーバーナイト金利 (% 年率)

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の計算方法

$$\text{NTR1XI}(T) = \text{NTR1XI}(T-1) \times (1 + \text{NTR1XI_RETURN})$$

$$\text{NTR1XI_RETURN} = -1 \times (\text{NIFTY_TR}(T) / \text{NIFTY_TR}(T-1) - 1) + 2 \times (\text{TREPS}(T-1) / 360) \times D(T, T-1) - (\text{TREPS}(T-1) / 360) \times D(T, T-1)$$

NTR1XI(T) : 指数計算日(T)におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)値

NTR1XI(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)値

NIFTY_TR(T) : 指数計算日(T)におけるNIFTY 50トータルリターン指数値

NIFTY_TR(T-1) : 指数計算日(T)の前日における NIFTY 50トータルリターン指数値

D(T, T-1) : TからT-1までの実日数

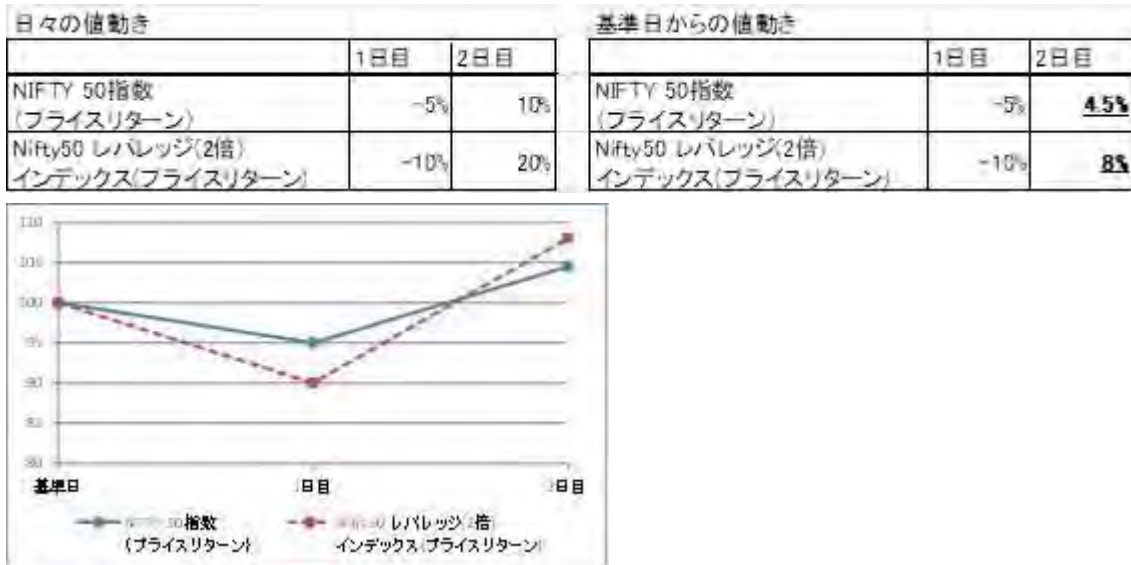
TREPS(T-1) : 指数計算日(T)の前日のTREPSレート (% 年率)

TREPSレート : 貸借取引に適用されるオーバーナイト金利 (% 年率)

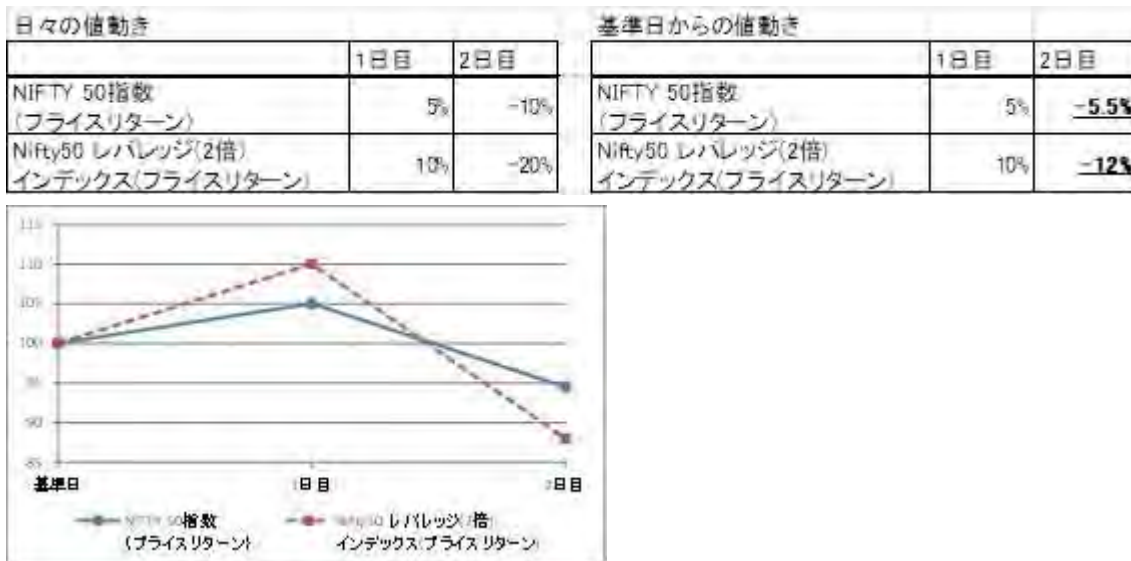
レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意する必要がある。

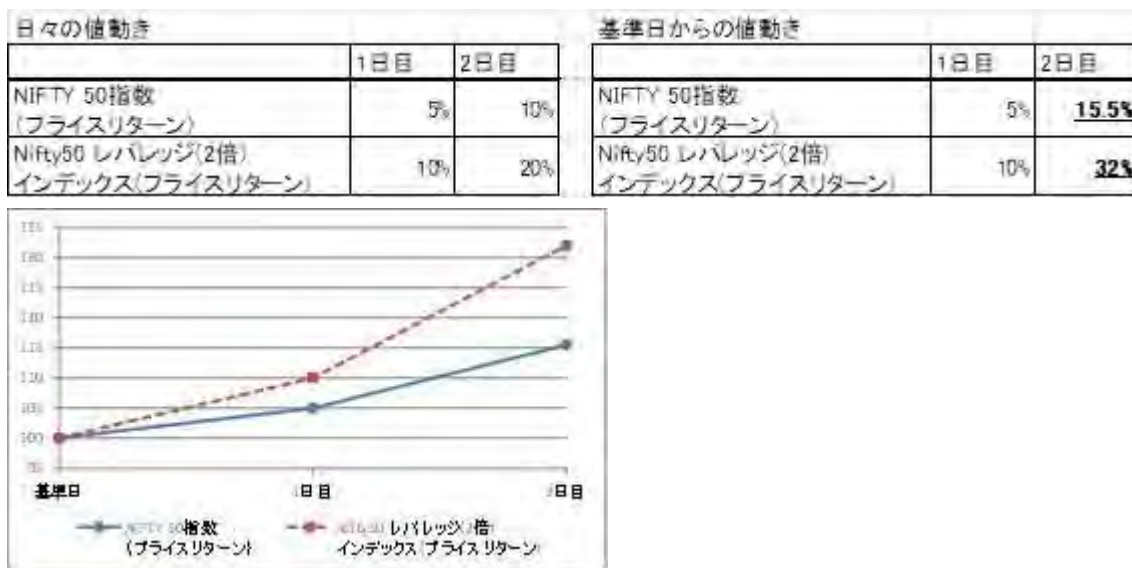
< 1 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合



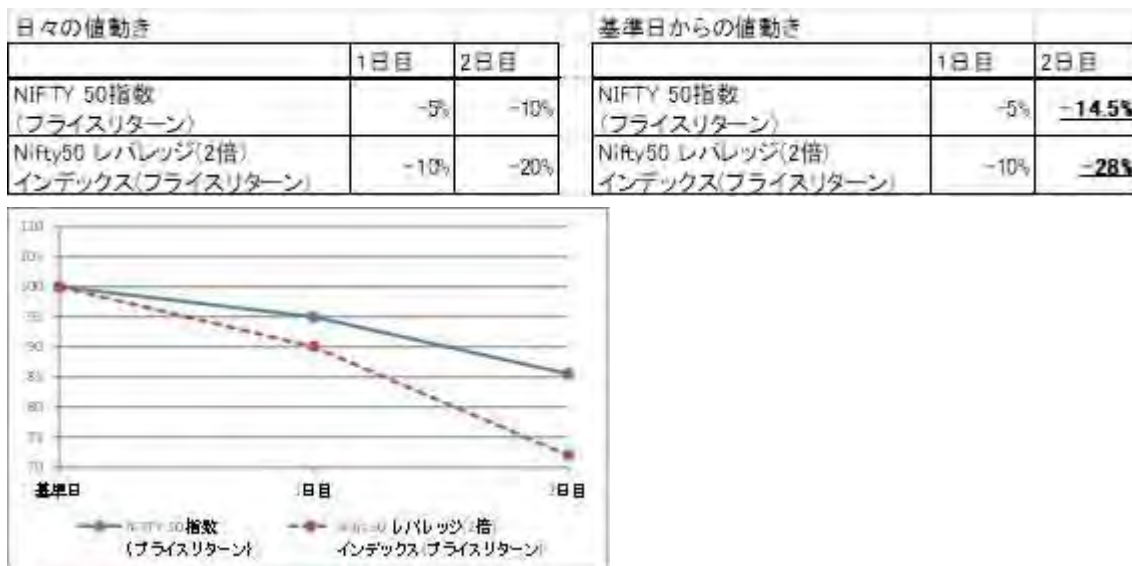
< 2 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合



< 3 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合



< 4 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合



※これらの例示は、NIFTY 50指数(プライスリターン)の値動きとNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の値動きの関係を示すための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

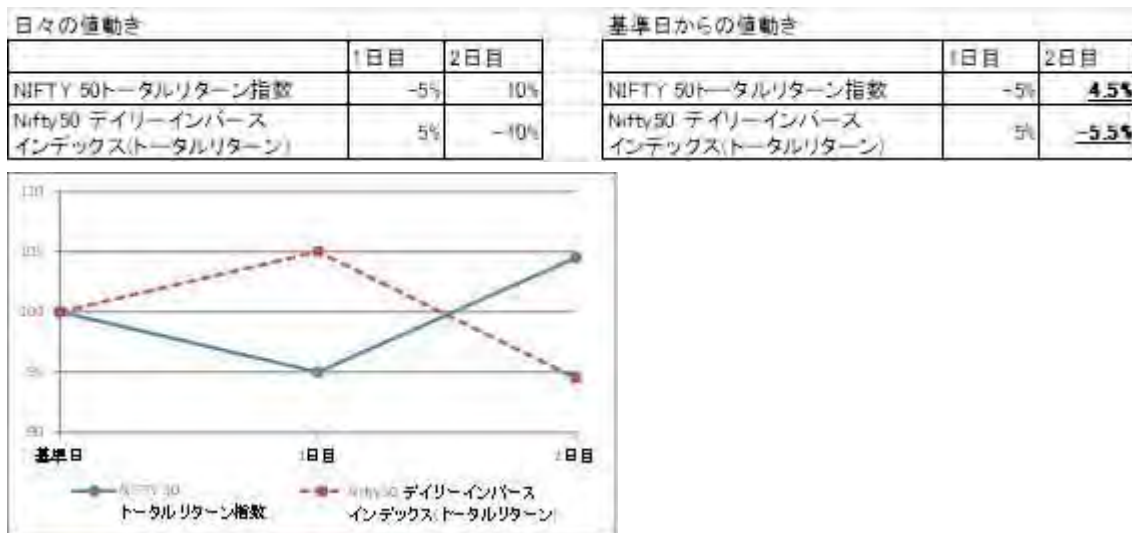
実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではありません。

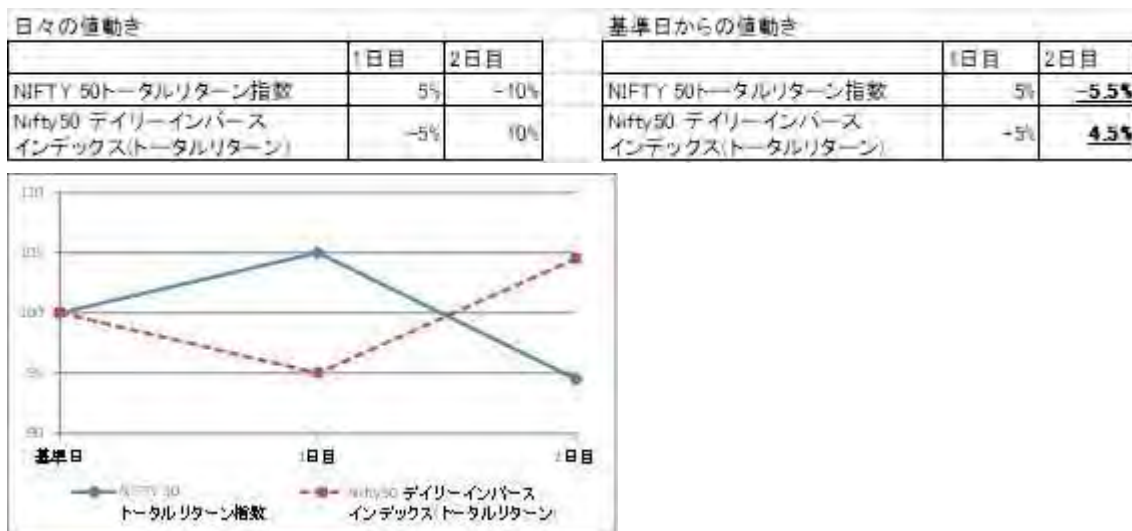
インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の-1（マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「-1倍」とならないので、十分留意する必要があります。

< 5 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合



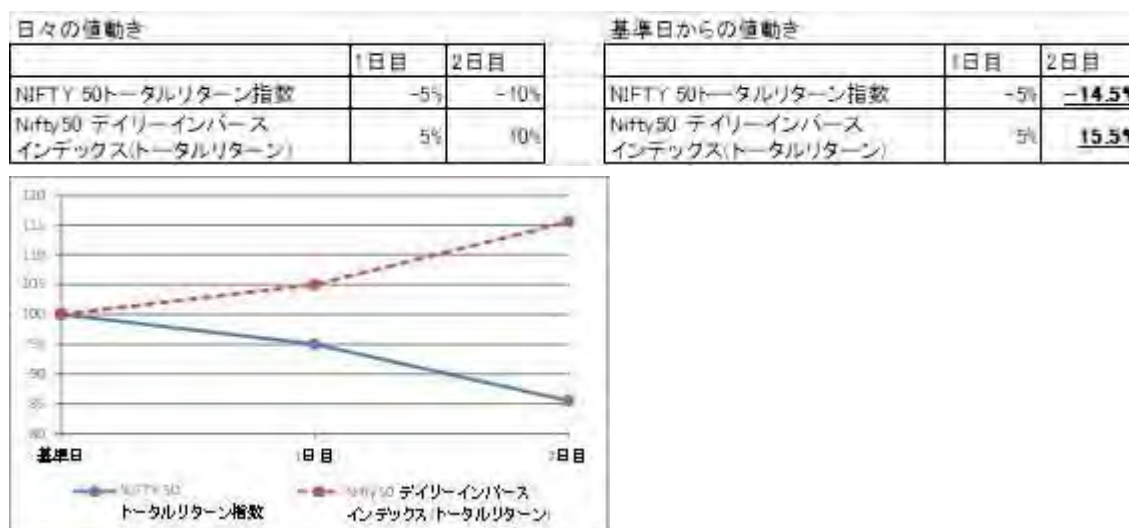
< 6 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合



< 7 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合



< 8 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合



※これらの例示は、NIFTY 50トータルリターン指数の値動きとNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の値動きの関係の説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数(ネットトータルリターン)(本項において、以下「本指数」という。)

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

NEXT NOTES 野村日本株高配当70(ドルヘッジ、ネットリターン)ETN

本項においては、上記の受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」という。また、本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を「本外国指標連動証券」という。

(2) 本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額が本指数の水準により決定されるため、この指数についての開示を必要とする。

2 内容

野村日本株高配当70

野村日本株高配当70は、日本株の高配当利回り70銘柄を構成銘柄とする等金額型の指数である。継続的な高配当収入獲得を狙う戦略をパッシブ運用で実現するように設計されている。配当継続性と投資可能性を考慮しつつ、国内上場普通株式の中から今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択している。

銘柄選定方法

野村日本株高配当70の採用銘柄は、原則として、毎年12月第1営業日の前々月15日時点(休日の場合は前営業日)における国内普通株式の全上場銘柄の中から選択される。ただし、下記の銘柄スクリーニング基準とリバランスバンドを考慮した上で、今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択する。定期入替は年1回12月第1営業日(以下「定期入替日」とい

う。)に行われる。定期入替日の前月第5営業日を入替基準日とし、入替基準日時点におけるデータを用いて計算した結果をもとに、定期入替後の構成銘柄と指数組入株数が決定される。

銘柄スクリーニング基準

配当継続性に懸念がある銘柄や浮動株調整時価総額が小さい銘柄などの低流動性銘柄の組入れを抑制するためのルールである。入替基準日時点において下記の条件を満たす銘柄を投資対象とする。

- ・過去3年間の実績経常利益が全て非負の銘柄
- ・今期予想決算期が3、6、9、12月の銘柄
- ・浮動株調整時価総額上位85%に含まれる銘柄
- ・過去60日平均売買代金上位500位以内の銘柄

リバランスバンド

今期予想配当利回りの微小な差による頻繁な銘柄入替を抑制するためのルールである。銘柄スクリーニング基準を満たす銘柄の中から、下記の手順によって指数構成銘柄を選定する。

- ・入替基準日時点の今期予想配当利回り上位50銘柄については無条件で採用する。
- ・次に今期予想配当利回りの上位51位～90位（リバランスバンド）に含まれる既採用銘柄のみを70銘柄に達するまで採用する。
- ・もし上記の手順によって採用銘柄が70銘柄に満たない場合は、不足分を今期予想配当利回りの51位以降の未採用銘柄の中から順に採用する。

銘柄組入株数

上記の「銘柄選定方法」で選定した70銘柄を構成銘柄とし、入替基準日時点において各構成銘柄のウェイトが等しくなるようにして指数を構築する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）は、為替リスクを回避しつつ米ドル建てで原指数に投資する際のパフォーマンスを表す。月末時点の投資残高を1ヶ月のドル円為替フォワード取引を用いて毎月末ヘッジしたものととして算出される。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）で用いるドル円為替レートは、WMロイターのスポットレートおよび1ヶ月フォワードレートの終値（ロンドン時間16時の仲値、1米ドル当たりの円レート）を使用する。為替レートが取得できない場合には、前日値を用いて計算するものとする。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の原指数としては、野村日本株高配当70の円建てネットトータルリターン指数（以下「円建て原指数」という。）を使用する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の配当に対する税率は国内非居住者に対する税率に従って計算する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の計算方法

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）(md) =

$$\text{野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）(m0)} \times (1 + \text{ヘッジ前指数リターン(md)} + \text{ヘッジリターン(md)})$$

(各月をmとし、m0は前月末営業日、mdはm月の第d日とする)

ヘッジ前指数リターン(md) =

$$(\text{円建て原指数(md)} / \text{円建て原指数(m0)}) \times (\text{スポットレート(m0)} / \text{スポットレート(md)}) - 1$$

ヘッジリターン(md) =

(スポットレート(m0)/フォワードレート(m0)) - (スポットレート(m0)/線形補間されたフォワードレート(md))

線形補間されたフォワードレート(md) =

スポットレート(md) + (D' - d)/D × (フォワードレート(md) - スポットレート(md))

(d : 当月経過暦日日数、D : 当月暦日総数、D' : 当月最終営業日までの暦日総数)

円建て原指数の計算方法

円建て原指数(t) = 円建て原指数(t-1) × (1+ リターン(t))

リターン(t) = ((時価総額(t) + 課税考慮済配当総額(t))/課税考慮済基準時価総額(t)) - 1

課税考慮済基準時価総額(t) =

時価総額(t-1) + 修正時価総額(t) - 課税考慮済修正配当総額(t)

S&P/JPX 配当貴族指数 (米ドルヘッジ、課税後配当込み) および税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数 (本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。)

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

(i) NEXT NOTES 日本株配当貴族 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN

(ii) NEXT NOTES 東証REIT (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN

本項においては、上記(i)から(ii)までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

S&P/JPX 配当貴族指数 (課税後配当込み)

S&P/JPX 配当貴族指数 (課税後配当込み) (以下本「S&P/JPX 配当貴族指数 (課税後配当込み)」において「本指数」という。) は、東証株価指数 (以下本「S&P/JPX 配当貴族指数 (課税後配当込み)」において「TOPIX」という。) の構成銘柄のうち、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持している最も配当利回りの高い企業のパフォーマンスを測定する株式指数であり、さらに株式の配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの株式指数である。

適格性基準

本指数の採用銘柄は、TOPIXの構成銘柄のうち、下記の適格性ファクターおよび安定性基準を原則として満たす必要がある。

・適格性ファクター

時価総額：リバランス参照日 (毎年6月の最終営業日をいう。以下本「S&P/JPX 配当貴族指数 (課税後配当込み)」において同じ。) 時点のTOPIXにおける浮動株調整後時価総額が500億円以上であること。

流動性：リバランス参照日までの3ヶ月間の1日当たり平均売買代金が、新たに選定される銘柄は3億円以上、既存の指数構成銘柄が継続して指数に残るためには2億5,000万円以上であること。

・安定性基準

配当の成長性：新たに選定される銘柄は、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持していること。既存の本指数構成銘柄は、7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持していること。

配当性向：配当性向が100%以下であること、また、マイナスにならないこと（年間の1株当たり利益（EPS）がマイナスになったときに、配当性向がマイナスになったものとみなされる。配当性向は、リバランス参照日までの12ヶ月間の1株当たり配当を直近12ヶ月間の1株当たり利益（EPS）で除することで計算される。）。)

配当利回り：リバランス参照日時点で直近12ヶ月の配当利回りが10%以下であること（配当利回りは、リバランス参照日までの12ヶ月間の1株当たり配当金総額をリバランス参照日時点の株価で除することで計算される。）。)

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、指数の適格性および選択の目的上、配当支払企業が普通配当として公表する現金配当支払（源泉税控除前）のみを考慮する。配当支払企業が特別配当または記念配当として公表する現金配当支払（反復的な特別現金配当および記念現金配当などを含む。）は考慮されない。

本指数の構築方法とリバランス

まず本指数構成銘柄の選択が行われ、次に本指数内の構成銘柄のウェイト付けが行われる。本指数の構成銘柄は毎年7月にリバランスされ、各リバランス時には、銘柄のウェイトを修正し、個別の銘柄やセクター全体にわたる分散を確保する。

・本指数構成銘柄の選択

本指数の適格性基準を満たす全銘柄をリバランス参照日時点における直近12ヶ月の配当利回りに基づいてランク付けした上で、20銘柄のバッファを使い、次の手順で直近12ヶ月の配当利回りが最も高い50銘柄を本指数の構成銘柄として選択する。

1. 適格性基準を満たす全銘柄から、配当利回りの高い順で上位30銘柄を構成銘柄として選択する。
2. 上位70位までにランク付けされた既存の指数構成銘柄から、構成銘柄数が50に達するまでランクの上位から選択する。
3. 2までで構成銘柄数が50に達しなかった場合、その他の銘柄から、50銘柄に達するまでランクの上位から選択する。

・銘柄分散基準

各リバランス時点では、最低40の構成銘柄数が必要となるが、仮に適格性基準を満たす構成銘柄数が40を下回った場合には、以下の順序でその基準が緩和される。

①時価総額基準の緩和

浮動株調整後時価総額が300億円以上で、かつその他全ての本指数の適格性基準を満たしているTOPIXの構成銘柄が、40の構成銘柄数に達するまで、配当利回りの高い順に本指数に追加される。

②配当の成長性に関する基準の緩和

①の緩和によって、構成銘柄数が40に達していない場合、配当の成長性に関する基準が緩和される。浮動株調整後時価総額が300億円以上で、過去において7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持しており、かつその他全ての本指数の適格性基準を満たしているTOPIXの構成銘柄が、40の構成銘柄数に達するまで、配当利回りの高い順に本指数に追加される。

・構成銘柄のウェイト付け

本指数構成銘柄は配当利回りにより加重される。各リバランス時点で、各本指数構成銘柄のウェイトには5%の上限が適用され、GICS（世界産業分類基準）の各セクターのウェイトには30%の上限が適用される。各銘柄の上限を超えたウェイト部分は、上限を超えていない全ての構成銘柄に按分により再配分される。

・リバランス

年次リバランス：本指数は毎年1回全面的にリバランスされ、7月の最終営業日の取引終了後に有効となる。

半期レビュー：年次リバランスと月次の配当レビューに加え、構成銘柄のウェイト付け基準が遵守されているかを確認するために、二次的な見直しを実施する。構成銘柄のウェイト付け基準を遵守するために、各ウェイトを調整する必要がある場合、ウェイトの超過部分は、構成銘柄の現在のウェイトに基づいてその他の銘柄の間で再配分される。新たな構成銘柄のウェイトは、1月の最終営業日の取引終了後に有効となる。レビューの参照日は12月の最終営業日の取引終了後とする。

本指数構成銘柄への追加

特定の条件を満たしたスピンオフ（企業が社内の1部門を切り離し1企業として分離・独立させることをいう。）の場合を除いて、各リバランスの間に指数への新たな銘柄の追加は行われない。

本指数構成銘柄からの除外

買収、合併、スピンオフまたは破綻もしくは取引停止により、除外が生じる場合がある。指数構成銘柄がTOPIXから除外された場合、それらの銘柄は各リバランスの間であっても本指数から除外される。各リバランスの間に除外される構成銘柄はその他の銘柄に置き換えられない。

月次の配当レビュー

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは指数構成銘柄を月次ベースでレビューする。以下いずれかの場合、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの裁量により、翌月の最初の営業日の取引開始前に指数構成銘柄から除外される場合がある。

- ・予定されていた配当支払が見送られたとき。
- ・企業が期間を定めずに配当支払を停止することを発表したとき。
- ・企業が減配を発表し、その結果、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが次の指数再構築時点で指数にもはや適格でないとは判断したとき。

継続的適格性の判断や、次の指数再構築時点で指数に適格であるかどうかの判断は、指数委員会の裁量で行われる。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、企業が予定されていた配当金の支払を先送りまたは延期するものの取り消さなかった場合、企業がさらなる発表を行うか、または指数がリバランスされるかのいずれか早い方まで、通常は何も行わない。継続的適格性のレビューは、企業が当月21日（2月は18日）まで（同日を含む。）に公表した情報に基づき実施する。指数の変更は、翌月第1営業日の取引開始前に有効となり、5営業日前までに通知される。

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）（以下本「S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）」において「本指数」という。）はS&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）の米ドル建ての指数であり、日本円以外の通貨で投資を行う事を考慮して、本指数構成銘柄のリスクヘッジを行うのではなく、為替リスクをヘッジした場合のリターンを表象する指数である。そのリターンは、本指数が保有するポートフォリオを1ヶ月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出される。保有するポートフォリオにおける為替リスクのヘッジ割合は100%である。よって、本指数構成銘柄全体の為替リスクがヘッジされていることになる。ただし、あくまでも一定時点のポートフォリオ残高を月次でヘッジしているものであり、為替変動を完全にヘッジしているわけではない。

本指数の計算方法

各月をmとし、各日をd=1, 2, 3, …Dとする。(mdは、m月の第d日、m⁰は前月の最終営業日、mr⁰は前月の最終営業日の前営業日とする。)

m月d日のS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の指数値

$$EH_{md} = EH_{m^0} \times (E_{md} / E_{m^0} + HR_{md})$$

ただし、

$$E_{md} = EL_{md} / S_{md}$$

$$HR_{md} = (S_{mr^0} / F_{m^0} - S_{mr^0} / F_{I_{md}}) \times MAF_m$$

EH：S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の指数値

E：S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）（米ドル建て）の指数値

EL：S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）（日本円建て）の指数値

HR：ヘッジリターン（%）

S：スポットレート（1米ドル当たり日本円）

F：フォワードレート（1米ドル当たり日本円）

F_{I_{md}}：m月の第d日における線形補間されたフォワードレート

$$F_{I_{md}} = S_{md} + ((D - d) / D) \times (F_{md} - S_{md})$$

MAF_m：m月におけるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の月次調整係数

$$MAF_m = EH_{mr^0} / EH_{m^0}$$

とする。

税引後配当込東証REIT指数

東証REIT指数は、東京証券取引所に上場するREIT（不動産投資信託）の全銘柄を対象とした浮動株調整後時価総額加重型の指数であり、基準日である2003年3月31日の基準値を1,000として計算されている。

また、税引後配当込東証REIT指数は、配当落日に、税引後の予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し基準時価総額の修正を行うことで算出される指数である。仮に配当落日に使用した予想配当金と決算短信で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄については配当落金額の調整が行われる。基準時価総額の算出に用いる配当税率は、修正日時点の上場株式等の配当に係る源泉徴収税率（地方税除く。）とする。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数は税引後配当込東証REIT指数の米ドル建ての指数であり、日本円以外の通貨で投資を行うことを考慮して、指数構成銘柄のリスクヘッジを行うのではなく、為替リスクをヘッジした場合のリターンを表象する指数である。そのリターンは、指数が保有するポートフォリオを1ヶ月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出される。保有するポートフォリオにおける為替リスクのヘッジ割合は100%である。よって、指数構成銘柄全体の為替リスクがヘッジされていることになる。ただし、あくまでも一定時点のポートフォリオ残高を月次でヘッジしているものであり、為替変動を完全にヘッジしているわけではない。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の計算方法

各月をmとし、各日をd=1, 2, 3, …Dとする。(mdは、m月の第d日、m⁰は前月の最終営業日、mr⁰は前月の最終営業日の前営業日とする。)

m月d日の税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値

$$EH_{md} = EH_{m^0} \times (E_{md} / E_{m^0} + HR_{md})$$

ただし、

$$E_{md} = EL_{md} / S_{md}$$

$$HR_{md} = (Smr^0 / Fm^0 - Smr^0 / F_Imd) \times MAFm$$

EH：税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値

E：税引後配当込東証REIT指数（米ドル建て）の指数値

EL：税引後配当込東証REIT指数（日本円）の指数値

HR：ヘッジリターン（%）

S：スポットレート（1米ドル当たり日本円）

F：フォワードレート（1米ドル当たり日本円）

F_Imd：m月の第d日における線形補間されたフォワードレート

$$F_Imd = Smd + ((D - d) / D) \times (Fmd - Smd)$$

MAFm：m月における税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の月次調整係数

$$MAFm = EH_{mr}^0 / EHm^0$$

とする。

野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）、野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）および野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

(i) NEXT NOTES 野村AIビジネス70（ネットリターン）ETN

(ii) NEXT NOTES 高ベータ30（ネットリターン）ETN

(iii) NEXT NOTES 低ベータ50（ネットリターン）ETN

本項においては、上記(i)から(iii)までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）

野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）（以下本「野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）」において「本指数」という。）は、AI（人工知能）に関するビジネスについてマスメディアを通して報道された企業70銘柄を構成銘柄とする、等金額型の指数である。本指数の組入対象となる銘柄は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式から、ニュース、雑誌、新聞等の各種メディアにおける記事検索結果を基にした定量的な評価指標により選定される。記事検索には「人工知能」と、AIを活用して選んだ複数の関連キーワードを用いる。

本指数の指数値の基準日は2001年11月30日とし、基準日の指数値（基準値）を10,000とする。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

定期入替え

定期入替日を12月第1営業日（前営業日の引け後）の年1回とし、直前の10月15日（休日の場合は前営業日）を定期入替基準日とする。

銘柄選定母集団

銘柄選定母集団は、定期入替基準日の直前の3月末時点における国内金融商品取引所に上場する全ての銘柄のうち、定期入替基準日における浮動株調整時価総額上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、新設合併銘柄および定期入替基準日の直前の4月から9月末までに新規上場した銘柄のうち、浮動株調整時価総額上位約85%に相当する銘柄は銘柄選定母集団に含まれるものとし、定期入替基準日時点の外国株式等の銘柄は除外される。その中で過去60日の平均売買代金上位90%を満たす銘柄を対象にスコアを計算する。

指数構成銘柄の選定方法

- ・人工知能順位スコア(※1)が小さい銘柄から順に、10銘柄まで採用する。ただし、同じスコアの銘柄があった場合は、過去60日平均売買代金が高い順に最大70銘柄まで採用する。
- ・上記で採用された銘柄が70銘柄に達していない場合は、続いて人工知能順位スコアと関連キーワード順位スコア(※2)の平均順位スコアが小さい銘柄から順に、上記で採用された銘柄と合わせて70銘柄となるまで採用する。ただし、同じ平均順位スコアの銘柄があった場合は、人工知能順位スコアが小さい順に70銘柄まで採用する。その際、同じ人工知能順位スコアの銘柄があった場合には、過去60日平均売買代金が高い順に70銘柄まで採用する。

(※1)人工知能順位スコア

- ・スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対して人工知能に関する記事を検索する。入替基準日の前日から1年前の入替基準日までの期間に対して記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「直近年の人工知能記事スコア」とする。
- ・1年前の入替基準日の前日から2年前の入替基準日までの期間に対して、人工知能に関する記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「1年前の人工知能記事スコア」とする。
- ・ $(\text{直近年の人工知能記事スコア} \times 2) + (\text{1年前の人工知能記事スコア})$ によって重み付けしたスコアが大きい方から付けた順位(昇順)を、スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対する「人工知能順位スコア」とする。

(※2)関連キーワード順位スコア

- ・スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対して関連キーワードに関する記事を検索する。入替基準日の前日から1年前の入替基準日までの期間に対して、関連キーワードに関する記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「直近年の関連キーワード記事スコア」とする。
- ・1年前の入替基準日の前日から2年前の入替基準日までの期間に対して記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「1年前の関連キーワード記事スコア」とする。
- ・ $(\text{直近年の関連キーワード記事スコア} \times 2) + (\text{1年前の関連キーワード記事スコア})$ によって重み付けしたスコアが大きい方から付けた順位(昇順)を、スコア計算対象となる銘柄選定母集団銘柄に対する「関連キーワード順位スコア」とする。
- ・なお、関連キーワードは毎年6月15日(休日の場合は前営業日)に見直しを検討する。5年前の4月1日から直前の3月31日までの5年間の政府官公庁、研究機関の人工知能に関する公表資料等に基づいて、人工知能と関連性が高いキーワードを年1回選定する。

構成銘柄の組入比率

定期入替基準日において、「指数構成銘柄の選定方法」に基づき選定した70銘柄を構成銘柄とし、各構成銘柄のウェイトが等しくなるようにして本指数を構築する。

野村日本株ベータ・セレクト指数

野村日本株ベータ・セレクト指数は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式の中から、日本株市場リターンおよびドル円為替レートリターンに対するベータ値(感応度)等に基づいた定量的な指標の上位30銘柄を組み入れた「野村日

本株高ベータ・セレクト30」と、下位50銘柄を組み入れた「野村日本株低ベータ・セレクト50」という2種類の指数の総称であり、いずれも浮動株調整時価総額加重型（個別銘柄のウェイト上限5%）の指数である。

野村日本株ベータ・セレクト指数の指数値の基準日は2000年12月29日とし、基準日の指数値（基準値）を10,000とする。

定期入替え

定期入替日を、6月第1営業日（5月最終営業日の引け後）および12月第1営業日（11月最終営業日の引け後）の年2回とし、定期入替日の前月第5営業日を定期入替基準日とする。

銘柄選定母集団

銘柄選定母集団は、6月の定期入替日の場合は、前年の3月末時点、12月の定期入替日の場合は、直前の3月末時点における国内金融商品取引所に上場する全ての銘柄のうち、定期入替日の直前の10月15日時点（休日の場合は前営業日）における浮動株調整時価総額上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、新設合併銘柄および12月の定期入替日の場合は、直前の4月から9月末、6月の定期入替日の場合は、前年4月から直前の3月末までに新規上場した銘柄のうち、浮動株調整時価総額上位約85%に相当する銘柄は銘柄選定母集団に含まれるものとし、定期入替基準日時点の外国株式等の銘柄は除外される。その中で定期入替基準日時点における大型銘柄（銘柄選定母集団の浮動株調整時価総額上位85%相当）で、かつ過去60日の平均売買代金上位500銘柄を満たす銘柄を対象にスコアを計算する。

指数構成銘柄の選定方法

野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）

「野村日本株高ベータ・セレクト30」は、市場連動性等を表す3つのスコア（市場ベータ、為替ベータ、モメンタム）に基づいた定量的な指標値が高い30銘柄を組み入れる。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）

「野村日本株低ベータ・セレクト50」は、市場連動性等を表す3つのスコア（市場ベータ、為替ベータ、銘柄固有リスク）に基づいた定量的な指標値が低い50銘柄を組み入れる。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

・市場ベータ

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰係数を「市場ベータ」スコアとする。

・為替ベータ

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次ドル円為替レートリターンで線形回帰した際の回帰係数を「為替ベータ」スコアとする。

・モメンタム

定期入替基準日における過去11ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰切片を「モメンタム」スコアとする。

・銘柄固有リスク

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰残差の標準偏差を「銘柄固有リスク」スコアとする。

構成銘柄の組入比率

野村日本株ベータ・セレクト指数の指数構成銘柄の組入ウエイトは、定期入替基準日時点の浮動株調整時価総額に比例した比率とする。ただし、組入ウエイトの上限を5%とし、上限超過分を浮動株調整時価総額に応じて他の銘柄に比例配分する。

ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）（本項において、以下「本指数」という。）

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株（ネットリターン）ETN

本項においては、上記の受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」という。また、本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を「本外国指標連動証券」という。

(2) 本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額が本指数の水準により決定されるため、この指数についての開示を必要とする。

2 内容

ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）

ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）は、特定のニッチ産業において高いグローバル・マーケット・シェアを持つ、日本の中小型株のパフォーマンスを表すよう設計された指数である。

指数値の基準日は2015年1月30日とし、基準日の指数値（基準値）を1,000とする。本指数は配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

定期入替え

毎年1月の最終営業日の終了後、定期入替えが行われる（定期入替日）。指数を構成するために使用されるデータは、毎年12月の最終営業日の終了時点（定期入替基準日）のものとする。

構成銘柄の選定方法

- ・日本国内の取引所に上場する、日本国内の銘柄の普通株式（ただし、日本銀行と不動産投資法人（REIT）は除く。）を対象とする。
- ・定期入替基準日における時価総額の降順でランク付けされ、1位から400位、および1001位以降は除外し、さらに過去3ヶ月間の平均日次売買代金の下位10%にランクされている銘柄も除外した結果残った銘柄群から、グローバル競争力ランキング(※)に基づいて100銘柄を選定する。
- ・毎年の定期入替では、グローバル競争力ランキング上位50銘柄を無条件に指数採用銘柄とする。上位51位から150位にランクされた銘柄を採用候補とし、採用候補のうち既採用銘柄を上位から順に100銘柄に達するまで採用する。既採用銘柄を採用した後に、採用銘柄が100銘柄に達しない場合には、不足分を採用候補のうち未採用銘柄の上位から順に採用する。

(※) グローバル競争力ランキング

FactSet RBICS (Revere Business Industry Classification System: リビア業種・産業分類基準) でカバーされるグローバル銘柄から、定期入替基準日の直近2会計年度において、年度末が4月1日から3月31日に到来する最新の決算報告書情報から計算されたデータを使用する。

以下の数式に基づいて各企業の「グローバル・マーケット・シェア (%)」(RBICSレベル5を用いる)を計算する。ここでの「セグメント別売上高」はRBICSレベル5を用いた売上高である。企業の売上高データはFactSetの財務データベースに基づいており、平均為替レートに基づいて米国ドルに換算される(マイナスまたはゼロの売上高の企業は分析から除外される。)。また、企業は1つ以上のRBICSレベル5業種へのエクスポージャーを持つことがあり、1つ以上の「グローバル・マーケット・シェア (%)」を持つことがある。

$$\text{Global Market Share (\%)} = \frac{\text{Segment sales of company } i \text{ within industry}}{\sum \text{segment sales of all company within industry}}$$

各企業の「グローバル・マーケット・シェア (%)」がRBICSレベル5内で計算されると、「グローバル・マーケット・シェア (%)」第1位の企業から昇順にランキングされる。これが「グローバル・マーケット・シェア・ランキング」の基礎となる。

特定のRBICSレベル5の中で同順位が存在する場合、より大きな「セグメント売上高比率」を有する企業が上位にランキングされる。「グローバル・マーケット・シェア (%)」と「セグメント売上高比率」の両方で同順位の場合は絶対的な「セグメント売上高」が大きい企業が上位とみなされる。

次に複数のRBICSレベル5に対してエクスポージャーがあるために複数の「グローバル・マーケット・シェア・ランキング」を持つ企業の場合は、以下の手順を実行して独自のランキングを割り当てる。

ステップ1: 「法人・その他未配分売上高」および「一般・複数業種売上高」と呼ばれるRBICSレベル5の業種を除外する。

ステップ2: 企業における収益が10%未満のRBICSレベル5の業種を除外する。

ステップ3: 企業における最も高い「グローバル・マーケット・シェア・ランキング」を選択する。

ステップ4: 「グローバル・マーケット・シェア・ランキング」において同順位がある場合は、より大きな「グローバル・マーケット・シェア (%)」を有する方を選択する。

構成銘柄の組入比率

選定された100銘柄を浮動株調整時価総額に基づいて加重する。

2 【当該指数等の推移】

1. ハンセン指数・レバレッジインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	24,080.11	21,620.88	23,103.58	14,274.76	10,441.55	
	最低	16,665.33	11,776.79	11,890.75	4,536.61	4,913.83	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	6,332.69	6,158.86	5,415.70	5,247.46	5,159.62	5,324.30
	最低	5,478.72	5,418.87	4,913.83	4,142.26	4,429.16	4,771.89

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

2. ハンセン指数・ショートインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	5,524.01	6,056.80	5,047.12	7,011.76	6,058.25	
	最低	4,563.88	4,518.82	3,935.67	4,575.96	4,433.13	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	5,769.19	5,767.12	6,058.25	6,577.82	6,340.03	6,095.15
	最低	5,368.78	5,417.28	5,759.64	5,854.60	5,865.39	5,740.47

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

3. 韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	264.33	418.96	525.15	416.18	301.85	
	最低	194.78	116.78	371.85	201.94	209.78	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	258.80	270.93	301.85	306.01	303.64	325.03
	最低	222.53	228.55	261.53	249.49	274.41	295.21

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

4. 韓国総合株価指数200(先物)・インバースインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	911.02	1,121.14	531.65	686.14	661.72	
	最低	765.93	523.75	454.61	497.39	542.05	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	642.06	633.86	592.44	600.56	574.89	551.60
	最低	596.74	580.44	542.05	540.66	544.42	523.92

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

5. 日経・JPX金レバレッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	21,413.13	36,165.67	33,693.02	47,094.97	67,558.53	
	最低	15,228.30	19,075.25	25,256.59	31,509.46	42,570.49	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	64,656.28	65,298.12	67,558.53	65,105.11	67,413.39	83,349.03
	最低	53,121.17	62,402.75	59,679.58	61,595.74	64,466.47	68,120.93

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

6. 日経・JPX金インバース指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	5,865.28	5,112.78	4,247.21	3,735.99	3,132.36	
	最低	4,888.43	3,628.89	3,626.40	3,030.01	2,450.03	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	2,772.51	2,551.03	2,603.03	2,560.15	2,500.40	2,431.75
	最低	2,507.67	2,492.85	2,450.03	2,488.58	2,444.77	2,189.89

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

7. 日経・JPX原油レバレッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	2,708.95	2,336.99	1,307.79	3,247.08	3,369.21	
	最低	1,432.64	149.37	395.31	1,168.96	1,433.19	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	3,369.21	3,055.45	2,716.43	2,851.95	2,905.75	3,271.74
	最低	2,705.04	2,623.71	2,181.38	2,273.07	2,531.34	2,718.33

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

8. 日経・JPX原油インバース指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	5,578.41	7,784.36	3,360.20	1,648.11	1,058.27	
	最低	4,009.02	3,287.23	1,643.32	821.09	639.46	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	717.71	719.18	780.08	757.48	713.14	684.62
	最低	639.46	669.91	704.02	673.29	663.96	622.56

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

9. ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ（2倍）・インデックス（円ヘッジ・プライスリターン）の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	2,557.92	2,704.76	3,473.29	3,530.90	2,879.66	
	最低	1,707.93	967.14	2,380.04	1,981.78	2,194.65	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	2,424.96	2,657.84	2,879.66	2,972.21	3,050.71	3,123.56
	最低	2,194.65	2,306.21	2,667.62	2,793.11	2,924.10	2,954.08

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

10. ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース（-1倍）・インデックス（円ヘッジ・トータルリターン）の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	341.05	386.32	218.66	216.91	195.40	
	最低	265.96	214.63	173.99	172.49	169.39	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	195.40	190.53	176.20	171.87	167.66	166.31
	最低	186.11	176.61	169.39	166.48	163.86	161.48

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

11. 東証グロース市場250指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	967.92	1,365.49	1,320.73	976.74	864.77	
	最低	824.20	557.86	948.28	615.35	632.29	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	717.03	723.26	713.40	718.85	779.71	775.76
	最低	632.29	642.06	662.01	685.90	702.40	721.48

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

12. STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	5,876.87	5,749.65	6,189.78	7,576.03	8,052.60	
	最低	5,080.21	3,517.58	5,168.56	6,118.92	6,835.19	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	7,992.16	7,958.97	7,797.83	7,842.16	8,191.58	8,309.69
	最低	7,636.54	7,708.28	7,479.98	7,679.37	7,694.01	7,905.14

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

13. S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	597.95	645.54	804.44	808.33	814.44	
	最低	458.25	388.46	630.89	661.05	707.72	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	744.92	766.48	807.55	811.17	823.31	861.65
	最低	707.72	720.56	769.46	791.79	797.63	822.50

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

14. S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	721.44	762.78	741.64	749.48	706.39	
	最低	573.28	476.26	668.09	585.80	573.26	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	620.01	637.38	682.94	682.94	654.07	636.23
	最低	573.26	584.38	631.19	640.03	630.44	614.85

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

15. Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	5,440.90	6,069.20	10,131.75	9,802.55	11,941.95	
	最低	4,172.95	1,933.80	5,744.50	6,602.50	7,656.55	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	10,052.20	10,271.90	11,941.95	12,247.65	12,271.55	12,541.35
	最低	9,076.45	9,192.15	10,407.45	11,288.00	11,639.65	11,767.20

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

16. Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	381.20	519.00	279.90	246.30	228.15	
	最低	334.05	272.85	205.95	202.45	183.80	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	210.35	209.05	196.70	189.05	186.15	185.30
	最低	199.95	198.00	183.80	181.65	181.25	179.40

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

17. 野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	44,874.06	44,346.51	49,647.93	55,066.87	77,870.80	
	最低	36,732.76	30,206.25	38,674.20	45,283.17	53,233.67	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	75,800.91	77,022.18	77,425.87	83,610.93	85,787.44	91,980.98
	最低	70,949.25	73,292.38	73,704.10	77,601.11	81,897.74	85,437.26

出所：野村証券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

18. S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	281.344	278.637	322.778	355.329	496.938	
	最低	225.218	194.636	261.267	292.716	344.999	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	481.240	490.036	494.506	520.264	537.296	571.651
	最低	454.617	467.337	474.847	494.940	515.141	537.358

出所：野村証券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

19. 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	5,471.260	5,536.668	5,700.644	5,564.628	5,670.667	
	最低	4,033.305	2,884.009	4,482.509	4,853.520	4,959.712	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	5,522.580	5,576.482	5,527.664	5,635.657	5,516.623	5,677.349
	最低	5,379.729	5,414.855	5,361.711	5,468.360	5,257.213	5,200.898

出所：野村証券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

20. 野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	34,441.74	34,553.13	41,869.65	43,087.00	55,227.12	
	最低	29,208.32	23,397.85	33,320.78	35,806.38	39,444.72	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	52,750.73	53,434.01	53,018.23	57,129.53	59,939.14	63,721.53
	最低	49,717.47	51,516.48	51,581.39	53,182.33	56,203.03	59,325.20

出所：野村証券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

21. 野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	19,494.79	23,226.87	29,726.88	31,227.54	40,082.58	
	最低	15,835.26	12,760.43	23,236.82	25,384.19	29,110.54	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	37,914.20	38,016.71	37,745.74	41,858.95	44,414.47	48,061.08
	最低	35,623.24	36,722.31	35,820.19	37,919.48	41,289.50	43,462.20

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

22. 野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	27,826.69	27,823.84	31,977.30	32,435.88	38,731.14	
	最低	23,361.87	20,871.32	26,253.31	28,798.51	30,140.86	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	37,510.80	38,711.81	38,731.14	41,166.92	41,231.89	42,568.70
	最低	35,770.66	37,259.14	37,442.97	38,495.19	40,486.36	40,895.96

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

23. ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	最高	1,684.41	1,670.68	2,065.67	2,027.31	2,538.39	
	最低	1,345.49	1,083.17	1,611.98	1,690.43	1,894.69	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月
	最高	2,458.00	2,486.12	2,538.39	2,662.65	2,731.96	2,848.99
	最低	2,326.84	2,394.36	2,445.10	2,541.41	2,632.25	2,724.07

出所：野村證券作成

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

独立監査人の監査報告書

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイの株主および執行取締役御中

2024年3月31日に終了する事業年度のアニュアル・レポートに記載されている財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、オランダのアムステルダムに拠点を置くノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイの2024年3月31日に終了する事業年度の財務書類監査を行った。

我々の意見では、添付財務書類が、欧州連合の採用する国際財務報告基準（以下、「EU-IFRSs」という。）およびオランダ民法典第2編第9章に準拠して、2024年3月31日に終了する事業年度のノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイの財政状態および同日に終了した事業年度の経営成績ならびにキャッシュ・フローについて真実かつ公正な概観を提供しているものと認める。

財務書類には以下のものが含まれる：

- ・ 2024年3月31日に終了する事業年度の財政状態計算書
- ・ 当事業年度の次の書類：損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書
- ・ 重要な方針情報およびその他の情報から成る財務書類に関する注記

監査意見の基礎

我々は、オランダの監査基準を含むオランダ法に準拠して監査を実施した。我々の負う責任については、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」セクションにおいてより詳細に記載されている。

我々は、オランダにおける監査法人監督法（Audit Firm Supervision Act）、監査人独立性規制（ViO、職業監査人の倫理規定、独立性の規則）およびその他の関連する独立性の規制に準拠して、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ（以下「会社」という。）に対して独立性を保持している。さらに、我々は職業監査人の行為規制（VGBA、オランダにおける倫理規定）に準拠している。

我々は、意見の基礎を提供するための十分かつ適切な監査証拠を得たと判断している。

我々の意見の裏付けとなる情報

我々は、全体としての財務諸表に対する監査意見表明の基礎となる監査手続を立案した。

我々の意見の裏付けとなる以下の情報および指摘事項は、この中で対応した事項であり、我々は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

事業に対する理解

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイは、野村ホールディングス株式会社（以下「NHI」という）の100%子会社であり、グループファイナンスを目的としたファイナンスカンパニーとして活動している。会社は、グローバルなデット・キャピタル・マーケットからの資金調達し、野村グループへの国際的な支援を行う等、NHIおよびその子会社（野村グループ）を支援することを目的としている。また、東京証券取引所に上場している日本預託証券（JDR）形式のメディアム・ターム・ノートも発行している。これらの債券の契約上の金額は様々な指数に連動する可能性がある。会社は、リスク管理の観点から、指数の変動リスクを経済的にヘッジするため、グループ内の他の事業体との間でデリバティブ取引を行っている。我々は、会社の業務および我々のリスク評価によってもたらされる多くの領域について、特に注意を払って監査を実施した。

我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するために、重要性を判断し、不正または誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの識別および評価を行った。

重要性

重要性	4,505百万円（前事業年度：5,180百万円）
適用した指標	当事業年度における「社債およびその他の借入金」および「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債」の0.5%（前事業年度：0.5%）。
説明	「社債およびその他の借入金」および「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債」の合計額が財務書類利用者にとって最も重要な指標であると判断したため、これらの勘定科目を選択した。我々は前事業年度と整合するように重要性を決定した。

また我々は、定性的な理由から財務書類利用者にとって重要であると認められる虚偽表示および／または発生しうる虚偽表示を考慮に入れている。

我々は、監査において識別された225百万円超の虚偽表示および定性的な理由から報告すべきと認められるより少額の虚偽表示を報告することについて、執行取締役と合意している。

グループ監査の範囲

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイは東京（日本）とアムステルダム（オランダ）両方で事業を行っている。両拠点の事業の財務情報が当社の財務諸表に含まれている。

我々は意見表明に対する最終的な責任を有しているため、財務諸表に対する意見を表明するために、会社の業務の財務情報について十分かつ適切な監査証拠を入手するために、監査を指揮、監督、実施する責任も有している。この観点から、我々は東京とアムステルダムの両事業に関して実施すべき監査手続の性質および範囲を決定した。

- ・我々は、オランダにおける事業に関する監査手続の実施を我々自身で行った。
- ・我々は、日本の事業を監査する際に、我々の指揮と監督のもとでEYグローバルメンバーファームである構成単位の監査人が行った作業を利用した。

我々は、東京事業に関して、構成単位の監査人に対して重要な分野や我々に報告が必要な情報を含む監査指示を出した。リスク評価に基づき、日本のチームと一緒にバーチャルな往査を行った。これらの往査は、以下の活動の一部または全部を含む：構成単位の監査人が作成した主要な監査調書や結論をレビューし、主要なプロセスについて理解した。我々は監査の様々な段階で、ビデオやテレビ会議の設備の利用を通じて構成単位の監査人と定期的に連絡を取った。我々は、アムステルダムおよび東京の執行取締役との共同の最終会議をバーチャルで行った。我々は、EYの電子監査ファイルプラットフォームや画面共有を使用して、または監査調書のコピーの直接的な提供により、構成単位の監査人の主要な監査調書をレビューした。

我々は、上記の作業をオランダおよび日本における事業に関して実施することにより、財務諸表全体に対する意見を表明するために、当社の財務情報に関して十分かつ適切な監査証拠を入手することが可能となった。

チームングおよび専門家の利用

我々は、グループおよび構成単位レベルの双方の監査チームが、銀行業界における上場顧客の監査に必要な適切なスキルと能力を備えていることを確認した。当社は、IT監査および所得税の分野の専門家を起用し、デリバティブおよびその他の公正価値で指定された金融商品の評価において、独自の専門家を活用した。

不正行為や法令および規制の不遵守への注力

我々の責任

我々は、企業の不正または法令等の不遵守の防止に対して責任は負わず、法令等の不遵守の全てを発見することが期待されているわけではないが、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得る責任がある。

不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。なぜなら、不正は共謀、偽造、意図的な不作為、虚偽の説明、または内部統制の逸脱を伴う場合が多いからである。

不正リスクに関する監査対応

我々は、不正行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価した。監査の過程で、会社および会社を取り巻く環境、内部統制システムの構成要素（リスク評価プロセス、不正リスクへ対応する執行取締役のプロセス、内部統制市捨てもの監視を含む）およびその結果について理解を深めた。

我々は、潜在的な不正リスクを考慮の上、執行取締役のリスク評価を行うために、取締役会報告書の「リスク管理の目的および方針」および注記23「リスク管理」を参照している。

我々は、内部統制システムの整備・運用状況、特に不正リスクの評価、ならびに行動規範やインシデント登録について、野村グループレベルでの評価を行った。不正リスクを軽減するためにデザインされた内部統制のデザインおよび実施状況の評価し、適切と考えられる場合にはその運用の有効性をテストした。

我々は、不正リスクを特定するプロセスの一環として、不正な財務報告と資産の流用に関する不正リスク要因を評価した。我々は、これらの要因が、不正による重要な虚偽表示のリスクが存在することを示しているかどうかを評価した。

我々は、企業が想定しない要素を監査に取り入れた。また、その他の監査手続の結果も考慮し、発見された事項が不正または法令違反を示唆するものでないかも評価した。

我々は、すべての会社に存在するリスクである、執行取締役による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続を行った。これらのリスクに関しては、特に財務書類に関する注記2.2「重要な会計上の判断、見積もりおよび仮定」に開示されている重要な判断領域および重要な会計上の見積りに関して、不正による重要な虚偽表示のリスクを示す可能性のある執行取締役の偏向に基づく主要な会計上の見積りを評価する手続などを実施した。また、データ分析を用いてリスクの高い仕訳を特定し、それに対応するとともに、関連当事者との取引を含む重要かつ通例でない取引の事業上の合理性（またはその欠如）を評価した。

不正リスクを識別し、評価する際、収益認識に不正のリスクがあると推定した。我々は、特にデリバティブ金融商品の純トレーディング収益および純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の純利益が、そのようなリスクを生じさせると評価した。収益認識に関する不正の推定されるリスクに対応した監査手続については、監査上の重要な事項に対する監査アプローチの記述であるデリバティブ金融商品の評価及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価に記載している。

我々は、入手可能な情報を検討し、アムステルダムおよび東京の関連役員ならびに執行取締役、野村グループの内部監査部門、法務部門、法務部門およびコンプライアンス部門に質問を行った。

我々が特定した不正リスク、調査およびその他の入手可能な情報からは、財務諸表の概観に重要な影響を及ぼす可能性のある不正または不正の疑いのある特定の兆候は得られなかった。

法令等を遵守しないリスクに関する監査対応

我々は、財務諸表における重要な金額および開示の決定に直接的な影響を及ぼすこれらの法令の規定の遵守に関して、適切な監査手続を実施した。さらに、我々は、一般的な業界の経験に基づき、財務諸表に重要な影響を及ぼすと合理的に予想される法令および規定違反のリスクについて、取締役等との意見交換、議事録の閲覧、内部監査およびコンプライアンス報告書の閲覧ならびに取引内容、会計帳簿の記載内容および開示内容に関する実証テストを実施し、これらのリスクについて検討を行った。

我々は、監査期間中において、弁護士からの書簡や規制当局へのやりとりを調査し、コンプライアンス違反（の疑い）の兆候に注意を払い続けた。最終的に、法令違反の既知の事例がすべて開示されている旨の書面による表明を得た。

継続企業的前提に関する監査対応

財務書類に関する注記2.1「作成基準」に記載のとおり、財務諸表は継続企業的前提に基づいて作成されている。財務諸表の作成にあたり、常務取締役は、継続企業として事業を継続し、予測可能な将来にわたって事業を継続する能力について具体的な評価を行った。

我々は、専門家としての判断と懐疑心を維持しながら、具体的な評価について執行取締役と協議し、評価した。我々は、財務諸表監査を通じて入手した当監査法人の知識および理解などに基づく執行取締役の継続企業の評価に、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が全て含まれているかどうかを検討した。重要な不確実性が存在する

と結論付けた場合、監査報告書において、財務諸表における関連する開示に注意を喚起するか、そのような開示が不十分である場合には、意見を修正することが要求される。

我々は、実施した手続きに基づき、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められなかった。我々の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象や状況により、継続企業の前提が継続しなくなる可能性は否定できない。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、財務書類監査において我々の職業的専門家としての判断にとって最も重要な事項のことである。我々は執行取締役に監査上の主要な事項を伝達している。監査上の主要な事項は、議論されたすべての事項を包括的に考慮したものではない。

前事業年度と比較して、監査上の主要な検討事項の性質に変更はなかった。

デリバティブ金融商品の評価	
リスク	<p>ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイのデリバティブポートフォリオは非上場デリバティブから構成されており、それらの価値は市場で観察可能なインプット（主にレベル2）と市場で観察不能なインプット（主にレベル3）両方のインプットを使用した価格評価モデルに基づいて算定される。デリバティブ金融商品は、損益（純トレーディング収益/（損失））を通じて公正価値で測定している。</p> <p>我々は、財務書類に関する注記14および注記24において開示されているデリバティブ金融商品の公正価値を監査上の主要な事項として認識している。その判断においては、財政状態全体および重要性に対する関連する勘定残高の大きさ、およびデリバティブに固有の見積りの本質的な複雑性に起因する、関係するデリバティブ金融商品の評価を誤るリスクも考慮に入れている。また、我々はデリバティブ金融商品の純トレーディング収益の認識において、不正リスクを推定している。</p>
我々の監査アプローチ	<p>我々の監査手続は、他の手続と同様に、IFRS第13号公正価値測定に準拠したデリバティブ金融商品の評価に関連する会社の会計方針の適切性、現行および新規の業界慣行、およびこれらが継続的に適用されているかどうかについて評価することが含まれていた。</p> <p>我々は、デリバティブの価格評価プロセスの理解を得て、内部統制のデザインを評価し、運用状況の有効性をテストした。これは、経営者役による重要なインプットおよび公正価値評価に含まれる見積もりに対する評価に関連した虚偽表示のリスクに対処するための、モデルの妥当性評価プロセスおよび独立した価格評価の検証プロセス内の統制を含んでいる。またそれは、現在の市場状況におけるモデルのパフォーマンスや適合性に対する内部統制の検証も含んでいる。</p> <p>加えて、我々はデリバティブの評価手法について評価し、デリバティブ評価に用いたもっとも重要なインプットを、市場性のある観察可能なインプットについては独立に取得した市場データと、市場性のない観察可能なインプットについてはその他の第三者から取得した市場データと比較することによってテストした。さらに、我々はCVAとDVA（信用評価調整）の正確性について検証した。我々は、保有されているデリバティブの公正価値について我々自身の価格評価の専門家による補助を得ながら独立したテストを実施した。</p> <p>さらに我々は、関連する開示の正確性と網羅性を評価した。</p>
重要な見解	<p>我々の実施した監査手続において、EU-IFRSsに準拠したデリバティブ金融商品の評価について、重要な検出事項は発見されなかった。</p>

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価

<p>リスク</p>	<p>ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイは純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債を発行しており、それらの価値は様々な価格評価モデルに基づいて算定される。これらの金融負債は市場で観察可能なインプット（主にレベル2）と市場で観察不能なインプット（主にレベル3）両方のインプットを使用した価格評価モデルに基づいて算定される。純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／（損失）は損益計算書に含まれている。</p> <p>我々は、財務書類に関する注記20および注記24において開示されている純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の公正価値を監査上の主要な事項として認識している。その判断においては、財政状態全体および重要性に対する関連する勘定残高の大きさ、および純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に固有の見積りの本質的な複雑性に起因する、関係する純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価を誤るリスクも考慮に入れている。また、我々は純損益を通じて公正価値で評価される金融負債の収益の認識において、不正リスクを推定している。</p>
<p>我々の監査アプローチ</p>	<p>我々の監査手続は、他の手続と同様に、IFRS第9号金融商品およびIFRS第13号公正価値測定に準拠した純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価に関連する会社の会計方針の適切性、現行および新規の業界慣行、およびこれらが継続的に適用されているかどうかについて評価することが含まれていた。</p> <p>我々は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の価格評価プロセスの理解を得て、内部統制のデザインを評価し、運用状況の有効性をテストした。これは、経営者による重要なインプットおよび公正価値評価に含まれる見積もりに対する評価に関連した虚偽表示のリスクに対処するための、モデルの妥当性評価プロセスおよび独立した価格検証プロセス内の統制を含んでいる。またそれは、現在の市場状況におけるモデルのパフォーマンスや適合性に対する内部統制も含んでいる。</p> <p>加えて、我々は評価手法について評価し、評価に用いたもっとも重要なインプットを、市場性のある観察可能なインプットについては独立に取得したマーケットデータと、市場性のない観察可能なインプットについてはその他の第三者から取得したマーケットデータと比較することによってテストした。さらに、我々は自己の信用リスクに関連する評価調整の正確性について検証した。我々は、発行されているポジションの公正価値について我々自身の価格評価の専門家による補助を得ながら独立したテストを実施した。</p> <p>さらに、我々は関連する開示の正確性と網羅性を評価した。</p>
<p>重要な見解</p>	<p>我々の実施した監査手続において、EU-IFRSsに準拠した純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価について、重要な検出事項は発見されなかった。</p>

関係会社および関連当事者への貸付金の評価	
リスク	<p>財務書類に関する注記2.3(e)に記載の通り、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイは関係会社および関連当事者への貸付金に関する予想信用損失に対して信用損失引当金を計上することを求められている。信用損失引当金は、当初認識時以降、信用リスクが著しく増加していない限り、向こう12ヶ月のデフォルト確率に起因する予想信用損失に基づいている。なお、当初認識時以降、信用リスクが著しく増加している場合には、引当金は当該資産の予想残存期間におけるデフォルト確率に基づくこととなる。</p> <p>我々は、財務書類に関する注記5において開示されている関係会社および関連当事者への貸付金を監査上の主要な事項として認識している。その判断は、関係会社および関連当事者への貸付金の大きさおよび減損が会社の業績に重要な影響を及ぼす可能性に基づいている。</p>
我々の監査アプローチ	<p>我々の監査手続は、他の手続と同様に、IFRS第9号金融商品に準拠した予想信用損失の認識に関連する会社の会計方針の適切性について評価することが含まれていた。我々は、会計方針や見積りの際に適用される手法が継続的に適用されているかについて評価した。</p> <p>我々は、減損のプロセスとモデルについての理解を得ることによって関係会社および関連当事者への貸付金の評価を検証した。我々は、減損手法および予想信用損失の計算について評価した。我々は、信用リスクの著しい増加を判定するための基準を検証し、内部の信用格付けの正確性をテストした。</p> <p>我々は、将来の予測を含むデフォルトの確率の決定を評価した。我々は経営者による現行および予想市場状況の予想信用損失に対する影響評価について評価した。さらに、我々は2024年3月31日時点における損失引当金について再計算した。</p> <p>加えて、我々は関連する開示の正確性と網羅性を評価した。</p>
重要な見解	<p>我々の実施した監査手続において、EU-IFRSsに準拠した関係会社および関連当事者への貸付金に関する予想信用損失に対する信用損失引当金について、重要な検出事項は発見されなかった。</p>

アニュアル・レポートに含まれるその他の情報に関する報告

財務書類および我々の監査報告書に加えて、アニュアル・レポートはその他の情報を含んでいる。

実施した以下の手続に基づいて、我々はその他の情報が以下であると結論付けた。

- ・その他の情報が財務書類と整合しており、重要な虚偽記載が含まれていない。
- ・その他の情報が、経営者による報告書についてオランダ民法典第2編第9章で要求される情報およびオランダ民法典第2編第9章で要求されるその他の情報を含んでいる。

我々はその他の情報を通読した。我々の財務書類監査などを通じて獲得した知識および理解に基づいて、我々はその他の情報が重要な虚偽記載を含んでいるか否か検討した。これらの手続を実施することによって、我々はオランダ民法典第2編第9章およびオランダ監査基準720の要求を順守することとなる。実施された手続の範囲は、我々の財務書類監査において実施された手続きの範囲より著しく狭い。

執行取締役は、オランダ民法典第2編第9章に従った経営者による報告書およびオランダ民法典第2編第9章で要求されているその他の情報を含む、その他の情報の作成に責任を負っている。

その他の法律上・規制上の要件に関する報告

契約について

我々は会社の執行取締役によってノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイの財務書類監査の監査人に任命されている。我々はどの会計年度から法定監査人として業務を行っているかを判断することは可能ではないが、少なくとも19年にわたり法定監査人を務めている。

財務書類に関する責任の記述

財務書類に対する執行取締役の責任

執行取締役の責任は、EU-IFRSsおよびオランダ民法典第2編第9章に準拠した財務書類の作成および公正な表示することにある。さらに、執行取締役は、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要と判断した内部統制にも責任を負っている。

財務書類作成の一環として、執行取締役は会社が継続企業として事業を継続する能力を評価することについて責任を負う。上述の財務報告の枠組みによると、執行取締役は、執行取締役が会社を清算するかまたは営業を終了する意図があるか、あるいはそうするしか現実的な選択肢がないという場合以外には、継続企業の前提に基づく会計を用いて財務書類を作成しなければならない。執行取締役は財務書類において、会社の継続企業の前提に重要な疑義をもたらす事象または状況を開示しなければならない。

財務書類監査に対する監査人の責任

我々の目的は、意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を得ることができるように監査を計画し、実施することである。

我々の監査は、絶対的ではないが高い保証水準で実施される。絶対的ではないが高い保証水準とは、我々が監査手続を通じてすべての重要な不正および誤謬を発見できない可能性があることを意味する。

虚偽表示は不正または誤謬から生じる。虚偽表示は個別にまたは組み合わせさせた結果、財務書類利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に認められる場合は、重要であると判断される。重要性は、我々の監査手続の種類、時期ならびに範囲、および識別された虚偽表示が我々の意見に与える影響の評価に関係する。

我々は、オランダの監査基準、倫理規定および独立性規制に準拠して、監査の全期間を通じて職業的専門家としての判断を行使し、また職業的専門化としての懐疑心を保持した。上記の「我々の意見の裏付けとなる情報」のセクションには、我々の責任および我々の意見の根拠として行われた作業の概要が記載されている。我々の監査はさらに以下のことを含んでいる。:

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価すること。これらのリスクに対応する監査手続を立案し、実施すること。意見表明の基礎を提供するための十分かつ適切な監査証拠を得ること。
- ・ 与えられた状況において適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制の理解を得ること。内部統制の理解は、会社の内部統制の有効性について意見を表明するためのものではない。
- ・ 執行取締役による会計方針の適切性、会計上の見積りの合理性、および関連する開示を評価すること。
- ・ 開示を含む、財務書類の全体的な表示、構成および内容について評価すること。
- ・ 会計情報の元となる取引および事象が財務書類において公正な開示を達成できるように表示されているかを評価すること。

コミュニケーション

我々は、計画された監査の範囲ならびに時期、および監査期間において識別された内部統制上の発見事項を含む重要な監査上の発見事項を、執行取締役に伝達している。

我々は、独立性に関する倫理的な要件を充足している旨、執行取締役に報告している。我々は、独立性に影響を及ぼすと合理的に判断されるすべての関係性およびその他の事項について、また適用可能な場合には関連するセーフガードについて、執行取締役に伝達している。

我々は、執行取締役と協議した事項から、当期の財務書類監査においてもっとも重要な事項、すなわち監査上の主要な事項を決定している。我々は、法律または規制が公衆への開示を妨げる場合、または非常に稀な状況においてその事項を開示しないことが公衆の利益にかなう場合以外には、それらの事項を監査報告書に記載している。

アムステルダム、2024年7月12日

イーワイ・アカウンタンツ・ビーヴィー

R. クークック (署名)

Independent auditor's report

To: the shareholder and the managing directors of Nomura Europe Finance N.V.

Report on the audit of the financial statements for the year ended 31 March 2024 included in the annual report

Our opinion

We have audited the financial statements for the financial year ended 31 March 2024 of Nomura Europe Finance N.V. based in Amsterdam, the Netherlands.

In our opinion the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Europe Finance N.V. as at 31 March 2024 and of its result and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted in the European Union (EU-IFRSs) and with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

The financial statements comprise:

- the statement of financial position as at 31 March 2024
- the following statements for the year ended 31 March 2024: the income statement, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows
- the notes comprising material policy information and other explanatory information

Basis for our opinion

We conducted our audit in accordance with Dutch law, including the Dutch Standards on Auditing. Our responsibilities under those standards are further described in the *Our responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We are independent of Nomura Europe Finance N.V. (the company) in accordance with the “Wet toezicht accountantsorganisaties” (Wta, Audit firms supervision act), the “Verordening inzake de onafhankelijkheid van accountants bij assurance-opdrachten” (ViO, Code of Ethics for Professional Accountants, a regulation with respect to independence) and other relevant independence regulations in the Netherlands. Furthermore we have complied with the “Verordening gedrags- en beroepsregels accountants” (VGBA, Dutch Code of Ethics).

We believe the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information in support of our opinion

We designed our audit procedures in the context of our audit of the financial statements as a whole and in forming our opinion thereon. The following information in support of our opinion and any findings were addressed in this context, and we do not provide a separate opinion or conclusion on these matters.

Our understanding of the business

Nomura Europe Finance N.V. is a wholly owned subsidiary of Nomura Holdings, Inc. (“NHI”) which principal activity is to act as a financing company for group financing purposes. The company’s objectives are to assist NHI and its subsidiaries (together the Nomura Group) in such activities such as raising funds from the global debt capital markets and providing for the Nomura Group internationally. The company also issued medium-term notes in the form of Japanese Depositary Receipt (JDRs), listed on the Tokyo Stock Exchange. Contractual due amounts of these notes may link to various indices. For risk management purposes, the company uses derivative instruments with other entities within Nomura Group to economically hedge the risk arising from the fluctuations of indices. We paid specific attention in our audit to a number of areas driven by the operations of the company and our risk assessment.

We determined materiality and identified and assessed the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error in order to design audit procedures responsive to those risks and to obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Materiality

Materiality	JPY 4,505 million (31 March 2023: JPY 5,180 million)
Benchmark applied	0.5% of 'debt issued and other borrowing' and 'financial liabilities designated at fair value through profit or loss' as at 31 March 2024 (31 March 2023: 0.5%)
Explanation	We have chosen 'debt issued and other borrowing' and 'financial liabilities designated at fair value through profit or loss' as benchmark as we believe the total balance of these accounts is the most important metric for the users of the financial statements. We determined materiality consistently with the previous financial year.

We have also taken into account misstatements and/or possible misstatements that in our opinion are material for the users of the financial statements for qualitative reasons.

We agreed with the managing directors that misstatements in excess of JPY 225 million, which are identified during the audit, would be reported to them, as well as smaller misstatements that in our view must be reported on qualitative grounds.

Scope of the group audit

Nomura Europe Finance N.V. has operations in both Tokyo (Japan) and Amsterdam (the Netherlands). The financial information of operations at both locations is included in the financial statements of the company.

Because we are ultimately responsible for the opinion, we are also responsible for directing, supervising and performing the audit in order to obtain sufficient appropriate audit evidence regarding the financial information of the company's operations to express an opinion on the financial statements. In this respect we have determined the nature and extent of the audit procedures to be carried out for both the Tokyo and Amsterdam operations.

We have:

- Performed audit procedures ourselves over operations in the Netherlands

- Used the work of a component auditor, an EY Global member firm, operating under our coordination and supervision when auditing the operations in Japan

We sent instructions to the component auditor for the Tokyo operations, covering the significant areas and the information required to be reported to us. Based on our risk assessment, we held virtual site visits with our team in Japan. These encompassed some, or all, of the following activities: reviewing key local working papers and conclusions and obtaining an understanding of key processes. We interacted regularly with the component team during various stages of the audit, through the use of video or teleconferencing facilities. We held a collective virtual closing meeting with both Amsterdam and Tokyo management. We reviewed key working papers of the component auditor using the EY electronic audit file platform, screen sharing or by the provision of copies of work papers direct to the audit team.

By performing the procedures mentioned above over operations in the Netherlands and Japan, we have been able to obtain sufficient and appropriate audit evidence about the company's financial information as a whole to provide an opinion on the financial statements.

Teaming and use of specialists

We ensured that the audit teams both at group and at component levels included the appropriate skills and competences which are needed for the audit of a listed client in the banking industry. We included specialists in the areas of IT audit and income tax and have made use of our own experts in the areas of valuations derivatives and other financial instruments designated at fair value.

Our focus on fraud and non-compliance with laws and regulations

Our responsibility

Although we are not responsible for preventing fraud or non-compliance and we cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations, it is our responsibility to obtain reasonable assurance that the financial statements, taken as a whole, are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Our audit response related to fraud risks

We identified and assessed the risks of material misstatements of the financial statements due to fraud. During our audit we obtained an understanding of the company and its environment and the components of the system of internal control, including the risk assessment process and the managing directors' process for responding to the risks of fraud and monitoring the system of internal control, as well as the outcomes. We refer to section "Objective and policy of risk management" of the Managing directors' report and note 23 "Risk management" to the financial statements for the managing directors' risk assessment after consideration of potential fraud risks.

We evaluated the design and relevant aspects of the system of internal control and in particular the fraud risk assessment, as well as the code of conduct and incident registration at the Nomura group level. We evaluated the design and the implementation and, where considered appropriate, tested the operating effectiveness, of internal controls designed to mitigate fraud risks.

As part of our process of identifying fraud risks, we evaluated fraud risk factors with respect to financial reporting fraud and misappropriation of assets. We evaluated whether these factors indicate that a risk of material misstatement due to fraud is present.

We incorporated elements of unpredictability in our audit. We also considered the outcome of our other audit procedures and evaluated whether any findings were indicative of fraud or non-compliance.

We addressed the risks related to management override of controls, as this risk is present in all companies. For these risks we have performed procedures among other things to evaluate key accounting estimates for management bias that may represent a risk of material misstatement due to fraud, in particular relating to important judgment areas and significant accounting estimates as disclosed in Note 2.2 "Significant accounting judgments, estimates and assumptions" to the financial statements. We have also used data analysis to identify and address high-risk journal entries and evaluated the business rationale (or the lack thereof) of significant extraordinary transactions, including those with related parties.

When identifying and assessing fraud risks we presumed that there are risks of fraud in revenue recognition. We evaluated that the net trading income on derivative financial instruments and the net gain on financial liabilities designated at fair value through profit or loss in particular give rise to such risks. We describe the audit procedures responsive to the presumed risks of fraud in revenue recognition in the description of our audit approach for the key audit matters Valuation of derivative financial instruments and Valuation of financial instruments designated at fair value through profit and loss.

We considered available information and made enquiries of relevant executives both in Amsterdam and Tokyo, the managing directors and Nomura group's internal audit, legal and compliance departments.

The fraud risks we identified, enquiries and other available information did not lead to specific indications for fraud or suspected fraud potentially materially impacting the view of the financial statements.

Our audit response related to risks of non-compliance with laws and regulations

We performed appropriate audit procedures regarding compliance with the provisions of those laws and regulations that have a direct effect on the determination of material amounts and disclosures in the financial statements. Furthermore, we assessed factors related to the risks of non-compliance with laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general industry experience, through discussions with the managing directors, reading minutes, inspection of Nomura group's internal audit and compliance reports, and performing substantive tests of details of classes of transactions, account balances or disclosures.

We also inspected a lawyer's letter and correspondence with regulatory authorities and remained alert to any indication of (suspected) non-compliance throughout the audit. Finally we obtained written representations that all known instances of non-compliance with laws and regulations have been disclosed to us.

Our audit response related to going concern

As disclosed in the note 2.1 'Basis of accounting' to the financial statements, the financial statements have been prepared on a going concern basis. When preparing the financial statements, the managing directors made a specific assessment of the company's ability to continue as a going concern and to continue its operations for the foreseeable future.

We discussed and evaluated the specific assessment with the managing directors exercising professional judgment and maintaining professional skepticism. We considered whether the managing directors' going concern assessment, based on our knowledge and understanding obtained through our audit of the financial statements or otherwise, contains all relevant events or conditions that may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion.

Based on our procedures performed, we did not identify material uncertainties about going concern. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause a company to cease to continue as a going concern.

Our key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the financial statements. We have communicated the key audit matters to the managing directors. The key audit matters are not a comprehensive reflection of all matters discussed.

In comparison with previous year, the nature of our key audit matters did not change.

Valuation of derivative financial instruments	
Risk	<p>The derivatives portfolio of Nomura Europe Finance N.V. comprises of non-listed derivatives where the values are based on valuation techniques using both market observable (mainly level 2 positions) and non-market observable (mainly level 3 positions) inputs. The derivative financial instruments are measured at fair value through profit and loss (net trading income /(loss) on derivative financial instruments).</p> <p>We consider the fair value of derivative financial instruments as disclosed in note 14 and note 24 to the financial statements as a key audit matter due to the relative size of the related accounts as compared to the financial position and materiality, and given the inherent complexity of the estimates with a resulting risk for incorrect valuation of the derivative financial instruments. Moreover, we presumed risks of fraud in the recognition of the net trading income on derivative financial instruments.</p>
Our audit approach	<p>Our audit procedures included, amongst others, evaluating the appropriateness of the company's accounting policies relating to the valuation of derivative financial instruments in accordance with IFRS 13 'Fair Value Measurement' as well as current and emerging industry practices and whether these have been applied consistently.</p> <p>We have obtained an understanding of the derivatives valuation process, evaluated the design and tested operating effectiveness of internal controls. This includes those controls within the model validation process and the independent price verification process that address the risk of material misstatement relating to management's assessment of the significant inputs and estimates included in fair value measurement. It also includes the testing of model performance and suitability controls in the current market conditions.</p> <p>Furthermore, we evaluated valuation methodologies and tested the most significant valuation inputs by comparing these inputs to independently sourced market data for market observable inputs and other third party sources for non-market observable inputs. In addition, we tested the accuracy of the valuation adjustments relating to CVA and DVA. We performed independent testing on fair values of positions held with the support of our own valuation specialists.</p> <p>Additionally, we evaluated the relevant disclosures for accuracy and completeness.</p>
Key observations	<p>Based on our procedures, we have no material findings on the valuation of derivative financial instruments in accordance with EU-IFRSs.</p>

Valuation of financial liabilities designated at fair value through profit or loss	
Risk	<p>Nomura Europe Finance N.V. issues financial liabilities which are designated at fair value through profit or loss, where the values are based on valuation techniques using both market observable (mainly level 2 positions) and non-market observable (mainly level 3 positions) inputs. The net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit and loss is included in the income statement.</p> <p>We consider the fair value of financial liabilities designated at fair value through profit or loss as disclosed in note 20 and note 24 to the financial statements as a key audit matter due to the relative size of the account as compared to the financial position and materiality, and given the inherent complexity of the estimates with a resulting risk for incorrect valuation of the financial liabilities designated at fair value through profit or loss. Moreover, we presumed risks of fraud in the recognition of the gain on financial liabilities designated at fair value through profit and loss.</p>
Our audit approach	<p>Our audit procedures included, amongst others, evaluating the appropriateness of the company's accounting policies relating to the valuation of financial liabilities designated at fair value through profit or loss in accordance with IFRS 9 'Financial Instruments' and IFRS 13 'Fair Value Measurement' as well as current and emerging industry practices and whether these have been applied consistently.</p> <p>We have obtained an understanding of the financial liabilities designated at fair value through profit or loss valuation process and evaluated the design and tested operating effectiveness of internal controls. This includes those controls within the model validation process and the independent price verification process that address the risk of material misstatement relating to management's assessment of the significant inputs and estimates included in fair value measurement. It also includes the testing of model performance and suitability controls in the current market conditions.</p> <p>Furthermore, we evaluated valuation methodologies and tested the most significant valuation inputs by comparison of these inputs to independently sourced market data for market observable inputs and other third party sources for non-market observable inputs. In addition, we tested the accuracy of the valuation adjustments relating to own credit risk. We performed independent testing on fair values of positions issued with the support of our own valuation specialists.</p> <p>Additionally, we evaluated the relevant disclosures for accuracy and completeness.</p>
Key observations	<p>Based on our procedures, we have no material findings on the valuation of financial liabilities designated at fair value through profit or loss in accordance with EU-IFRSs.</p>

Valuation of loans and advances to affiliates	
Risk	<p>As disclosed in Note 2.3 (e) of the financial statements, Nomura Europe Finance N.V. is required to record an impairment allowance for expected credit losses for the loans and advances to affiliates. The impairment allowance is based on the expected credit losses associated with the probability of default in the next 12 months unless there has been a significant increase in credit risk since origination, in which case the allowance is based on the probability of default over the expected life of the instrument.</p> <p>We consider the valuation of the loans and advances to affiliates as disclosed in note 5 to the financial statements as a key audit matter due to the size of the loans and advances to affiliates and given that an impairment may have a material effect on the company's result.</p>
Our audit approach	<p>Our audit procedures included, amongst others, evaluating the appropriateness of the company's accounting policies related to recognition of expected credit losses in accordance with IFRS 9 'Financial Instruments'. We evaluated whether the accounting policies and methods applied for making estimates have been applied consistently.</p> <p>We have verified the valuation of loans and advances to affiliates by obtaining an understanding of the impairment process and model. We assessed the impairment methodology and expected credit loss calculation. We verified the criteria for identifying significant increase in credit risk and tested the accuracy of internal credit ratings.</p> <p>We evaluated the determination of the probability of default including forward-looking information. We evaluated management's impact assessment for current and expected market conditions on expected credit losses. Furthermore, we recalculated the impairment allowance as per 31 March 2024.</p> <p>Additionally, we evaluated the relevant disclosures for accuracy and completeness.</p>
Key observations	<p>Based on our procedures, we have no material findings on the impairment allowance for expected credit losses for the loans and advances to affiliates in accordance with EU-IFRSs.</p>

Report on other information included in the annual report

The annual report contains other information in addition to the financial statements and our auditor's report thereon.

Based on the following procedures performed, we conclude that the other information:

- is consistent with the financial statements and does not contain material misstatements
- contains the information as required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code for the management report and the other information as required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

We have read the other information. Based on our knowledge and understanding obtained through our audit of the financial statements or otherwise, we have considered whether the other information contains material misstatements. By performing these procedures, we comply with the requirements of Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code and the Dutch Standard 720. The scope of the procedures performed is substantially less than the scope of those performed in our audit of the financial statements.

The managing directors are responsible for the preparation of the other information, including the management report in accordance with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code and other information required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

Report on other legal and regulatory requirements

Engagement

We were engaged by the managing directors as auditor of Nomura Europe Finance N.V. We are unable to determine since which financial year we have operated as the statutory auditor, but we have operated as statutory auditor for at least 19 years.

Description of responsibilities regarding the financial statements

Responsibilities of the managing directors for the financial statements

The managing directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with EU-IFRSs and Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code. Furthermore, the managing directors are responsible for such internal control as the managing directors determine is necessary to enable the preparation of the financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

As part of the preparation of the financial statements, the managing directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern. Based on the financial reporting framework mentioned, the managing directors should prepare the financial statements using the going concern basis of accounting unless the managing directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so. The managing directors should disclose events and circumstances that may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern in the financial statements.

Our responsibilities for the audit of the financial statements

Our objective is to plan and perform the audit engagement in a manner that allows us to obtain sufficient and appropriate audit evidence for our opinion.

Our audit has been performed with a high, but not absolute, level of assurance, which means we may not detect all material errors and fraud during our audit.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. The materiality affects the nature, timing and extent of our audit procedures and the evaluation of the effect of identified misstatements on our opinion.

We have exercised professional judgment and have maintained professional skepticism throughout the audit, in accordance with Dutch Standards on Auditing, ethical requirements and independence requirements. The 'Information in support of our opinion' section above includes an informative summary of our responsibilities and the work performed as the basis for our opinion.

Our audit further included among others:

- Performing audit procedures responsive to the risks identified, and obtaining audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion

- Obtaining an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the company's internal control

- Evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the managing directors

- Evaluating the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures

- Evaluating whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation

Communication

We communicate with the managing directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant findings in internal control that we identify during our audit.

We provide the managing directors with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with the managing directors, we determine the key audit matters: those matters that were of most significance in the audit of the financial statements. We describe these matters in our auditor's report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter or when, in extremely rare circumstances, not communicating the matter is in the public interest.

Amsterdam, 12 July 2024

EY Accountants B.V.

R. Koekkoek

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当該会社は各本受益権に保証を付すものではないが、各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券には当該会社による保証が付されるため、当該会社の情報の開示を必要とする。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

本外国指標連動証券に係る保証会社である野村ホールディングス株式会社は、継続開示会社である。

(1)【当該会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第120期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
2024年6月26日 関東財務局長に提出

②【半期報告書】

該当事項なし。

③【臨時報告書】

該当事項なし。

④【訂正報告書】

該当事項なし。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名 称	所 在 地
野村ホールディングス株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

(1) ハンセン指数・レバレッジインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	30,841.69	24,080.11	21,620.88	23,103.58	14,274.76	
	最低	16,327.56	16,665.33	11,776.79	11,890.75	4,536.61	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	8,612.02	8,186.34	7,900.67	7,818.60	7,764.51	6,830.81
	最低	7,662.31	6,566.29	6,553.08	6,590.60	5,991.83	5,772.40

出所：野村証券作成

(2) ハンセン指数・ショートインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	5,670.84	5,524.01	6,056.80	5,047.12	7,011.76	
	最低	4,447.28	4,563.88	4,518.82	3,935.67	4,575.96	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	5,075.59	5,451.57	5,457.90	5,338.71	5,573.65	5,628.63
	最低	4,790.92	4,913.94	4,931.68	4,889.14	4,907.11	5,193.12

出所：野村証券作成

(3) 韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	371.77	264.33	418.96	525.15	416.18	
	最低	213.03	194.78	116.78	371.85	201.94	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	273.84	284.88	293.36	292.03	298.15	286.12
	最低	248.46	256.42	275.32	265.86	260.30	256.11

出所：野村証券作成

(4) 韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	890.83	911.02	1,121.14	531.65	686.14	
	最低	686.00	765.93	523.75	454.61	497.39	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	605.27	597.93	576.03	587.24	595.85	600.33
	最低	577.28	567.51	558.22	561.23	555.22	568.06

出所：野村證券作成

(5) 日経・JPX金レバレッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	17,349.46	21,413.13	36,165.67	33,693.02	47,094.97	
	最低	13,224.51	15,228.30	19,075.25	25,256.59	31,509.46	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	53,096.09	54,777.54	55,614.48	56,143.18	58,199.53	59,135.59
	最低	49,363.08	53,207.82	53,626.73	52,946.52	54,598.33	56,138.84

出所：野村證券作成

(6) 日経・JPX金インバース指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	6,317.04	5,865.28	5,112.78	4,247.21	3,735.99	
	最低	5,546.42	4,888.43	3,628.89	3,626.40	3,030.01	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	2,893.79	2,782.97	2,770.47	2,785.91	2,738.22	2,697.88
	最低	2,787.96	2,743.24	2,719.94	2,706.38	2,651.51	2,629.33

出所：野村證券作成

(7) 日経・JPX原油レバレッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	3,834.26	2,708.95	2,336.99	1,307.79	3,247.08	
	最低	1,208.97	1,432.64	149.37	395.31	1,168.96	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	2,131.22	1,929.34	1,998.02	2,446.27	2,769.20	3,362.15
	最低	1,757.75	1,640.83	1,710.08	1,999.14	2,477.88	2,853.56

出所：野村證券作成

(8) 日経・JPX原油インバース指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	6,315.45	5,578.41	7,784.36	3,360.20	1,648.11	
	最低	3,763.64	4,009.02	3,287.23	1,643.32	821.09	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	936.75	960.54	930.91	851.82	760.34	705.25
	最低	855.97	879.54	852.14	766.25	717.14	648.31

出所：野村證券作成

(9) ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	2,516.59	2,557.92	2,704.76	3,473.29	3,530.90	
	最低	1,587.43	1,707.93	967.14	2,380.04	1,981.78	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	2,603.33	2,595.22	2,602.61	2,741.26	2,750.40	2,594.85
	最低	2,481.35	2,376.55	2,413.63	2,490.93	2,490.37	2,371.09

出所：野村證券作成

(10) ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	355.69	341.05	386.32	218.66	216.91	
	最低	293.31	265.96	214.63	173.99	172.49	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	187.26	190.53	188.83	185.22	184.51	188.42
	最低	182.73	183.02	181.42	176.41	176.11	180.26

出所：野村證券作成

(11) 東証グロース市場250指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	1,355.55	967.92	1,365.49	1,320.73	976.74	
	最低	757.02	824.20	557.86	948.28	615.35	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	766.20	760.64	864.77	818.68	780.62	768.79
	最低	730.43	725.69	747.48	764.04	714.39	712.52

出所：野村證券作成

(12) STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン) の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	6,192.48	5,876.87	5,749.65	6,189.78	7,576.03	
	最低	5,254.96	5,080.21	3,517.58	5,168.56	6,118.92	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	7,439.57	7,501.42	7,634.52	7,957.53	7,990.56	8,052.60
	最低	7,219.62	7,233.53	7,203.85	7,373.37	7,761.13	7,857.48

出所：野村證券作成

(13) S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	524.51	597.95	645.54	804.44	808.33	
	最低	443.47	458.25	388.46	630.89	661.05	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	777.21	778.60	789.98	814.44	809.38	792.23
	最低	755.27	731.12	737.23	779.50	777.04	745.67

出所：野村證券作成

(14) S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	604.85	721.44	762.78	741.64	749.48	
	最低	553.28	573.28	476.26	668.09	585.80	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	688.70	684.71	669.84	678.35	671.16	651.78
	最低	676.99	654.65	644.02	644.78	636.55	619.80

出所：野村證券作成

(15) Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	5,467.50	5,440.90	6,069.20	10,131.75	9,802.55	
	最低	3,930.25	4,172.95	1,933.80	5,744.50	6,602.50	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	8,641.30	9,135.00	9,628.05	10,396.60	10,118.15	10,500.35
	最低	8,053.80	8,632.00	8,988.85	9,757.00	9,575.35	9,754.05

出所：野村證券作成

(16) Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	396.10	381.20	519.00	279.90	246.30	
	最低	337.25	334.05	272.85	205.95	202.45	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	222.45	215.25	210.75	202.35	204.40	202.50
	最低	215.05	209.15	203.65	196.10	198.90	195.35

出所：野村證券作成

(17) 野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数(ネットトータルリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	47,746.38	44,874.06	44,346.51	49,647.93	55,066.87	
	最低	37,031.05	36,732.76	30,206.25	38,674.20	45,283.17	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	59,729.72	62,203.24	67,016.85	70,134.36	71,688.69	77,870.80
	最低	56,423.05	59,679.15	61,476.51	66,188.23	68,537.87	72,492.88

出所：野村證券作成

(18) S&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	288.258	281.344	278.637	322.778	355.329	
	最低	225.787	225.218	194.636	261.267	292.716	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	389.096	407.751	429.328	451.919	465.207	496.938
	最低	365.296	390.173	399.619	425.052	440.376	470.400

出所：野村證券作成

(19) 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	4,172.403	5,471.260	5,536.668	5,700.644	5,564.628	
	最低	3,591.120	4,033.305	2,884.009	4,482.509	4,853.520	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	5,360.195	5,414.859	5,426.201	5,537.730	5,612.798	5,670.667
	最低	5,127.217	5,276.203	5,319.192	5,378.493	5,423.806	5,475.252

出所：野村證券作成

(20) 野村AIビジネス70 (配当課税考慮済指数) の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	38,373.24	34,441.74	34,553.13	41,869.65	43,087.00	
	最低	28,161.23	29,208.32	23,397.85	33,320.78	35,806.38	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	45,407.55	47,387.79	51,135.45	51,776.21	52,154.00	55,227.12
	最低	42,803.05	45,744.68	46,818.69	49,578.98	49,745.04	52,405.16

出所：野村証券作成

(21) 野村日本株高ベータ・セレクト30 (配当課税考慮済指数) の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	25,957.90	19,494.79	23,226.87	29,726.88	31,227.54	
	最低	16,457.87	15,835.26	12,760.43	23,236.82	25,384.19	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	32,671.61	33,314.23	35,460.59	36,779.98	37,742.17	40,082.58
	最低	31,386.19	32,392.08	32,529.96	34,176.83	35,671.33	38,011.39

出所：野村証券作成

(22) 野村日本株低ベータ・セレクト50 (配当課税考慮済指数) の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	27,725.06	27,826.69	27,823.84	31,977.30	32,435.88	
	最低	22,879.73	23,361.87	20,871.32	26,253.31	28,798.51	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	33,830.84	35,786.46	37,328.11	37,446.01	36,847.10	38,324.98
	最低	31,989.51	34,169.03	35,290.35	36,013.13	35,570.83	36,931.73

出所：野村証券作成

(23) ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数 (課税後配当込み) の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	1,820.28	1,684.41	1,670.68	2,065.67	2,027.31	
	最低	1,279.74	1,345.49	1,083.17	1,611.98	1,690.43	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月
	最高	2,181.05	2,259.28	2,383.00	2,427.87	2,445.89	2,502.43
	最低	2,064.29	2,197.08	2,204.65	2,324.24	2,326.55	2,449.35

出所：野村証券作成

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。